

# 「地域ICT利活用モデル」 全国先進事業事例集

地域が抱える諸課題の解決に向けて



平成20年3月

総務省 | 東北総合通信局



# はじめに

ICTは、豊かな国民生活の実現に不可欠な社会経済活動の基盤であるとともに、我が国産業が厳しい国際競争に勝ち抜き、持続的な経済成長を図る上での原動力です。

政府は、都市と地方の格差解消に向けた「地方再生戦略」を決定しました。（平成19年11月30日 地域活性化統合本部）この戦略は、地方の実情に応じ、生活の維持や魅力あるまちづくり、産業の活性化に道筋をつける必要があるとの認識の下、対象地域を「地方都市」と「農山漁村」、世帯数が少なく高齢者の割合が高い「基礎的条件の厳しい集落」の3つに分類し、地方再生を総合的かつ効果的に推進するものです。65歳以上が住民の過半数を占める限界集落のような基礎的条件の厳しい場所では、ICTを活用した遠隔医療の推進や地方バスの復活など、生活機能の維持に重点が置かれています。

総務省が策定した「u-Japan政策」（平成16年12月）においては、政策の基本思想として、「21世紀の社会課題を解決するためにICTを積極的に利活用する段階に歩を進め、社会に役立つ具体的なツールとしてICTをより深く実感できるようになる」ことが掲げられています。また、「u-Japan推進計画2006」においては、ICT利活用の高度化を推進し、「2010年までに国民の80%がICTは課題解決に役立つと評価する社会」の実現を目標に掲げています。

さらに、政府が策定した「IT新改革戦略」（平成18年1月 IT戦略本部）においては、上記の課題に対応する今後のIT政策の重点として、「先進的なモデル地域における利用・活用の具体化を通じ、ITの恩恵・利便を実感できるようにしていくこと」が重要であるとされています。

この様な中、総務省では、地域経済の活性化や少子高齢化への対応等地域が抱えるそれぞれの課題について、ICTの利活用を通じてその解決を促進するためのモデル的取組を委託事業として実施することにより、地域のユビキタスネット化等の促進を図るために、平成19年度新規施策である「地域ICT利活用モデル構築事業」を実施しており、平成20年度についてもその公募を開始しております。

ICTは距離や場所の制約を取り払うとともに、地方公共団体、地域のNPO、地元の企業、関係団体等が連携しICTを利活用して、地域が抱える様々な課題の解決に取り組むことを容易にします。その結果、地方であっても、創意工夫次第で魅力ある地域を実現し、地域の再生や活性化に結びつけることが可能です。

本冊子は、今後の地域情報化を推進するにあたり、平成19年度に実施した「地域ICT利活用モデル構築事業」等の全国の先進事例を地方公共団体等の職員の方々に参考として頂くためにご紹介するものです。

本書が地域情報化及びICTを利活用して地域の課題解決に取り組まれる方々のお役に立つことを心から願っております。

最後になりますが、作成にあたりご協力を賜りました方々に深く感謝を申し上げます。

平成20年3月  
東北総合通信局

# － 目 次 －

(はじめに)

## 「地域 I C T 利活用モデル」全国先進事業事例

### 「地域 I C T 利活用モデル構築事業」事例

#### 【交流・観光】

- 北海道美唄市 ..... 2  
　　＜美唄郷土情報による地域活性化モデル事業＞
- 長野県松本市 ..... 7  
　　＜『WEB サービス技術による、地域参画型観光情報発信流通モデル』＞
- 兵庫県神戸市 ..... 11  
　　＜携帯端末を活用した観光客等支援モデル事業＞
- 島根県海士町・京都府宮津市 ..... 15  
　　＜映像配信システムを利用した交流促進事業＞
- 徳島県神山町 ..... 19  
　　＜かみやまの特色ある文化と双方向のW e b 通信技術を活用した地域活性化モデル＞
- 沖縄県伊江村 ..... 24  
　　＜“情報・人・産業” が織りなす癒しと安心の民泊交流モデル＞  
　　＝民泊事業の活用と地域コミュニティを中心とした観光促進及び高齢者の安心安全を確保する＝

#### 【安心・安全】

- 青森県弘前市 ..... 30  
　　＜快適でふれあいのある雪国生活の実現モデル事業＞
- 千葉県市川市 ..... 33  
　　＜地域連携基盤を活用した安全・安心・健康解決モデル＞
- 新潟県上越市 ..... 37  
　　＜I C T 技術を活用した地域型食育推進モデル＞



○ 岐阜県岐阜市	42
<岐阜市地域防災 I C T利活用モデル構築事業>	
○ 静岡県磐田市	47
<「I C Tを活用した地域防災体制強化モデル事業」>	
○ 岡山県岡山市	52
<岡山市地域 I C T利活用モデル構築事業>	

## 【福 祉】

○ 岩手県遠野市	58
<遠野型すこやかネットワークによる保健福祉情報活用モデル>	
○ 福島県南相馬市	64
<南相馬市 I C T活用在宅介護システムモデル>	
○ 東京都世田谷区	68
<地域 I C T利活用によるライフステージ別地域活動ネットワークシステムの構築>	
○ 山梨県中央市	73
<健康観光 I C T利活用モデル事業 ～ はじめる・つづける健康あっぷ ～>	
○ 三重県津市	77
<I C Tを利活用した子育て支援モデル>	
○ 和歌山県那智勝浦町	83
<介護サービスの適切な提供に向けたネットワークシステムの構築>	
○ 高知県津野町	87
<地域の見守り・助け合い活動への I C T利活用モデル事業>	
○ 福岡県添田町	94
<子育て支援連携システムモデル構築事業>	

## 【総合的地域活動】

○ 東京都三鷹市	100
<三鷹市ユビキタス・コミュニティ推進事業>	
○ 神奈川県厚木市	104
<厚木市地域連携ポータルサイト構築事業>	

- 石川県金沢市 ..... 112  
 <ICTを活用した図書館子ども育成推進モデル事業>
- 広島県安芸太田町 ..... 116  
 <行政のユニバーサルサービス提供に向けた地域情報分析システム>
- 愛媛県松山市 ..... 119  
 <ICT利活用による地域を担う人づくりと地域コミュニティ活性化コミュニティ活性化事業>

## 【地場産業・市街地活性化】

- 富山県南砺市 ..... 124  
 <地域産業の国際展開と定住促進に向けた対面型情報ネットワークによる高度連携基盤形成事業>
- 京都府京丹後市 ..... 128  
 <地域ビジネスSNSを活用した地域情報交流モデル構築事業>
- 熊本県天草市 ..... 132  
 <地域活性化課題解決モデル「Webの駅」天草情報タワー>
- 鹿児島県奄美市 ..... 137  
 <奄美の健康な暮らしに根差したビジネスモデル構築事業>

## 「地域児童見守りシステムモデル事業」

- 山形県米沢市 ..... 142  
 <地域児童見守りシステムモデル事業>
- 東京都小平市 ..... 145  
 <こだいら児童見守りモデル事業>

## 参考資料

- 「地域活性化統合本部会合」 地方再生戦略概要
  - ・ 「地域活性化統合本部会合」 地方再生戦略
- 平成20年度 ICT政策大綱概要
  - ・ 平成20年度 ICT政策大綱
- 平成20年度 「地域ICT利活用モデル構築事業」
  - ・ 平成20年度 「地域ICT利活用モデル構築事業」 実施要領



# 「地域ICT利活用モデル」 全国先進事業事例

## ○「地域ICT利活用モデル構築事業」事例

- 交流・観光
- 安心・安全
- 福祉
- 総合的地域活動
- 地場産業・市街地活性化

## ○「地域児童見守りシステムモデル事業」事例







「地域ICT利活用モデル」全国先進事業事例

「地域ICT利活用モデル構築事業」事例

## 【交流・観光】

- 北海道美唄市
- 長野県松本市
- 兵庫県神戸市
- 島根県海士町・京都府宮津市の連携
- 徳島県神山町
- 沖縄県伊江村

# 北海道美唄市：美唄郷土情報による地域活性化モデル事業

## 地域の解決すべき課題

美唄市は三菱・三井炭鉱など多くの炭鉱産業によってピーク時には人口9万人を有しました。しかし、炭坑閉山後には夕張などの近隣旧産炭地と同様に地域産業の衰退が懸念されましたが、石炭産業以外の農工一体の産業構造を目指し、企業誘致や新産業創出とともに土地改良事業等で優良な農地を拡大し、道央穀倉地帯としての地位を確立してきました。

美唄市は「美唄21世紀まちづくりプラン」に基づいて、産業、文化と交流、健康や自然との調和などについて施策を行っております。

- ・ 観光 『アルテピアッツァ美唄』 → 旧炭鉱地域の廃校校舎を利用した芸術・文化の広場
- 『宮島沼』 → 渡り鳥のマガンが6万羽居留するラムサール登録湿地
- 『炭鉱メモリアル公園』 → 旧三菱炭鉱跡地につくられたメモリアル森林公園
- ・ 農産品 『おぼろづき』 → 道産米での初の「全国米・食味分析鑑定コンクール」金賞
- 『ハーブ米』 → 環境型農業としてあぜ道にハーブを植え、低農薬化を図る
- 『ハスカップ』 → 原料とした「ドラキュラの葡萄」が北海道を代表する土産品に
- 『美唄アスパラ』 → 「甘くて柔らかい」が有名、昨年こもれび栽培の普及等で表彰
- ・ 特産品 『なかむらのとりめし』 → 美唄の中村町の郷土料理で、「北海道産業貢献賞」受賞
- 『米粉』 → 他地域に先駆けた、パン、ケーキ、麺などの加工研究開発
- 『美唄やきとり』 → 独特な焼き鳥は大人気、室蘭市との焼き鳥対決が話題に
- ・ 交流 『ピパの湯ゆーりん館』 → 交流拠点施設として宿泊、日帰り温浴が可能な温泉を創設
- 『美唄市体験交流館』 → 「登り窯」も備え、本格的な陶芸体験が可能な施設
- 『各種イベント』 → 「さくらまつり」「百万凧まつり」等に市外からも多く参加

このような発展的状況にあいながらも、美唄市の知名度はまだ薄く、観光や特産品、農産品などの素晴らしい地域資源を多くの方々に認知してもらうことで、魅力あるまちづくりを進めることが重要課題であると考えます。

魅力あるまちづくりを進めるための具体的な課題を主に以下のものと考えます。

### 【特産品・農産品】

北海道の田園風景が広がる穀倉地帯にある美唄市は農産品や特産品に対する研究向上心も高く、また「なかむらとりめし」など先人達の開拓の歴史によって育まれた、価値の高い特産品も存在します。しかしながら、売るための工夫や資源の価値などの意識が低く、他地域のブランド産品には大きく水を開けられています。

## 【観光資源・情報】

天皇・皇后両陛下がご来訪され、自然と芸術・文化が調和した「アルテピアッツア美唄」やラムサール条約登録湿地であるマガンの寄留地「宮島沼」、炭鉱遺産のたて坑を生かした「炭鉱メモリアル公園」など、社会的に評価の高い観光資源がありながらも、なかなか知名度が上昇していない状況です。

## 【交流環境】

「美唄グリーンツーリズム研究会」や「美唄こめこ研究会」、「びばい炭鉱の記憶再生塾」、「美唄市自然エネルギー研究会」など多く民間団体があり、それぞれが独自に熱心な活動を行っていますが、現時点では情報を共有する機会もなく、さらに他の地域との情報交換も見られません。

## 事業内容

## 【特産品および農産品等のブランド化に向けた地域課題を解決するための取り組み】

- ・ ブランディングの推進、DB化
 

売るための工夫や資源の価値を再発見する為に、アグリビジネスや野菜ソムリエなどの専門家による講習会、およびブランディング指導を行います。地元生産者のビジネス意識向上および販売促進をめざし、その講習会の内容や指導の成果をDB化し情報共有、公開します。
- ・ ローカルレシピのDB化
 

食材や特産品の販売促進を支援するために、住民による郷土料理など農業生産物を利用したローカルレシピを作成し、DB化し情報共有、公開します。
- ・ 生産者情報のDB化
 

販路の拡大と促進、安心・安全な食を提供するため、特産品・農産品の生産者情報をDB化し、買った人がインターネットをとおし、容易に生産者の顔や生産過程、商品へのこだわり、美味しい食べ方などの情報を確認できる環境を構築します。

## 【観光資源・情報等の課題を解決するための取り組み】

- ・ 観光情報の収集とDB化
 

評価の高い美唄の観光資源を理解し共感してもらう為に、点在しているそれぞれの観光情報（アルテピアッツア、宮島沼、炭鉱メモリアル公園など）を一元的に集約、炭鉱まちだった当時の記憶、写真などを収集してDB化および情報共有、公開します。

## 【交流環境の課題を解決するための取り組み】

- ・ 生産に係る知識・技能のDB化
 

様々な生産物の安心・安全への関心が高まる中、消費者に信頼される安全で良質な農産品、特産品づくりや、安定した経営確立のため優れたバランス感覚を持つ、担い手の育成・確保が求められています。新規就農者や地域産業の新たなコミュニティが発生し、経営確立の財産として活用できるべく生産に係る知識や技能を社会資産としてDB化、共有できる環境を用意します。
- ・ 地域コミュニティ
 

組織内での情報共有やスポーツやレクリエーション、地域間の交流などを促進し、郷土の情報を蓄積可能とする会員制コミュニティとしてのSNSを提供します。



『美唄郷土ポータルサイト』を構築

上記の各「課題を解決するための取り組み」で収集しDB化された様々な郷土情報（農産品・特産品のブランド情報、ローカルレシピ、生産者情報、観光情報、生産知識、技能など）を活用し、平成19年度は『美唄郷土ポータルサイト』（以下ポータル）を構築します。

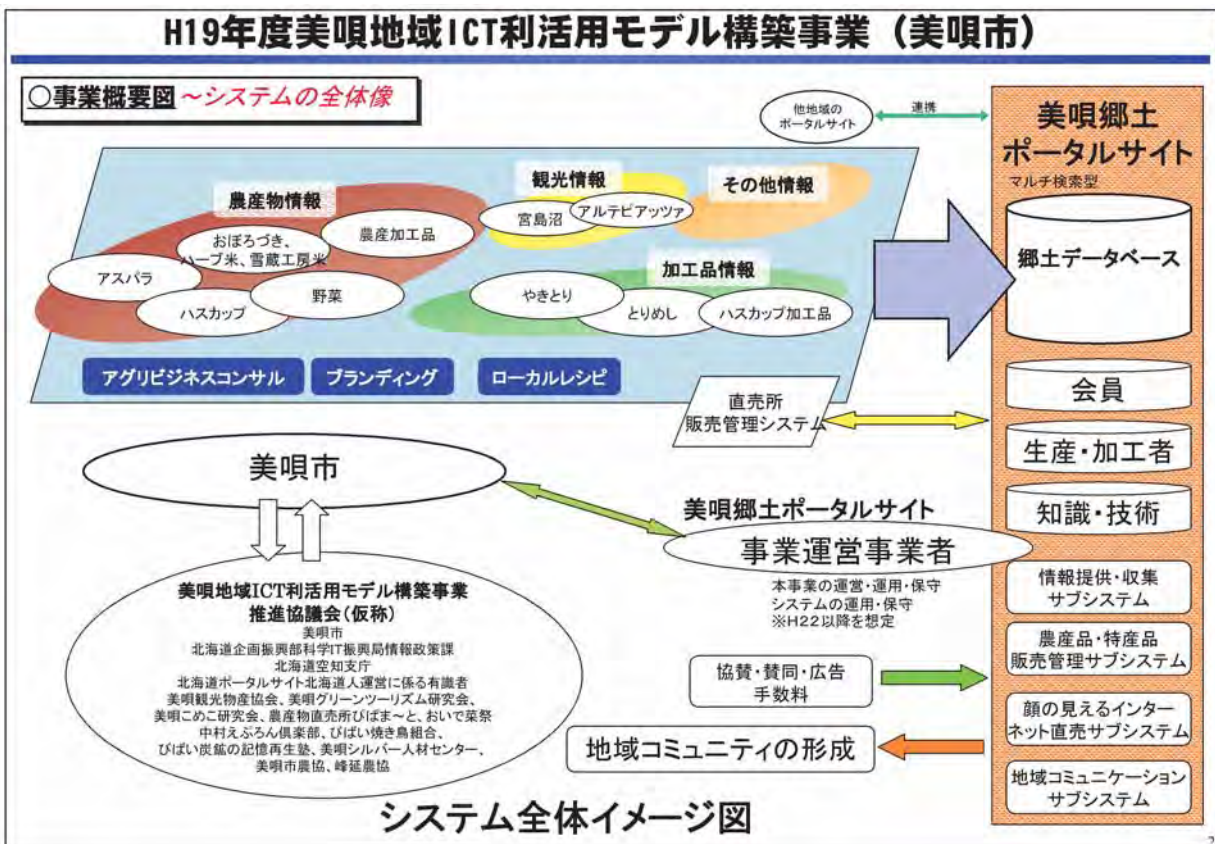
このポータルは「美唄ファン」としての会員が集う、参加型サイトで、旧来の事業者からの情報垂れ流し型ではなく、会員みずから情報配信できることで、新鮮な機動性の高いポータルをめざします。

ポータルでは新たに構築するインターネット直売システムによる農産品・特産品のインターネット販売や農産品・特産品販売管理システムによる農産物直売所（あおぞら市場）でのリアルな販売との情報連携機能を実現し、商品には生産者情報等の郷土情報という価値を付加するものです。

また、今はまだ他の地域で生活を営んでいる、かつて9万人いた美唄市の住民に、現在の美唄市の情報を提供し、「住んでいた周辺地域はどうなっているのか」など、あらためて「美唄ファン」になってもらうこと、などを想定しています。

郷土の住民や、かつて住んでいた住民、様々な活動を行う産業団体などのコミュニティを形成し、交流を促進するSNSやブログの機能を提供することで、このポータルから「美唄ファン」の輪が広がることを目指します。

事業概要図





## 事業の先進性

本事業は、「特産品・農産品のインターネット販売」、「あおぞら市場での販売支援」、「観光情報提供」、「地域コミュニティ」など、それぞれの事業は一般的であり決して先進的ではありません。

しかしながら北海道の代表的な穀倉地域をモデルとして、地域おこしに必要と考えられる前述の機能を、郷土データベースの資源を地力を持つ地域ポータルで実現することは先進的な事例であると考えます。

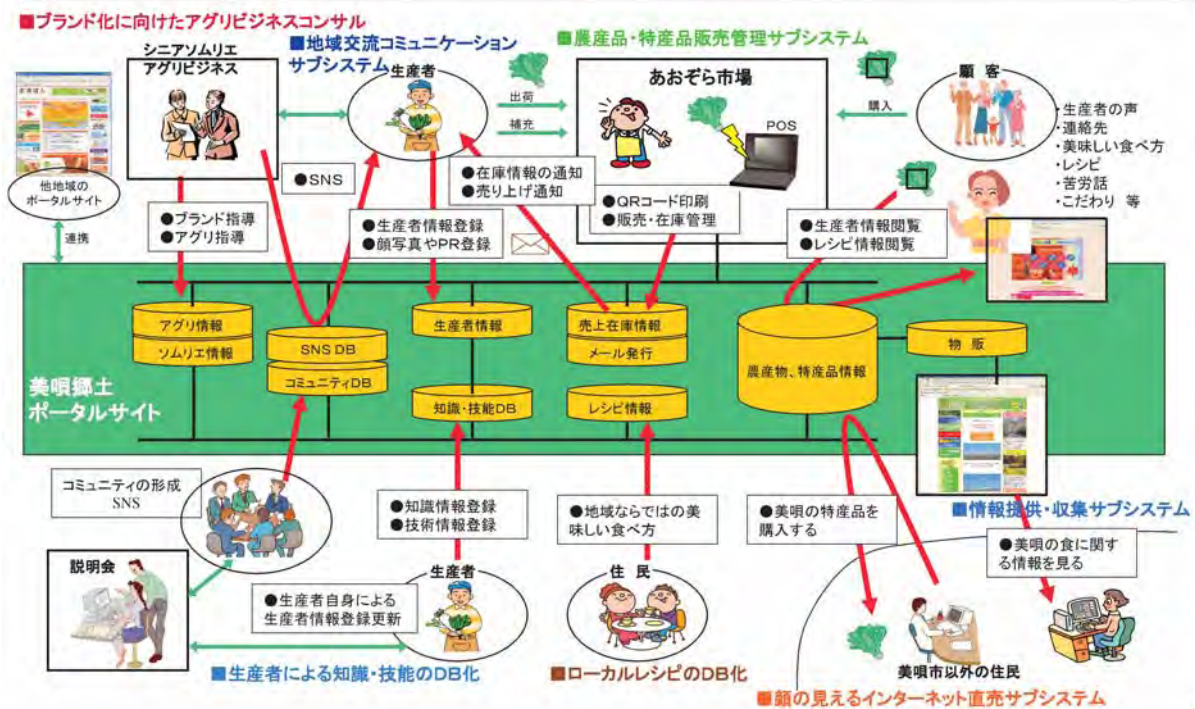
従来の地域おこしで構築されるポータルサイトが失敗する事例で最も多いケースは構築後の維持が出来ないことだと考えます。

本事業で作成するポータルに利用されるコンテンツは、基本的に「美唄ファン」の投稿によるもので、この投稿記事を公開できるかを審査するのも「美唄ファン」で行います。

この様に事業の維持・運営の体制作りには最低限の管理コストのみで運用できるように考慮した構造は、先進的な統合機能に加え、独創的で地域にかならず必要とされるモデルであると考えます。

## H19年度美唄地域ICT活用モデル構築事業（美唄市）

### ○情報通信システム概念図



## 平成 20 年度以降の事業内容

美唄市は『美唄 21 世紀まちづくりプラン』の後期基本計画（H18～H22 年度）を策定し、産業、文化と交流、健康や自然との調和などについて施策を行ってきました。やさしさと健康、自然との調和、文化と交流について平成 18 年に策定された『スポーツ・レクリエーションのづくり』後期計画で既に取りまとめているものですが、産業（農業、工業、産業、観光振興）に

については、ICTを活用することでより効率的効果的に政策支援すべく検討しています。

『美唄 21 世紀まちづくりプラン』5つの柱の一つである「豊かで活力ある産業が広がるまちづくり」の農業分野における推進方策は「豊かでクリーンな農業づくり」が推進方策となっております。

その方策では、19 年度に本事業として行う、特色ある農産物のブランドづくりや地産地消の推進などが示されております。

また、商業・観光分野における推進方策は「活気ある商業・観光づくり」であり、この方策では観光資源を結んだ循環観光、賑わいのあるまちづくりが示されており、ポータルによる知名度アップや、それに伴う実際の観光客の誘導を目指します。

## 照会連絡先

〒072－8660 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号  
美唄市農政部農政課  
TEL：(0126) 62－3131  
E-mail：soumu@city.bibai.lg.jp



# 長野県松本市：『WEB サービス技術による、地域参画型観光情報発信流通モデル』

## 地域の解決すべき課題

松本市は、平成17年4月に四賀村・安曇村・奈川村・梓川村の周辺4村と合併し、行政区域の面積だけをとっていても約3.5倍になるなど、本市を取り巻く環境は大きく変化しました。観光面においても、旧松本市の様々な観光資源に加え、旧村々が保有していた「上高地」「乗鞍高原」をはじめとする素晴らしい観光資源を新たに有することとなりました。この恵まれた観光資源をいかにして広く伝えていくかが大きな課題です。

さらに、地域の観光を取り巻く傾向は、見る観光から体験学習型・目的型の観光へ、団体・グループの観光から個人の観光へと、質的な変化が現れてきています。こういった、観光客の多様なニーズと観光形態の変化へ対応していくことも課題と言えます。

松本市では、こういった観光を取り巻く状況に対応した施策を、市民や観光関連団体（産業）と協働で進めていきたいと考えています。市民の参画や、旧市・旧村を基盤に活躍されている観光関連団体間の連携が図れる環境を整えていくことが課題です。

（課題の整理）

- ① 新たな観光資源の発信と、既存の観光資源との一体感の醸成
- ② 観光客の多様なニーズと観光形態の変化への対応
- ③ 観光関連団体間の連携と、さらなる市民参画の推進

## 事業内容

本事業で取り組む観光情報発信流通基盤のシステムの全体像は以下のとおりです。これらシステムを、平成19年度から21年度の3カ年にかけての総務省からの地域ICT利活用モデル構築事業の委託を受け開発し、開発完了したのから順次サービスへリリースしていくことを計画しています。

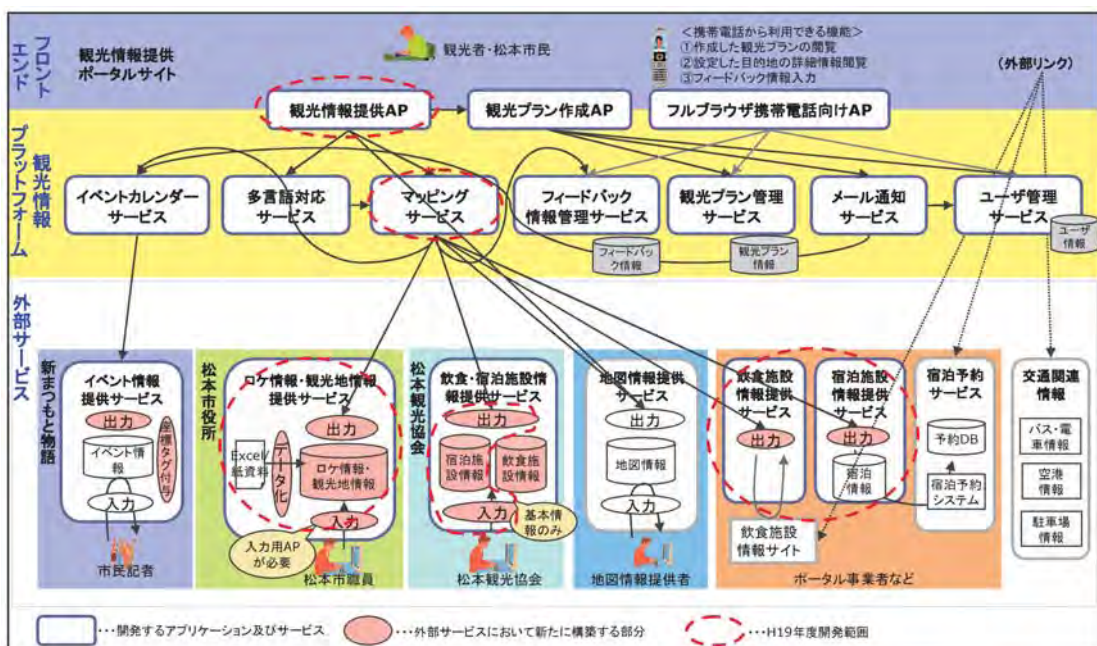


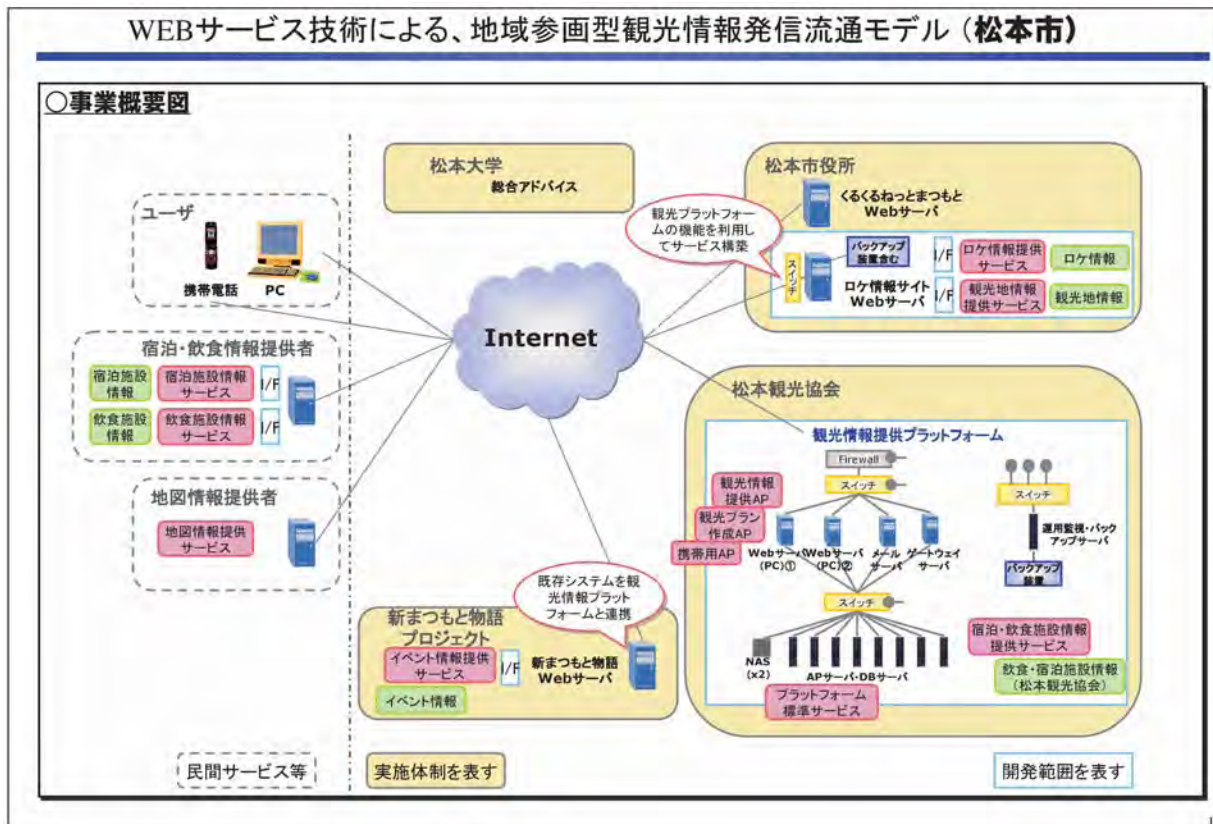
図 観光情報発信流通基盤全体像

このうち、平成19年度には以下の内容に取り組みます。

- 観光情報発信流通基盤の全体検討、設計
- 観光情報発信流通基盤の基本的部分の開発
  - ・観光情報提供アプリケーション（基本表示 / 検索）
  - ・マッピングサービス
- コンテンツの作成
  - ・観光地情報の作成
  - ・宿泊情報の作成
  - ・ロケ地情報の作成
- ロケ地情報サイトの構築
- 民間ポータルサイトとの連携
- 市民・利用者の参画方法についての検討
- 既存の松本市公式観光ポータル「新まつもと物語」の観光情報プラットフォーム対応に関する検討

この平成19年度の取り組みによって、3で整理した課題のうち、「①新たな観光資源の発信と、既存の観光資源との一体感の醸成」の解決を図ります。また、課題②、③に対しては、平成20年度以降の解決へ向けた取り組みの基礎となる検討、コンテンツの作成を行うものです。

## 事業概要図





## 事業の先進性

本事業が先進性を有すると考える部分は大きく2点あります。1つは官民連携に関して適用しようとする技術の先進性であり、もう1つは市役所を中心としない運営体制の先進性です。

まず、適用しようとする技術の先進性についてであります。今回構築を提案する観光情報プラットフォームは、昨今急激に普及したブロードバンド回線を活用し、標準化の進む Web サービス関係のプロトコルや SOA のアーキテクチャを用いることで実現を指向するものです。従来型のシステムでは、有益なシステム連携を実現しようとしても、相手方のシステムごとに専用の API、回線等を整備しなければならない場合が殆どであり、これらの専用 API による連携は API 開発自体の負担もさることながら、システムの複雑化を助長し、運営主体にとっては、維持管理コストの増大を招く要因になっていました。

民間と多くの連携を行うことで様々な付加価値創出の可能性を有する観光事業に関しては、このようなシステム連携にかかる負担の大きさは、サービス内容充実の大きな妨げであったと言えます。

近年、提唱される SOA のアーキテクチャや SaaS 等の考え方は、個々のサービスを利用したい単位（あるいは将来再利用可能な単位）に分離し、独立したサービスとして実装（あるいは提供）することで、重複投資を回避するとともに、再利用性の向上、利用者側の利用方法の柔軟性の確保等を図るものです。本事業では、官民連携の実装にあたって、連携の中心に SOA のアーキテクチャに従った、機能独立性の高いプラットフォーム標準サービスを提供することで、情報提供サイトの画面実装等の自由度や改修の容易性を確保し、外部サービスとの接続容易性も同時に確保することを指向しています。（サービスのレイヤリングとサービス接続規約の標準化）

また、観光情報プラットフォームに搭載する個々のプラットフォーム標準サービスは、特定のデータベースに依存しないもののみで構成しようとしており、この点からも、実装の自由度、維持管理コストの低廉化等を図ることが可能であると想定しています。

運営体制の先進性についてですが、松本市においては、従来の取り組みの中で、市民団体と連携した観光公式ポータルサイト「新まつもと物語」の運営体制を既に確立していますので、本事業の実施にあたっては、これらの経験を活かしたいと考えています。具体的には、松本観光協会など非市役所のプレイヤーを運営体制の中心に据え、市役所は、長期的には、市役所でしか提供できない情報の提供者として、外部の協力者という位置づけで運営体制に参画するという体制です。

このような運営体制とすることで、民間活動の自由度と、市民の参画意識を向上させることができると考えています。

## 平成 20 年度以降の事業内容

観光客の利便性を向上させるため、観光プラン作成アプリケーションを開発・搭載する予定です。観光情報発信流通基盤の高度化を図ってまいります。具体的には、観光客が観光プラン

を作成できるサービスを構築し、観光ルートに合わせて周辺の飲食店情報や宿泊情報が連動して表示されるような仕組みを提供していく予定です。

また、観光情報発信流通基盤の普及活動と、自律的運営に向けた体制の検討も進めてまいりたいと考えております。

## 照会連絡先

〒390 - 8620 長野県松本市丸の内3番7号  
松本市総務部 情報政策課  
TEL : (0263) 34 - 8348  
E-mail : jouhou @ city.matsumoto.nagano.jp

## 兵庫県神戸市：携帯端末を活用した観光客等支援モデル事業

### 地域の解決すべき課題

本市は平成5年議決の「新神戸市基本構想」（目標年次平成37年）を都市づくりの基本理念としており、それを実現していくため、平成7年～平成22年の「第4次神戸市基本計画」に基づく中期計画「神戸2010ビジョン」（目標年次平成22年）を平成17年に策定しました。

本ビジョンにおいては、震災後10年を経過し社会経済環境が変化する中で、「2010年の神戸の将来像」として、「市民もまちもいきいき輝く 豊かさ創造都市こうべ」を掲げました。

神戸らしい豊かさとして、近年、関心が高まっている「安全・安心」と「健康」をその基礎とし、創造性の源泉となる「交流・融合」をその原動力と位置づけ、この3つのキーワードを構成要素としました。

#### 【安全・安心】

「安全・安心」のうち、特に「安全」については、震災や風水害などの自然災害への「減災」の視点に立った対応や、近年関心が高まっている健康危機や地域での防犯活動といった様々な危機への対応を図っていくこととともに、震災の経験や教訓を生かしながら、安全都市づくりをさらに高め、内外や次世代に対して情報発信をしていくという観点が重要です。

また、「安心」という観点からは、少子高齢化が進む中、高齢者や障害者が安心して暮らせるまちづくりや、安心して子育てできる環境づくりが不可欠であり、それらを総合化したユニバーサル社会の形成に向けた先導的な都市づくりを進めることも重要です。

#### 【交流・融合】

「交流・融合」については、「集う」という観点からみていくことが重要であり、家庭での家族のだんらんから、協働と参画のまちづくりにつながる地域での集い、都市レベルや国内外も含めた人・物・情報・文化などあらゆるものが集うまちづくりなど、重層的に捉えていく必要があります。

特に、神戸においては、港を通じた交流を生かして発展してきた神戸の歴史的な特性をさらに伸ばしていくといった点や、優秀な人材を集め、育て、輩出していく知的ネットワークの構築、さらには、21世紀の大交流時代を迎えるにあたっての観光交流都市づくりが重要な課題です。

本モデル事業では、解決を図る課題として、交流・融合においてはその結果である観光の振興に、また安全・安心においては、ユニバーサル社会の形成につながるよう生活支援サービスの確立に視点を当て、ICTを活用した事業を実施します。具体的には、以下の課題に着目します。

- ①観光振興においては、市街地、港、有馬など市内各地に多種多様な観光資源を有する神戸では、回遊性の向上と滞在型観光の振興の取り組みが必要であり、そのためには、観光客が自ら足を運ぶための環境整備が求められます。
- ②ユニバーサル社会の形成につながるよう、特に市民の日常生活行動の支援が求められています。日常の買い物は、起伏の多い本市の特性上、高齢の市民等にとっては支援サービスの充実が必要とされます。



## 事業内容

本モデル事業で解決を目指す地域課題は、①観光振興における回遊性の向上、②日常生活行動である買い物の支援による地域の利便性向上の2つです。本モデル事業では施設情報や位置情報などの「特定の場所にかかわる情報」を現場で受発信できる情報基盤を整備します。

### (1) 観光振興における回遊性向上

回遊性の向上のためには、観光客自らが回遊しようという動機付けと回遊しやすい環境づくりが必要です。そのために、ICTを活用して観光客の移動を支援する情報の提供を行います。

具体的には2次元コードと携帯電話を活用し、主要観光地域を対象として

- ・施設案内や商店街、地域の情報の提供、
- ・目的地までのルート案内や交通案内、
- ・観光スタンプラリーへの利用、[MSOffice1]
- ・施設情報、地図情報の英語対応を行います。

### (2) 市民の買い物支援

高齢の市民などにとっては、日常の買い物で重たい荷物の持つ帰りに苦勞します。また、通信販売や食品宅配、店舗からの配達サービスなどを利用する場合、配達に来るまで拘束されたり、不在時に食品が玄関先に置かれていたり、不便な面があるほか、伝票に送付先や品名などが明記されているため、プライバシーへの配慮など、配送サービスの質の向上が求められています。

位置にかかわる情報を電子的に管理することにより、①配達時、とくに不在時において配達日時の指定などきめ細かい指示の実行、②伝票への個人情報の記載の排除ができる高度な配送モデルの実現をめざすことで、市民にとってより便利で安心な買い物支援の環境づくりをすすめます。

## 事業概要図





## 事業の先進性

本事業は、空間コードを用いた位置情報提供のための共通基盤を構築し、観光客等に情報提供を行うものであり、他の自治体においても同様の課題解決に資するものですが、このようなシステムについては、現在実現に至っていないものであり、本事業が先駆的な役割を果たすものです。

- 統一した位置情報を基本としているため、情報の管理が容易であるとともに関連する情報を有効に連携させることができます。
- 2次元コードに複数の位置情報を持たせることで、1回の読み込みで、現在地、目的地の情報や目的地までのルート案内ができ、操作の容易性、スムーズな情報提供ができます。
- 位置情報が多用途に活用できます。

(参考) 本事業で利用する位置情報とは

本事業では、ユビキタス空間基盤という実空間とネットワーク空間を結びつけて情報を管理・活用する情報基盤を利用し、以下のような先進性をもちます。

### (1) 複数の用途で活用可能な共通基盤を形成

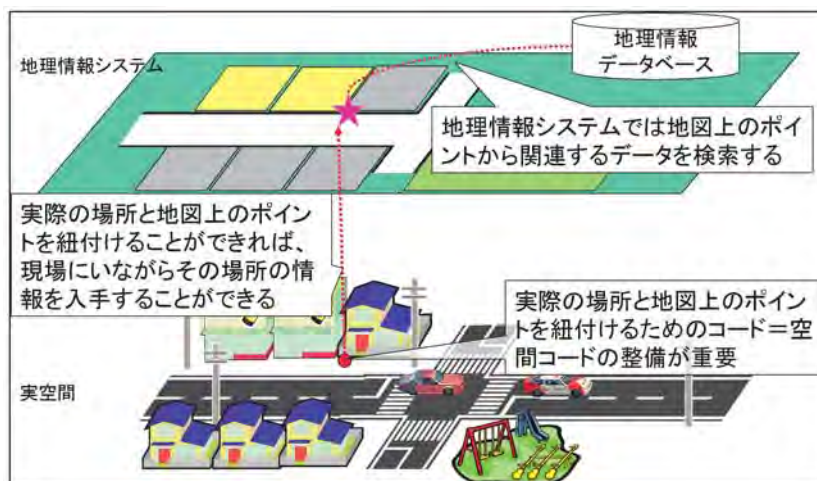
空間に一意に対応する空間コードを採用することにより、その場所に関わるあらゆる情報を紐付けて管理することが可能であるため、行政・民間・市民を問わずその情報を容易に活用することが可能となります[MSOffice2]。これを広く整備していくことにより、将来に向けた地域の情報基盤として活用が可能になります。

### (2) 必要な情報を必要な人だけに提供することができます。

セキュリティ技術の活用によりデータベースへのアクセスを制限し、利用者の個人情報などを保護します。また、ユビキタス空間基盤で使用するuコード自体には、個人などを特定する情報などはありません。

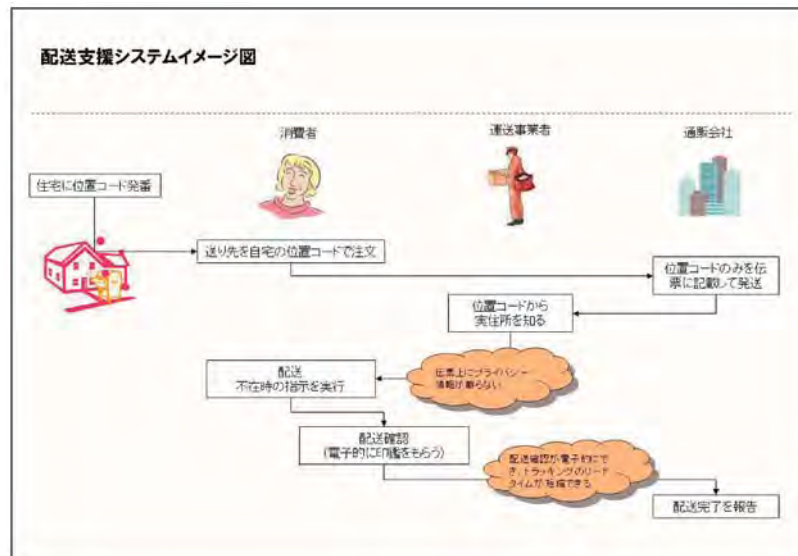
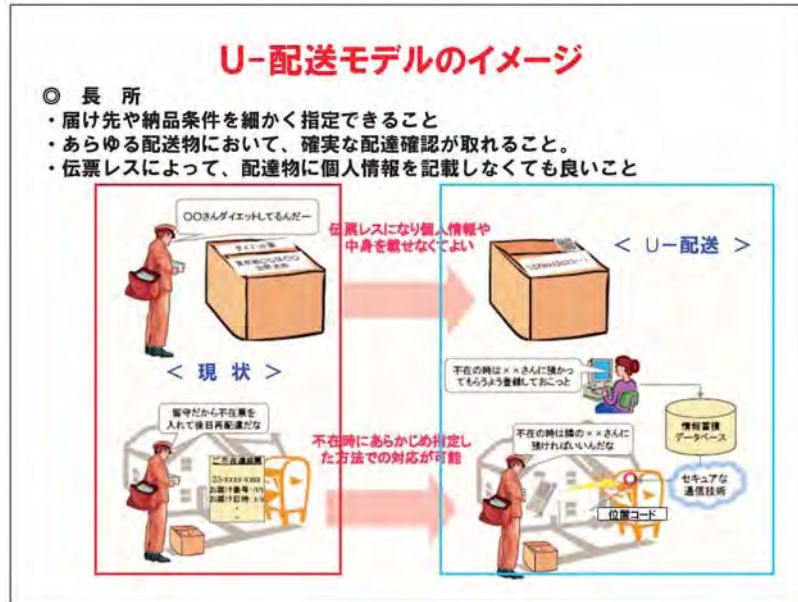
### (3) 他の位置情報との連携が可能

このユビキタス空間基盤が採用するuコードは、128ビットという膨大な情報空間であるため、建物内部の詳細な空間に対しても、空間情報を発行することが可能です。また、GPSや既存のGIS等の地理情報システムとの連携が容易です。例えば緯度経度情報、郵便番号、住所番号、GLNなどの異なる位置情報体系を関連付け、用途に応じて利用者へ供給できるため、多様な利用分野（観光・物流・災害対策・広告・交通など）に活用できます。このような試みは世界初であり、先進性は非常に高いものです。



## 平成 20 年度以降の事業内容 (予定)

位置情報を利用した経路案内や観光ラリーなどを引き続き行うとともに、提供する情報の内容を充実させ、観光客が施設を巡りやすくなる環境を整えていきます。さらに、手ぶらでの観光や高齢者の買い物が楽になるよう、土産品や生活用品などの配送について、実証実験も予定しています。



## 照会連絡先

〒 650 - 8570 神戸市中央区加納町 6 - 5 - 1  
 神戸市企画調整局情報化推進部  
 TEL : (078) 322 - 5042  
 E-mail : johoka @ office.city.kobe.jp

## 島根県海士町・京都府宮津市の連携： 映像配信システムを利用した交流促進事業

### 地域の解決すべき課題

海士町は、1島1町からなり、平成の合併において、離島同志の合併には、メリットが見出せず、単独の道を選ばざるを得なかった地域です。また、離島故に、島の生産物を出荷するにあたり、輸送の時間、コストと言った障害を生じ、既存の流通には乗せることができない地理的ハンディキャップを内在しています。

戦後のピーク時に約7,000人の人口が現在は約2,500人まで減少しています。この人口の下では製品の大量生産はかなわず、少量生産ながらこだわりの品として差別化を図る必要があります。

また、流失した人口が団塊世代以降であり、島に残ったのは、その親世代と、わずかにUターンしてきた方々です。従って、空き家が少なく、新たな住宅を作ろうにも宅地は少なく、定住人口を増やそうにも現在では受け入れ態勢が整わない状態であり、交流人口をより増やさなければならない状況にあります。

一次産業の立て直しには観光振興は欠かすことはできませんが、離島ブーム、太平記ブームを経た今日、移動にかかる費用が海外旅行より高くつくことから、入り込み数は低調です。

宮津市もまた、平成の合併において単独の道を選ばざるを得ませんでした。古くから城下町として栄え、また、日本三景天橋立を有するなど観光資源には恵まれています。京阪神等大都市圏との距離から二次産業企業等の立地が進まず、また、高等教育機関がないこともあって、戦後のピーク時に36,000人であった人口が21,000人にまで減少しています。

市域の基幹産業でもある観光は、近年260万人前後の入り込みで推移していますが、滞在型観光地とはなり得ていないことから、観光消費額は1人当たり3,000円前後と近畿圏内の観光地に比べて低調となっています。

### 事業内容

#### ○住民ディレクターの育成と映像配信システムの構築

住民ディレクター（地域紹介映像作品作成者）の育成と映像コンテンツの作成

各地域（海士町・宮津市）において、住民ディレクター養成講座を実施し、住民自らが地域の魅力を発見し、映像（デジタルコンテンツ）を撮影・編集・作成することにより、地域企画力・想像力を養い地域力を高めると共に、パソコンスキル・ICT知識と技術の習得を図ります。

＜目標＞ 海士町：70名（最終目標250名）宮津市：30名（最終目標500名）  
コンテンツの作成 月2本

#### ○広域映像配信システムの構築

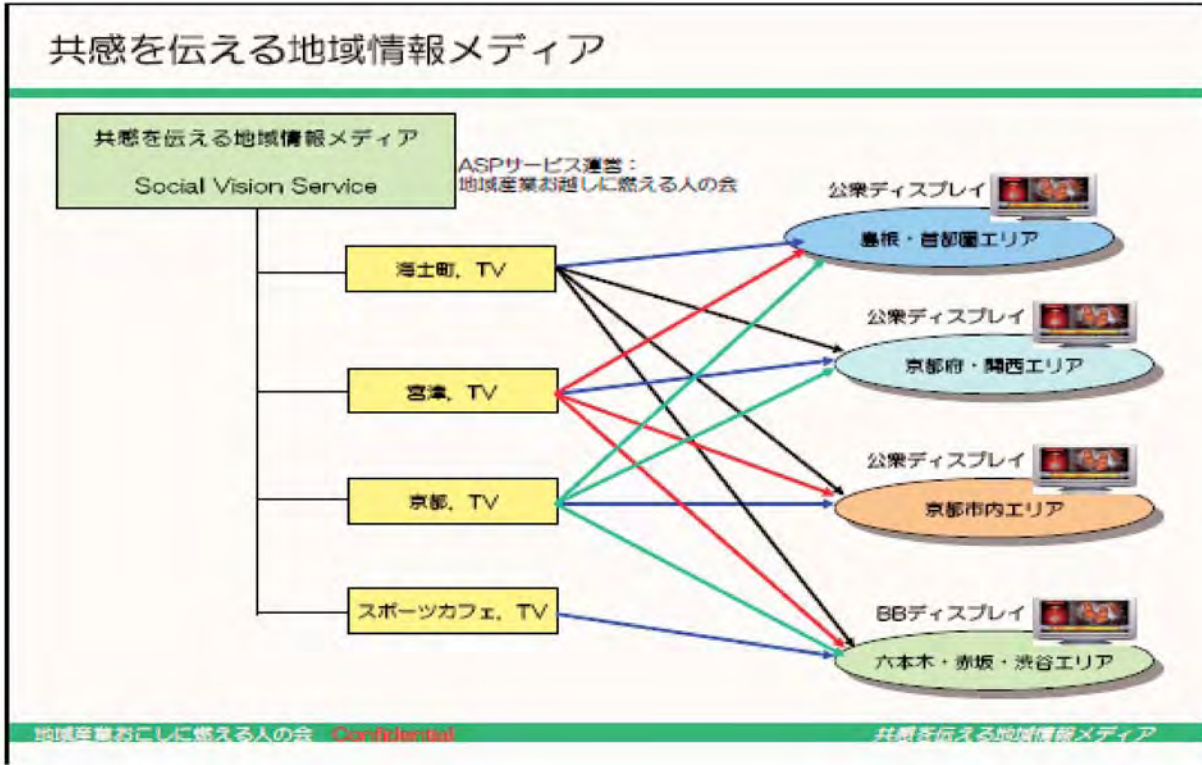
各主体（海士町・宮津市・地域産業おこしに燃える人の会・北近畿ダング鉄道）により運営実行委員会を設立し、住民が作成した映像（デジタルコンテンツ）を配信するシステムを構築します。このシステムは、当面は実行委員会エリアの地域で利用となりますが、最終的に全国地域でも利用可能なシステムとします。システムの構築と平行して各地域（京都市内・

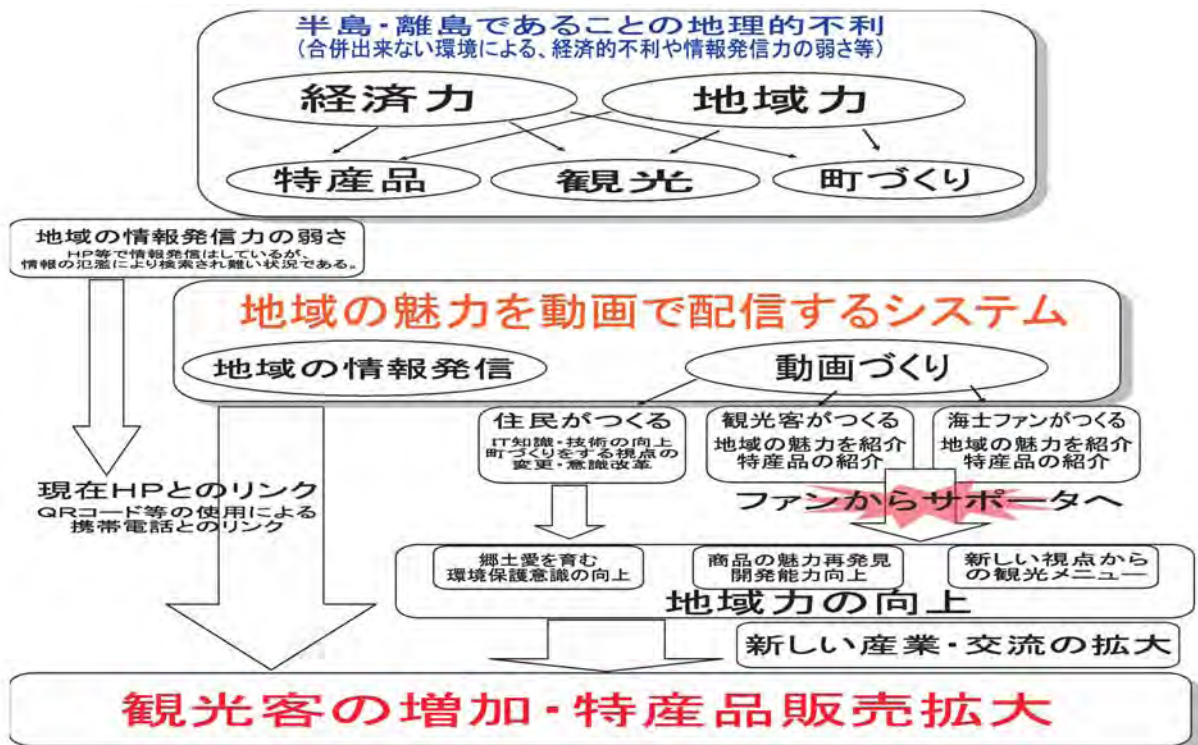


首都圏・島根・丹後地域)の様々な施設(駅・空港・パブリックスペース・ショッピングセンター等)へ公衆ディスプレイの設置協力を依頼し設置を行う予定です。

- <目標>
- 運営実行委員会の設立・映像配信システムの構築完了
  - 公衆ディスプレイの設置 10台
  - 映像コンテンツの配信
    - 番組の時間:1時間番組を、繰り返し放映
    - 番組編成内容:毎月更新
    - ロケーション属性
- 10の各地に設置した公衆ディスプレイのロケーション属性にフィッティングさせるために、それぞれの地域特性を生かした番組編成を行います。
- 海士町:6配信エリア 宮津市:6配信エリア

## 事業概要図





## 事業の先進性

離島、半島においては、環境的な要因から市町村合併を行うことが厳しい現状があります。また、交通整備の遅れ等の理由により産業が活性化されず経済的に厳しい状況もあります。さらには、少子高齢化・過疎化の問題により若者が少ないためICT化が遅れており、情報発信力の弱さが著しい現状です。現行のインターネット環境においては情報を発信するものの情報量の増加により検索性は非常に悪く、情報発信力の弱い地域にとっては好機を得難い環境と言えます。

マスメディア等を利用し情報を発信した際、注目度は高まり効果が見込めますが、これは一過性のものであり継続するには莫大なコストが掛かります。

本事業で、広域情報配信システムを構築することにより、各地域が放送局を持つ状態となり、発信したい情報を継続的に発信することができます。またコスト面においても、発信するコンテンツの中へ民間企業等の広告を取り入れることにより、新たな利益を発生させる事が可能となります。

住民の方々には、映像製作・発信の視点からICTの意味を知って頂き、知識を高める機会となります。また、他地域の方々と交流を活発に行うことから、新しい視点が生まれ、ものづくり、人づくり、町づくりに活かされてくると思われまます。

地域においては、交流イベント等による観光客の増加、特産品の販売数増加が見込め、さらには、情報の共有・交流によるコミュニケーションの増加より、定住者の増加、新たな特産品の開発、起業者の増加を生むことが出来ます。



## 平成 20 年度以降の事業内容

海士町、宮津市には、有線・地域ケーブルテレビ会社は有りませんが、全国に多数存在する有線・CATV 会社との連携を推進します。有線放送に関しては、衛星を利用した情報配信等を行っており、カーナビ等へ映像を付加した形での地域情報を送信できるものと考えております。CATV に関しては 2011 年には、現在の放送はすべて、デジタル放送に移行し、通信と放送の障壁は消滅すると考えられます。本事業で作成したコンテンツは、地域密着型であり、全国の CATV 会社が放映するコンテンツとしても価値が高いことから、二次、三次利用に提供していきます。

加えて既存の民間映像配信サイトとの連携もまた有効と考えられます。ユーチューブやギャガなど国内外を問わず、有力サイトが存在しており、本事業のように、地域での住民ディレクターとして教育されたスタッフが作成した地域コンテンツは魅力的コンテンツとなりますので連携を進めます。

平成 20 年度は次の事を実施します。

- ①住民への I C T 知識と技術普及を図り、住民ディレクターを養成するとともに、地域発の動画コンテンツを作成。
- ②住民以外のファンをサポートディレクターとして獲得。
- ③映像配信システムと SNS 機能を連携させるとともに、スポンサーを獲得。

## 照会連絡先

【海士町】（代表団体）

〒 684 - 0403 島根県隠岐郡海士町大字海士 1490 番地

海士町役場 産業創出課 大江

TEL : (08514) 2 - 1832 FAX : (08514) 2 - 0358

E-mail : ooe-kazuhiko@town.ama.shimane.jp

## 徳島県神山町：かみやまの特色ある文化と双方向の Web 通信技術を活用した地域活性化モデル

### 地域の解決すべき課題

神山町では過疎、高齢化が進んでおり、産業の生産性が著しく低下しています。かつては基幹産業であった木材、農産物の価格が低迷しており、新たな産業振興施策が求められています。また、平成 16 年度には、光ファイバによる情報基盤の整備を町内全域で実施し、超高速情報時代への対応も可能となり、それらを生かした町の活性化対策が急がれています。

観光資源としては、伝統の「人形浄瑠璃」や、四国八十八カ所の「12 番札所焼山寺」、日本の滝百選「雨乞の滝」などを有し、日本一の生産量を誇る「すだち」や、四国一の生産量の「梅」等の農作物があります。

観光客のための施設としては、道の駅「温泉の里神山」や神山温泉「ホテル四季の里」を有します。また、日本において神山町を含む数地域しか実施していない取り組みとして、国内外から芸術家を招聘し、地域住民の協力のもと創作活動に専念できる環境を提供し、創作活動や地域との交流を行う、神山アーティスト・イン・レジデンス(KAIR)という活動を NPO 中心に運営しています。現在では、毎年 3 人程度の枠に 100 名以上の応募がある状況であります。

町としては、特色のある国際的な芸術文化の醸成を支援し、それと地域の産業との結びつきの強化を行うことで、地域の活性化・交流人口の拡大を目指し、過疎化、高齢化の改善を求められています。

### 事業内容

上記課題を解決するために、すみやすい町、魅力ある地域とするための施策として、光ケーブルを全世帯へ敷設しました。また、神山町へは年間 70 万人の観光客らが訪れており、道の駅や、温泉施設を整備し集客と町への誘導の動機付けを行っています。神山アーティスト・イン・レジデンスの活動には、施設の提供、広報等積極的に協力している。道の駅や温泉施設は一定の集客を得ているが、過疎化、高齢化対策としては、さらなる地域の振興との結びつきや、新しい産業の創出が必要であると考えています。

上記課題を解決するために、以下の対応策を実施します。

- 1 特色のある国際的な文化事業である神山アーティスト・イン・レジデンスの活動を加速化させるため、ICT を利活用して支援する。
- 2 地域の活性化のために、既存の観光資源や特産物と神山アーティスト・イン・レジデンスの活動とを ICT を利活用して結びつける。

上記対応策の実現のために、次の取り組みを実施する。

#### ① ポータルサイト”art-i-japan”の整備

神山アーティスト・イン・レジデンス(KAIR)の活動は、国内外からの芸術家の能動的な応募により成り立っている。しかし、神山町でこのような活動を行っているという情報を国内のみならず、海外で知ることが難しいのが現状である。実際、海外の芸術家に対して実施したアンケートでは、「日本の芸術、文学に関するサイトを探すことはとても困難」、「日本の芸術に関する一般的な情報(観光などは)は別として、英語で掲載された芸術等、専門的な情報を検索するのは難しい」、「日本ででの古典・ワークショップ開催可能な場所のリスト掲載を

希望する」といった声が寄せられた。これから分ることは、日本での芸術に関する情報を海外の芸術家は求めている、現状、それを提供するWebサイトが少ない、あるいは無いということが推察される。従って、KAIRの活動をしたい芸術家に対して、必要な情報を適切な手段で発信することができれば、KAIRに対して興味を持っている作家がこれまで以上に活動に参加できると思われる。

また、実際に招聘した作家がストレスを受けない、気持ちにゆとりのある、便利な環境で創作活動に携わることができることも重要である。現在、招聘した作家は、3ヶ月程度の活動期間の中で、現地で生活しながら創作活動を行うだけでなく、地元の小・中学校での講義や提携する大学との講義をスケジュールに組んでいる。また、日本国内の研修旅行、母国への活動報告を行う者もいる。これら活動を支援することで、現地での創作活動が充実したものになるだけでなく、母国に帰ってからの口コミでの周知・広報活動にも大きな影響を与えられる。

これらを踏まえて、下記の3点の要素を含んだポータルサイトを整備することとする。

- A 国内の芸術に関する情報発信機能
- B 芸術家の創作活動の支援機能
- C 提携する大学や団体との交流支援機能
- D 地域情報の地域内への配信と住民参加

ポータルサイトの全体イメージは、最近自治体等でも積極的に取り組んでいるソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の枠組みを使用する。以下にそれぞれの要素の具体的な内容について記載する。

#### A 国内の芸術に関する情報発信機能

ポータルサイトにおいて、日本における芸術に関する情報を整理して発信することを実現する。

情報はジャンル、時代、地域にとらわれずに集められ、それら調査され蓄積された情報は、英語、日本語による検索を用いて情報を探せるようになる。これにより日本の芸術に関心のある国内外の芸術家に対し、情報発信することができ、日本における芸術のポータルとしてイメージを持つことを期待する。また、登録されている情報の有用性を判断するために、登録されている情報にユーザーが、5段階程度の評価と、コメントを付加できるようにし、これを検索結果に反映する。これにより、ユーザーはそれぞれの情報の客観的な評価を入手できるとともに、より効果的な検索結果を入手することができる。

また、KAIRを含む国内の芸術家支援の活動についても情報を発信することを実現する。また、提携する活動については、リンクによりWeb間の連携を取る。これにより、芸術家は活動支援の情報を入手し、それらに応募しやすくなることを期待する。

高画質ビデオ(地域を紹介する映像や作家の活動の映像など)の大容量コンテンツについては、四国からの配信という地理的状況も鑑み、P2Pソフトウェアを使用して入手できるようにする。

サーバ側ディスクやネットワークのリソースを節約でき、ユーザーにとってもダウンロード時間の削減が期待できる。

これにより、地方自治体が既存のインフラを活用してP2Pネットワークによりコンテンツを配信するモデルの先事例となることを目指す。



## B 芸術家の創作活動の支援機能

ポータルサイトにおいて、芸術家の創作活動、交流活動を支援することを実現する。芸術家自身の活動を公開するために、創作した作品の画像や映像、作品解説、展示会の案内、活動紹介等の情報を自身で登録し、また他のユーザーの情報を検索し、評価・コメントする機能を提供する。これにより、より多くの発表機会を持ちたいと希望している芸術家に対して、その機会を提供することが期待できる。また、SNSの代表的な機能である、自分のプロフィール登録や、友人の登録、友人とWebメールによるコミュニケーション、議論を深めたり、意見を交換したりするコミュニティを作成、ブログの作成等を活用して、交流を図れるようにする。

日本の芸術や文化、KAIR等の支援活動に興味を持ち、日本への渡航を希望する芸術家に対し、日本への渡航手続きの支援機能を提供する。また、実際に来日して日本で活動する芸術家のためには、国内旅行の手配の支援を提供する。これにより、日本渡航や国内での研修旅行の係わる手配の煩雑さを軽減することが期待できる。

招聘した芸術家には、ブログの更新や情報の入手のツールとして、PCを滞在期間中貸与することとする。既存の光ファイバネットワークや無線LAN環境を活用し、インターネットにアクセスできるとともに、活動状況把握・チャットができるコミュニケーションツールを導入することで、所在情報、安否情報を把握することも可能とする。

## C 提携する大学や団体との交流支援機能

作家が創作活動を行うアトリエや屋外にいながらにして、国内外の学校向けの講義を実現する。そのため、複数の拠点を接続可能とし、資料の共有、双方向の会話、映像のリアルタイム伝送を組み合わせた遠隔講義ができる仕組みを構築する。双方向のコミュニケーションが可能であるため、講義中の質問や議論を行うことが可能である。インターネットを使用するため、サバティカル等の制度を利用した芸術家の母国への遠隔授業や、創作活動の映像配信による活動報告も可能となる。

これに付随する機能として、遠隔講義希望拠点の募集、予約・変更機能、ユーザー認証機能を合わせて実現する。また、講義の様子はビデオで撮影し、ポータルに登録することにより、後日視聴することができるようにする。

## D 地域情報の地域内への配信と住民参加

芸術家の町内での活動や小・中学校での特別授業の様態など、地域での活動を記録した映像をP2P技術を活用して町内各戸に配信する。また、住民の撮影した映像等を簡単にサイトにアップすることができる機能を持たせ、地域コミュニティへの住民参加を促す。

### ② バーチャル美術館の整備

KAIRの活動においては、休校校舎を美術館として活用し、招聘した芸術家の作品を展示している。

この活動を支援するために、美術館に操作性のよい情報端末を設置し、展示品の詳しい紹介や作成過程のビデオ紹介、さまざまな角度からの映像、作者からのビデオメッセージ、他の作品紹介を行う。これにより、観光客が美術館でより多くのことを体感することができることを期待する。また、神山町の森や林等で創作された作品については、現地からのビデオ映像をリアルタイムで表示できるようにする。これにより、美術館にいながらにして屋外の作品を鑑賞できるとともに、観光客の興味を喚起し、屋外での鑑賞に誘導することを期待する。

なお、バーチャル美術館設置PCのハードディスクにはいくつかのコンテンツを内蔵し、P2Pネットワークにおいて配信元のひとつとなれるようにする。

### ③ 道の駅情報端末の整備

道の駅は、物理的な神山町の入り口として、道の駅を訪れた観光客の興味を引き、神山町への誘導の役割を担う。そのため、美術館と同様な情報端末を設置し、KAIRの紹介や開催中のイベントの紹介、1日で回る観光名所の紹介等のサービスを行う。情報端末は、タッチパネル式の操作が容易なものを使用して、観光客が気軽に使用できるものとする。これにより、物理的に観光客を神山町の内部に誘導し、温泉や、美術館への集客数の増加を期待する。

それぞれの実施効果は年度ごとに評価できるように、来客数やWebサイトのアクセス数については、計測の仕組みを用意するとともに、KAIRで招聘した作家、道の駅での観光客、温泉客等にアンケートを依頼し、その結果を集計・分析し、次年度以降の方針に考慮する。農業体験やアート体験、食品加工体験、通信販売等、アンケートの要望が多いもので集客につながるものについては、次年度以降の導入のために計画を見直すことも考える。

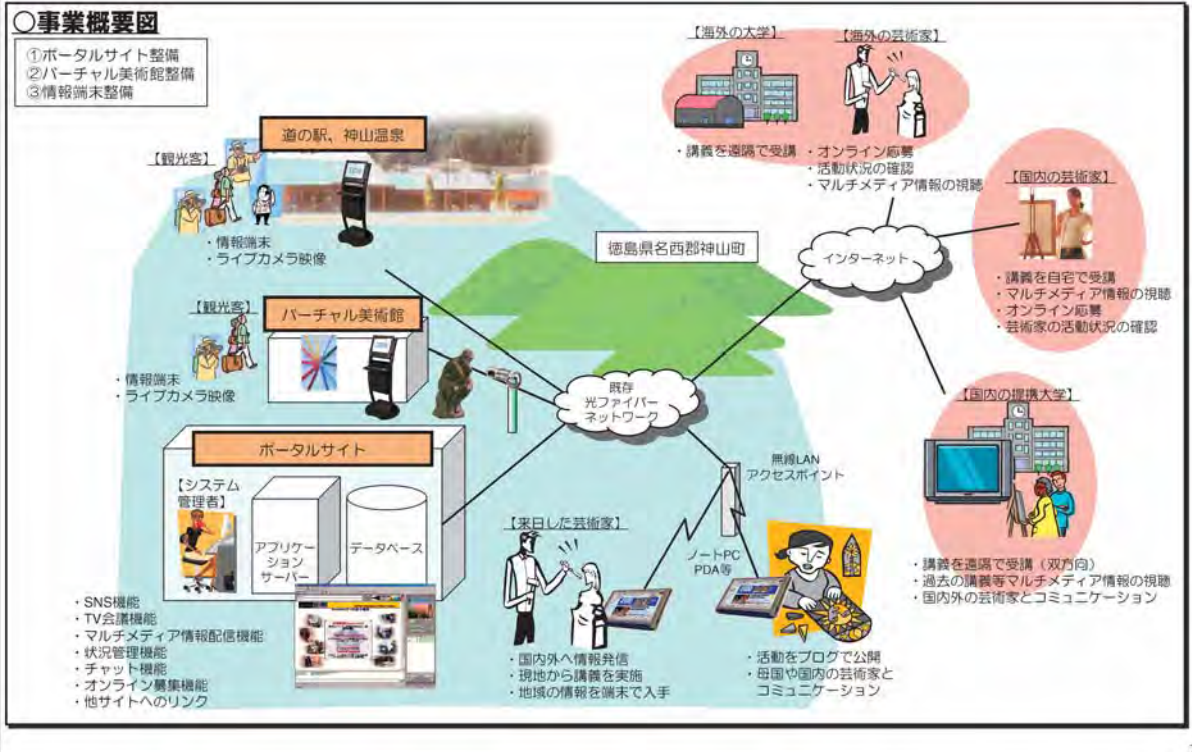
なお、道の駅設置PCのハードディスクにはいくつかのコンテンツを内蔵し、P2Pネットワークにおいて配信元のひとつとなれるようにする。

## 事業の先進性

神山町での芸術文化の取り組みは、世界における芸術のポータルになるというところを目指しています。従来は商品や観光名所がまずあり、そこでの売上げをいかに増やすかというのが検討されてきました。今回の施策は、ポータルサイトという、人と人をつなげる場を提供することで、インターネットを経由して集客し、そこから物理的な集客に結びつける試みです。観光産業そのものに力を入れて観光客を集めるという手法だけでなく、日本における芸術のポータルとしてのブランド力を強化し、そこに集まる人が生み出す新しいビジネス的な価値を他の観光産業と結び付けていくというビジネスモデルを構築することを考えており、そこが先進性であると考えます。

## 事業概要図

かみやまの特色ある文化と双方向のWeb通信技術を活用した地域活性化モデル（徳島県神山町）



## 平成 20 年度以降の事業内容

住民の高速インターネット接続のためのインフラとして、光ファイバ網が敷設されており、今回のプロジェクトにおいて活用します。また、すでにあるホームページは、その内容を検討し引き継ぐ、あるいはリンクの設定を行い協調します。道の駅には既に情報端末があるため、有効な連携を検討します。行政に関連するシステムの構築は含まないため、地域情報プラットフォームへの関連は薄いと思われます。遠隔テレビ会議のためのアプリケーションが提供される場合には、それを活用するために、ポータルサイトの構成を考慮します。

## 照会連絡先

〒 771 - 3395 徳島県名西郡神山町神領字本野間 100  
神山町総務課  
TEL : (088) 676 - 1111  
E-mail : soumu@town.kamiyama.lg.jp



# 沖縄県伊江村：“情報・人・産業”が織りなす癒しと安心の民泊交流モデル

＝民泊事業の活用と地域コミュニティを中心とした観光促進及び高齢者の安心安全を確保する＝

## 地域の解決すべき課題

本村では、少子高齢化を背景とする過疎化が進み、さらに働き盛りの若年層（15歳以上30歳未満）の失業率が県内トップという克服すべき大きな課題を抱えています。（平成17年10月の国勢調査により、完全失業率40.7%と沖縄県内で群を抜く。）

そこで、失業率に歯止めをかける目的で、雇用拡大に伴う人口増加及び産業振興が望まれている。同時に、老夫婦世帯や一人暮らし老人が増加しているため、福祉の拡充も大きな課題です。（平成19年10月1日現在、老夫婦世帯228世帯、一人暮らしの老人世帯310世帯、高齢者のみの世帯率10.63%となっている。）

## 事業内容

- 1 基幹業務系の構築
  - ★民泊事業支援システム
    - ◆民家割当システム
    - ◆修学旅行受付台帳システム
    - ◆民家収支決済システム
    - ◆統計データ処理システム
- 2 情報系システムの構築
  - ★伊江村コミュニティプラットフォーム（伊江村ファンサイト）
  - ★高齢者支援システム（概念設計）
  - ★システム連携機能システム
- 3 観光協会－民泊民家オンラインシステムの構築
  - ★無線アクセスポイント9箇所設置（委託費の対象外、単費による）
  - ★民泊民家オンライン10世帯程度（本年度は検証が中心となるため）
- 4 地域ICT意向調査
  - ★修学旅行生や学校・旅行会社へICTに関するアンケート調査
  - ★受入民家・65歳以上高齢者及び介護／ひとり暮らし老人等へICTに関するアンケート調査
  - ★民泊事業を発展させた取り組みを行うためのアンケート調査

公共事業により、豊かさをもたらしてきた本村は、1990年代後半から、公共事業が減少に転じ、年を追うごとに失業する者や出稼ぎで島を出て行く者が相次ぎ、完全失業率が県内トップクラスとなりました。また、過疎地域特有の少子高齢化については、本村でも例外ではなく、2000年代に入って、少子高齢化率が急速に上昇しているのが現状であります。

そのような状況下で、平成15年度から伊江村観光協会（現伊江島観光協会）が修学旅行生を対象に取り組んでいる短期滞在型民家泊事業（以下「民泊事業」という。）が脚光を浴び、

平成18年度地域づくり総務大臣賞を受賞するなど、本村にも明るい兆しが見え始めています。

＝民泊事業を活用した課題解決＝

- ① 平成19年度、民泊事業を利用する修学旅行生の予約数は、2万人を超えているが、観光協会の管理体制は、紙ベースとなっており、電子化されておられません。年々予約数が増加し、現状の管理体制では、サービス低下になることも否めないことから、民泊事業支援システムを構築し、予約管理や実績管理を行うほか、修学旅行生や保護者及び、受入民家が安心できるよう、スムーズな運用とサービス向上を図ります。
- ② 既存システムであるCMS機能を搭載した伊江村の「みんなのホームページシステム」を最大に活用すると共に、情報系システムとして、受入民家を中心とした地域SNSを構築し、伊江村を訪れた修学旅行生は勿論、伊江村出身者及び伊江村のファンによるコミュニティが形成され、伊江村と他地域との交流の輪が広がります。このことにより、伊江村へのIターンやJターンの可能性も拡大します。
- ③ 観光情報と共に特産品の販売サイトを構築し、修学旅行時に購入した商品を再び購入する機会を与えるだけでなく、彼ら・彼女らによって、それぞれの友人・知人などに紹介してもらうことで、特産品の需要を高めることが可能となります。需要が高まるということは、それに比例して、商品を供給する必要が生じることから、「供給量の増大→雇用増→生産の拡大」という好循環が形成されます。つまり、伊江島の特産品を売り込む販路の維持・拡大は、雇用の拡大につながり、県内トップクラスの失業率に歯止めをかけることとなるのです。
- ④ 基幹業務系システムとして構築する観光協会の統合型プラットフォームは、業務効率化及びサービス向上のため、既存システムの地域イントラネット回線を経由して、受入民家とオンライン接続します。

現在の民泊事業について、修学旅行生やその家族又は先生、さらには受入民家に対し、不満な点や改良すべき点、継続してほしい点など、意向調査を行い、この結果を集計／分析し、基幹業務系及び情報系のシステムを活用して、サービスの向上を目指します。

## 事業の先進性

体験型修学旅行生の民泊の実施による町・村の地域活性化を促進する事業は、全国的に取り組みが少なく、ICTを利活用したビジネスモデルは確立されていません。

短期滞在型から長期滞在型への展開により、第1次・第2次・第3次産業が総合的に活性化すると共に、高齢者の参画による高齢化対策や地域支援センター設立等による雇用増の複合的なビジネスモデルは、地方におけるビジネスモデルとして先進性を持つものです。

## 事業概要図



## 平成 20 年度以降の事業内容

### 【基幹業務系】

#### ★民泊事業支援システム

本システムは、民泊利用者が年々増加していることから、「予約」「受入」「収支」「分析」と一環した民泊事業の核となるシステムであり、情報系システムと連携を図り、「情報共有」「顧客満足度の向上」「サービスの拡大」を可能とします。このシステムは、個々のシステムを統合した「独自システム」として構築し、柔軟な機能の拡充や見直し及び運用保守体制の一本化を実現します。

### 【情報系】

基幹系システムと情報系システムを連携させることで、機密性を保ち「必要な情報」を「必要とする人、組織へ」提供します。

伊江村みんなのホームページと連携する事による伊江村ポータルサイト機能の充実を図ります。

1. 伊江村コミュニティプラットフォーム（伊江村ファンサイト）の構築
2. ECサイト（電子商取引）の構築

①情報系システムは外部向けサービスのため、システムのスケーラビリティを考慮し構造設計を行い、将来のアクセス増加に対応可能なシステム設計を図ります。



- ②ハードウェア及びネットワーク構成を冗長構成する事により、システム全体での信頼性の向上を意識した設計を図ります。
- ③画面遷移等、処理フローを統一するようデザイン面での考慮を行い、高齢者及び若年層にも優しいインターフェースを心がけるなど、アクセシビリティを意識した構築を行います。
- ④EC サイトと API を連携させ、ユーザ同士による商品の正確性を高めた宣伝効果を生むと共に、ユーザがサイト内を迷わず購入できるなど、販売拡大に結びつくユーザビリティを意識した構築を行います。
- ⑤フレームワークを使用する事で、デザインとビジネスロジック及び、共通処理を分離するよう設計し、運用開始後の変更に対応可能な構築を行います。
- ⑥ビジネスロジック部分に関しては、モデルレイヤーに追い出す事により、フレームワークとの依存性を排除し、他システムへの流用性を意識した設計とします。また外部連携部分は API を公開することで実現を図ります。

### 3. 高齢者支援システムの構築

地域支援センターを活用した高齢者の安否確認、ねたきり老人を対象としたサービスのデータベース活用による後方支援システムを構築します。

民泊管理システムより民泊情報を受け取り、コミュニティの民泊情報を最新に保つが、既存民泊システムからのトランザクションのやり取りは XML 形式等の汎用フォーマットを採用し、API 経由での連携を行う事により、既存システムへの依存性を API のみで吸収します。よって、情報系システムは完全に独自で稼動・運用が可能となります。

#### ※継続的な更新についての方策

自発的なコミュニティ形成を基本ポリシーとしています。よって、コンテンツの更新・コミュニティの運営管理に関しては、基本的にサイト利用者に委ねることになります。

地域支援センターは、トラフィック、ページビューの維持及び、サイト活性化のための広報活動及び、企画等を立案し実施すると共に、誹謗中傷等の規約違反に対するコンテンツへのアクセス管理権限を有し、健全なサイト運営に積極的に関与します。





「地域ICT利活用モデル」全国先進事業事例

「地域ICT利活用モデル構築事業」事例

## 【安心・安全】

- 青森県私前市
- 千葉県市川市
- 新潟県上越市
- 岐阜県岐阜市
- 静岡県磐田市
- 岡山県岡山市



# 青森県弘前市：快適でふれあいのある雪国生活の実現モデル事業

## 地域の解決すべき課題

平成18年度の市の世論調査において雪対策を要望する住民の回答が多く、市の課題であることが判明しました。

その要因として、

- I. 除排雪に関する情報提供が不十分である。
- II. 積雪時において住民から担当への要望、苦情が殺到し電話が繋がらない。
- III. 積雪による交通渋滞でバスが遅れることが頻繁におこるが、利用者はその遅れた時間がわからず、寒いところで延々と待たされている。
- IV. 屋根の雪おろし、雪片付けなどをしてくれるボランティア団体や業者との連携体制が不十分であり、市一体となった雪対策がなされていない。  
などが挙げられます。

また、観光面においても十分に観光資源を活用していないという問題を抱えています。全体的な問題として、雪対策をはじめ、住民が参加する情報提供の場がなく、その生の声が吸い上げにくくなっており、街づくりに十分反映されていないことが挙げられます。

## 事業内容

### 1 除排雪に関する情報として、積雪状況や除雪運行等の情報提供を実施

車道、交差点、歩道などの街中の各地点に積雪・気温等のセンサー付カメラを設置し、積雪状況や道路状態また気温などの情報を効率的に収集する仕組みを構築し、それら収集した情報を既存の市ポータルサイト Ring-O の Web 版 (<http://ring-o.jp/>) や携帯版を介して広く提供します。また、除雪業者から行政担当者へ行う除雪車出動状況の報告を、電話以外にメール配信ができるようにします。それと、連携して除雪車出動状況を住民へメール配信します。狙いは、①画像や気象情報等のきめ細かな情報を市民へタイムリーに情報提供する事による、市民の不満、不安の解消、また、行政においてはセンサーの気温データを活用し、道路への凍結剤散布の参考、②市、除排雪事業者が地域ごとの雪の状態を知ることにより、迅速かつ効率的な除雪業務支援が可能、③除雪業者から行政担当者への迅速かつ正確な出動状況の報告、及び住民に対する迅速な情報提供です。

以上、「解決すべき課題 I」に対応します。

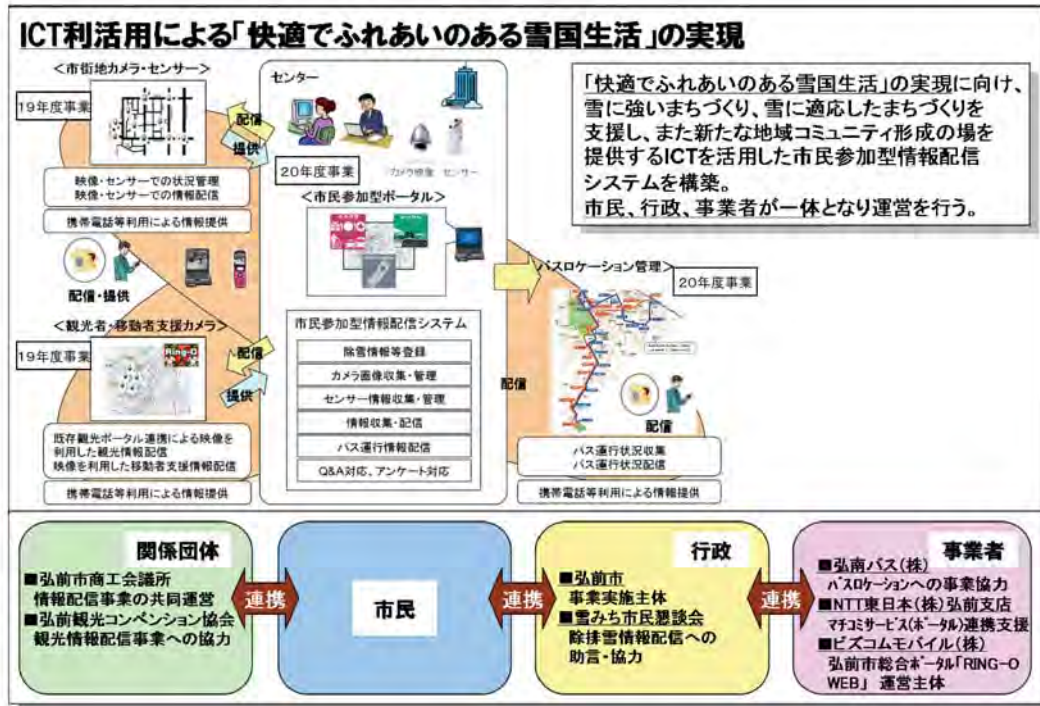
### 2 様々な手段で、市民が苦情や要望等をあげる仕組みを提供

市民の携帯電話や PC 等の情報機器を介して、メール及び写真で苦情や要望を市に対してあげる仕組みを構築します。市民から提供される情報は、インターネットを介して道路を維持管理する市職員や除排雪事業者へ通知される。このように情報を共有する事で、除排雪出動指示等の業務の効率化が図れます。除排雪出動指示は、あらかじめ登録された住民へメールを利用し配信が可能であり、市民への効率的な情報伝達を実現します。狙いは、①職員が苦情等の電話対応により拘束される時間の削減、市民が苦情や要望が伝わらないといった不満、不安の解消、②情報を除排雪業者とも共有する事で、効率の良い除排雪指示や除排雪スケジュールの立案に役立てる事です。

以上、「解決すべき課題Ⅱ」に対応します。

## 事業概要図

### 快適でふれあいのある雪国生活の実現モデル事業（弘前市）



## 事業の先進性

カメラ画像、気象センサーを連動させる除排雪支援システムは、本市近隣地域だけでなく雪対策に問題を抱えている日本海地区を中心とした積雪地において広域に渡り利用が見込め、除排雪支援プラットフォームとして展開が可能であると考えています。また、市民参加型情報配信システムとして、除排雪支援、観光情報配信の両サービスを対象に提供可能である事は、システムの運営において費用対効果があり非常に有効です。平常時のまちの安心・安全への応用利用も可能であり、今後更に発展するものと考えています。

## 平成 20 年度以降の事業内容

### 1. 市民が必要としているきめ細かな情報を収集し提供

市民の足となっているバスのロケーション情報を収集する仕組みを構築し、利用者へ配信します。冬季にはバス運行に遅延が発生する事が多々あり、バスロケーションを配信する仕組みを導入することで、市民のバス停での待ち時間の削減と待ち時間の有効利用、また代替交通手段の選択等が可能となり、市民サービスの向上を図ります。

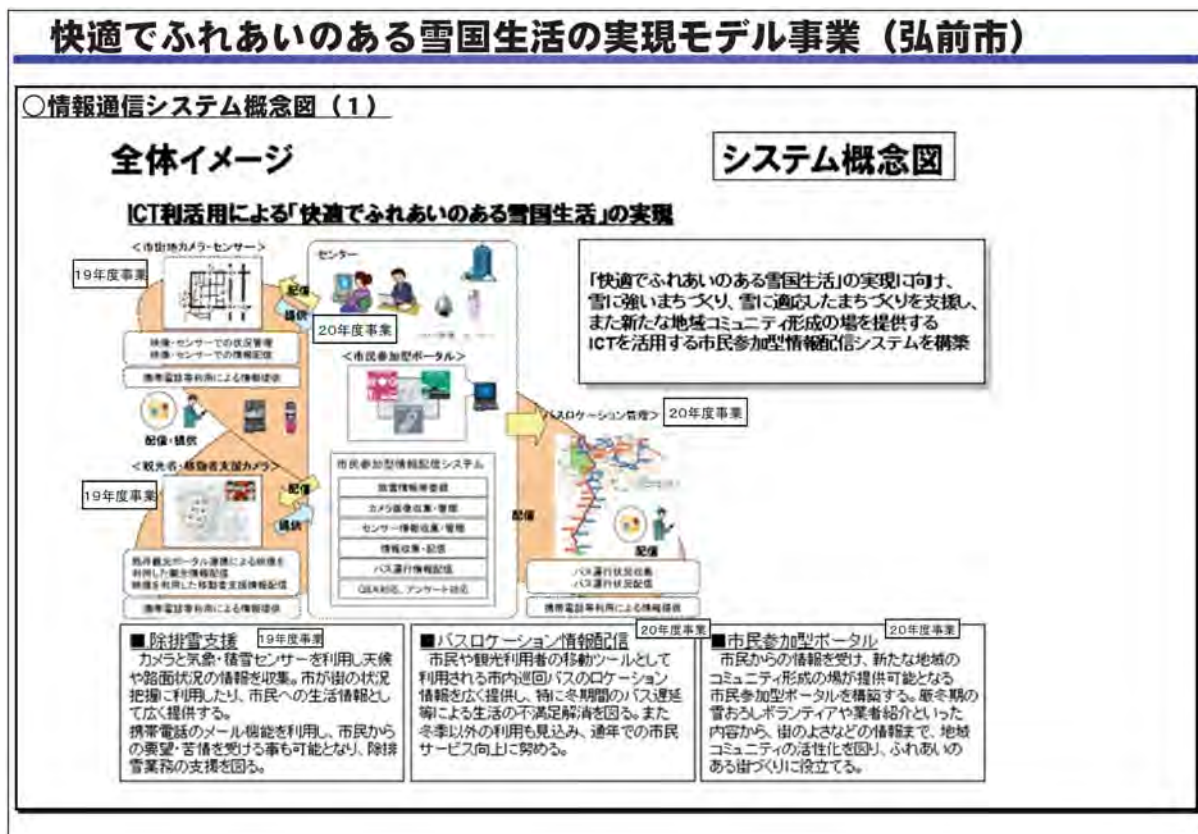
以上、「解決すべき課題Ⅲ」に対応します。

### 2. 市民がつながりをもつための地域コミュニティ形成の場を提供



市民のコミュニケーションを円滑にするため、新たな地域コミュニティの場を提供します。雪対策としては、屋根雪下ろしや雪片付けが出来ない人に対し、すぐに対応が可能な官民一体型の連携組織を構築し、そのなかで雪に関するポータルサイトを開設し、携帯電話やインターネットを介して、ボランティアや業者を紹介する仕組み作りを行います。また、雪以外においても、隠れた名所、店舗、花、イベント、風景等の新鮮で価値のある情報を地域財産として蓄積し、それを市民が共有することにより、「地域コミュニティの活性化」「地域に対する広い住民参画の促進」を図り、市のまちづくりに役立てます。

以上「解決すべき課題Ⅳ」に対応します。



## 照会連絡先

〒 036 - 8551 青森県弘前市大字上白銀町 1-1  
弘前市企画部情報政策課  
TEL : (0172) 35 - 1111  
E-mail : jouhou@city.hirosaki.lg.jp



## 千葉県市川市：地域連携基盤を活用した安全・安心・健康解決モデル

### 地域の解決すべき課題

地域には活力と温かさがあり、そこに住む市民が健康で安全で安心して暮らせることが大事です。そこで市川市では、市民が健康で豊かに暮らせるよう、協働で健康づくりのできるまちを目標として注力しているところです。

このようなまちづくりを実現するためには、全てを行政に依存するのではなく、市民自らの健康づくりや、お互いが助け合い、励まし合う、協働による地域コミュニティの形成、さらに、行政によるそれらに対する支援等を効率的・効果的に促進することが必要です。

協働による健康づくりの取組が、災害時等の非常時においても、自らを守る「自助」の力になり、お互いが助け合う「共助」の力になると考えています。また、その自助・共助を支えるためには、行政として支援する「公助」の取組が必要不可欠です。

しかし、現実には、高齢化や少子化、地域コミュニティの希薄化なども相まって、自助、共助、公助の取組が効果的に行われているとは言いがたい状況です。

このことから、市川市では次のような重点施策を掲げています。

- 「健康な市民生活の確保」、「安全・安心への対応」、「電子自治体の推進」などを地域の力によって取り組む

#### ■ 自助の取組

現代社会における生活習慣やメタボリックシンドローム、うつ病、虐待など体や心の健康不安の問題は重大です。食生活の改善や適切な運動により自らが健康増進を図るとともに、定期的に健康診断を受診する等によって、自らの健康状態を継続的に自己管理することが大切です。このような健康づくりを行うことによって、災害時等においても自らを守る力を養うことができます。

#### ■ 共助の取組

災害時などの緊急事態や防犯など安全確保には、共助による地域力が最も重要です。震災やテロ、事故等により、地域が大きな被災地となってしまった場合には、通信や交通機能などが麻痺してしまい、初期段階では消防や救急隊、警察などの公助だけに頼っている訳にはいかないことが想定されます。そうした場合に、地域の人たちが協力して安否の確認や救済・救援活動ができるように共助による地域の力を高めることが必要不可欠です。

特に、高齢者や障害者など援護を必要とする災害弱者の人たちに対しては、その一人ひとりに相応し、個別の対応や迅速なサポートをすることが求められることから、地域住民の協力が欠かせません。

#### ■ 公助の取組

自助、共助の取組をより効果的に機能させるためには、行政の支援が不可欠です。

平時においては、「食生活の改善や健康診断、運動などを奨励し、市民の健康に対する自己管理意識を高めていくこと」、「乳幼児から高齢者まで世代別に市民が目標設定して、健康づくりに取り組むこと」、「健康づくりの機会や場所の提供をすること、市民が自己の生涯を通じた健康管理ができるように検診結果等の健康情報を利活用できるようにすること」など、市民の健康づくりのためのサポートが必要です。

また、行政として支援するために様々な体制や計画を作っているが、このような組織化や計画策定だけでは、緊急事態が発生したときにどのような手立てで情報の伝達や共有ができるのか疑問です。被災時に自助・共助の機能を発揮するには、被害状況など被災した地域の詳しい情報や地域に在住する要援護者の関連情報を民生委員や自治会、市民ボランティアに対し、迅速かつ適切に提供することが必要であり、こうした地域での情報共有を可能とする環境整備が必要です。

従来の市民と自治体とのコミュニケーションは、行政のライフサイクルやイベントに従って実施されるため、必ずしも市民の個々のニーズやタイミングに合ったものになっていなかったと考えられます。平時での市民の生活利便性向上を図るとともに、災害時における負荷軽減や集中化の回避を図り、自治体運営の安定化を両立するためには、市民個々のニーズやライフサイクルに合わせた情報を容易に取得できる環境を構築し、浸透・定着させる必要があります。

## 事業内容

### ■ 電子私書箱システム

市川市では健康診査の受診者が非常に多く、健康診査を実施している病院には多大な健康管理に係る情報が蓄積されていますが、市民個々がこれらの検診情報を自らの健康管理に容易に利活用できるようなICT環境が求められています。このため、

- ・電子私書箱システムを導入することで、市民自ら健康状態を継続的管理することができる。
- ・健康管理に対するニーズや意識把握が容易になる。

を目的として、電子私書箱システムの導入に向けて、検討及び計画の策定を図ります。

### ■ 防災情報システム

災害時などの緊急事態や防犯など安全確保には、地域の人たちが協力して安否の確認や救済・救援活動ができるよう共助による地域の力を高めることが必要不可欠です。

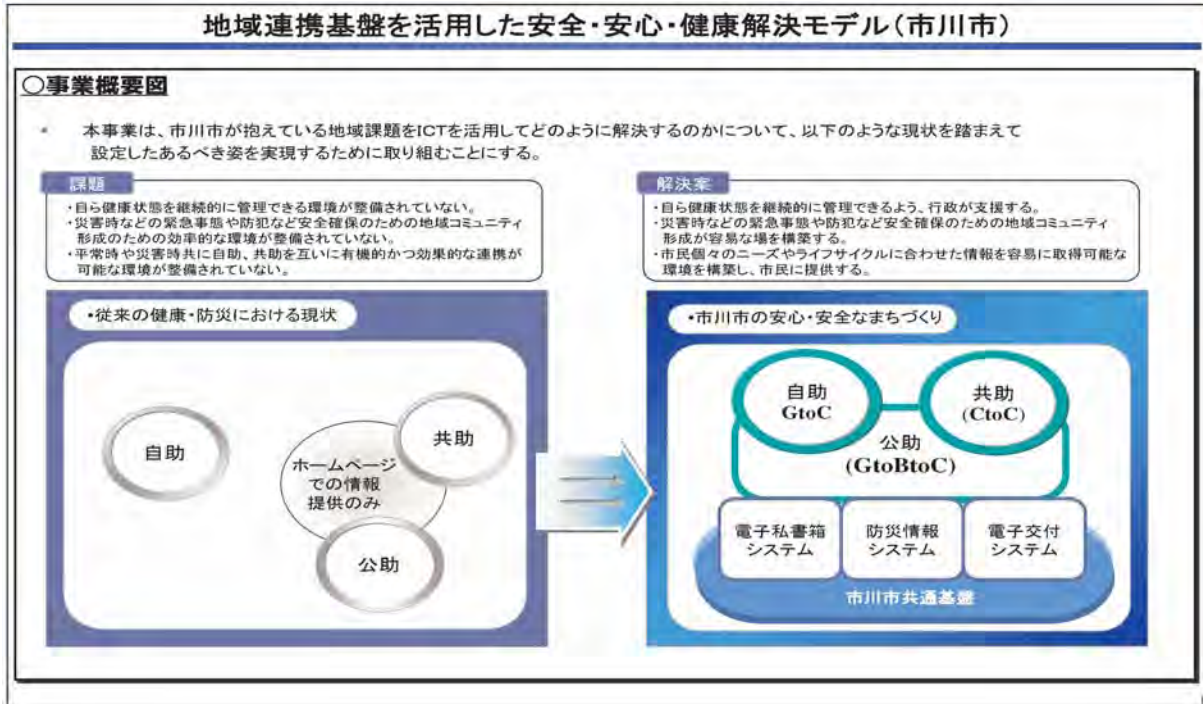
また、高齢者や障害者など援護を必要とする災害弱者の人たちに対しては、その一人ひとりに相応しい個別の対応や迅速なサポートをすることが求められています。

しかし、効果的に機能させるためには、行政の支援が不可欠となるが、お互いを有機的な連携をする環境が整備されていません。このため、

- ・地域コミュニティ団体により、災害時に自分たちのまちは自分たちが守れる環境を提供する。
- ・高齢者や障害者など援護を必要とする災害弱者の人たちに対しては、その一人ひとりに相応しい個別の対応や迅速なサポートが可能となる。
- ・平常時には防災訓練実施案内、防災マップ、危険場所に対する情報を提供することで、防災意識向上を図る。
- ・災害時には市民個人からの明確な被災情報を収集し、タイムリーな被災情報提供及び早期復旧のためのライフライン情報を提供する。

を目的として、防災情報システムを構築します。

## 事業概要図



## 事業の先進性

### ■既存システム及び他市区町村システムとの連携容易性の向上

平成17年の国民保護法の制定に伴い、各市区町村では、行動体系を整備してきています。これに対し、情報通信サービス事業者では、従来の防災支援システム等の改修や新規に災害時要援護者の名簿管理システム等を開発することにより、市区町村側のニーズに応えるよう進めているところです。個別に開発されている上記のような情報通信システムについて、共通基盤システムを介して市区町村に既存の住民記録や福祉系のシステムとの連携を図り、総合宛名の利用による要援護者の特定を容易にすることにより援護者に対する対応の迅速化を図ることを目的としています。

また、上記共通基盤システムを「地域情報プラットフォーム」に則した仕様とすることにより、近隣自治体との連携の容易性も向上させ、広域災害時にも地域一体となって対応することを可能とすることを目的としています。

### ■民間サービスとの連携

市川市では、平成9年より先駆的にコンビニでの住民票取次ぎサービスを提供してきていますが、災害時等に職員の手を介せず証明書発行等を実施可能とするために、従来の電話で職員が受け付けて、一定時間後に取次所で発行するという手続きを改革し、コンビニでの住基カードを利用した即時発行を目指しています。本事業では、これらのプロセスを支える情報通信システムとしての電子交付システムを先駆的に開発することを目的としています。



## 平成 20 年度以降の事業内容

### ■次世代地域情報プラットフォームの技術標準への準拠

今回課題提起した「地域による要援護者支援機能の高度化」は、全国どの地域においても共通的に必要となるものであり、とりわけ都市部においては近隣住民間の関係希薄化の進行から、今後より重要性が高まってくるものと考えられます。

このような認識を踏まえて、今回構築するモデルシステムでは、多数の地方公共団体やベンダーが会員となっている(財)全国地方情報化推進協会（APPLIC）が推進する次世代地域情報プラットフォームで策定された技術標準に準拠して設計、開発していくことを想定していることから、当該のアーキテクチャーを採用する団体では高度な移植と再利用が可能となります。さらに、設計開発において整備するドキュメンテーションについても、EA（エンタープライズアーキテクチャー）を適用して、データ体系、適用処理体系、技術体系を可視化できるものとするを想定していることから、他地域における地域情報や運用体系に応じた修正、加筆を容易に行うことが可能であり、また、その修正、変更内容を適切に維持管理し、導入している団体間で共有化できることによって、さらなる機能高度化と普及促進が図られると考えられます。

## 照会連絡先

〒 272 - 8501 千葉県市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号  
市川市情報システム部 情報政策担当  
TEL : (047) 393 - 6520  
E-mail : jyohoseisaku@city.ichikawa.chiba.jp

# 新潟県上越市：ICT技術を活用した地域型食育推進モデル

## 地域の解決すべき課題

### 1 地域課題の内容

#### ◇市民運動として「食育」を推進していくための事業基盤整備

近年の食をめぐる環境が大きく変化してきた情勢を受け、平成17年7月15日に食育基本法が制定され、食育が国政の重要分野として位置付けられたことを受け、本市においても、食育を重要課題として位置付け、平成18年7月1日に上越市食育推進条例を施行し、まずは、市民の食に関する傾向を把握するため平成18年6月から7月にかけて、当市の市政に関心を持つモニター430人を対象としてアンケートを実施しました。アンケートの結果では、市民の食育に対する関心は非常に高く、その理由としては「次世代を担う子どもたちの健全な発育のため」、「食生活の乱れによる生活習慣病が問題になっているから」、「食品の安全性に不安がある」が多数を占め、さらに知りたい情報として「自分に適した栄養バランスやカロリー摂取量」、「安全な食品を選ぶためのポイント」、「上越の旬の食材」という声が多い結果となりました。

当市の近年の市民の健康状態において一般健康審査からは、糖尿病または糖尿病を疑われる者が、平成13年度には約8人に1人であったものが、平成17年度には3人に1人と急速に増加しており、さらに脂質異常の者の割合も平成15年に43.4%であったものが、平成17年には62.9%と半数以上の受診者が脂質異常者という結果が出ています。

また、本市においてはこれまでも行政の各部署を含め、様々な団体が各々の視点で取組を行ってきましたが、市民が自主的に情報を入手することが難しい状況にあり、各々の食育に関する取組の連携が図られていない中で有効に機能していないのが現状です。市民運動として食育を推進していくためには、それぞれが持つ情報を共有できる推進体制の基盤整備をするとともに、連携しながらの取組を展開していくことが必要です。

また、市民が健全な食習慣を身に付けるために、地域で行われている食に関するイベント、地域食材、またそれらを活用した郷土料理のレシピなど、地域を理解し、食への感謝の気持ちの醸成を培うことも重要であり、そのためにもそれぞれの団体が持つ情報を集約し、発信していく情報窓口が必要です。

### 2 課題解決に向けた従来の取組

本市では、食育基本法の施行を受け、有識者等で構成する上越市食育基本条例等策定会議を設置し議論を重ね、平成18年7月1日に上越市食育推進条例を施行しました。その後、条例による上越市食育推進会議を設置し、国の食育推進基本計画、新潟県の食育推進計画を基本とした上越市食育推進計画の策定を図っているところです。

個別の事業としては、食育を担う様々な団体が一同に会し、情報交換と研修の場とすること及び一般市民への食育の理解促進を図ることを目的に、平成16年度より「食育フォーラム in 上越」を開催し、平成18年度には第3回となるフォーラムを開催し、今後も継続していく予定です。また、平成17、18年度の2ヵ年において、全ての学校での食育の実践に向け、3中学校区をモデル校として選定し、学校教育における食育を実践し研究を行う「食育研究指定校制度」を実施しています。さらに、生産者と消費者の交流事業として

棚田オーナー事業などの交流事業を展開するとともに、地域の食材を知り、食品表示について学習するなどの場として、「安全・安心農産物を知ろう・たべよう講座」を開催してきました。

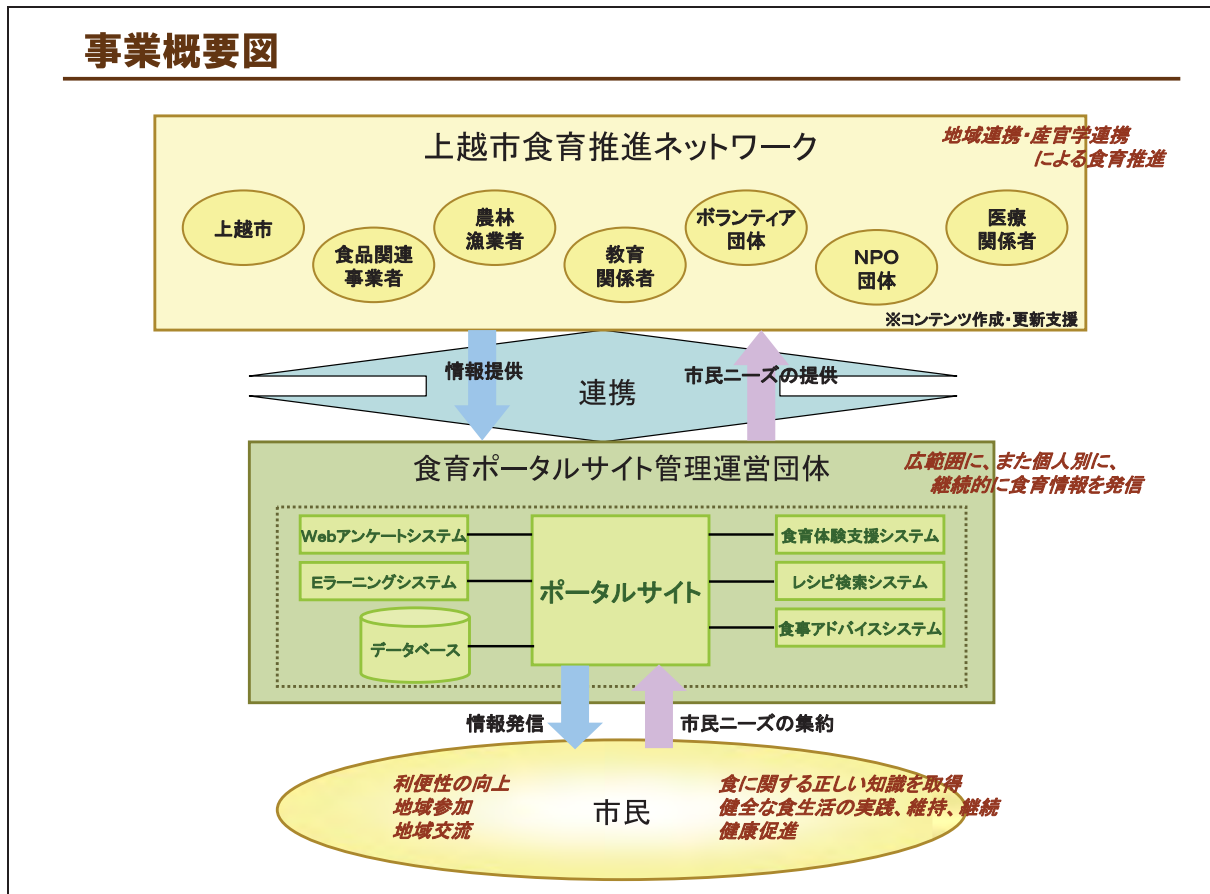
これらの事業を展開していく上で、さらなる連携を図るためには事業全体を統括する組織づくりと必要な時にいつでもどこでも情報共有ができるシステム基盤の整備が必要であると考えています。

## 事業内容

- 1 市民アンケートの実施
  - ・平成 18 年度に暫定的に実施したアンケートで市民の食に関する傾向や意識を調査しましたが、さらに詳細（年代別、性別など）な実態を把握するために、無作為抽出による 3,000 人規模の市民アンケートを実施します。
- 2 食育推進組織の調査と推進体制の企画
  - ・上越の食に関する各種団体を調査し、効率的な食育を展開していくための組織体制（食育推進ネットワーク）構築について検討を行います。
  - ・食育情報発信団体を決定します。
- 3 ポータルサイトの構築
  - ・上越の食に関するポータルサイトを構築し、市民のニーズに即した情報を発信していきます。
- 4 食育フォーラムの実施
  - ・食育を担うもの、また広く市民に向け食育の普及啓発を行うため、フォーラムを開催します。
- 5 食育推進計画概要版の作成、配布
  - ・平成 19 年度に策定する上越市食育推進計画の概要版を作成・配布し、市民の食への関心の向上を図ります。



事業概要図



事業の先進性

地域の多様な業態が連携し、継続性のある取組を行う必要があるが、「食育」に関する問題は多岐に渡ることから、住民と情報提供者の関係が1:nになりがちです。したがって、住民が負担と感じず、自発的に食育に取り組む環境を構築することが、継続性につながると考えています。そのためには、多岐に渡る情報を共有し、一元管理し、ワンストップサービス化する情報基盤を構築することが必要であり、この情報基盤は全国の市町村における食育を推進する上で活用可能と考えられます。

さらに、情報基盤の活用により、農業体験等を通じた地域内外との人の交流も生まれるため、情報ネットワークと人的コミュニケーションネットワークが融合した地域活性化モデルと考えられます。

ポータルサイト構築においては、サーチエンジンの活用によるレシピ検索システムや全文検索機能の提供を行います。また、食育にフォーカスした地域ポータルサイトの提供により、全国的に見ても先進的な食育に関する地域データベース化、住民への課題提起、情報共有を促進するとともに、地域活性化及び上越地域発全国への食育推進に寄与するものと考えます。

さらに、情報通信白書によると、携帯電話によるインターネットアクセスがPCからのアクセスを超えており、携帯電話向けの情報発信が重要となっています。市民のICT活用度の向上や、情報入手手段の多様化に対応していくため、携帯電話による活用についても十分配慮

したポータルサイトとします。

## 平成 20 年度以降の事業内容

食育ポータルサイトの利活用を推進し、食育の理解を深めるための機能を展開します。食育推進団体等の活動の日程や内容を一元的に管理することにより、団体間の情報共有と連絡調整の基盤を整備します。

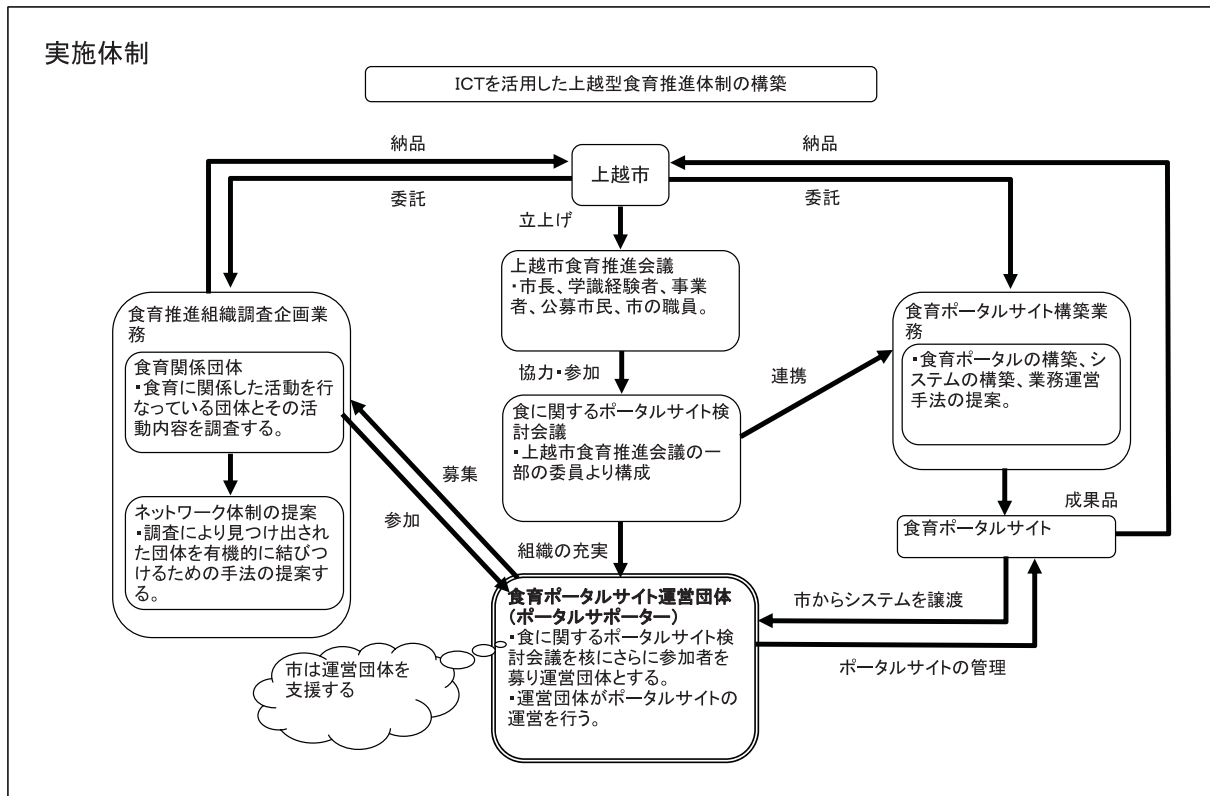
さらにアンケートシステムによる食育の認知度やニーズの定期的な把握により、数値効果のモニタリングを開始します。

食事アドバイスやeラーニングの環境を提供し、市民からのアクションによる食育に関する知的探究心のニーズや疑問・質問に対応していきます。

事業継続のための収支モデル検証を行い、モデル構築後の継続的な運営のための改善につなげていきます。

- 信頼性：情報機器について、データセンター等でのハウジング／ホスティングを想定し、安定したサービスの提供を実現する。
- 使用性：市民向けにはWEBをベースとしたインターフェースを提供していくことになるため、WEBアクセシビリティにできるだけ配慮し、コンテンツの魅力度を維持した使用性を確保する。また、食育についてICT活用の歴史は浅いため、情報システム化にあたり、十分注意をして検討を行っていく。
- 効率性：サーバ機器やネットワーク機器選定においては、重要度と費用対効果により、二重化や冗長構成を取り入れ、適切な信頼性を実現する。
- 保守性：サーバ機器やネットワーク機器は汎用性の高いオープン系機器の導入を前提とし、保守性を高める方針である。また、開発アプリケーションについても、開発ドキュメントの納品を義務付ける等の工夫により、使用開始後の変更等にも対応していける環境を用意する。
- 汎用性：市民の個人情報や健康情報等は、平成20年4月に予定されている医療制度改正との関連も強く、将来的には連携の可能性も探っていく。それらの可能性にも配慮した、データ構造、プログラムモジュール構成等設計時に配慮していく。

※コンテンツは拡充を前提としている。市職員による更新だけでなく、協賛の民間企業の情報については企業が直接更新できる仕組みなども検討していく。ICT利活用モデル構築後の継続運営の段階では、NPO団体等による運営も想定した、コンテンツの継続更新の仕組みを用意する。



## 照会連絡先

〒 943 - 8601 新潟県上越市木田 1 丁目 1 番 3 号  
 上越市 農林水産部農政企画課  
 TEL : (025) 526 - 5111  
 E-mail : nousei@city.joetsu.lg.jp



# 岐阜県岐阜市：岐阜市地域防災 I C T 利活用モデル構築事業

## 地域の解決すべき課題

本市は、木曾川、長良川、揖斐川のいわゆる木曾三川の沖積土によって形成された濃尾平野の北端に位置し、岐阜県の西南部にあり、市の中央部から東北部にかけて、稲葉山系の山がそびえ、中央部を東西に貫流する長良川により南部と北部とに区分され、南部は、境川、荒田川、論田川、大江川などの支派川とこれらに注ぐ小河川、排水路があります。地勢は 1,000 分の 1 の傾斜をなし、これら支派川等の流水は、平常時においては長良川に自然流下しますが、いったん長良川の水位が上昇すると樋門は閉鎖され内水排除は機械によるほかなくなります。北部は、伊自良川、鳥羽川、板屋川、根尾川などの支派川とこれらに注ぐ小河川、排水路があるため、これら支派川等の水位が上昇すれば、各所に氾濫をまねき、自然減水を待つほかない状態となります。このため南部北部とも古来より水害に悩まされてきました。

特に、昭和 51 年 9 月台風 17 号の接近に伴う集中豪雨が岐阜地方を襲い、9 月 7 日から断続的に降り続いた雨は、美濃地方の平野部を中心に集中豪雨となって、県内各地、特に岐阜・西濃地方で中小河川の氾濫、土砂崩れ、道路の寸断など、大きな被害をもたらしました。岐阜市では、住家被害は 42,000 棟、被災者は 146,000 人と、全市の 1/3 にまで及ぶ大災害となりました。

その後約 30 年を経過し、幸いにも大災害には見舞われてはおりませんが、常にその当時の被災経験を生かした防災体制作りが必要とされるところです。

また、東海地方に位置する本市では、東海・東南海・南海大地震などの発生も危惧されており、活断層の存在も指摘されています。併せて、建物の高層化、住宅の密集化・老朽化などが進行し、地震、台風、水害などの自然災害に加え、都市型災害に対する総合防災体制の確立が必要となっています。

本市は、県内唯一の中核市であり、岐阜市総合計画（愛称：ぎふ躍動プラン・21）に掲げる“災害に強いまちづくり”を目指し、東海地方におけるフロントランナーとして、水害はもとより地震等他の災害に対しても有効に活動できる災害対策本部体制や、地域における防災組織の充実などによる総合防災体制の強化を最重要点施策としています。

具体的施策として市民の生命、身体及び財産を地震、風水害、火災などの災害から守るため、災害の未然防止と被害の軽減及び災害応急対策を図るとともに、市民一人ひとりの防災意識の高揚を図っています。

さらに、災害発生時の迅速な初動体制を確立するとともに、市民、行政及び防災関係機関が的確に対処できるよう、平常時から連携のとれた効果的な訓練の実施や自主防災組織・災害ボランティアの育成など総合的な防災体制の確立に努めています。

阪神淡路大震災や、最近発生した新潟県中越地震に対して本市からも多数の応援職員を派遣したところですが、災害現場の対応状況分析を行った結果から、情報の収集による的確・迅速な指示と正確な情報の発信が必要であると痛感しています。

この貴重な体験を基に、従来からの、防災意識の向上や連携訓練等の実施、資機材配備の充実に加えて、新たに、急速に進展し社会の各部分に浸透しつつある I C T を適用して、総合的な情報共有を行えるシステムの構築により総合防災対策を充実させることが本市の喫緊の課題と考えています。

## 事業内容

- 1 市民一人ひとりが自ら安全を確保するために、必要な情報を積極的に提供します
  - (1) 現在は、平常時に岐阜市のホームページから避難所案内や気象情報、FAQなどを市民に対して提供しています。今後は、ユビキタス社会に対応して、いつでもどこでもだれでもネットなどを介して防災意識の啓発資料や、実践可能な災害対策を学べる資料、災害時にとるべき行動の資料などを掲載するとともに、eラーニングなど自己学習できる仕組みを提供して、市民の一人ひとりが適切な行動が取れるようになり、災害による被害を最小限に食い止められるようになると考えます。
  - (2) 災害時には、市民や関係機関との情報共有を積極的に進めるため、災害時にはホームページ・コンテンツ管理システムを利用して公式サイトから、より迅速に災害情報を提供します。
 

被害状況、道路、公共交通機関、電気・ガス・上下水道・電話、避難所、ごみ、医療・福祉、ボランティア、救援物資・義捐金、住宅・建物復旧などに項目分類して情報発信します。
  - (3) 市民が避難に備えられるよう、事前に登録した携帯電話などのメールアドレスに、災害などの情報を一斉送信する仕組みを整備します。さらに、携帯メールにより災害の程度に応じて市職員及び消防団員、水防団員、自主防災隊員など防災関係者を迅速に招集する仕組みも併せて構築します。
  - (4) また、発災時以後には、情報弱者のために家庭の中心に位置するテレビに対して、地上デジタル放送やワンセグ放送を利用して広く災害情報を広報する仕組みづくりを関係機関と協議していきます。（本市は総務省「デジタル放送を活用した行政情報提供システム実証実験」においてフィールドとして参加しており、そのノウハウを活用します。
- 2 関係機関との連携を強化し、必要な画像情報等を入手して的確な防災体制づくりを目指します
 

市が収集する情報は、気象情報や河川情報システム、岐阜県防災ポータル、河川事務所ホームページなどです。

本市は水害が多く発生する地域であり、国土交通省、岐阜県防災課等と連携して、ネットワークを介して上流域から岐阜市までの間のリアルタイム映像を受信し、特に災害時には県防災ネットワークのテレビ会議システムを活用しつつ、災害時にはビジュアルな映像に基づいた情勢判断と指揮命令を行えるようにします。

また、現地避難所に赴き、モバイルカメラ等を使用して双方向による情報伝達により、文字情報よりリアルな状況把握を行います。

さらに、大規模都市公園等の広域避難所に定点カメラを設置し、平常時には公園の管理や防犯対策に、災害時には集合する避難者や仮設住宅の状況を把握します。
- 3 岐阜市では下記（ア）から（キ）の情報を災害対策本部と各避難所との間で共有します
 

新潟県中越地震における本市派遣職員の活動報告によると、復電及び電話回線が復旧した場合でも、支援物資の各避難所への適正な配布や、各避難所からの支援要望、ボランティア団体の適正配置などに関して災害対策本部と各避難所との間で十分な情報共有が行われなかったようです。

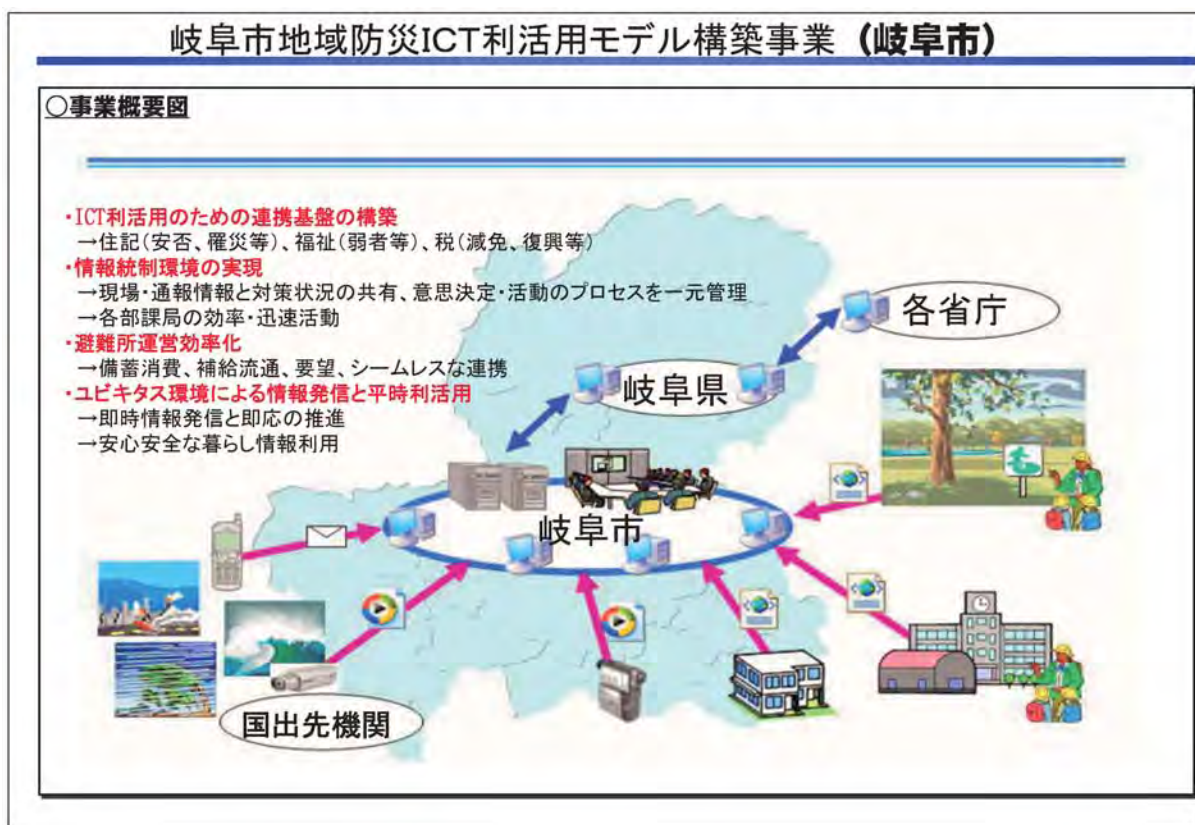


この体験を踏まえて下記の情報共有を図ります。

- (ア) 災害全般の情報
- (イ) 市全体の安否情報
- (ウ) 避難者情報
- (エ) 避難所へ提供可能な物資・人材の情報
- (オ) 必要とする支援（物資、人材）の情報
- (カ) 支援を受け入れる場所、手段の情報
- (キ) ボランティアの情報

災害時の職員状況把握（登庁可能性、動員可能人数の把握）、災害対応職員の適正配置、ローテーション構成、災害情報の収集・整理・分析、各避難所と災害対策本部での対応記録の保存、各避難所からの支援要請の整理、各避難所への人的・物的支援の優先順位決定、支援提供の整理が速やかに行えるよう、救援支援情報システムを構築します。

## 事業概要図



## 事業の先進性

従来の防災情報支援システムのような市町村に閉じた災害情報の管理だけでなく、県の総合防災情報システムとの連携を構築すると共に、避難所と災害対策本部との間で迅速な対応支援となるシステムとして実現させていきます。

現在異なる団体間で防災情報を「共有」するルールが定められておらず、県との防災情報の



連携にあたっては、「地域情報プラットフォーム」の防災業務への適用モデルを構築し、具体的なシステムサービスとして提供出来る仕組みを実現させます。

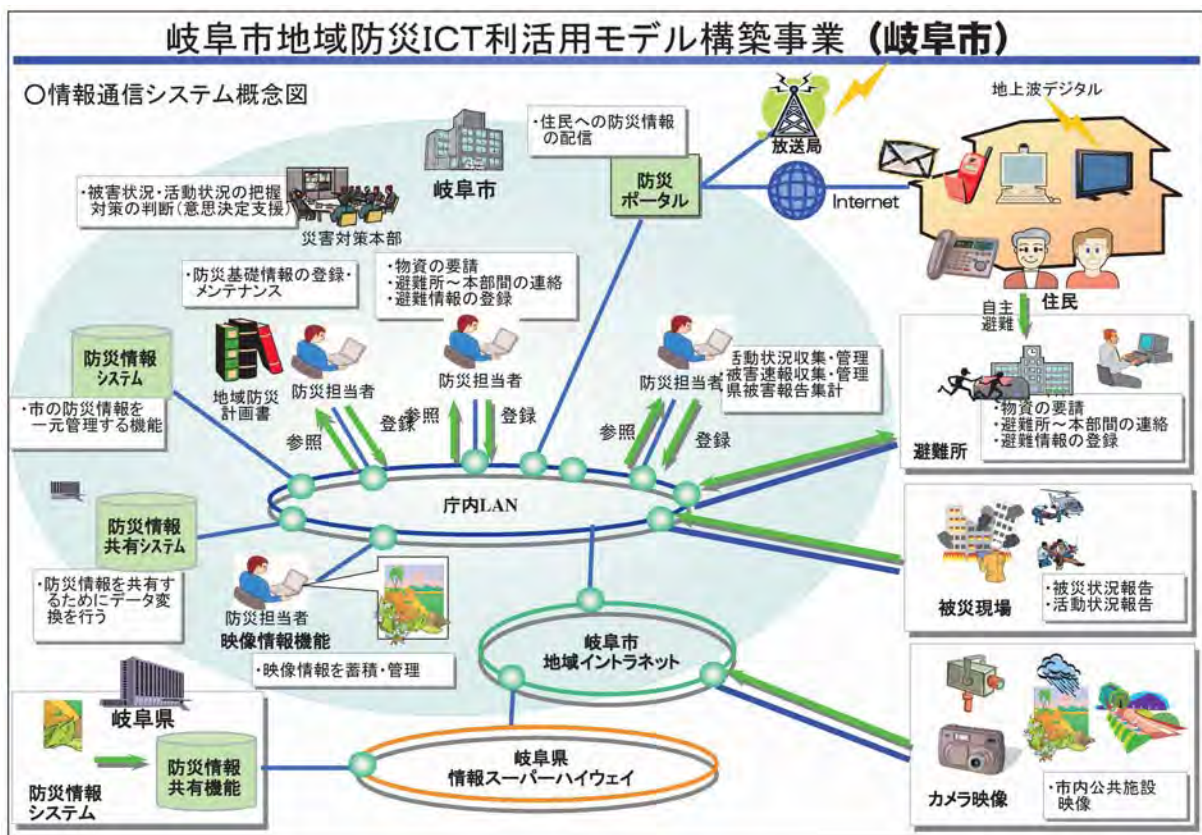
更に、市民への情報発信は既存のホームページに加え、地上デジタル放送や防災行政無線のみならず、ライフライン会社との連携を高めることができる防災情報のプラットフォームとなるよう、防災情報の集配信にあたっては検討を進めていきます。

## 平成 20 年度以降の事業内容

本モデルを構築することによって、市に設置する防災情報システムと岐阜県総合防災情報システムとの連携モデルを構築し、GtoG・GtoCを対象とした防災情報の共有・連携を実現する事で「災害に強いまちづくり」を目指した取り組みを行います。取り組みにあたっては(財)全国地域情報化推進協会（APPLIC）防災WGと連携・協力し、「地域情報プラットフォーム」の防災業務への適用モデルとします。

具体的には、市と県が連携するための防災情報定義（XMLスキーマ定義等）を「地域情報プラットフォーム」に準拠させ、定義したドキュメントをAPPLICへ提供することで、APPLICを通じて標準仕様として全国の自治体への普及展開を図っていきます。これにより、全国の自治体における防災システムの調達においてこの標準仕様に基づいたシステム作りを促進させ、全国の防災システムが相互に連携するための仕組みづくりに貢献するものと考えております。

また、岐阜県下の他市町村へも波及させることで防災情報連携基盤の構築がより進むものと考えております。



## 照会連絡先

〒500 - 8701 岐阜市今沢町 18 番地  
岐阜市都市防災部 都市防災政策室  
TEL : (058) 265 - 4141  
E-mail : bousai@city.gifu.gifu.jp

# 静岡県磐田市：「ICTを活用した地域防災体制強化モデル事業」

## 地域の解決すべき課題

### 1 地域課題の内容

本市は平成17年4月に合併を成し遂げ、新しいまちづくりをスタートさせました。総合計画の基本目標のひとつに安全・安心なまちづくりを掲げ、地域防災対策・体制の強化に取り組んでいますが、“災害発生時に迅速な避難・救護・復旧ができるような自主防災会や災害ボランティアなどと連携した支援体制の確立”が課題となっています。

また、合併後の地域防災対策・体制の強化を図るためには、合併前の北部の台地、南部の遠州灘沿岸、天竜川・太田川流域など独自エリアで各々培われ多岐・広域に存在する防災に対するノウハウや自主防災会やボランティア等の活動やリソース、発災時の災害に関するあらゆる情報を有効かつタイムリーに市民と行政との間で防災情報を共有・有効活用する本市横断的なしくみの整備が急務となっています。

### 2 課題解決に向けた従来の取組

合併後の平成17年12月に災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、地域に係る防災対策の大綱として、「磐田市地域防災計画」を策定しました。

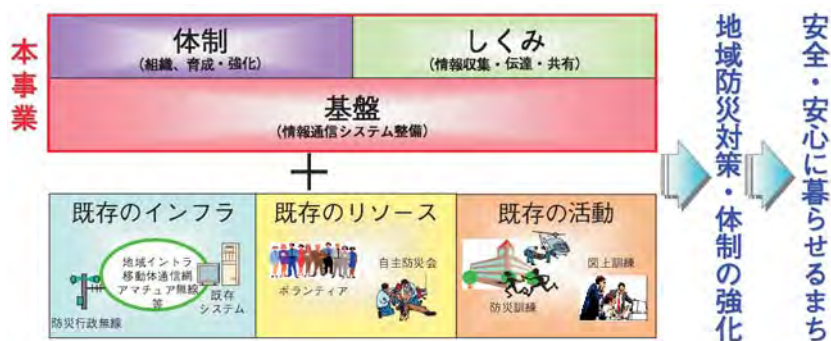
この計画に沿って、各種施設整備や体制の構築などをはじめ、9月、12月に実施する防災訓練や、市民への防災関連情報（地震対策マニュアル、ハザードマップ、避難場所、災害用伝言ダイヤルの使用方法等、<http://www.city.iwata.shizuoka.jp/life/19/index.html>参照）の提供等に取り組んでいます。また、市民による防災活動も活発に行われており市内に319の自主防災会や各種ボランティア団体も多数存在しています。

今後は、さらに地域防災対策・体制の強化・充実を図るために、既存のインフラやリソースを有効活用し、市民と行政の協働のもと、地域間の交流と連携を深めつつ、地域の自主と自立を育て、真の自治を目指す（総合計画の基本理念である“協働のまちづくりによる自治の実現”）ことが必要となっています。

## 事業内容

平成19年度では、防災対策上最も重要な要素である体制（人・組織）の再構築を図ります。災害対策本部体制における支部機能を見直し、支部体制の強化を図るとともに市内に多く存在する防災に関連した活動やリソースを有効活用し、行政のみならず市民が積極的に参加できる本市横断的な防災体制や情報収集・伝達・共有のしくみを整備します。また、既存の情報通信ネットワークや情報通信技術を活用した総合防災情報システムを整備することにより、地域に密着し、信頼できる情報を市民と行政との間で有効かつタイムリーに共有し、市民の自発的活動や行政の迅速で的確な防災活動を実現させ、市民と行政の協働により地域防災力を最大化するしくみを実現させます。





(1) 体制（組織、育成・強化）の整備

合併後の組織との整合性を図り、災害時において効果的な被害情報収集・伝達・共有がスムーズに行うことができ、総合防災情報システムの機能を最大限に発揮できるよう、災害対策本部体制の見直し市内の自主防災会やボランティア団体等と連携した防災対策・組織の体制強化を図ります。

具体的には、各支部機能を見直すとともに適正な職員配置を図ります。継続的に実施されている防災訓練等における市民と職員の協働による被害情報収集体制等の説明会の実施により、市民や職員の防災意識の育成、強化を図るとともに、提供された情報を市民が有効に活用できるよう、防災訓練、図上訓練（D I G：参加者がアナログ地図を使って防災対策を検討する訓練。Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）の頭文字を取って命名された）のワークショップや自主防災説明会等で本事業の認知度を高めていきます。さらに、各支部に分散している一部機能について集約を図り、合併後の組織と整合性の取れた効率的な体制づくりを進めます。

(2) しくみ（情報収集・伝達・共有）の整備

災害時に、災害対策本部、各支部、避難所などにおいて市民の自発的活動及び行政の迅速で的確な防災活動が実現可能となるよう、最適な情報の収集・伝達・共有等のしくみを導入・検証していくことで、地域防災力の向上を図ります。

具体的には、市民の防災活動への積極的な参加を促進したり、良質な情報の確保や既存の通信基盤である地域イントラネット、既存通信技術や自主防災活動を有効に活用します。また、地域イントラネットが利用できない際に、既存無線通信施設（防災行政無線・地域防災無線・防災相互通信無線・消防無線等）や移動体通信網等を活用するとともに、「磐田市地域防災体制検討部会（仮称）」において有効なバックアップ体制のしくみについても検討を進めていきます。

項目	既存インフラ、活動及びリソースの具体的な活用案
市民の積極的な参加促進	自主防災会への働きかけ、D I Gワークショップの開催等
良質な情報の確保	バイクボランティアネットワークや自主防災会長への協力要請等、災害情報ボランティアの育成
地域イントラネットのバックアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動体通信網の利用</li> <li>・防災行政無線の利用</li> <li>・アマチュア無線ボランティアの協力による避難所での通信確保など</li> </ul>

## (3) 基盤（情報通信システム）の整備

本市横断的な防災情報（ノウハウや災害情報）を共有するとともに、市民に対して地域に密着した良質かつタイムリーな情報を提供する基盤（総合防災情報システム）を構築します。

これにより、災害発生時に想定される情報の氾濫・錯綜・風評を防ぎ、行政の的確で迅速な災害対策活動や市民の自発的な防災活動を支援し、“市民と行政の協働による防災活動”や“市民の安全・安心な暮らし”を実現します。

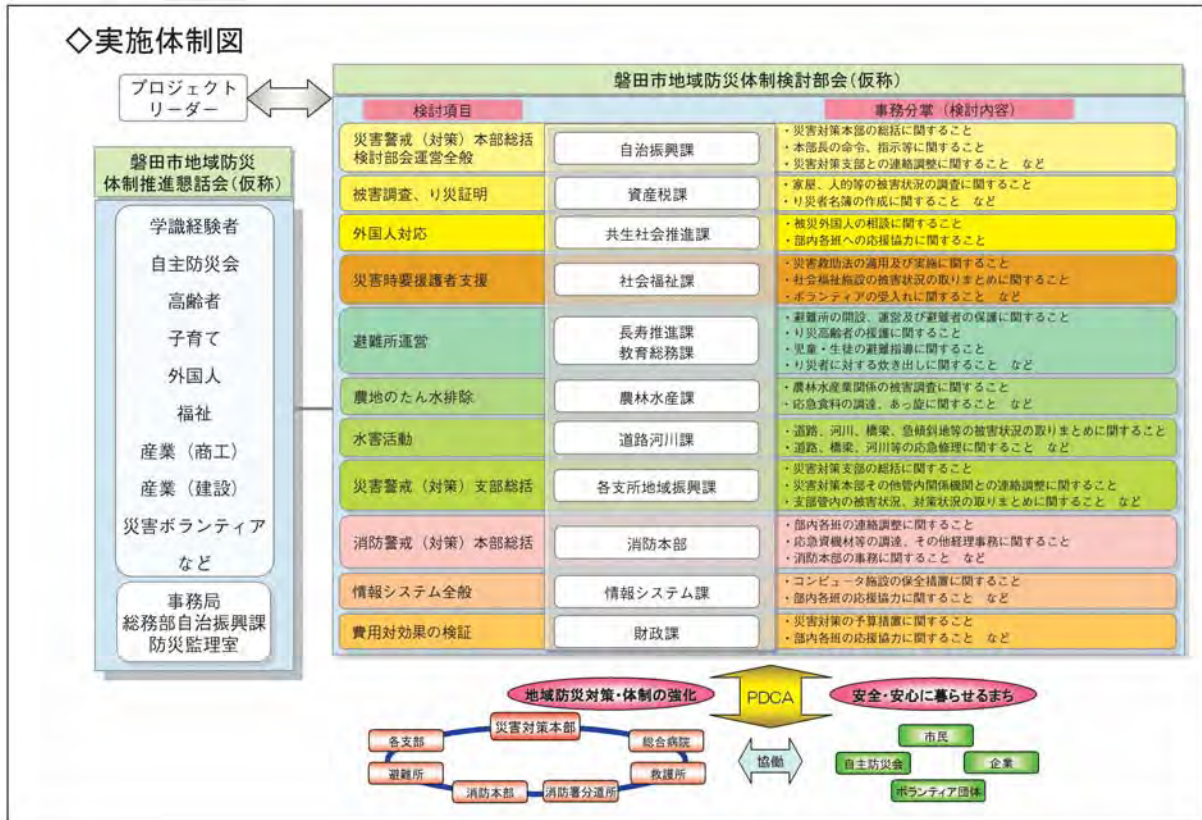
本システムは、非日常状態での利用が想定されることから、日頃から市民・職員の使い慣れているメディアや複数の情報伝達手段による冗長化などを考慮して整備を進めます。平成19年度は、特にその基礎となる標準的（基本的）な機能について整備を進めます。

## ＜平成19年度の総合防災情報システム整備機能＞

サブシステム名	機能内容
①災害情報管理サブシステム	主として災害情報を横断的に共有するしくみ (災害情報：被害情報収集機能、応急対策管理機能、ポップアップ管理機能、基礎情報管理機能、避難所管理機能、電子マニュアル機能、り災証明管理機能)
②災害情報広報サブシステム	市民への災害情報提供を可能とするしくみ (情報提供機能)
③映像情報サブシステム	視覚的な判断をサポートするしくみ (映像支援機能：本部1、各支部4、定点監視箇所2)

上記(1)～(3)の「体制」、「しくみ」、「基盤」を整備することにより、災害発生時における地域が一体となった協働を支援する体制の基本部分を構築し、課題となっている“自主防災会や災害ボランティアなどと連携した支援体制の確立”や、“市民と行政との間で防災情報を共有・有効活用する本市横断的なしくみ”づくりに取り組みます。

## 事業概要図



## 事業の先進性

今までの防災対策では、砂防林・ダムの整備や道路・河川の改修等ハード整備が中心でしたが、莫大な時間と費用がかかったり、被災の都度修復や復旧を繰り返したりと、ハードのみの対応では限界が指摘されています。それに加えたソフトの対応が模索されている中、本事業は、単に基盤(総合防災情報システム)の構築だけでなく、情報を利活用する人(行政、市民、民間企業、NPO、ボランティア等)の育成・強化、情報の収集・伝達・共有などのしくみについて、ソフト面における三位一体の取組みを推進し、協働による地域防災力の向上を図る点において先進性があり、他地域へのモデルとなるものと考えます。

## 平成20年度以降の事業内容

既存防災関連システムとは、将来的には有機的に連動し、防災機能の最大化や投資の抑制を図ることを考慮して、本モデル事業に取組みます。

以下、主要既存システムとその連携・利活用方法の可能性についてまとめます。

<メール配信システム(いわたホットライン)>

本事業で整備する災害情報広報サブシステムの主要となる既存システム。河川水位監視システム・気象情報システムと連携することにより、市民及び職員に対して、防災関連情報をタイムリーに提供して、市民の自助や共助による防災活動や、行政の災害対策体制の早期確立を支援する。



<河川水位監視システム、気象情報システム>

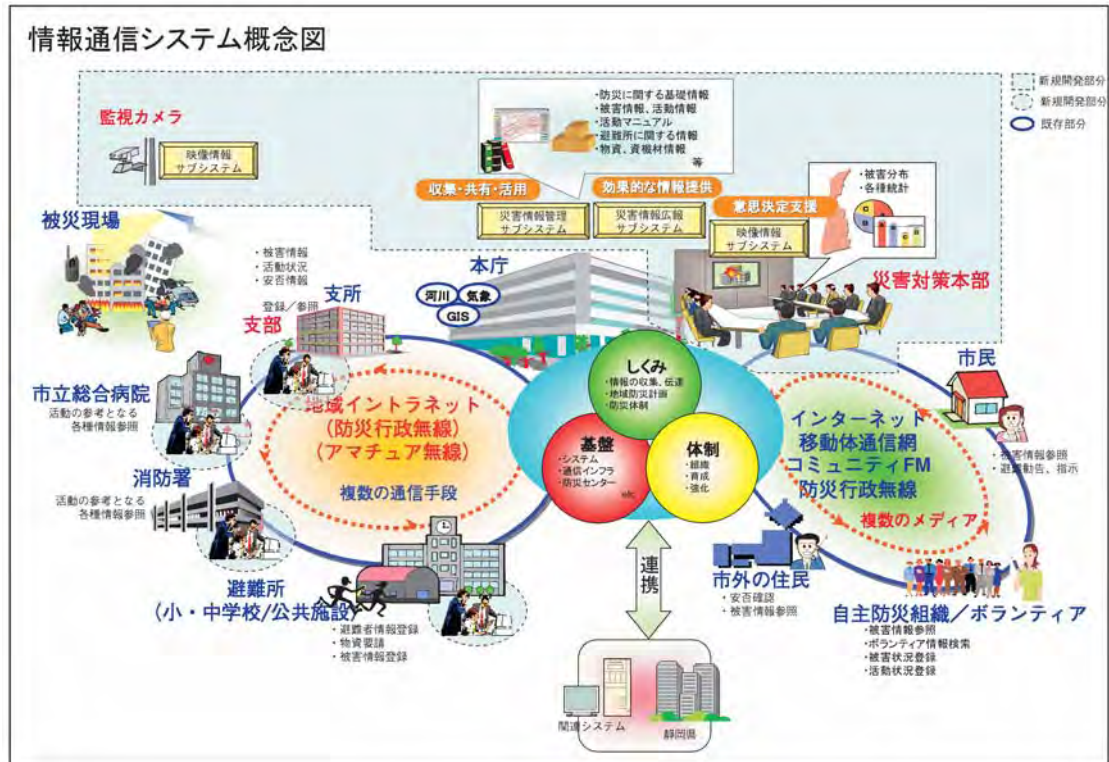
災害情報広報サブシステムと連動して、河川水位の基準値超過や気象注警報、地震・津波情報等を市民や職員等に提供する。

<消防指令台>

本事業で整備する災害情報管理サブシステムと消防署の活動事案とを連動させ、災害対策本部での迅速で的確な意思決定を支援する。

<磐田市統合GIS>

既に整備されている防災関連地図情報を、本事業で整備する災害情報管理サブシステムに取り込むことにより、地図コンテンツの重複投資を抑制する。



照会連絡先

〒 438 - 8650 静岡県磐田市国府台 (このだい) 3 - 1  
 磐田市役所 総務部 自治振興課防災監視室  
 TEL : (0538) 37 - 4903  
 E-mail : bosai @ city.iwata.lg.jp

# 岡山県岡山市：岡山市地域 ICT 利活用モデル構築事業

## 地域の解決すべき課題

①安心して子ども見守り・育てる環境がない。

岡山市の調査によると、小学生の子どもを持つ親は地域社会に望む支援として、「地域全体で子供に目を配る」(44.7%) ことを最も多く挙げています。このように地域で安心して子どもを見守り育てる環境づくりは、未だ充分ではありません。

現状では、小学校の「児童クラブ」がこうした役割を担っていますが、父兄の新たな負担を強いる一方であずかり員数に制約が課せられ、十分な機能を果たしていません。また、児童クラブは「自立する子どもの育成」という観点からの取り組み（地域住民との交流活動や体験活動）は十分ではありません。

こうしたことから、本市が実施した「市民意識調査」では、社会教育の場である公民館を活用した居場所づくり（「放課後・夏休みフリースペース」）の拡充を望む声が多く挙げられています。

②地域の安全・安心実現に向けた効果的・効率的な手法が確立されていない。

「安全・安心ネットワーク構築事業」は市長の重点公約であり、小学校区を単位とする 53 の地域が防犯・交通安全、防災、環境、福祉などの地域課題の解決に取り組んでいます。一方で、取り組みのモデル化・ノウハウ化が図られておらず、ベストプラクティスの蓄積がなされていないことから、取り組みごとのパフォーマンスにばらつきがあります。

③地域課題に意識的に取り組むボランティアが多いが、横断的、持続可能な仕組みが確立されていない。

岡山市は、町内会の組織率が、約 9 割に達するなど、コミュニティ活動の盛んな地域です。また、新たな形のコミュニティ活動である特定非営利活動法人（NPO）数についても全国でも上位の上昇率を誇っています。他方で、こうした取り組みの多くはキーマンや熱意に左右されるなど、取組みの体系化が図られておりません。

## 事業内容

### 1. 基本的考え方

コミュニティ再生やまちづくりの推進にあたっては、複雑化かつ多様化するそれぞれの地域課題の解決が不可欠です。こうした課題の解決に当たっては、行政、市民、ボランティア、NPO、企業をはじめ地域で生活する全ての主体が連携した取り組みが求められています。

しかし、こうした地域横断的な課題解決に向けた取り組みは、まちづくりに対する意識が高い地域においても、体系化されたものになっておりません。そこで、本事業では、実社会と「課題の吸い上げ」「分析・共有」「効果の可視化」といった ICT の特質とを有機的に結合した「地域課題解決プラットフォーム」を構築することにより、こうした多様な主体が連携したまちづくりモデルの提示を行うこととします。同プラットフォームについては、本事業においてモデル地域での実証を行った上で、課題解決のための包括的な取組みに発展させることを基本とし

ます。

## 2. 取り組みの概要

### ①「地域課題解決プラットフォーム」の構築

市民が主体的にまちづくりに参加することを促進するため、本市の優位性である町内会やNPO、ボランティアなどの地縁組織及び情報先進都市を具現化する過程で培われたノウハウ、人的／物的（ICT）リソース等を活用し、地域社会全体への訴求性の高い仕組みである「地域課題解決プラットフォーム」を構築します。取組の推進は、行政主導の下に「岡山市共生まちづくりeプロジェクト推進協議会」が行います。

### ②子育てネットワークの整備

このプラットフォームを活用して、地域社会での情報共有を実現することで、潜在的な担い手の掘り起こし／担い手の育成／子どもの自立心の醸成／居場所づくり／安全な子育てを可能にする環境（子育てネットワーク）整備を進め、自立する子どもの育成を図ります。

### ③住民ネットワークの整備

このプラットフォームを活用して、地域の課題（防災・防犯／福祉等）において住民の自治意識を高める環境（住民（住民プラットフォーム））を整備し、自らの地域課題を自らで解決し地域を守り育てる活動を支援します。

### ④成功モデルの確立

当事業で成功モデルを確立し、他分野への応用をはじめコミュニティの再生・まちづくりに展開します。

※上記の取組を下支えする仕掛けとして、以下のとおりICTを活用します。

#### ◆見守り育みシステム

ランドセルに貼付した電子タグと通学路に設置した監視カメラにより、学校や保護者が携帯電話、パソコン、CATV画面モニターで通学路の安全・安心を確認します。

#### ◆防犯・防災マップ

避難地、浸水地域等の防災・防犯情報を地域住民が作成しインターネットで配信することにより、自治意識・防災意識を高めます。

#### ◆街角放送局

「放課後子ども教室」等の子育て支援の取組や地域の伝統文化・祭りなどを動画配信し、地域コミュニティの再生、活性化を促進します。

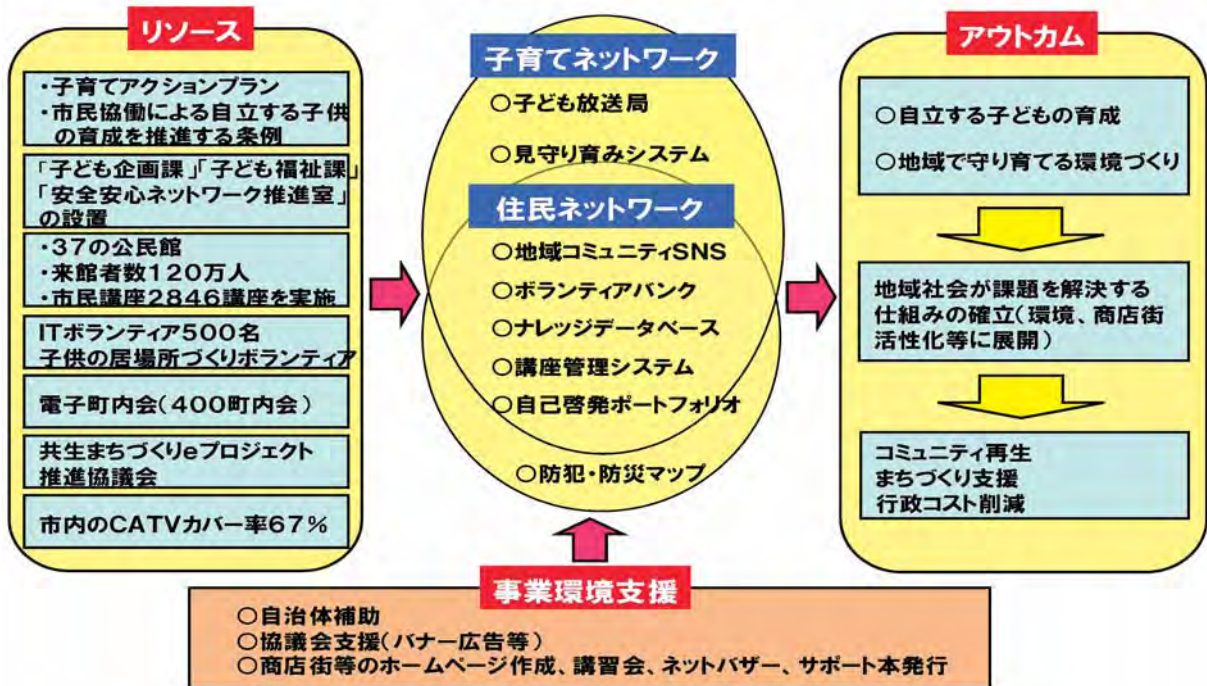
#### ◆地域SNS・ナレッジデータベース

子育ての悩みや安全・安心の取組をデータベース化することにより、相談業務や最適手法を提供します。



## 事業概要図

### 地域課題解決プラットフォーム概念・事業イメージ



## 事業の先進性

本事業は、住民にとってもっとも身近な公共施設である公民館を活動拠点として活用するとともに、地域に点在する様々な活動組織と住民を「地域課題解決プラットフォーム」で結びつけることにより、地域全体で課題解決を図るスキームです。

これまで地域活動の主体となる事例が全国的に見ても少なかった公民館に着目した点と、地域社会全体が情報を共有し課題解決に向けた訴求性の高い同プラットフォームを構築する点が、類似事例とは一線を画しているモデルと言えます。

## 平成20年度以降の事業内容

地域課題解決プラットフォームを活用した住民ネットワークや子育てネットワークづくりについて、モデル事例を確立し、市域への普及に向けた素地を作ります。また、次の内容を実施します。

### 【子育てネットワークの整備】

#### ◇ボランティアバンク<平成20年度実施予定>

ボランティアの人材管理とニーズマッチングによる取り組みの担い手のミスマッチを解消とボランティアの活性化を促進します。

#### ◇講座管理<平成20年度実施予定>

ボランティア養成等の講座情報を公開して、仮申込みを受け付けます。公民館職員と対面

もしくは対話で受講の意思等を確認後に、本申込みとなります。また、講座受講希望者に対しては、メールで講座開設の案内を送り、受講者をタイムリーに募るものです。講座受講の機会を増やすことで、ボランティア養成に繋げるものです。

◇自己啓発ポートフォリオ＜平成 20 年度実施予定＞

講座受講やボランティア活動等の履歴およびノウハウを地域住民が登録、管理するものです。必要に応じて、様々な角度から活動履歴を参照して、継続的な学習、自己評価力育成、主導的学習能力の向上を図るものです。

以上を通じ、ボランティア人材や参加する子どもの増加と、活動内容の充実に繋がり、自立する子どもの育成を支援する環境が構築できます。

【住民ネットワークの整備】

◇ボランティアバンク＜平成 20 年度実施予定＞

ボランティアの人材管理とニーズマッチングによる取り組みの担い手のミスマッチを解消とボランティアの参加意識の高揚を図ります。

◇講座管理＜平成 20 年度実施予定＞

ボランティア養成等の講座情報を公開して、仮申込みの受け付け、講座受講希望者に対する講座開設案内メールの送信など、受講者の募集を促進します。講座受講の機会を増やすことで、ボランティア養成に繋がります。

◇自己啓発ポートフォリオ＜平成 20 年度実施予定＞

講座受講やボランティア活動等の履歴およびノウハウを地域住民が登録、管理します。必要に応じて、様々な角度から活動履歴を参照して、継続的な学習、自己評価力育成、主導的学習能力の向上を図ります。

以上を通じ、自治意識の向上とボランティア活動の活性化に繋がり、自らの地域課題を自らで解決し地域を守り育てる活動を支援する環境を構築します。

## 照会連絡先

〒 700 - 8554 岡山市大供 1 - 1 - 1  
 岡山市企画局 情報企画課  
 TEL : (086) 803 - 1047  
 FAX : (086) 225 - 5487







「地域ICT利活用モデル」全国先進事業事例

## 「地域ICT利活用モデル構築事業」事例

### 【福祉】

- 岩手県遠野市
- 福島県南相馬市
- 東京都世田谷区
- 山梨県中央市
- 三重県津市
- 和歌山県那智勝浦町
- 高知県津野町
- 福岡県添田町

# 岩手県遠野市：遠野型すこやかネットワークによる保健福祉情報活用モデル

## 地域の解決すべき課題

### 【少子化の課題】

#### 1. 安心してお産ができる地域へ

平成14年から分娩を扱う医師が不在であり、お産の際、妊婦は分娩を扱う医院や病院のある釜石市、盛岡市、花巻市などに行かなければならない状況です。従って、若い人が安心してお産ができる仕組みを確立し、若い人々の定住で活力のあるまちづくりを目指していく必要があると感じています。

#### 2. 産婦人科医と助産師・妊婦の連携

市内にいる助産師と妊婦が、分娩を取扱う市外の産婦人科医といつでも連携がとれるように、胎児心拍の伝送などICTを利活用したシステムなどの導入により、安心・安全な医療の確保が望まれます。

#### 3. 母体搬送

分娩の際の母体搬送が安全に行われるよう、助産師同乗などとともに、搬送中でも（ICTの利活用等による）医療機関との連携実現が求められています。

#### 4. 助産師による妊婦健診の充実

妊婦が健診のたびに市外の病院まで行くのは、本人にとっても支援する家族にとっても負担が大きくなります。そこで、遠野市内で助産師による健診を実施することにより、逆に健診回数が増えたり（相手が医師ではなく助産師なので）気軽に健診を受診できるようになります。もちろん、助産師と周辺の医療機関の産婦人科医との連携は欠かせません。

#### 5. 保健師による乳児健診

遠野市では小児科医についても不足している状況で、乳幼児の健診や相談なども気軽ではない状況です。そこで、市では保健師による乳児健診や健康相談などを充実させるなど、小児科医の不足をカバーしていかなければなりません。

#### 6. 他地域からの妊婦の受け入れ

他の産婦人科医不在地域の妊婦などに対し、妊娠時に遠野市で生活をしていけば母体搬送や分娩が配慮されることをPRし、上記のように構築された人的資源や仕組みがさらに活用される施策の実現が求められます。

#### 7. 子育て者の社会的孤立

遠野市は現在、合計特殊出生率が低く、子育て者は社会的に孤立する傾向にあります。子育て者を支援する地域のサポートネットワークの形成が必要です。特に病気や障害を持つ児童を育てる親には手厚い支援が必要です。

### 【高齢化の課題】

#### 1. 高齢者の社会的孤立

遠野市は、高齢化が急速に進んでおり、65歳以上の人口は32.5%である。この高齢者を社会全体で支援し、支えていかなければなりません。

医療保健福祉の専門家だけでなく、別居親族や地域住民も含めたサポートネットワークの形成が求められます。

## 2. 異変への対処と早急な支援

ふだん元気な高齢者の多くが急に具合が悪くなることへの不安をかかえています。親族や地域の人が気づかなければ最悪の場合は孤独死になります。これを防ぐためには、日常的な健康状態や生活状態を把握することにより、高齢者の異変をキャッチし、早急に支援できる仕組みの確立が必要です。

## 3. 予防的措置の強化と自立の促進

元気な高齢者に対しては、食事の仕方や運動についての指導、認知症の予防など健康維持を支援することが重要です。高齢化社会の中で、一人ひとりの高齢者に対してマンツーマンなどでの十分な指導には限りがあり、ICTの活用など支援策の充実を図っていかねばならず、これには、高齢者自身のICT活用の環境整備も含め、自立を促す取り組みも必要があります。

# 事業内容

## 1. 遠野型すこやかネットワーク協議会

事業を円滑に推進できるように事業実施の際の意見集約・団体間調整を目的として、岩手県立病院、遠野市医師会、日本産婦人科医会岩手県支部、遠野市社会福祉協議会、遠野テレビ、その他の有識者等から構成される協議会の設立準備会合を経て協議会を設立し開催します。

本事業の関係者が集まり調整することで、関係団体の協力を得て事業が進みます。

## 2. すこやかポータルサイトの開発

市民や医療従事者などが、パソコンや携帯電話等で「すこやか電子手帳」（すこやか親子電子手帳、すこやか子育て電子手帳、すこやか健康増進電子手帳、すこやか長寿電子手帳等）にアクセスをする際の玄関。健康増進の知識やお産、子育て、長寿の参考となる知識を容易に提供できるようにし、バナーを貼ることで広告収入を得ることができるようになります。

また、保健福祉の分野において各所で行われる行事などを一同に公開し、健康のために体を動かす工夫や一般的な運動の目安なども紹介、健康に対する興味を示していただくなどの啓蒙活動を行います。

具体的には、平成19年度はユーザ（住民）の認証窓口となるポータルサイトを構築し、個人情報等を扱うクローズドネットワークの情報を、当該年度に開発した電子手帳を通じてインターネットから住民へセキュアに情報を提供できるネットワークの設計と構築、および設定作業を行います。

特にも当市では産婦人科医や小児科医の直接受診機会が制限されるため、周産期医療などで携帯モバイル健診や助産院での健診が現実には始まっていますが、将来的にはこれらのアクセス先としてもポータルサイトが活用できるようになります。

ポータルサイトにより、「すこやか電子手帳」等全システムが有益で安全に利用できるようになります。

## 3. システム連携ソフトの開発

すこやか親子電子手帳やすこやか健康増進手帳等と遠野市保健福祉情報管理システムとの間でのデータ受け渡しのためのシステム連携ソフト。一般市民や医療従事者等は、遠野市保健福祉情報管理システムには直接アクセスすることができない仕組みとなっているため構築の必要があります。



具体的には、地域情報プラットフォーム ver.2.0（連携機能）が未決定であるため、既存の保健福祉情報管理システムから現状仕様の ver.1.0（XML 出力）に配慮し、ver.2.0 仕様決定後対応可能な出力機能の構築を実施します。

連携ソフトにより、市民が直接アクセスできない情報管理システムと、市民がアクセスできる電子手帳との間の情報共有が図れます。

#### 4. すこやか親子電子手帳

概ね妊娠時から就学前までを対象として、紙の母子健康手帳に新たな項目を追加し、データの時系列でのグラフ化表示等を実現するシステム。保護者である母親はパソコンや携帯電話で、従来の母子健康手帳で扱っている情報の表示やデータの入力をはじめ、色々な角度から情報が得られるダイナミックな育児書として活用することができます。

具体的には、基本情報、出産前の妊婦の健診結果、出産後の乳児や母親の健診結果、子供の成長の記録などを紙の母子手帳よりも細やかに、詳しく、高頻度、ビジュアルに記録・表示できるようにします。さらに、乳児や幼児の育児や健康に関するアドバイスや離乳食情報等が提供できるようにします。また、医師・保健師等への相談や母親相互の情報交換がパソコンを通して行えるようにします。

「すこやか親子電子手帳」により、産婦人科医が不在な地域においても安心して出産時期を迎えることができるようになります。

さらに、将来的には「すこやか親子電子手帳」を窓口として、産婦人科等に導入された周産期電子カルテ、自宅や助産所に設置されるモバイル分娩監視装置などとも連携がとれるようになり、産婦人科医の不在や助産師健診の充実、小児科医の不足をカバーする保健師健診の充実等につながっていくものです。

#### 5. すこやか子育て電子手帳

すこやか親子電子手帳に続き、7歳以上19歳未満の段階で利用する電子手帳。Webを通して、健康情報を保護者が入力することにより、健康を自己管理できます。

また、保護者が子育てに関する相談事項を書き入れ、それに対するアドバイスを相談員等が書き入れるなど、子育て者の心配事の解決を図ります。保護者相互が子育て関連情報を他の子育て者と共有することにより、子育て者同士のつながりをつくとともに、保護者が容易に情報を得ることができます。

本年度は、次年度の本格的な開発の準備のための検討と一部試作を実施します。

#### 6. すこやか健康増進電子手帳

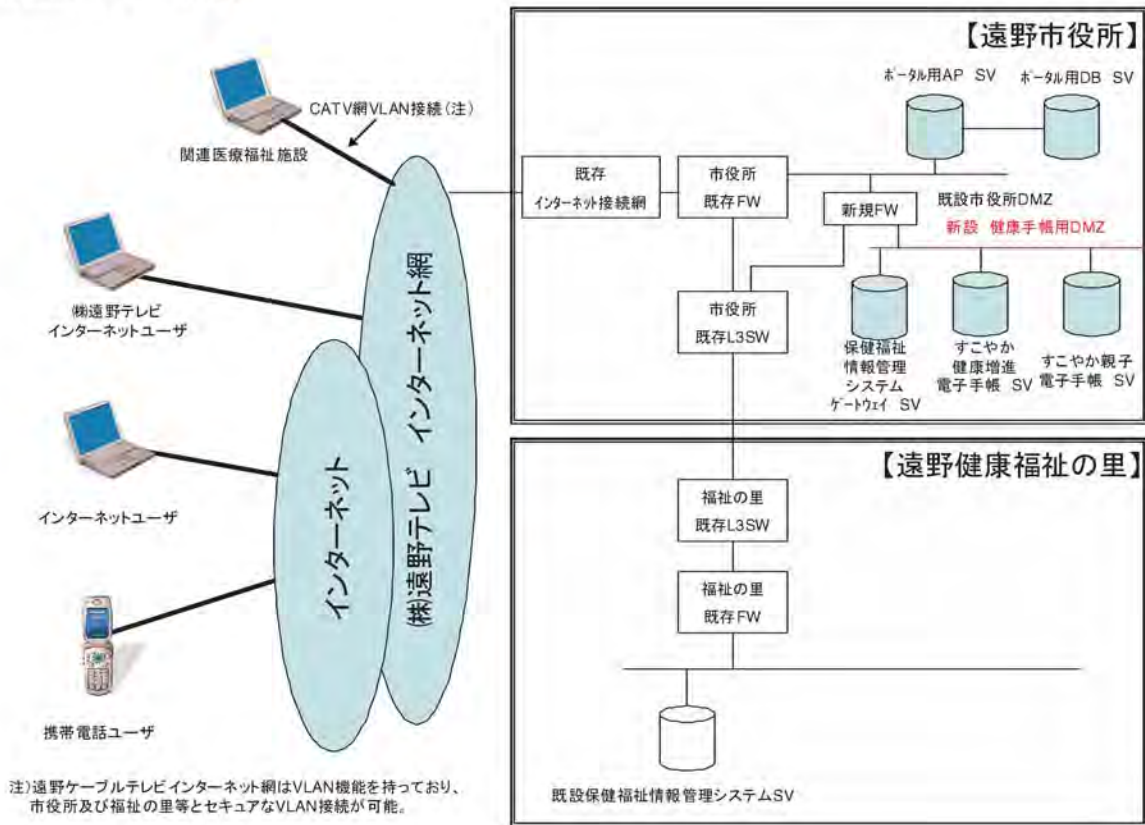
概ね119歳以上65歳未満の成人市民が利用する電子手帳で、健診データなど専門機関が保有する健康情報をWebを通して共有し、血圧等のバイタルデータを電子記録化することにより、健康を自己管理し予防的な措置が図れるようになります。

また、健康についてのチェック事項を書き入れ専門的アドバイスを得たり、健康づくり情報の受発信によりサポートネットワークを形成します。

さらには平成20年4月の医療制度改正により、個人と保険者の情報共有が必要とされ、健康情報の管理や正確且つ迅速な伝達方法が求められることとなります。保険者毎に個人の健康に関するデータを把握しておかなければならない時代を迎えることから、これ等に対応できるシステムの開発が期待されています。

本年度はメタボリックシンドロームや高血圧症、高脂血症等のチェックが行える機能を搭載するとともに、次年度の本格的な開発の準備のための検討と、運動目標設定や健康データに基づき運動を支援するシステム等一部試作します。

○情報通信システム概念図



7. すこやか長寿電子手帳

概ね 65 歳以上の高齢者が、専門機関が保有する電子記録化された健康情報を Web を通して共有し、健康を自己管理し予防的な措置が図れるようになります。

また、独居高齢者の健康状態などは、別居親族（子どもなど）が Web を通して共有することにより、高齢者の異変のキャッチと、それへの対処が早急に図れるようになります。

このように、高齢者のみならず、専門家、家族、近隣の協力者など多くの方々に見守られて、なるべく要介護者にしない、要介護者になったとしても、なるべく進行しない、させない、という気持ちを醸成させ、元気高齢者の割合を増加させる支援を行います。

本年度は、次年度の本格的な開発の準備のための検討と一部試作を実施します。

8. 遠野市保健福祉情報管理システム

遠野市民の保健・医療・福祉情報を管理する基盤となるデータベースシステム。「すこやか親子電子手帳」や「すこやか子育て電子手帳」、「すこやか健康増進電子手帳」、「すこやか長寿電子手帳」へ連携ソフトを交いしてデータの提供を行います。

本年度は、平成 20 年度以降のスムーズな導入に向けての準備・検討を行います。

9. 実証評価

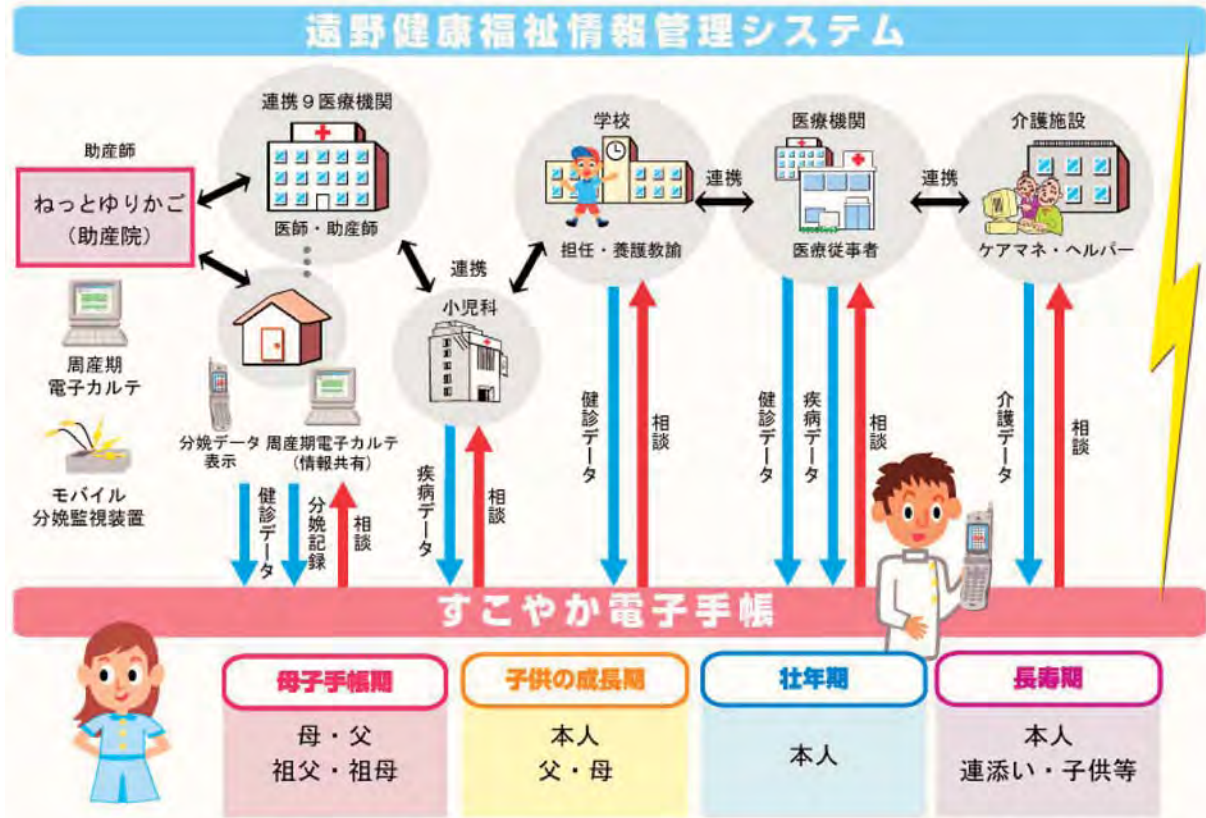
遠野型すこやかネットワークの機能や使い勝手等を評価するため、妊娠中や出産後の母親を中心として、産婦人科医、保健師等医療従事者に対してアンケートやグループインタビューを実施します。評価結果に基づいて、平成 20 年度以降にシステムの改良を行う予定としています。

10. 個人情報取り扱いや住民等への周知・広報の検討

市役所内にあつては、各種個人情報等を適切に提供するための手続きや体制を司るプロ

ジェクト・チームを設置して、本システムが有益・安全に運用できるようにします。さらに、住民等に事業への積極的な参加呼びかけや内容・成果の周知・広報手段を工夫して、本システムのPRや広報が効果的に行えるようにします。

## 事業概要図



## 事業の先進性

遠野市保健福祉情報管理システムは、地域情報プラットフォームを採用することで、すこやか親子電子手帳やすこやか子育て電子手帳、すこやか健康増進電子手帳、すこやか長寿電子手帳の各業務サービスとの連携が容易なICT基盤となっております。

もともと、遠野市は保健医療福祉関係のサービス機能を遠野健康福祉の里に集中させたワンストップサービスを目指してきましたが、遠野市保健福祉情報管理システムが地域情報プラットフォームを採用することで一層市民にとって便利なワンストップサービスが実現できます。

病院の電子カルテや電子診療情報提供書などはXML指向で導入されており、遠野市保健福祉情報管理システムも地域情報プラットフォームを採用することで通信機能はXMLベースとなり、将来的には遠野市保健福祉情報管理システムは病院の電子カルテ等との連携も実現し易くなります。

「すこやか親子電子手帳」「すこやか子育て電子手帳」「すこやか健康増進電子手帳」「すこやか長寿電子手帳」と同様の目的を持ったものは、10年ほど前にそれぞれ別々に各地の自治体で住民が持つICカードにデータを記録する手法で実現しようとしたが、ほとんどがうまくいか



ず、既に使われなくなっています。

今回の構想はそれぞれをWeb化システムとして、ゆりかごから天国までシームレスに実現しようとするもので、情報は遠野市のシステムで管理するため、市民がデータを紛失する心配もなく、将来的にはPKI（公開鍵基盤）の導入など、安全性を高めるための検討をします。

特にすこやか親子電子手帳は、将来的に産婦人科に導入された周産期電子カルテや、自宅や助産所に設置されるモバイル分娩監視装置などとも連携がとれ、妊婦や出産後の母親、病院や診療所の産婦人科医や小児科医、助産所の助産師、遠野市役所の保健師が、妊婦・母親や乳幼児の情報をICTの活用により共有を可能とするツールです。

## 平成20年度以降の事業内容

- 1 「すこやか親子電子手帳」の導入効果として、手帳の活用により妊娠・出産・育児等の知識普及を図り不安の軽減を図ります。特に、助産師によるモバイルを使用した妊婦健診（遠隔）との連携を実施することで市内に出産できる医療機関が無いことによる不安や通院の負担を軽減し、出生率の向上を図ります。
- 2 「すこやか子育て電子手帳」の導入効果として、現行の人員体制による相談件数をICT利活用により各拠点ネットワーク化して増加させ、いつでも何処でも気軽に相談できるコミュニティを形成、社会的経費を削減します。
- 3 「すこやか健康増進電子手帳」の導入効果として、現行の健康相談体制に加えICT利活用を考慮した“心のホット相談室”等を開設、交通手段を持たない人、対面では相談が難しい人やその家族などの相談件数を増加し、いつでも何処でも気軽に相談できるコミュニティを形成、社会的経費を削減します。
- 4 「すこやか長寿電子手帳」の導入効果として、現在、要援護高齢者で移送手段が無い家庭において、心身の状況の確認等を県立遠野病院と連携し訪問診療（健診）事業として行っていますが、今後、長寿手帳に健診データをフィードバックさせることで、家族を交えた療養指導や訪問看護等介護サービスの利用に役立て、要援護高齢者が安心して暮らせる遠野型在宅ケアの充実を図ります。

## 照会連絡先

- 〒028 - 0592 岩手県遠野市東館町8番12号  
遠野市生活環境部 情報推進課  
TEL：(0198) 62 - 2111  
E-mail：joho@city.tono.iwate.jp
- 〒028 - 0541 岩手県遠野市松崎町白岩薬研淵4番1号  
遠野健康福祉の里（遠野市健康福祉部）  
TEL：(0198) 62 - 5111

# 福島県南相馬市：南相馬市 I C T 活用在宅介護システムモデル

## 地域の解決すべき課題

南相馬市の10年後の人口は6万9千人と現在よりも6%減少する一方で、高齢者の人口は2万人を超え、少子高齢化が今後も進行していく見込みである。また、介護を必要とする高齢者（要介護者）の数は現在の1.3倍となり、3千人を超える見込みとなっています。

このような状況の中で、本地域において介護に関する問題も複雑、多様化しており、在宅での介護が困難で介護老人福祉施設などの施設系サービスを希望する要介護者やその家族が年々増加しています。現在、介護福祉老人施設においては多くの待機者が存在する現状となっていますが、現在の介護保険制度の中でより多くの施設を整備運営するためには多大なコストを要するとともに保険料負担の増加や税金の投入等住民全体の負担の増大を招くことになるため、住民ニーズに応えることが困難となっています。

一方で、現在のところデイケアやショートステイ、訪問介護のような在宅系サービスについては、住民のニーズに合わせたサービスの供給が行われていますが、今後施設サービスの提供に限界がある中で介護福祉サービスを構築する上では、現在の在宅系サービスの質を向上させながら、さらなるサービスの拡大充実が求められます。

よって、要介護者やその家族の負担軽減を図り、施設系サービスへの依存が高くなる現状を改善し、バランスの取れた介護サービス給付体制を構築する必要があります。

これらの課題は、施設利用者側の視点からは、施設系サービスにおける各種サービスの提供状況に比べて、在宅系サービスの利用が介護者の負担軽減に十分つながっていると捉えられていない、又は要介護者を取り巻く環境の変化に対応できなくなっていることが原因となっていることから、介護サービス本体に対して、特に「安心、安全、納得」といった付加型のメリットを追加して在宅介護を推進する必要があります。

## 事業内容

地域において整備されたF W A方式の超高速インターネット接続環境と平成19年度に整備する光ファイバー網による高速通信環境を活用し、在宅系のサービス提供体制を共通のプラットフォーム上で実現することで介護サービスの本体に「安心、安全、納得」といった付加型のメリットを追加して在宅介護を推進します。

具体的には以下のような基幹システム構築を実施します。

### 1 在宅介護相互見守りシステム（D i r e c t - i pの実装）

介護サービス提供施設と利用者宅相互にW e bカメラを設置し、セキュリティの高いインターネット通信技術を使用して介護サービスの実施状況を随時確認し「安心、納得」のクオリティを高めた介護サービスを実施します。

### 2 全体システムの構築

介護サービスの利用者とその家族、介護事業者、ケアマネジメント事業所、行政が共通で利用できる情報プラットフォームに市内施設の介護サービス利用状況（空き状況）確認と仮申し込みを受け付けるシステムを構築し、リアルタイムで在宅系サービス確認体制を整備します。



上記のシステム群を一体的に活用することで、利用者にとってはサービス提供状況をライブ映像等で確認するなどオープンなものでありながら、対外的にはセキュリティを確保したサービス提供体制が構築され、安心、納得して在宅サービスが受けられるようになり、在宅系サービスの利用が高まります。

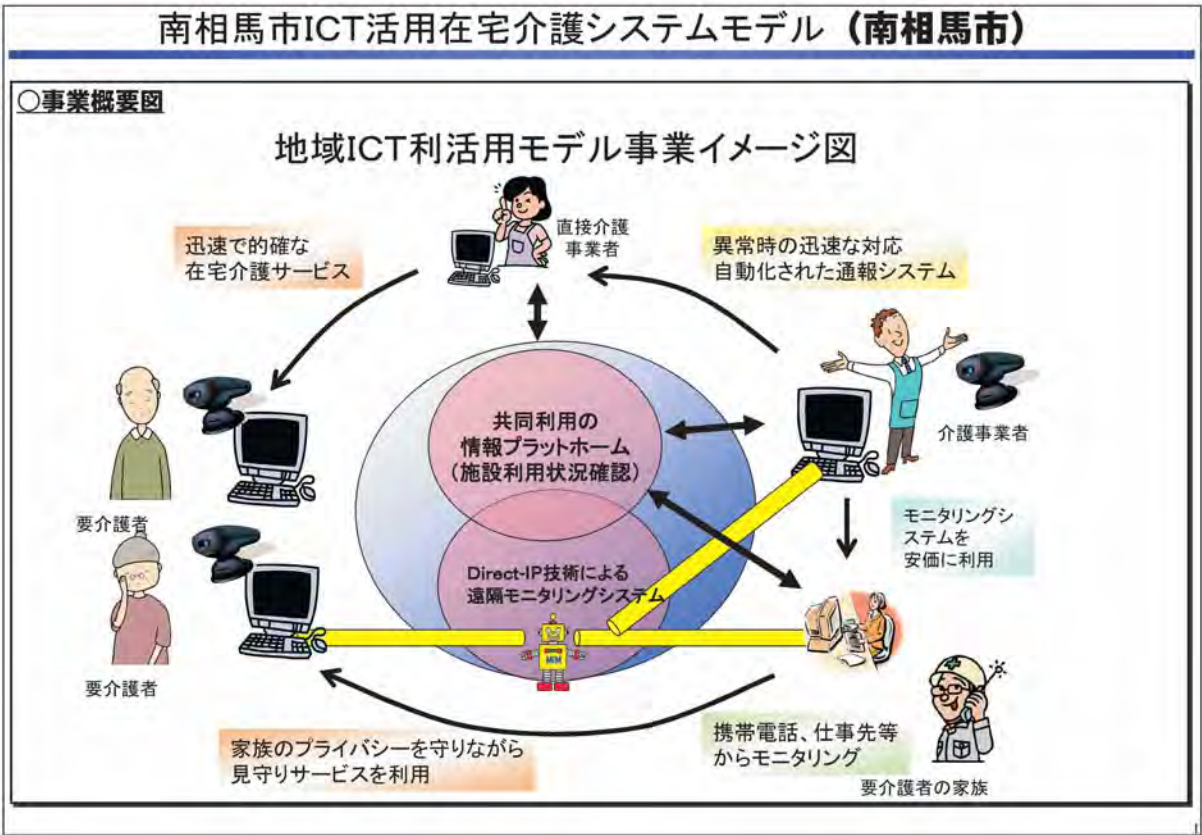
また、介護事業者、ケアマネジメント事業所、行政にとっては施設と人材を含めた資源の有効利用を進めることができ、施策対応を迅速かつ的確に実施する体制構築につながります。

構築した基幹システム群を効果的に運用するために、在宅介護サービス利用者5世帯程度に在宅介護相互見守りシステム用のカメラを各1台設置するとともに、介護サービス提供施設（ショートステイ）1、2箇所計5台のカメラを設置し、見守りサービスを提供するために必要となる労務体制や介護者の家族に通知する連絡体制、危険動作と判断した内容などを調査・検討します。

介護サービスの利用者とその家族、介護事業者、ケアマネジメント事業所、行政が共通で利用できる情報プラットフォームについては、原町区の介護サービス提供施設1、2箇所程度の施設活用状況をリアルタイムに発信し、一般の市民も制限つきで閲覧可能な状況としながら、権限を持つものだけがセキュリティを保った状態で詳細な内容を閲覧し、予約できるような運用体制を調査・検討します。

以上の調査・検討については、介護施設データ調査として委託し、具体的なデータ化を実施することで、その内容を効果的に収集蓄積し、19年度の事業実施にできるだけ還元し、次年度以降に構築する予定の広域的な運用形態構築や画像解析システム構築などに活用することとします。

**事業概要図**



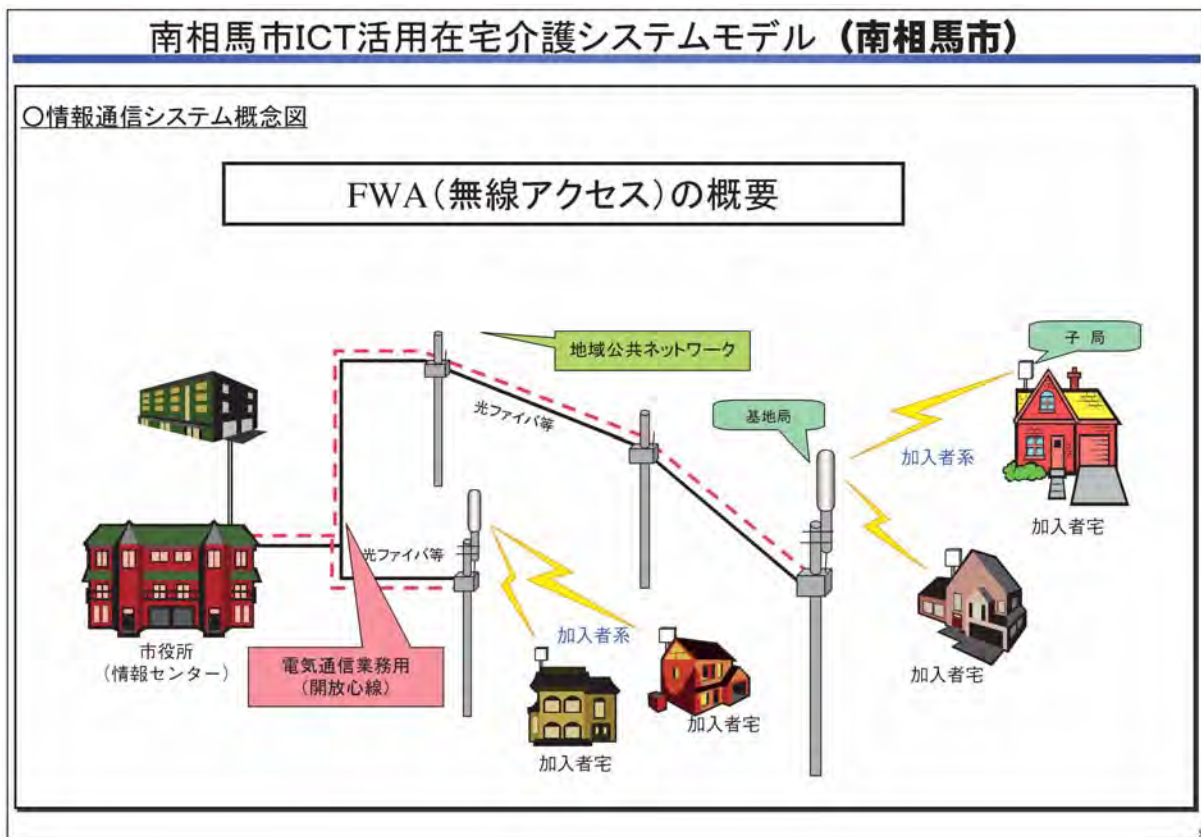


## 事業の先進性

本事業の先進性は、地域が有する優れた高速無線インターネットインフラ「加入者系無線アクセスシステム」(FWA)と、地域が産学官民連携で開発した先進のインターネット技術を融合させて、それを地域の社会的弱者が安価に活用できる事業構造を構築することで、高度なICTテクノロジーの恩恵を広く市民が享受可能な事業モデルを構築することにあります。

「加入者系無線アクセスシステム」(FWA)は地域内であれば、特別なケーブル等の敷設を必要としないで、どこでも利用が可能な優れた通信インフラです。これを地域内の介護サービス利用者およびその家族などの支援者が活用するために、福島県が設立した会津大学が産学連携で発明したDirect-IP技術(特許第3905067号)を応用した安全で安価なインターネットセキュリティシステムを融合いたします。

更にはそれらの運用や実用装置の開発制作に関して、地域のNPOや介護事業者などが協働して行なう、産学官民連携によるまさに地域総合事業として、本事業を推進することこそが本事業の最も特筆すべき先進性です。



## 平成20年度以降の事業内容

FWA方式による超高速インターネット通信環境が整備された原町区のほかに、平成19年度に光ファイバ網による超高速インターネット通信環境が整備された小高区及び鹿島区にも運用範囲を広げます。

在宅介護相互見守りシステムでは、介護者にとって非常に負担となる「見守り」を、ある程

度自動化する機能を備えた画像解析システムを組み込むと共に利用者にとって利便性が高い携帯電話端末等の情報機器類へも対応したシステムの構築に向け検討を行います。

全体システムでは、一般市民向けにインターネット上で介護事業所の提供サービス内容等が確認できるシステムを構築すると共に、在宅介護事業者やケアマネージャー事業所に対して、本モデル構築の趣旨を説明しながら、参加協力依頼を行い、運用事業所を拡大していきます。

## 照会連絡先

〒 975 - 8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目 27 番地  
南相馬市 総務企画部情報政策課  
TEL : (0244) 24 - 5213  
E-mail : johoseisaku@city.minamisoma.lg.jp

# 東京都世田谷区：地域 ICT 利活用によるライフステージ別 地域活動ネットワークシステムの構築

## 地域の解決すべき課題

我が国の多くの地域コミュニティでは、個々人のライフステージに応じた課題、産業構造の変化、コミュニティの立地特性など、個々人では対応しきれない課題を抱えています。一方、格差の拡大や家族機能の低下など、人間関係の希薄化を助長する社会状況が見受けられ、コミュニティ機能の弱体化が進行しています。

また、今年から始まった全国で680万人を超える団塊の世代の定年退職などにより、地域コミュニティは新たな局面を迎えようとしています。

そのような状況の中、地域コミュニティ再生に向け、住民が主体的に地域の一員であることを実感し、地域活動に継続的に参画していくことが重要であります。特に都市部においては、孤立しがちな個人や家族が、地域社会に容易に参画できる仕組みを構築することが必要であり、住民の継続的な参画のもとで、コミュニティはさまざまな地域課題を解決する力を得ることができます。

学齢児を持つ世代では、学校という地域の核となる資源が存在しており、市民の地域教育活動への積極的関与が求められています。世田谷区では、平成8年から学校協議会を全ての区立小中学校で設け、学校地域連携の先駆的取り組みとして着実な成果をあげています。しかしながら、学校活動、学校・地域との連携活動の情報提供は十分でなく、誰もが容易に参照可能な情報となっていないため、成果実態と一般社会の認識・評価との間には大きなズレがあります。学校教育への信頼獲得と、地域とのさらなる連携強化のために、情報環境の整備が求められています。

高齢者の社会参加では、地域の高齢者が自主的に集まり、その知識や経験を活かし、ボランティア活動や生きがいを高めることができるよう、各種講座の実施や高齢者クラブへの支援などに取り組んできました。しかし、団塊の世代を含む中高年齢者は、退職後の閉じこもりにより、活動性が低下し、家族関係に問題が生じたり、廃用性症候群等による健康への悪影響などが懸念されます。その一方で、今後時間に余裕のできる中高年齢者に対しては、地域活動の担い手としての期待が高まってきており、世田谷区においても、こうした中高年齢者に対する地域回帰への支援が課題となっています。

## 事業内容

### ◇地域コミュニティの希薄化に挑む世代別重層的なアプローチ

地域コミュニティにおける人間関係の希薄化は、単一のアプローチに依存した手法では、解決できません。住民それぞれの生活に密接した課題に即し、世代別アプローチをきっかけとした多世代交流ネットワークを通じて地域参画へ誘導する仕組みが必要です。

世田谷区では、地域社会との繋がりが特に必要となる「学校との関わりが生まれる学齢児を持つ世代」「定年退職後に地域回帰を果たす中高年世代」に着眼し、各ライフステージにおいて関心が向かう地域活動への誘導の仕組みを設け、地域への参画を促進していきます。誘導にあたりICT技術の持つ双方向性や即時性を生かした運用モデルを構築することで、課題の解決を図っていきます。



平成 19 年度は地域 ICT 運営委員会を設置するとともに、各世代別に下記の基盤的システムを構築します。

## 1 地域教育情報基盤の構築

世田谷区では、学校の社会的価値と学校に関与する地域活力とを可視化し、区民の参画を促すための「地域教育情報基盤」を構築する。平成 19 年度の具体的方法は以下の通りです。

- (1) 学校個性を活かした効率的学校広報システムの検討・開発
  - ・学校個性を活かしたコンテンツ制作、効率的編集・情報管理・効果的な情報発信を一層実現する新しい学校CMS(Content Management System)モデルを検討し、開発を行う。
- (2) 学校広報システムを用いた地域連携活動の可視化
  - ・学校と地域諸機関との連携活動の様子が容易に把握可能とするため、ネットワーク上でのトラックバック・コメント等の実績をグラフィカルに可視化し、利用者にフィードバックする手段を開発する。一般社会人には普段把握しにくい学校と地域との動きが、画面を通じて刻々と示されることで、地域教育力の再発見・再認識を促していく。
- (3) 学校広報・地域連携活動の活性化
  - ・学校広報（学校サイト）の個性化と内容充実を促進するため、学校広報のコンセプトデザインを学校側と協議して進める。学校経営との関連付けが未だ不十分な学校広報領域について学校側の意識を高め、自律的・継続的な戦略・体制作りを支援する。
  - ・ユーザー意識調査の検討と実施を行い、継続的なデータを収集分析する。

## 2 せたがや生涯現役ポイントシステム

世田谷区では、中高年齢者が健康で地域を支える側として活躍できるよう、ポイントを付与することで、「地域貢献活動」へ中高年齢者を誘導する仕組みづくりを進めるとともに、活動参加を重層的にコーディネートする機能を併せ持つ「せたがや生涯現役ポイントシステム」を構築します。システム活用にあたっては、対象事業を区の重要施策である「環境」「防犯」、「みどり」の3つの事業とし、活動の担い手の確保と事業の活性化についての社会実験を行い、政策課題の解決ツールとしての有効性も併せて検証していきます。具体的な内容は下記のとおりです。

### ・ポイント制度の実施

地域活動への参画を推進するためのせたがや生涯現役ポイントを設け、交通系ICカードを活用してポイントを蓄積し、区内施設利用券等に還元する事業を行います。

#### 対象事業

テーマ	事業名
みどり	駅・みどりと花いっぱい運動
	野川の保全活動
防犯	防犯パトロール
環境	アイドリンクストップ事業
	せたがやエコアップ探検隊
	多摩川クリーン作戦

平成 19 年度の実施内容は以下の通りです。

- (1) 地域 ICT 運営委員会の生涯現役部会において、事業の枠組み（実施手法、運用体制、対象事業選定基準、ポイント還元先等）の検討、策定を行う。

- (2) 策定した実施手法、事業選定基準にもとづき、実施プログラムを選定する。
- (3) システム仕様を確定し、基盤となるシステム開発を行う。また、周辺機器、端末等の整備を行う。
- (4) 平成 20 年 1 月から試行的事業（社会実験）を平成 22 年 3 月までの期間実施し、ポイント制度の運用等についての効果検証を行う。
- (5) ポイントシステム参加者だけではなく、広く地域活動への参加希望者を対象とした地域活動情報サイトを構築し、幅広い区民に地域活動情報（ポイントシステムの対象活動情報、地域団体等が実施するボランティア体験プログラムなど）を周知する。

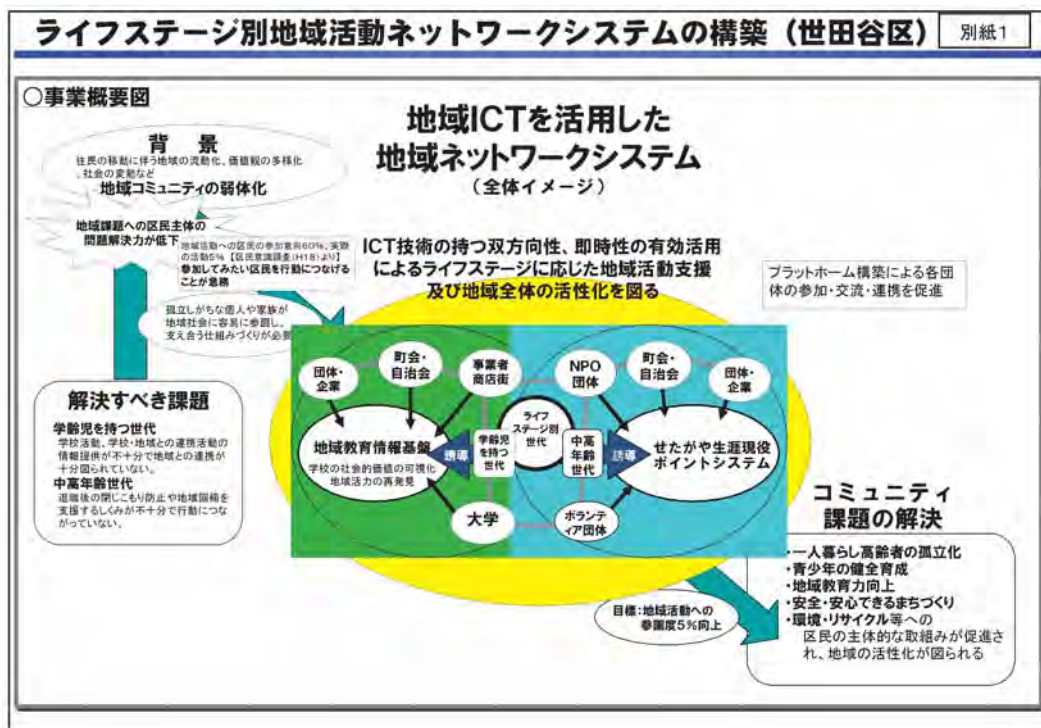
## 事業の先進性

本提案は、住民の地域参画を一面的に捉えず、連携的かつ重層的に提供するとするの視点を持っていることが、従来の発想と一線を画しています。

学校と地域との連携はこれまでも課題とされてきましたが、特に ICT 利用に関しては、実効力を伴った利活用モデルが存在しませんでした。本件で検討開発するシステムおよびモデルは、技術的先進性以上に、学校活動に位置づけられる日常性・継続性を重視して設計されており、学校広報および地域活力の再発見について、先導的な役割を果たすものと考えます。

また、従来の高齢者対策事業では、利用者が使いこなすことが難しいとして ICT 技術は活用されていませんでした。しかし「団塊の世代」等の地域回帰に合わせて活用しやすいモデルを構築していくことで、地域で活躍する人材を求める全国の地域づくりに大いに寄与すると思われまます。

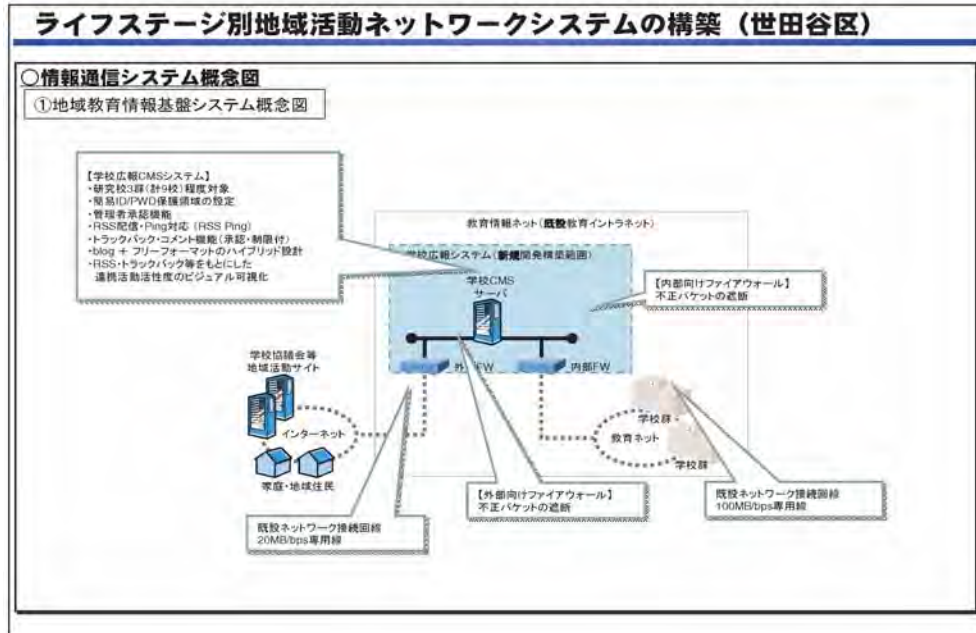
## 事業概要図



## 平成 20 年度以降の事業内容

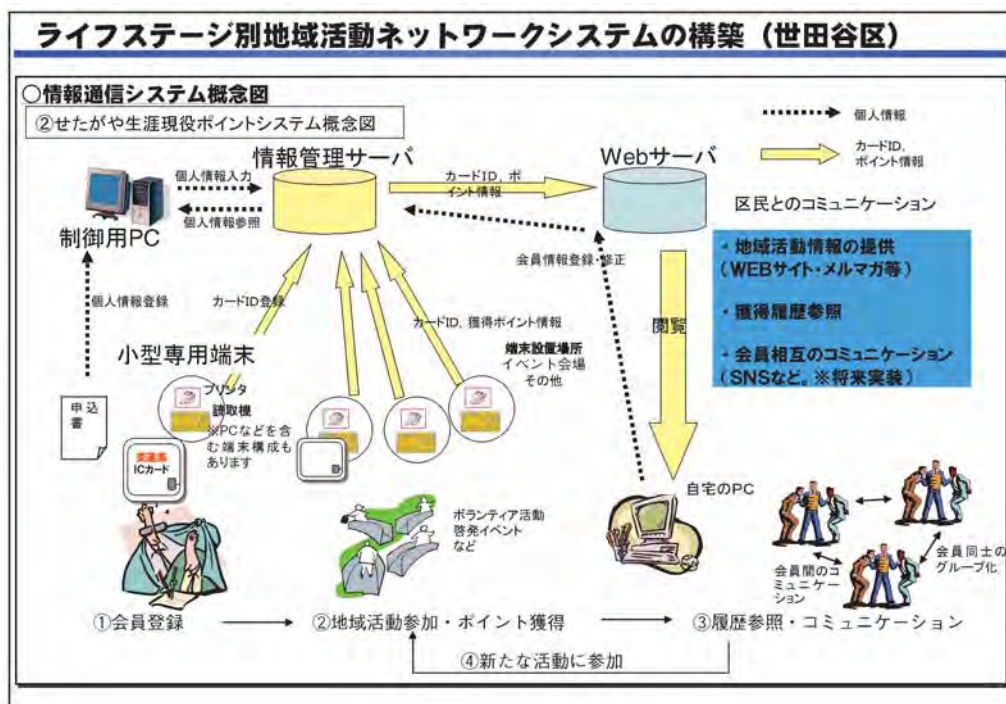
### 1 地域教育情報基盤

システム設計にあたり、地域情報プラットフォームへの対応・準拠を想定の上、設計会社との調整を行っていく予定です。また、平成 20 年度以降、区予算で整備予定の校務ネットワーク内のサーバ群と本システム間との情報交換を予定しています。



### 2 せたがや生涯現役ポイントシステム

本システムは、区民の各種活動の活性化を支援するものであり、行政からの告知を主目的とした既存の情報システム、メールサービスと連携することで大きな効果が得られると考えます。将来的に「地域情報プラットフォーム」との連携に備え、中継機及び情報管理サーバには XML インタフェースを用意することが可能です。





## 照会連絡先

〒154 - 8504 東京都世田谷区世田谷4 - 21 - 27  
世田谷区介護予防担当部 生涯現役推進課  
TEL : (03) 5432 - 2403  
E-mail : sea02242@mb.city.setagaya.tokyo.jp

## 山梨県中央市：健康観光ICT利活用モデル事業 ～ はじめる・つづける健康あっぷ～

### 地域の解決すべき課題

山梨県は、「健やか山梨21」を策定し、健康的な生活習慣づくりを行い、生活習慣病の予防に重点を置いた健康づくりを推進している。中央市は、「健やか山梨21」の政策と連携し、市民の健康増進と医療費の抑制政策を展開しています。

一方、中央市では、高齢化率は15%程度に留まっており、40歳代から60歳代までの人口は約8500人にも及びますが、これらの市民は、糖尿病・高脂血症・高血圧・高尿酸血症など、生活習慣が主な発症原因である生活習慣病予備群、あるいは既に生活習慣病を抱えています。平成20年度から導入される医療保険者に対する医療費負担率改正に対応し、市財政の健全化を図るには、これらの年齢層に焦点を絞り生活習慣の改善を中心とした一次予防（健康増進・発症予防）に重点を置いた取組みが必要であり、またこれら年齢層が発病要素を抱えたまま高齢化を迎えることも、将来的な問題となり得ます。

中央市は生活習慣病の予防の観点から健康づくり事業を推進していますが、以下のような課題があります。

- ① すべての市民を対象としたきめ細かい健康支援体制には限界がある。このため、健康に高い関心を持つ市民には良好に支援できているが、支援が本当に必要な発症危険性の高い市民に対しては十分な支援が行えていない。
- ② 一般的医療情報の一方的な提供が多く、市民から行政や医療従事者に対する広範な意見を集約する体制が不十分である。また個々の市民の多様なニーズに応じた体制が整備されていない。
- ③ 個人検診データの包括的・経時的管理に基づいた個人指導体制が不十分である。
- ④ 地域医療機関における個人検診データの有効活用が不十分のため、検査費用の重複や限られた検査データのみによる診療等による、不要な医療費の支出が少なからずある。
- ⑤ 予防対策の経済的意義に関する検証が不十分であり、健康長寿を達成するために本当に必要な事項について十分に検討できていない。

また、山梨県は長期総合計画「創・甲斐プラン」において、観光立県「富士の国やまなし」を標榜し、魅力溢れる観光の舞台づくり、参加・体験型のツーリズムを推進しています。

このような中、甲府商工会議所、湯村温泉旅館協同組合は、県の観光政策と連携するなかで、新たな顧客誘致を図るため「温泉資源を活用した健康づくり」を進めています。以下のような課題があります。

- ① 湯村温泉郷の環境や観光資源の整備が中心であり、来客者に付加価値の高いサービスを提供するソフトやノウハウの蓄積がない。
- ② 観光温泉郷から健康温泉郷へと変容していく上での医学的な裏づけに基づいた具体的な温泉滞在のプランを作成するノウハウ、経験がない。
- ③ 生活習慣病の予防及びその効果の検証には、中性脂肪、HDL（善玉コレステロール）、LDL（悪玉コレステロール）、HbA1c（血糖値）等の測定数値データの収集が不可欠であ





## 事業の先進性

日常型プランでは、従来は地域の保健師等が断片的な市民の検診データを元に行なってきた健康指導を、医療情報や健康情報とともに、医師や看護師、保健師などの医療関係者が包括的に管理可能なシステムを構築することで、生活習慣病の発症や悪化のより一層効果的な予防を図ります。

まず、平成19年度においては、生活習慣病の発症予防について、山梨大学の予防医学の研究成果である「生活習慣病予防改善プログラム（以下 元気ナビ）」で目標と判定された生活習慣項目を、市民自らが管理すると共に、地域医療関係者が定期的にその活動状況をモニターし、より具体的にかつ早期に支援することが可能なシステムを構築します。

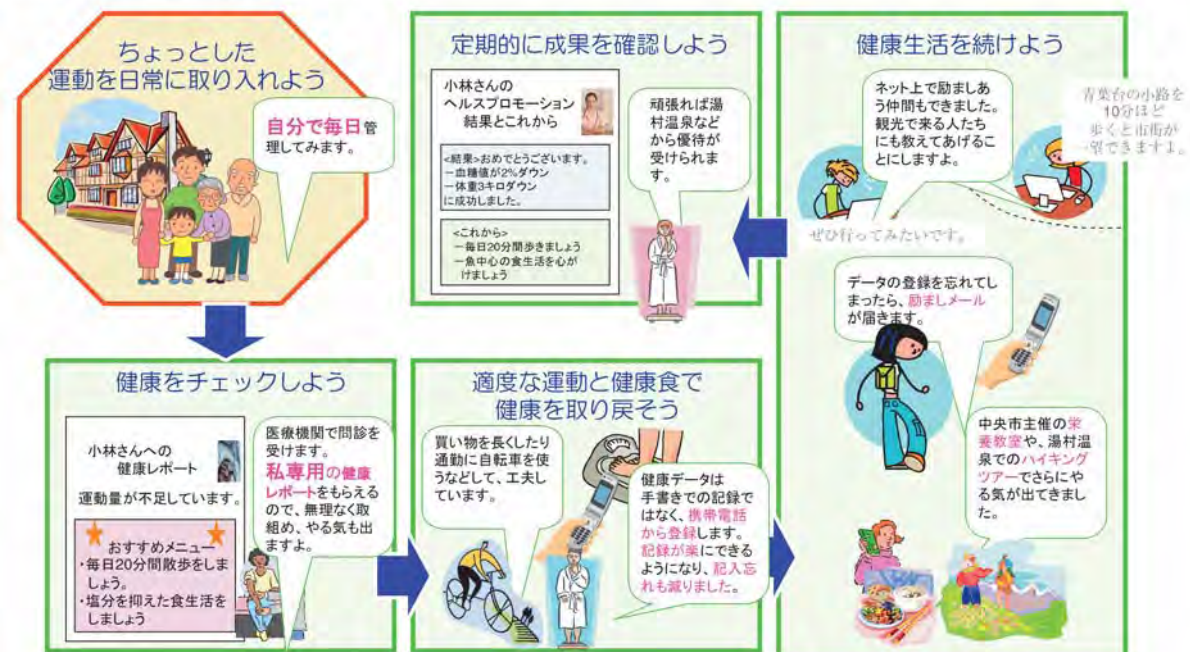
具体的には、市民の積極的な関与を促進するため、体重や運動状況、その効果測定のために行った検査結果などの、健康に係る各種データの計測器と、身近にある携帯電話やパソコンとを簡易に接続して収集して、これらデータの一元管理と、健康に係る双方向のコミュニケーション・システムを構築・運用します。

この計測器としては、赤外線通信機能を有する歩数計と体組成計（体重、体脂肪率等の7項目を計測）を利用し、携帯電話にはデータ処理機能のJavaアプリを開発して実装しました。また、データの分析には山梨大学（山梨地域医療研究所）が長野県岡谷市との「メタボ撃退プロジェクト」において開発した「元気生活ナビゲーター」（健康状態と現在の生活習慣から改善すべき生活習慣と優先順位とを提案するシステム）を無償利用させていただけることとなりました。そして、対象となる市民モニターは、市による定期検診においてメタボ予備軍と判定された市民に対して、保健師から個別に参加の意向を確認の上、個人情報保護等を条件として承諾いただいた50名を選定して、計画を実施しました。

一方、発症後の患者に関しては、これも山梨大学の研究成果である「慢性疾患診療支援プログラム（以下、マイ健康レコード）」によって収集された情報を元に、各疾患の専門医がICTを利用して地元の医療関係者と協力し、より適切な医療支援を行なうシステムを構築します。

これらにより、少ない人員で効率的に市民の健康管理状態の把握及び、課題の抽出とその対策が可能となり、更に、医療経済的効果の客観的評価・分析も可能となります。

### ○日常型モデル(市民向け)イメージ



## 平成 20 年度以降の事業内容

平成 19 年度に構築した「日常型プラン」のモデルシステムの参加者を 20 年度に 110 名に、21 年度には 170 名に増やして継続運営し、得られた結果からの健康度の向上について客観的／主観的な評価を行います。

また、もう一方のプランである「滞在型プラン」を構築・運用します。

これは、山梨大学や湯村温泉郷内にある温泉病院などの医療機関と連携し、生活習慣病予備軍に対する 2 泊 3 日程度の宿泊プランによるものです。具体的には、フィールド近傍にある山梨県地域 I X のアクセスポイントと対象の温泉ホテル間を事業者回線により接続して、I X を介して山梨大学医学部と接続して TV 電話形式での健康相談等を行うものです。

宿泊客は、本プランを利用することで、通常の観光に加えて、滞在中に測定されたデータを基に基本的な健診を受診することができます。また、それらの健診結果を基礎データとして“元気ナビ”に取り込むことで、ICT を利用した山梨大学との Web 遠隔問診が可能となり、生活習慣病に関する自身の問題点が把握できると共に、温泉、食事、運動を組み合わせた個人別の生活習慣病改善プランが策定され、滞在時にその有効性を体験することが可能となります。更に、生活習慣病に関する知識を湯村温泉郷内で学習することで、より生活習慣病予防の実体験メニューへの理解が深まることとなります。

生活習慣の改善及び生活習慣病の予防には、長期にわたる継続的な取り組みが重要です。本プランにおいては、参加者が帰宅後も各自のプランを実践し、生活習慣病の予防や悪化を自己管理できるように、インターネット上に作成された生活習慣病自己管理ノートを提供します。このプランの利用者は、自宅に帰っても測定データなどの健診データや体重や食事内容などの健康データを定期的に入力することで“元気ナビ”に情報が蓄積され、経時的な体調の変化や傾向が管理可能となり、専門医や保健師などから、適切かつ定期的なアドバイスを受けることができるものです。

更に、湯村温泉郷に本プランで繰り返し滞在した場合には、宿泊割引や健康管理関連グッズを提供するなど、インセンティブを高めることで、湯村温泉を単なる入湯を目的としたものから、健康増進・維持のために繰り返し滞在する健康温泉地として定着化させることにより、観光・温泉という地場産業の振興につながることを期待されます。

## 照会連絡先

〒 409 - 3892 山梨県中央市白井阿原 301 - 1  
中央市 総務部政策秘書課  
TEL : (055) 274 - 8512  
E-mail : seisaku @ city.chuo.yamanashi.jp



## 三重県津市：ICT を利活用した子育て支援モデル

### 地域の解決すべき課題

全国的な少子化の傾向の中、本市における就学前児と小学生の子どもの数は、平成12年度31,508人、平成17年度31,477人（国勢調査）で、緩やかな減少傾向にあります。

また、本市は合併（10市町村）により、三重県内で最も広い市域（約710km<sup>2</sup>）を有することとなったことから、市街地から中山間部までを包含するという地理的要因や合併前市町村の行政サービスの差異により、本市における子育て支援環境の格差は大きくなっています。一方、厳しい財政状況を背景にして、行政サービスの窓口についても、業務内容によっては市内に点在する総合支所機能を縮小し、本庁機能へ集約化するなど、行財政改革下での合理化や効率化が図られてきています。

こうした中であって、近年、行政サービスや公のサービスに対する需要の領域は、市民の生活様式の多様化などにより拡大し、また、多様化したニーズは、行政だけでは対応しきれない領域にも拡大していることから、新しい時代の公（Public Private Partnership）の創出や担い手を地域において育成することが必要となってきました。

このため、子育て家庭の保護者が安心して子どもを育てられる、地域の「ささえあい」による「つながり」街づくりを進めることが喫緊の課題であり、以下に掲げる課題について、早期に解決することが必要となっています。

また、市内在住の保護者ばかりではなく、出産のため市外に住む人が郷里（本市）に帰る場合もあり、本市の子育て「ささえあい」街づくりの経験を通して、子育て支援環境の整った本市への再転入人口増も考慮、視野に入れていくことが必要です。

- ① 市町村合併（10市町村）により広域化した新市における「子育て支援」ソーシャル・キャピタルと一体感の醸成。
- ② 少子化の進展に対応した「新しい時代の公」の形成と、子どもたちの「豊かな人格」と「確かな学力」を育む読書力の向上など「子育て支援」環境の再構築。
- ③ ブロードバンド環境（CATV, xDSL, 広域イーサネット等）が充実した地域特性を最大限に生かし、地域の「つながり」を醸成。

### 事業内容

＜課題解決のための方向＞

- 1 子育て家庭が、地理的な制約を受けることなく、子育て支援サービスをあまねく享受できるようにするため、テレビ会議システムやテレビ電話、インターネット電話やインターネット放送局を活用して、合併により広域となった地域間格差を是正します。

#### （1）子育て支援教室の運営

中央保健センターにおいて開催する各種子育て教室を、各総合支所管内の保健センター（9箇所）をサテライト会場として、テレビ会議システムを使って同時開催するとともに、デジタル保存した開催内容をインターネット放送局から配信する。

#### ○対象となる各種教室

健康教室、離乳食教室、出産準備教育・相談、育児教室、虫歯予防指導、乳幼児栄



## 養指導など

### (2) 子育て相談

子育て家庭（当初モニター 100 世帯）へテレビ電話を貸出しするとともに、専門機関（小児科医、高田短期大学）、市保健センター（10 箇所）、市こども家庭課、市教育委員会にテレビ電話を設置し、子育てに携わる保護者とこれらの機関との間で、フェイス・ツー・フェイスの子育て相談を実施する。

なお、テレビ電話の貸出しを受けられない子育て家庭では、中央保健センター及び最寄りの各総合支所管内の保健センターに設置されたテレビ電話を使い、同様の子育て相談が受けられるようにする。

また、NPO法人等子育て支援拠点（4 箇所）、市内幼稚園及び保育園（120 箇所）や就学前児や小学生を預かる施設等（35 箇所）へのパソコン・インターネット電話利用環境を整備し、これら施設と子育て家庭（パソコン・インターネット電話利用家庭）との間で、Webカメラを利用した子育て相談に利用する。

#### ○各種相談

妊産婦家庭訪問、乳幼児健康相談指導、子育て相談、発達相談、家庭児童相談、いじめ相談など

#### ○救急相談

みえ子ども医療ダイヤル（三重県小児科医会の実施）のテレビ電話相談  
三重県救急医療情報システムの活用促進

### (3) 行政手続き

インターネットを利用してオンライン申請を行える、子育て支援に関する行政手続きの書類を充実する。

#### ○手続き業務

保健センター、子育て支援者育成のための各種教室の申し込みなど

## 2 地域SNS（mie-SNS）やブログシステムを活用し、地域固有のソーシャル・キャピタルを基盤とした地域の共助の仕組みづくりの形成を支援します。

既存の地域SNS（mie-SNS）サイトを提供する者との連携の下、子育てに関わる地域コミュニティサイトの運用を行なうことで、民生委員、母子保健推進員、地域ケアマネジャー、地域で元気に活躍する高齢者、社会貢献に意欲を持つボランティアや子育てを終えた市民などの人的資産とともに、福祉やまちづくりなどの特定の目的で組織されたNPO法人、商工会、生産者組合、子育て支援活動団体、自治会といった古くから地域に存在する地縁的な組織の様々な子育てに関する活動、資源を発掘し、地域SNSのコミュニティ場を活用してネットワークの形成を図り、子育てに関する人材基盤の充実と地域の特色ある「ささえあい」活動へと発展させていく。また、そうした地域特性を形成することで、この地域でなら「出産をし、子育てをしたい」というイメージの全国発信を行なっていく。

具体的なコミュニティ場としては、子育てサークルコーナー、先輩の母親コーナーや幼稚園、保育園のコーナー、育児専攻など若い大学生世代コーナー、保健士や育児専門家のコーナーなどを設けていくこととなる。

また、こうした支援者や子育て家族が、これまでの経験や日々の取組みを日記として自由

に書くブログサイトを設置し、コミュニティ内部のつながりの輪を広げていく。

○情報共有と交流場の充実

子育て支援のテーマ・コミュニティの設置、情報共有・交換コミュニケーション環境の提供

- 3 地域SNSの子ども向けポータルサイト「e-本みつけた(仮称)」を構築し、就学前児や小学生の子どもの「読書力」の向上を図ります。

地域SNSを活用して、就学前児(保護者)や小学生の子どものための「子どもポータル」を整備し、図書館、保育園、幼稚園、小学校、子育てサークルや子育てNPO法人が、「内容」から「題名と蔵書場所」を手繰ることができる、絵本や児童文学、物語などのトピックやエッセンス等の本紹介コンテンツを随時提供する。

就学前児(保護者)や小学生の子どもが携帯電話やパソコンから自分のポータルサイトに紹介される本紹介コンテンツに触れることで、子どもが本に興味や親しみを持ち、読書(読み聞かせを含む。)するモチベーションを高め、子どもの「読書力」の向上と子どもの情操教育の充実を図っていく。

こうした取組により、子どもの「豊かな人格」と「確かな学力」を育み、就学前児や小学生の子どもを育てる子育て家庭への支援を充実していく。

また、こうした本紹介コンテンツを既存の地域SNS(mie-SNS)に登録した子育てサークル参加者や子育てNPO法人会員等の特定利用者にも情報転送、公開することで、子育て支援者間の「本」をテーマにした情報共有を促進するとともに、特定利用者から、この子ども向け地域SNSに子育てイベント情報の紹介コンテンツを転送、公開する双方向サービスも提供し、子育て等に関わる各種イベント開催の周知がより地域に効果的に浸透するようにしていく。

- 4 システム構築を通じた運営主体の創出

上記(1)、(2)の取組を進め、共助の仕組みづくりの活動を通じて、個人、団体、企業など取り組みに参画する活動者によるシステムの運営組織を創出します。

<平成19年度の事業内容>

上記の事業の方向のもとに、平成19年度は次の事業に取り組む。

【市民への周知及び子育て支援システム運営推進協議会(仮称)】

- ・本事業で取り組むこととなる内容について、広報誌やホームページなどを通じて、市民等に周知を図るとともに、子育て支援システム運営推進協議会(仮称)の早期設立に向け、各団体や機関、企業への説明と参加を募る。
- ・上記協議会の設立後、システムの構築と運用方針を明らかにするとともに、協議会会員(企業、NPO等公益法人など)の参加拡充を順次行なう。

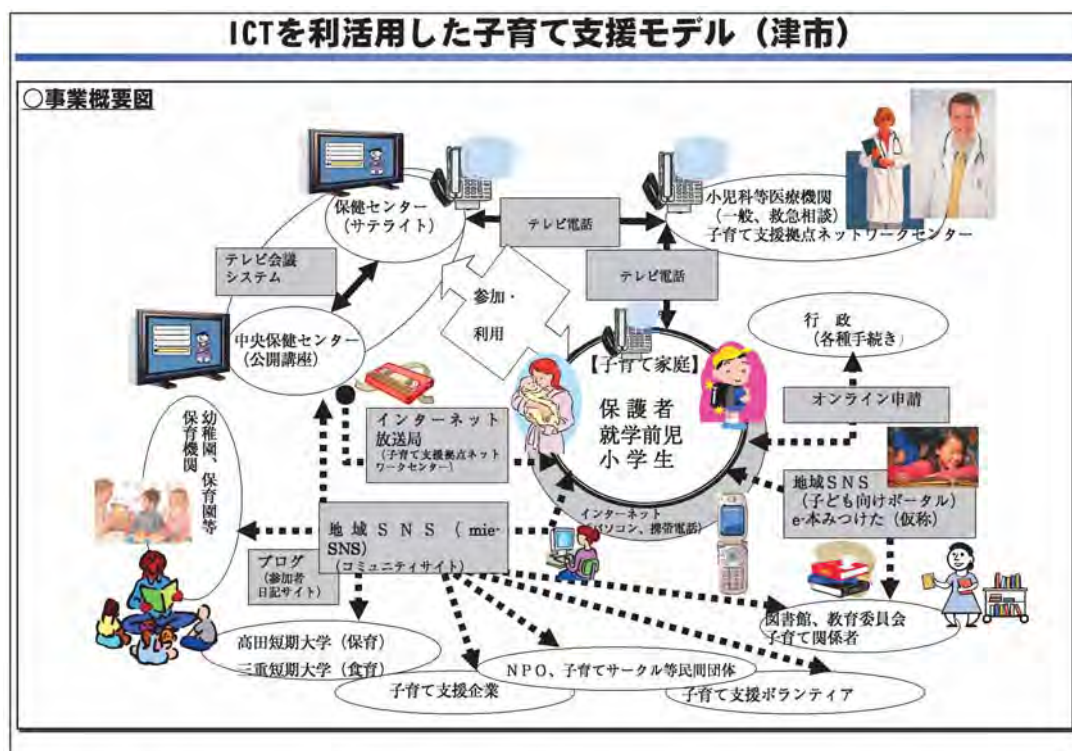
【子育て支援拠点ネットワークセンター(仮称)】

- ・子育て家庭へのテレビ電話を貸出する応募(100モニター、通話経費はモニター負担)を行い、モニター家庭を決定する。
- ・テレビ電話を調達後、専門機関(小児科、高田短期大学)、市保健センター(10箇所)、市こ

ども家庭課、市教育委員会と上記モニター家庭への設置を行い、子育て家庭との相談等や専門機関相互の連携に使用する。

- 子育て支援拠点ネットワークセンター(仮称)の組織化を、高田短期大学を核にして形成し、当該センターにおいて整備するシステムや機器を調達する。
- 上記システム開発を行い、当該センターへの機器設置後、インターネット放送局等のサービスを提供する。
- 子育て向けに動画配信を行なうコンテンツ制作を当該センターにおいて順次作成する。
- NPO等支援拠点(4箇所)、市内幼稚園及び保育園(120箇所)や就学前児や小学生を預かる施設等(35箇所)への機器調達とネットワーク利用環境を整備し、既存の地域SNS(mie-SNS、社団法人三重県情報通信基盤整備協会が構築、運営)を利用して、NPO等民間団体や子育てボランティア、子育て支援企業など子育てに関係するものとの情報共有や情報交換など、また、インターネットを介したパソコンテレビ会議に使用する。
- ソーシャル・キャピタルとしての「地域を支えるもの」の醸成を促進するため、本市「元気づくり」事業である「ささえ愛ひろめ隊事業」での様々な活動関係者の発掘と当該活動関係者の上記地域SNSへの利用登録を促進する。

## 事業概要図



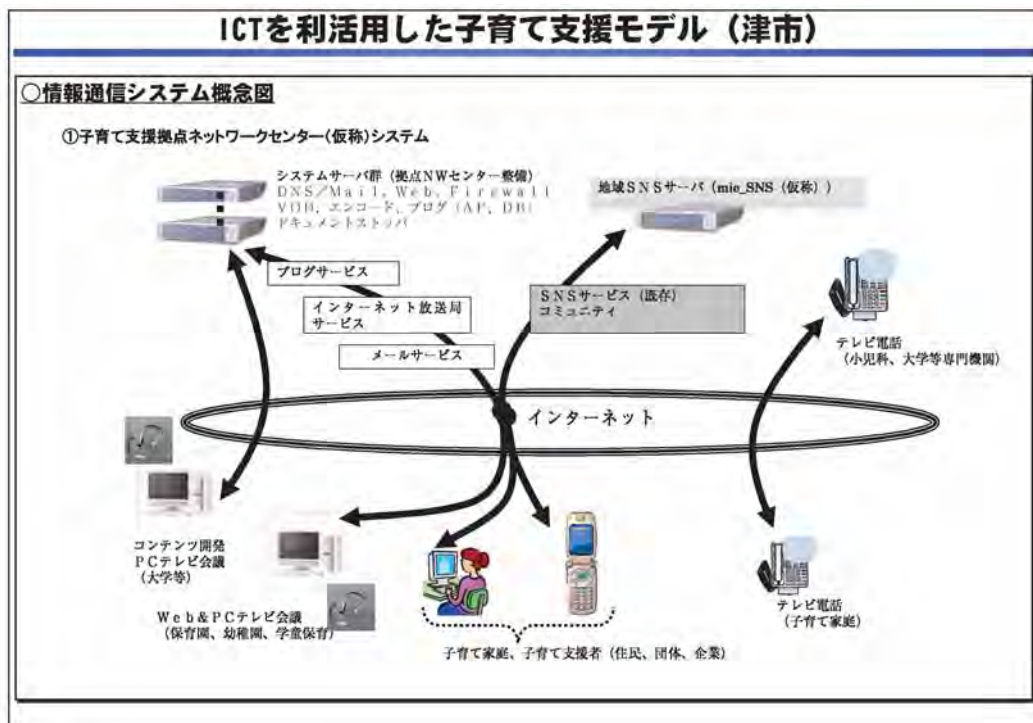
## 事業の先進性

- 1 子育て支援活動は、これまで情報発信が中心でありました。しかし、本事業の実施により、地理的に離れた場所においても、テレビ電話によるフェイス・ツー・フェイスのリアルな相談が可能となり、また、子育てをテーマとするコミュニティの場を地域SNSにより形成する



ことで、子育てに携わる本人と支援者、専門機関などとの間で情報共有や交流などのコミュニケーションが双方向でとれるようにするなど、地域に密着した「ささえあい」のソーシャル・キャピタルを醸成するモデル的な取組を行うものです。

- 2 地域SNSが各地域で構築されてきているが、「子ども」を主たる対象として運営しているところはない。しかし、本事業の実施は、就学前児や小学生の子どもの読書力を高める「子どもポータルサイト」を地域SNSを利用して構築しようとする、これまでに例をみないものであり、子どもやその保護者が安心して利用できる地域SNS運用のモデル的な取組を行うものです。
- 3 子どもの読書力を育むe-本見つけた(仮称)は、子どもの発育に合わせて読み聞かせたい本や読んで面白く良い本の内容のエッセンスを保護者や子どもに紹介するものであり、子どもの情操教育や図書館の利用促進を図るモデル的な取組を行うものです。



## 平成 20 年度以降の事業内容

子育て支援を含めた地域の「つながり」の再構築やソーシャル・キャピタルの形成を図ることによる「地域のささえあい」を施策目標に据え、市の元気づくり事業のひとつとして平成 19 年度から 3 年間 (平成 21 年度まで) 取り組んでいくこととしています。

このため、平成 22 年度以降においても、引き続き「ささえ愛ひろめ隊」事業を継続するよう施策に位置づけていくよう努めることとします。

## 照会連絡先

〒514 - 8611 津市西丸之内 23 番 1 号  
津市健康福祉部こども家庭課  
TEL : (059) 229 - 3284  
E-mail : X6267@city.tsu.lg.jp

# 和歌山県那智勝浦町：介護サービスの適切な提供に向けたネットワークシステムの構築

## 地域の解決すべき課題

### 1 地域介護サービスの状況が把握できていない

要介護者（含む要支援者）に適切な介護サービスが提供されるには、保険者（本町）が、提供されるサービスの状況を正確に把握し、本当に必要なサービスが提供されているかを評価する必要があります。しかし、本町では事業者からの計画書の提出はほとんどなく（計画書は本町には全体の1%程しか提出されていない）、介護サービスが適切であるかの評価・チェックが全くできない状況です。一方で、たとえ全ての計画書が紙帳票で提出されたとしても、人員不足のため計画書の中身をチェックし、要介護者に適したサービスが提供されているかを確認することは困難です。

### 2 要介護者や家族が介護サービスの状況把握を十分行えていない

要介護者は、介護事業者が請求する報酬請求情報（レセプト）をチェックすることができない。たとえば、提供した介護サービスとは異なる給付費が請求されていても、請求内容を確認することができないため、不正請求のチェックが行えない。

また、要介護者への計画書の提示はあるものの、説明はほとんどなく、介護の素人である要介護者や家族にとっては、介護サービスが適切であるかの判断はもちろん、毎月同じ計画書等のおさなりの対応があったとしても、その状況を把握することすらできない状況です。

### 3 介護事業者間のスムーズな情報連携ができていない

介護事業者（介護支援事業者、介護サービス事業者）間で受け渡す介護計画書、提供票は、各介護事業者の介護ソフトを用いて、電子的に作成されている。しかしながら、介護事業者間の情報伝達は、いったん紙に印刷し、その紙を手渡しまたはFAX等を用いて行われており、効率化がなされていない。また、受け手側では、計画書・提供票の情報を介護ソフトへ再入力しなければならず、転記ミスも発生しやすく非効率な運用となっています。

## 事業内容

### 1 事業概要

課題（1）～（3）の解決策として、本町では、共有サーバを設置し、本町、要介護者、家族、介護支援事業者、各種介護サービス事業者の間で各種介護情報を共有する介護ネットワークシステムを構築します。

共有サーバへは、介護支援事業者は計画書・提供票を、各種介護サービス事業者は、サービスの提供実績を記入した提供票（実績）をそれぞれ登録します。登録された情報は、本町、要介護者、家族、介護支援事業者、各種介護サービス事業者のそれぞれが、設定された権限に従い、取込ができます。

### 2 平成19年度事業目的

平成19年度は、モデル構築事業3ヵ年計画の1年目として、以下を目的にモデルシステム



の構築・運用を実施します。

- a. 給付適正化に向けた介護サービス情報の分析とモニタリング（課題（1）、（2）と関連）
- b. 介護事業者間の情報連携方式の検討と実証（課題（3）と関連）
- c. 事業継続に向けたビジネスモデル、運用モデルの検討

### 3 平成19年度作業項目

平成19年度の目的達成に向けた作業項目は以下とする。表1に、各項目の作業概要と成果物を示します。

#### (1) 計画策定

3カ年の全体計画作成及び平成19年度の詳細な活動計画書を作成する。平成19年度計画書には、以下の(2)～(5)の作業内容を記載する。

#### (2) モデルシステム構築

平成19年度は、那智勝浦町及び那智勝浦町に事業所を設置している介護事業者の一部を対象に、サーバシステム、クライアントシステムの開発を行う。開発にあたっては、将来的な地域プラットフォーム仕様への準拠を考慮し、データ形式は(XML)を基本とする。また、介護事業者が個々に導入している既存介護ソフトとの連携が必要なため、介護ソフトベンダとも連携する。(別紙2 情報システム概念図を参照)

#### (3) モデルシステム運用・評価

実証実験期間において、介護ネットワークのモデルシステムを通じ保険者、介護事業者間で計画書・提供票を電子データでやり取りし、サーバにデータを蓄積する。この蓄積データを用いて、保険者として介護サービス提供に関するモニタリングを実施する。また、モデルシステムの性能等を評価するためのデータの取得方法、整理方法を検討し、モデルシステムの評価を行う。

#### (4) 今年度事業の評価

平成19年度のモデル事業としての評価指標、評価方法、評価時期、評価期間を定義し、事業評価計画書を作成する。モデルシステムを利用した介護事業者への調査などを通じて、評価計画書に基づきモデル事業の評価を行う。

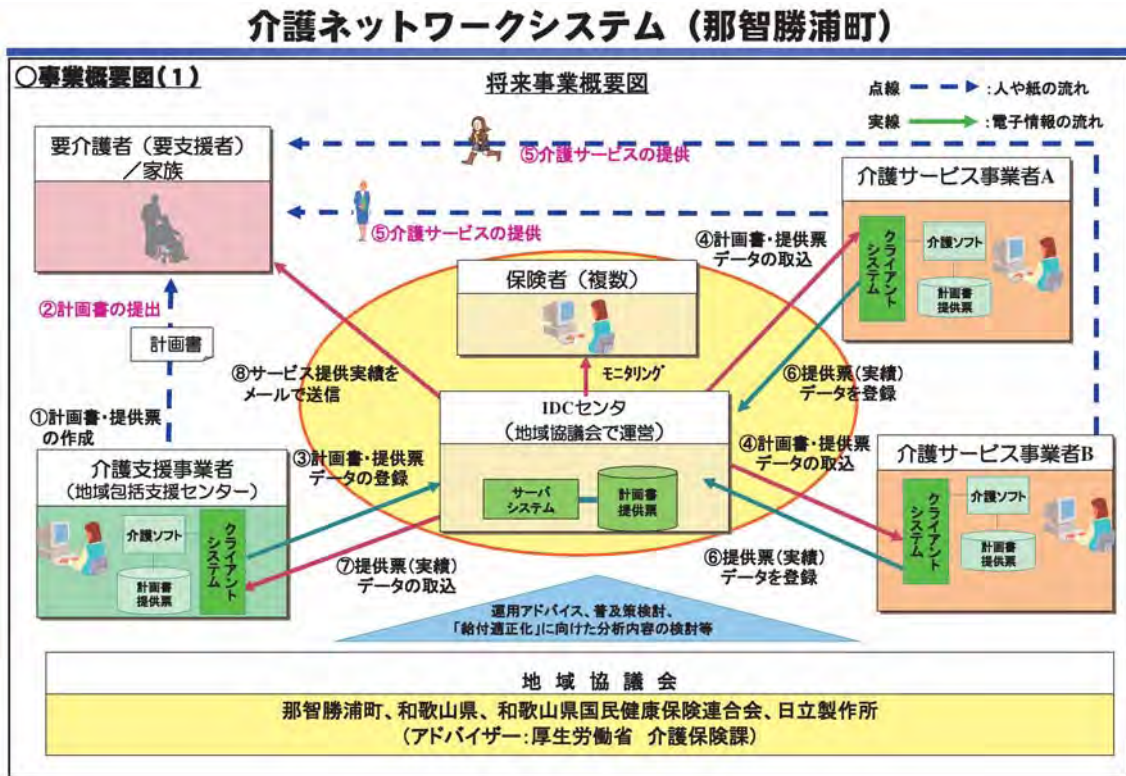
#### (5) 報告

中間報告(12月末)及び最終報告(3月末)のタイミングで、モデルシステム、モデル事業の成果についての報告書をまとめる。

#### (6) 次年度準備

平成20年度の和歌山県下での介護ネットワークシステムの横展開の実施に向けて、参加自治体の募集及び提案書の作成などを行う。

## 事業概要図



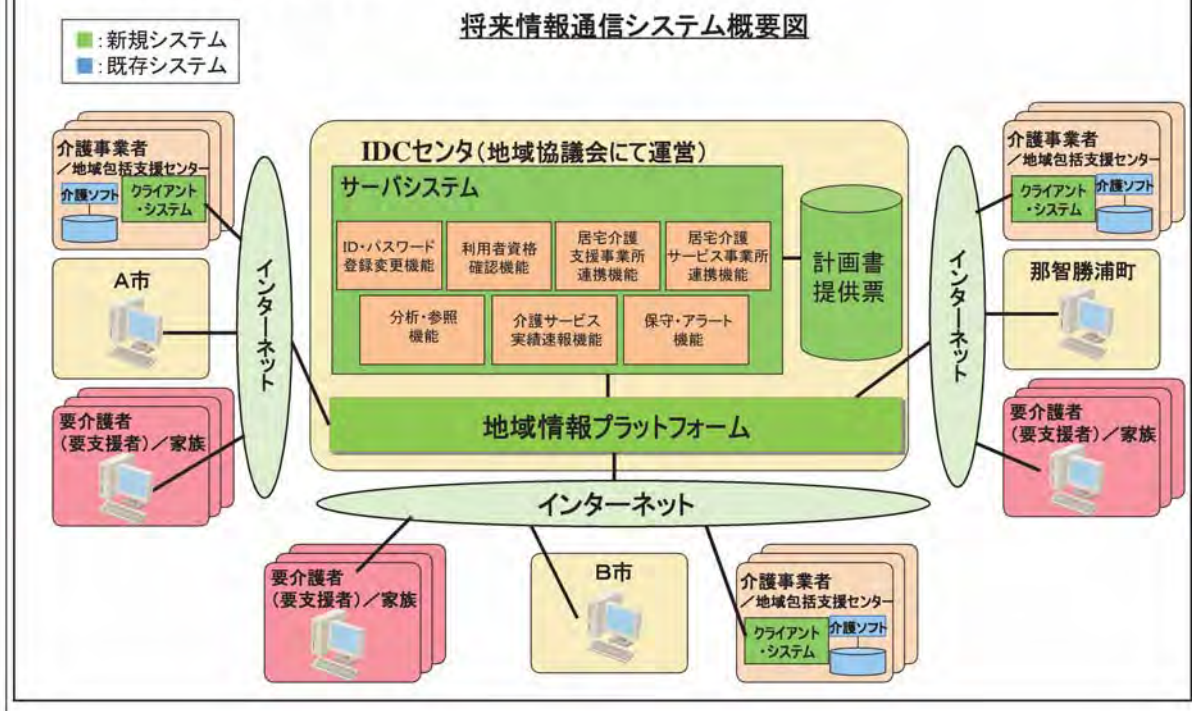
## 事業の先進性

各介護事業者には介護ソフトが導入され、請求情報は国保連合会に電子データで送付されています。しかしながら、介護事業者や自治体間で連携する計画書と提供票情報は、事業者内では電子データで持っているにもかかわらず、その介護ソフトの介護情報フォーマットがばらばらであるため、結局、紙に出力し、FAXで送付し、別の介護事業者で、介護ソフトに手入力しています。このような中で、JAHISでは、事業者間のデータ交換フォーマット(XML)を定めたが、現状、複数のベンダや自治体との調整が壁となり、市町村レベルで、当該交換フォーマットを用いた事業者間の電子データによる連携は実現できていない。本事業は、地域情報プラットフォーム仕様とJAHISのデータ交換フォーマット仕様を利用することにより、全国どこでも利用可能な初の介護事業者間のデータ連携となります。

要介護者に適切な介護サービスを提供するために、厚生労働省からも取り組みが求められている保険者による計画書のチェックは、計画書が全て紙帳票で提出されるため、チェックには多大な手間を要し、ほとんど実現できていない。本事業では、計画書を電子データで管理するため、検索・評価を容易に行う事が可能であり、ふさわしいサービスが提供されているか、過度なサービスが提供されていないか等のチェックを少数の人員でも効率的に実施し、要介護者に適切な介護サービスを提供できます。本事業は、計画書等を電子データで管理し、適正化に向けた検索・分析を、自治体が、主体的に取り組む初の事業です。

# 介護ネットワークシステム（那智勝浦町）

## ○情報通信システム概念図(1)



## 平成 20 年度以降の事業内容

居宅介護支援事業者、介護サービス事業者において本システムは、実際に業務で使用しているパソコンの介護ソフトとのデータ連携を行う。

なお、平成 19 年度においては、実証の対象となる介護事業者に業務用とは別の端末を設置して、実証を行う。

本システムは、全国での普及を目指し、介護支援事業者、介護サービス事業者とサーバの間のインターネットを用いた通信には、地域情報プラットフォーム通信標準仕様 V 1.0 に準拠した XML、SOAP を用いた通信方式を採用する。

ただし、平成 19 年度においては、現状の那智勝浦町内のネットワーク環境を鑑み、運用面、セキュリティ面から適切なネットワークと通信方式を選択する。

## 照会連絡先

〒 649 - 5392 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字築地 7 丁目 1 番地 1  
 那智勝浦町福祉課  
 TEL : (0735) 52 - 0555  
 E-mail : kaigo00@town.nachikatsuura.wakayama.jp



# 高知県津野町：地域の見守り・助け合い活動へのICT 利活用モデル事業

## 地域の解決すべき課題

### 1 地域課題の内容

本町の高齢者比率は年々高くなっており、既に36%を超えている。今後も少子化、核家族化の進行により高齢者世帯が増加する見込みであり、これら的高齢者が健康で心豊かな人生を送るための支援をすることが重要です。

そこで、高齢者保健福祉計画策定の折に、高齢者の抱える日常生活での心配ごとについて調査を行ったところ、最も多かったのが「健康がすぐれなかつたり病気がちである」ことで52.1%、「外出時の転倒や事故が心配」の22.7%がはいっているなど、高齢者が日常生活での病気や怪我に対する心配を抱えていることが明らかになりました。

また、高知県は集中豪雨が頻繁に発生する地域であり、洪水や土砂崩れなど、さらには南海地震が到来する予測などがあり、災害時の避難に向けた心配も否めない。

しかし、各支援機関の取り組みの連携が不十分であるうえに、介護保険制度の改革により各市町村による介護予防への取り組みが要求されてきました。そのような中、当町は財政状況も踏まえて総合振興計画に「住民自らが創りともに助け合うまちづくり」を第一の基本理念にかかげ、高齢者や子供などを地域全体で見守り・助け合っていく活動を育成・支援しています。

### 2 課題解決に向けた従来の取組

関係支援機関で、一人暮らしの高齢者や子供などの生活弱者と呼ばれる住民を、いかに見守りかつ支えていくかについて話し合った結果、地域の関係者が一堂に会し連携支援する仕組みが必要であるとの意見で一致し「安心・安全ネットワーク会議」を平成18年6月に創設しました。

一人暮らし高齢者への各支援機関の役割をイメージ図（図3-1）を示すとともに、「安心・安全ネットワーク会議」の活動及びその課題を以下に記述します。

#### ①「津野町 安心・安全ネットワーク会議」

##### (ア) 目的

「誰もが安心できるまち・安全で災害にも強いまちづくり」のために、防犯・防災・地域福祉など、各関係機関が幅広い分野で連携・協働し、日常的に助け合っていく地域づくりや安心・安全への取り組みを推進する。

##### (イ) メンバー

民生児童委員協議会、高幡消防組合津野山分署と津野消防団、須崎警察署、日赤特殊奉仕団、社会福祉協議会、高知県、津野町（総務課、住民福祉課、地域包括支援センター、教育委員会）、その他

##### (ウ) 事業内容

- ・定期的な会議と研修を開催
- ・日常的な見守り・助け合い活動の推進
- ・住民の防災意識の高揚推進
- ・役割分担の明確化と体制整備
- ・その他

## (エ) 代表的な活動

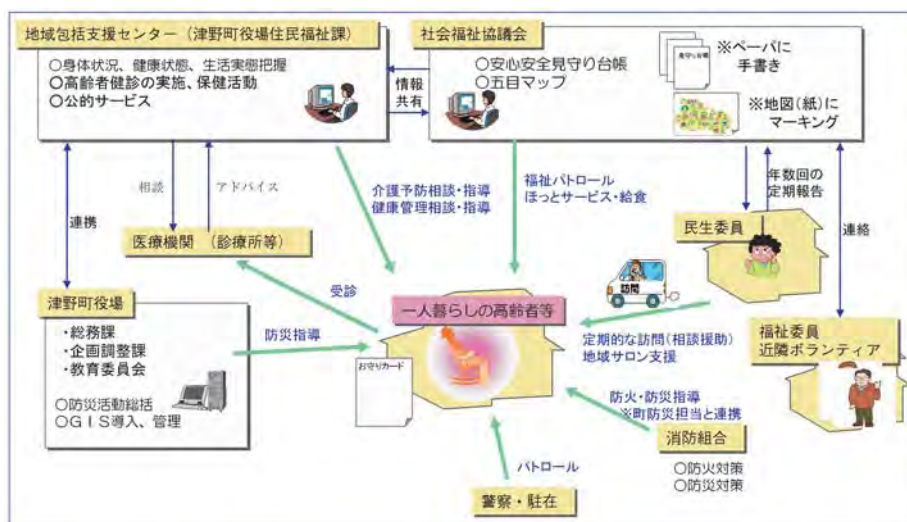
### i) 安心・安全見守り台帳とお守りカード

日常的な見守りや助け合いに必要な情報を記載した「安心・安全見守り台帳」を、一人暮らし高齢者などに説明し承諾を得たうえで、地域包括支援センター(役場)や社会福祉協議会などの支援協力機関が保管し、災害発生時や緊急時の支援ツールとして活用する取組みを開始した。

また、高齢者宅にはその一部を記載した「お守りカード」を目の付きやすい場所に掲示してもらっている。

### ii) 小地域ふくし座談会と五目マップ

地区民で地域の助け合いの仕組みづくりなどを考える座談会を開催しており、その中では意見交換に加え、地図にひとり暮らし世帯、高齢世帯、障害者世帯、登下校危険箇所、防火設備、避難場所、福祉設備などをマーキングする「五目マップ作り」を実施している。



## ② 安心安全見守り台帳の取組み

安心・安全見守り台帳カードを一人暮らし高齢者などに説明したうえで、本人と地域包括支援センター(役場)や社会福祉協議会などの支援協力機関双方が保管し、災害発生時や緊急時の支援ツールとして活用する取組みを平成18年7月に開始した。

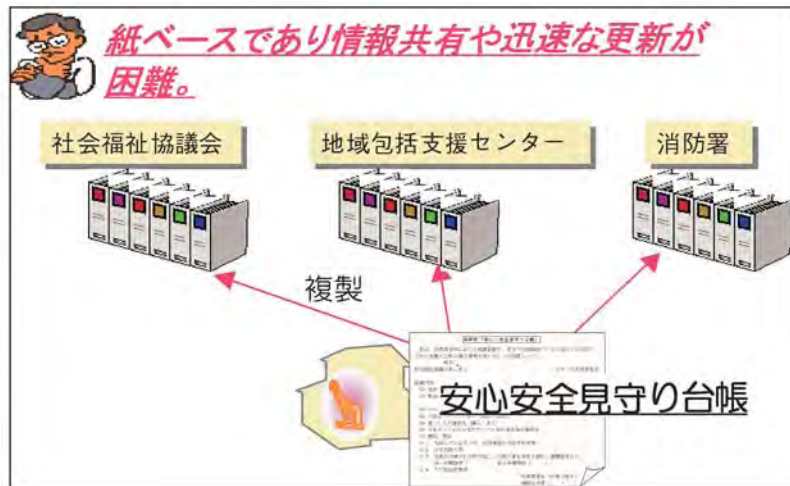
### 【安心・安全見守り台帳カードの主な項目】

- ① 基本情報
  - 住所・氏名・性別・生年月日・電話番号・血液型・地区名
- ② 緊急時の連絡先
  - 第1順位(肉親等) 住所・氏名・電話番号(昼・夜)
- ③ 個別情報
  - ・かかりつけ医師・持病名・服用薬名
  - ・日頃頼りにしている身内・親族の連絡先・親しい人の連絡先(隣人・友人)
  - ・日頃よくでかける先やサークル等の集会所・連絡先
  - ・趣味、特技
  - ☆1: 生活している中での、安否確認の方法や約束事
  - ☆2: 自宅見取り図
    - ☆3: 災害が予測される時の第1避難場所、第2避難場所
- ④ その他留意事項

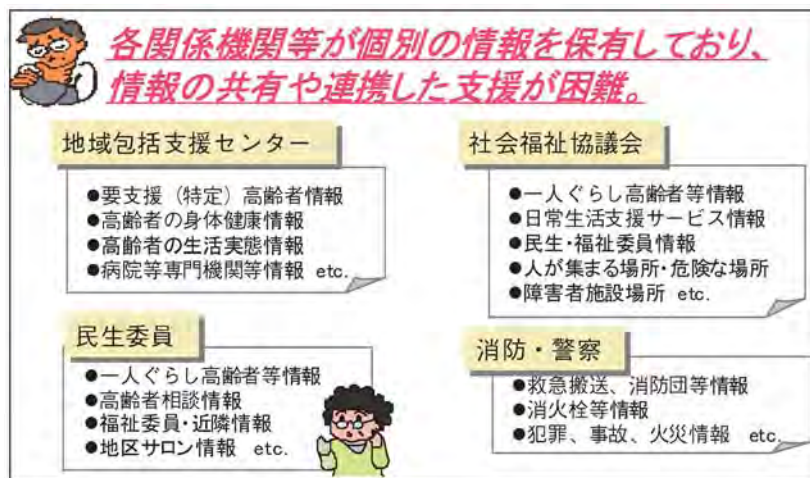
③ 現状の課題

安心・安全見守り台帳の取組を基に、安心・安全ネットワーク会議での活動実績を踏まえた結果、次のような課題が確認された。

【課題①】 安心安全見守り台帳が紙ベースであるため、情報の更新や共有が困難。



【課題②】 各支援機関の保有する情報が、支援機関全体で共有されていないため、住民サービスへの反映が困難。



【課題③】 GISなどの他のシステムとの連携が不十分であるため二重管理が発生

**事業内容**

3年間の継続事業で計画している本事業は、支援機関である安心・安全ネットワーク会議のメンバー同士（公共機関、社会福祉協議会や民生委員など）、および会議メンバーとボランティアや要援護者の近隣住民などを交えた、各支援者同士の見守り・助け合いに関わる情報の共有を円滑・安全に行い、データ更新や情報収集を容易にする情報通信システム（以下、「見守り・助け合い支援システム」と呼ぶ）を開発・構築します。

そして、安心・安全ネットワーク会議のメンバーが中心となり、このシステムの活用を図り、各支援機関の連携強化、ひいては助け合い意識の波及から、地域住民の団結力を高め、ともに



見守り・助け合っていくまちづくりにつなげていくことが最終目標です。

平成19年度はその最終段階を見据えて、以下の事業に取り組みます。

#### (1) 平成19年度事業の概要

- ①安心・安全ネットワーク会議で審議しながら事業内容の検討及びシステムの基本設計を実施する。
- ②見守り・助け合いシステムの支援機関同士の情報共有部分につき、詳細設計及び構築を実施する。その際、情報共有に合わせて主要な関係機関の業務効率化機能も合わせ持ったシステムづくりを目指し、継続的な運用を容易にする。
- ③要援護者としては、一人暮らし高齢者を中心として事業を実施する。その際の緊急通報や支援者への連絡手段についても、検討後一部の高齢者世帯に対し実験的に緊急通報装置を貸出し、有効性を検証する。
- ④また障害者や児童への拡大について視野に入れた検討と設計を実施後、一部の機能構築を実施するなど次年度以降の事業に備える。
- ⑤使用するインフラは携帯電話、ADSL や高知県新情報ハイウェイなど、既存の情報インフラを最大限活用する。
- ⑥見守り、助け合い活動の要となる民生委員も平均年齢が60歳を越えていることから高齢者にも使いやすいシステムづくりをめざすとともに、システム利用方法のみでなく携帯やパソコンなどICTツールへの理解を得るため、その説明会や勉強会を十分に実施する。

#### (2) 「見守り・助け合い支援システム」の構築イメージ

全体イメージ図は図4-1のとおりである。また以下のとおり見守り・助け合いシステムは、その機能にあわせ2つのサブシステムを構築する。その各サブシステムの機能詳細等については「様式3：情報通信システム説明書」に記載する。

##### ①各高齢者支援機関における「見守り・助け合い情報共有システム」の構築

- ・「安心・安全見守り台帳」をベースとし、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員及び消防組合など、支援機関（安心・安全ネットワーク会議メンバー）の情報共有を円滑に行う仕組みを整備
- ・情報の二重管理を防ぐとともに、見やすく使いやすいシステムを目指し、GISシステムなどの既存とデータ連携機能も追加

##### ②支援機関と住民及び住民同士の連携を強める「見守り・助け合い情報お知らせシステム」の構築

支援機関に加え、福祉委員・相談員等ボランティア及び家族・隣人までの一般住民に至るまでの情報伝達や情報登録を可能とする仕組みを整備

#### (3) システム利活用イメージ

導入システムの利活用にあたっては、支援機関のみにかかわらず、一人暮らし高齢者の家族や近隣住民まで連携できることを最終目的としています。

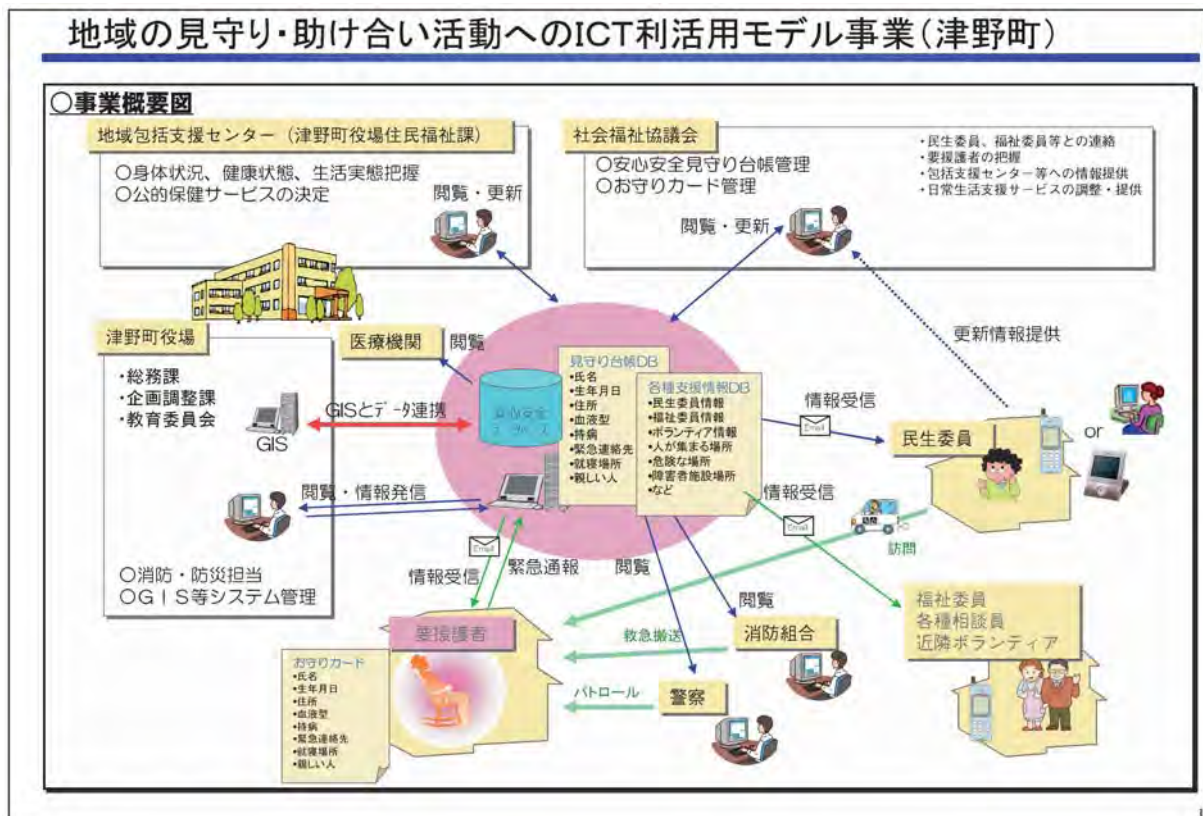
## 事業の先進性

当町が高知県内では先導的な役割を果たしているが、高齢者を地域全体で見守り・助け合おうという取り組みは、いくつかの自治体で開始されつつあります。しかし、3項(2)で既述したとおり、支援組織を一本化する「津野町安心・安全ネットワーク会議」の連携の強さ、高齢者

世帯の個別福祉台帳である「安心・安全見守り台帳」の繊細及び小地域座談会を開催して地区民みんなで見守り・助け合いを考えていく活動の活発さの点から、全国的に見ても「高齢者を地域全体で見守り・助け合っていく活動」の先駆的な役割を果たしていると言えます。

インフラやシステムの基本技術はこれまでの技術を使い、特に先進的な技術は使用しないが、「高齢者を地域全体で見守り・助け合っていく活動」で先駆的に取り組んでいる当町が、利便性、効率性、運用コストなどを考慮しながら、「津野町安心・安全ネットワーク会議」でしっかり検討を行ってシステム化を進めることが、事業の先進性として十分に評価に値するものと考えています。

## 事業概要図



## 平成 20 年度以降の事業内容

### 1 データ標準化の方法

見守り助け合い共有システムは、各種情報データベースを管理し、将来、既存システムとのデータ連携も十分に想定されることから、以下のデータ標準化の方法を基本とした取り組みを実施します。

- i. Web サービス I/F は、OS、プログラム言語に依存しない XML 仕様を基本とする。利用する技術規格は、XML、SOAP、WSDL 等を基本とし、将来の地域情報プラットフォームへの準拠の可能性を担保する。
- ii. 情報システム間で交換されるデータのインタフェース情報は「電子自治体のシステム

構築のあり方に関する検討会「第9回会合」で報告されたルールを尊重する。

## 2 CSV方式でのデータ連携

現存するシステム間のデータ連携で多く用いられているCSVファイル形式の入出力を標準で装備し、他の情報通信システム間との連携を容易にします。

## 3 既存システムとの連携

### (1) GISシステムとの連携

当町では平成18年度の小地域座談会で高齢者世帯や避難場所などを紙ベースで地図にマーキングする「五目マップ」づくりを実施した。また並行して地理情報システム（GIS）も同年度に導入しており、情報の二重管理を避けるためにも見守り・助け合い支援システムとGISとの連携は重要であり、見守り・助け合い支援システムは以下の2つの対応を具備することで、既存の情報通信システムとの連携を図ります。

#### i. 既存GISシステムとのデータ連携機能の追加

既存GISシステムとのデータ連携機能の追加開発

#### ii. 地域情報プラットフォームに準拠したシステム開発を実施

### (2) 住民基本台帳システムとの連携

本システムは住民情報を扱う上で、町民の移動情報を反映する必要がある。この場合の住民基本台帳システムからの情報取得については、地域包括支援システムのそれに合わせCSVファイルでのオフライン（FD）入力方法でおこないます。

## 4 カスタマイズの容易性

見守り・助け合い情報共有システムは、OSS（オープン・システム・ソフトウェア）を最大限活用し、開発することで、以下のメリットを自治体は得ることができる。

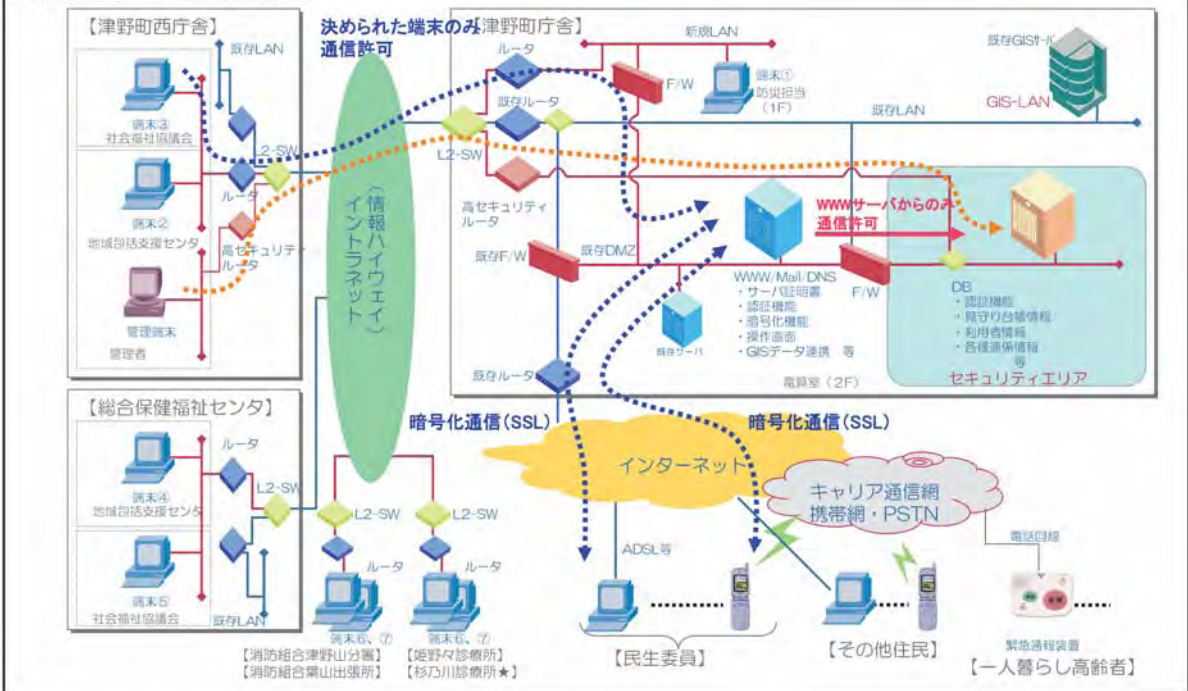
#### i. ソースコードが開示されているので、特定のベンダーに依存することなくカスタマイズが可能。

#### ii. データベース等もOSSを利用するので、高額なミドルウェア（データベース等のシステム）の保守費なども発生しない。



## 地域の見守り・助け合い活動へのICT活用モデル事業(津野町)

○情報通信システム概念図



2

### 照会連絡先

〒785 - 0201 高知県高岡郡津野町永野 471 - 1  
 津野町西庁住民福祉課  
 TEL : (0889) 62 - 2313  
 E-mail : jyumin@town.kochi-tsuno.lg.jp

# 福岡県添田町：子育て支援連携システムモデル構築事業

## 地域の解決すべき課題

少子高齢化が顕著な過疎地域である本町では地域の活力の維持・向上が必要です。町が保有している子どもの健康情報をICTを利用して集積し、保護者と共に町の実施する事業間で連携して活用することにより地域ぐるみの子育て支援が実感できる社会を実現します。妊婦や子育て中の家庭に対する情報発信とともに、子どもの健康情報を保護者を始め母子保健事業などの町の事業や保育所・幼稚園などの子育て支援に関わる主体間で連携して活用することにより、地域ぐるみの子育てを実感できるまちづくりに繋がります。

## 事業内容

子育て支援をテーマに、子どもに関する健康情報（母子健診や乳幼児健診、乳幼児医療費、保育所や幼稚園での身体測定の情報）をデータベースに蓄積して、「子どもの健康手帳」とします。

これをもとに保護者や町の保健師、保育所の保育士や幼稚園教諭、小学校の養護教諭が追加で情報を書き込むことによって「子どもの成長記録」とします。

保護者を中心として町の保健師や保育士、養護教諭や福祉担当者等はこのうち必要な情報を使用して「各々の立場で子育て支援」に活用します。「子どもの成長記録」は小学校卒業時に記念にDVDにして渡す予定です。

また、携帯電話のメール機能などICTを利用して妊婦や子育て中の家庭に対する情報発信を行います。発信する情報は乳幼児健診や予防接種の日程、保育所や幼稚園からの連絡、不審者情報の通知などの利用を想定しています。

これらのことの実施により、子どもを持つ家庭は地域ぐるみの子育て支援を感じ、安全・安心なまちづくりに通じることになり、本町の課題である地域の活力の維持・向上に寄与します。

課題を解決するために利用する「子育て支援連携システム」を構築します。今年度は以下のシステムを構築して運用します。

### <構築するシステム名>

- ・ 母子保健連携システム
- ・ 児童福祉連携システム
- ・ 福祉医療連携システム
- ・ 情報提供システム

### <登録する子どもの健康情報>

- ・ 妊娠届
- ・ 費用助成のある妊産婦健診
- ・ 出生届
- ・ 乳幼児健診
- ・ 乳幼児医療費の助成
- ・ 保育所・幼稚園で実施する身体測定

- ・ 任意の妊産婦健診と新生児健診（保護者の自宅から登録可能）

＜発信する情報＞

- ・ 乳幼児健診のお知らせ
- ・ 予防接種のお知らせ
- ・ 保育所・幼稚園からの連絡
- ・ 母親（父親）向け子育て支援情報
- ・ 子育て支援サークルからのイベントなどの情報
- ・ 不審者・行方不明者と災害などの情報

＜ホームページに掲載する情報＞

- ・ 乳幼児健診の情報
- ・ 予防接種の情報
- ・ 保育所・幼稚園の情報

【子育て支援連携システム（平成 21 年度までに構築予定のものを含む）】

（1）添田町 母子保健事業（平成 19 年度構築）

- ・ 乳幼児健診・予防接種の案内などを母親（や父親）の携帯電話向けに電子メールで実施
- ・ 母子相談（おっぱい相談）、育児教室、すくすく教室（発育相談）の案内を電子メールで実施
- ・ 乳幼児医療費の情報や保育所での成長記録を発育相談に活用
- ・ こんにちは赤ちゃん事業（生後 4 ヶ月までの全戸訪問事業）での活用

（2）添田町 児童福祉事業

- ・ 地域子育て支援センターでの登録情報を活用した育児相談（平成 19 年度構築）
- ・ 学童保育所での指導員による登録情報を活用した育児相談（平成 20 年度構築）

（3）添田町 福祉医療費助成事業（平成 19 年度構築）

- ・ 乳幼児医療費の助成内容の通知

（4）保育所・幼稚園（平成 19 年度構築）・小学校（平成 20 年度構築）

- ・ 子どもの健康状態・発育記録の登録・照会、登録情報を利用した育児相談
- ・ 既往歴・感染症・食物アレルギーなどの情報を活用した保育・教育
- ・ 感染症発生時に子どもごとのきめ細かい対応
- ・ クラスごと、保護者宛に一斉にメールでの通知
- ・ 個別に母親や父親にメールで連絡

（5）小児科など医療機関

- ・ こどもの発病からの体温や体調推移を記録し、それを活用した診察（平成 19 年度構築）
- ・ 休日救急医療センターでは体調推移や既往歴やアレルギーを確認した診察（平成 21 年度構築）

（6）調剤薬局（平成 21 年度構築）



- ・保護者が薬局等で子どもの薬を買い求める場合、携帯電話でアレルギーや既往歴、投薬記録を見せ、服薬指導を受ける。

(7) 医師会（平成 19 年度構築）

- ・感染症情報の情報発信（掲載）

(8) 警察署・駐在所（平成 19 年度構築）

- ・台風等の災害発生時に迅速な連絡対応ができるよう I C T を利用して保護者等へ情報を発信する。

(9) 郵便配達員など子育てサポーター（平成 20 年度構築）

- ・警察から不審者情報を入手した場合、園児や児童を守るため役場が郵便配達員等に情報を発信する。

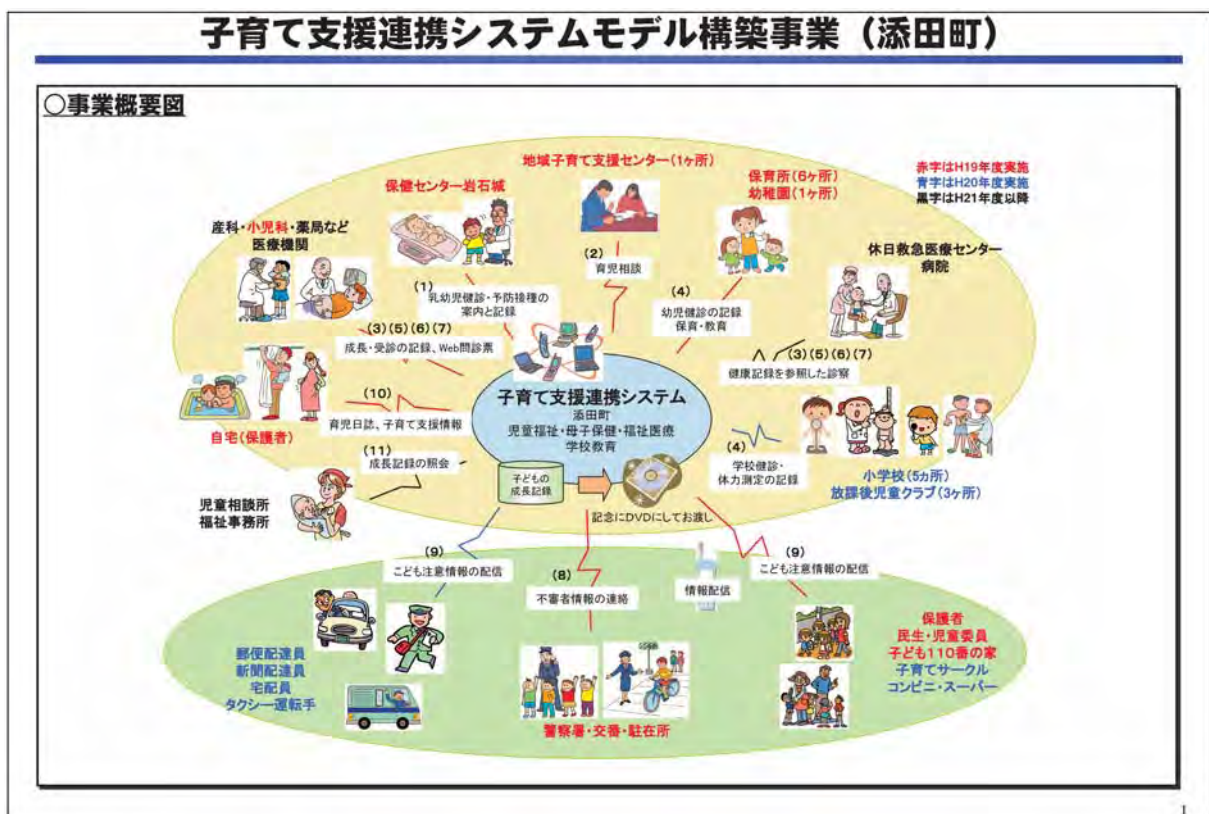
(10) 保護者（平成 19 年度構築）

- ・子どもの成長記録の電子アルバム（DVD）化

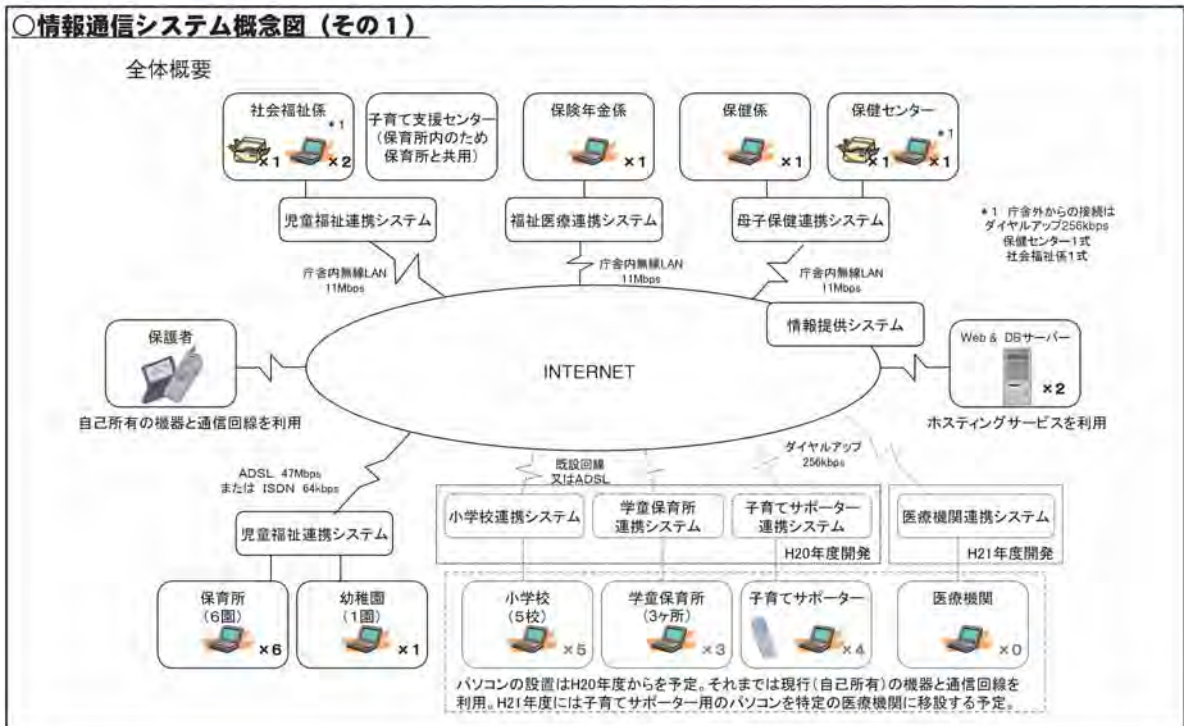
(11) 児童相談所（平成 19 年度構築）

- ・登録情報を利用した育児支援（相談）
- ・児童虐待通報時にはこれまでの状況把握

## 事業概要図



## 子育て支援連携システムモデル構築事業（添田町）



### 事業の先進性

乳幼児健康診査カルテ・乳幼児医療費助成などの市町村に蓄積されている子どもの健康情報を始めとしてICTを利用して集積し、育児支援やコミュニティの構築支援や防犯に活用し、安心・安全なまちづくりに寄与する初の試みであると考えています。また、母子保健事業の現場・保育や教育の現場と医療機関をICTで結ぶ試みです。

### 照会連絡先

〒824 - 0691 福岡県田川郡添田町大字添田 2151  
添田町住民課  
TEL：(0947) 82 - 1233  
E-mail：seikan @ town.soeda.lg.jp







「地域ICT利活用モデル」全国先進事業事例

「地域ICT利活用モデル構築事業」事例

## 【総合的地域活動】

- 東京都三鷹市
- 神奈川県厚木市
- 石川県金沢市
- 広島県安芸太田町
- 愛媛県松山市

# 東京都三鷹市：三鷹市ユビキタス・コミュニティ推進事業

## 地域の解決すべき課題

三鷹市をはじめ多くの市町村では、少子高齢社会への対応や地域経済の活性化、安全安心のまちづくりなど、多様化する地域課題を抱えています。今後、こうした地域課題を解決するためには、これまで整備が進められてきた情報通信基盤を活用し、市民生活の豊かさや地域の活性化につながる実用的なICTの活用が不可欠になっています。また、団塊の世代の地域への回帰など、従来、まちづくりに参加する機会の少なかった市民がまちづくりに関心を持ち、自ら参加しやすいような「参加と協働の仕組みづくり」が求められています。

こうした中で「いつでも、どこでも、誰でも」が利用可能な情報発信・情報交流の場を確保するとともに、安全で安心な生活環境の実現や地域活性化の促進、魅力ある教育・生涯学習の推進など、生活の豊かさ、便利さ、楽しさを実感できる地域社会（ユビキタス・コミュニティ）の実現を「民学産公」の協働により目指すことが当市の課題です。具体的には次の5分野で重点課題を設定し、総合的な取り組みにより「ユビキタス・コミュニティ」の実現を目指すものです。

- (1) 安全・安心な生活環境の実現
  - ア 子どもの安全の確保
  - イ 高齢者等の在宅支援
- (2) 地域社会の活性化の促進
  - 国立天文台の地域開放と観光情報の提供
- (3) 魅力ある教育・生涯学習の推進
  - ア 学校SNSの構築
  - イ 三鷹ナレッジネットワークの構築
  - ウ 図書館の情報センター化とICタグの活用
- (4) 情報提供の充実と行政手続の利便性の向上
  - ア 協働コールセンターの開設
  - イ e-三鷹市役所の開設
  - ウ 統合型GISの整備
- (5) ユビキタス・コミュニティを支える基盤の整備
  - ア 地域SNSの構築
  - イ 情報格差の是正

## 事業内容

「ICTを活用して、豊かさ、便利さ、楽しさを実感できる地域社会の実現に必要な、地域課題を解決するための事業」とのコンセプトのもと、次の4システムを中心とした事業を展開し、併せて市民がこれらを活用するために、公共施設（図書館、産業プラザ、ネットワーク大学）のユビキタス環境整備（公衆端末及びホットスポットを設置）を行います。

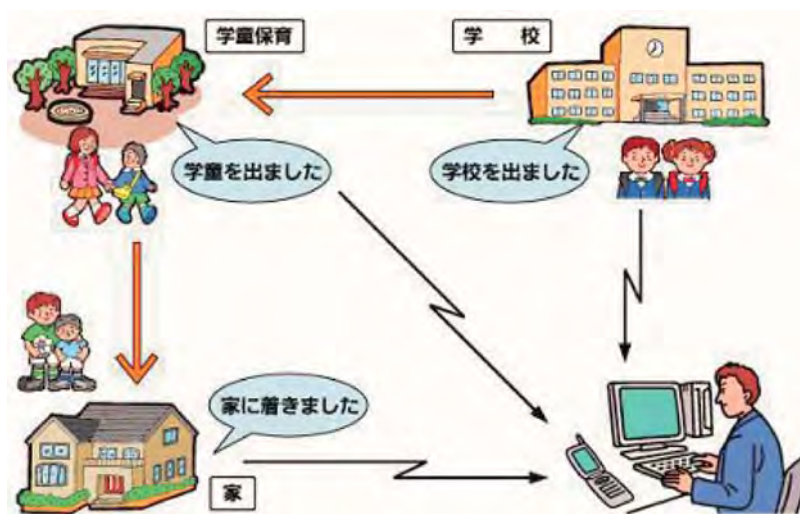
## (1) 安全・安心な生活環境の実現

## ○ 親子安心システム

GPS 携帯電話を使ったサービスで、保護者は、学校や塾、学童保育所など多様な児童等の行動・移動を確認するポイントをウェブサイト上の地図を利用して設定しておき、児童等がそのポイントを通ると、その旨のメールが携帯電話に届くシステムです。また必要な場合は、登録された警察などに簡単に連絡することができます。

学校の校門など特定の場所を通った際にメッセージが届く仕組みは実用化されているが、本システムでは、保護者等が任意に必要な場所を設定できることに特徴があります。学童保育所や夜遅くまで塾に通う子どもなど、広範で多様な子どもの行動範囲をカバーすることにより、子どもの安全を確保します。なお、本システムは、効果等を検証した後、通信事業者の通信サービスとしての継続的な実施を目指します。

当初はシステム全体を開発する計画としていたものを、既存のGPSサービスを利用することとし、モニター対象（共稼ぎ家庭の児童100名）にこれに対応するGPS携帯電話（ドコモ及びauのみ）を貸与して、事業での20年度モニター期間は4月～6月とし、以後は利用希望者がこのサービスに有料で加入することに計画を変更しています。



さらに本システムで想定する機能は、独居高齢者の見守りなど幅広い利活用が可能であるため、今後、他の事業への展開についても検討を進めます。

## (2) 魅力ある教育・生涯学習の推進

## ○ 三鷹ナレッジネットワーク

次のサイトを平成21年度までに新たに開設し、三鷹教育IPネットワーク（市財事業）、三鷹ネットワーク大学eラーニング（市財事業）とあわせて「知」のポータルサイトを開設します。協働のまちづくりに向けては、地域への市民の関心を高めるとともに、自らが情報を発信し、情報交流を深めることが必要である。本システムは、団塊の世代など新たに地域回帰する世代の知的資源の集積とその活用を図るためのベースとなる仕組みです。

## ● e-三鷹大学

自分の得意分野に関する講座を開講できるシステム。（19年度は調査研究を行う。）

## ● みたか『Wiki』

三鷹に関する百科事典のようなものをボランティアベースでつくるシステム。

## ● みたか教えてネット

三鷹の風土、歴史、文化から市民生活にいたるまで、教えてほしい市民が問い合わせ、その問い合わせに知っている市民が教えるシステム。



### (3) 情報提供の充実と行政手続の利便性の向上

#### ○ 協働コールセンター

地方公共団体には様々な照会・相談が寄せられるため、2府をはじめ、13 政令指定都市などの大規模な市・区では既に導入実績がありますが、市では最多となる 10～20 万人規模において導入することと、受付対象に行政以外も含める点をモデル性としています。

行政サービスに係る問い合わせを一元的に受付ける「公共コールセンター」の整備とともに、地域ケアの仕組みとも整合した民間サービスのコーディネート機能を持つ「ケアコールセンター」を整備します。本市では、総合窓口化などワンストップサービスの推進を図ってきたが、協働コールセンターの整備により、さらに迅速かつ的確で市民満足度の高いサービスを提供するとともに、業務の改善を図るものです。

この協働コールセンターでは、行政サービスの問い合わせを受ける「公共コールセンター」機能、地域ケアの仕組みと整合した「ケアコールセンター」機能を提供します。また、民間のサービスに関する問い合わせにも対応する「民間コールセンター」機能についても検討・実施し、市民の日常生活の支援を図り、従来の行政サービスにとどまらず、地域の市民生活全般についての問い合わせ等に対応を図ります。(19 年度は調査研究を行う。)

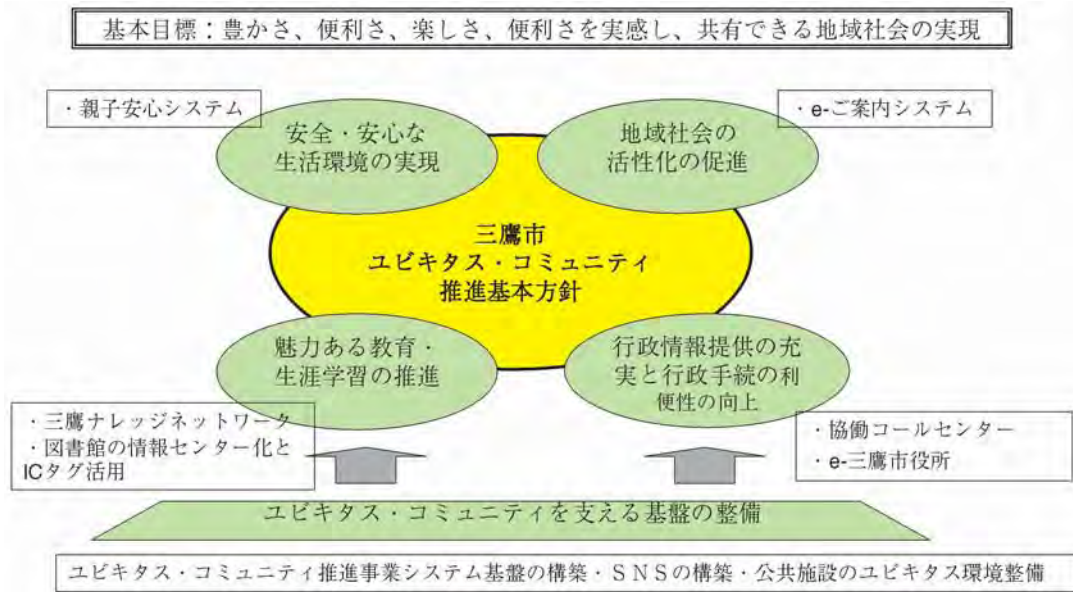
### (4) ユビキタス・コミュニティを支える基盤の整備

#### ○ SNSの構築

「参加と協働のまちづくり」を推進するためには、市民間の情報発信・情報交流の促進を図ることが必要です。インターネットを利用し、子育てや介護、防犯など身近な生活や個人の趣味、労働などに関するローカルな情報を収集・発信するためのツールとして、動画配信機能を持った SNS を整備します。また、この SNS は、市民の市政への参画のためのツールとしても利用を図ることとし、学校間ネットワークや地域の見守りなどへの活用も調査研究します。



## 事業概要図



## 事業の先進性

本事業は、技術実験的なものではなく、ICTを活用して地域課題を総合的に解決しようとするものです。地域課題は、単独で存在するだけでなく、様々な課題が複合している場合が多く、1つだけ解決しても、そのことが新たな課題を生む場合があります。また、福祉課題のように同一の課題であっても世代や障がいの有無によって解決策が異なるため、取り組みも多様化せざるを得ない課題もあります。

このことを解決するために、2005年にインテリジェント・コミュニティ・フォーラムから世界一と評価された本市の「民学産公の協働」により、様々なプレイヤーの参加、協力を得て、複数の地域課題を立体的、複合的にとらえて課題解決のパッケージとして実行する必要があり、ここに本提案の先進性があります。

また、事業の骨格をなす「市民間の豊かな情報交流」は、人口減少時代が到来し少子高齢化の進む日本社会において、「協働のまちづくり」に不可欠な新たなコミュニティの醸成と担い手の育成につながる重要な仕掛けです。今、全国各地で住民主体のまちづくりが始まっていますが、協働のパートナーとなる多様な担い手の育成をベースとする本事業は、他市のモデルになるものと考えます。

## 照会連絡先

〒181 - 8525 東京都三鷹市野崎1 - 1 - 1  
三鷹市企画部情報推進室  
TEL：(0422) 45 - 1151 (内線 2142)  
E-mail：jouhou @ city.mitaka.Tokyo.jp



# 神奈川県厚木市：厚木市地域連携ポータルサイト構築事業

## 地域の解決すべき課題

全国の自治体に一般的かつ普遍的に存在している課題「地域社会の《経済的》《社会的》《共同体的》な機能の低下」をテーマとして、次の3点を重点的かつ具体的な地域課題としました。

### 1 地域経済の活力低下・中心市街地の衰退

小田急電鉄沿線及び周辺地域における商圈間の競争激化と郊外型商業施設の展開によって、本厚木駅周辺の中心市街地において経済的な地盤沈下が進むとともに、市内全域において既存店の販売額が低下している。消費動向は売り場やサービスが集積している郊外型大型商業施設に片寄りがちであり、従来型の小規模又は伝統的な店舗・サービスに消費者の購買意欲を振り向けるアクション(動機付け)がない。

市内の伝統的商品やサービスを提供する既存店(いわゆる老舗店舗)や新たに開店している小規模な魅力ある店舗の有益な情報が、潜在的な購買意欲を持っている住民に伝わらないというミスマッチがあります。

経済活動を高めるためには、地域で提供されている《こまごまとした＝雑然として多様な》店舗・サービスの情報を集約・整理して、地域・分野横断的に分かりやすく消費者に情報を提供する仕組みが必要です。

### 2 生涯学習機会のニーズの高まりと需給のミスマッチ

わが国が成熟型社会を迎える中で、生涯学習活動に対するニーズは世代の区別なくますます高まっている。特に、高齢化社会の進展、団塊の世代の大量退職時代を迎え、生涯学習活動の重要性はさらに増大しています。

自治体が提供している生涯学習講座は質量ともに限界があり、今後、社会的なニーズが増大するにしたがって、財政的かつ人的な負担が急激に大きくなるものと予想されます。そこで、地域に無数に存在する民間事業者のいわゆる「カルチャースクール」や地域の人材を生かした「教室・おけいこ」が、高まる生涯学習ニーズの受け皿となる可能性を持っているが、現時点では情報を発掘・整理して提供する総合的な手段がないことから、需要と供給の一致がみられていない。

特に、大手の語学学校、カルチャースクール等は、ホームページ、チラシ等で広報宣伝をしているが、地域の個人経営的な小規模な教室は情報発信のツールが限られているため、ニッチな地域の生涯学習情報はそこに住む人にとって価値ある情報であるものの、小さな看板やチラシ、口コミでしか伝わらない状況です。

### 3 地域コミュニティ機能の衰退

地域社会は、環境美化、防災・防犯、福祉・健康など、快適で暮しやすいまちづくりの貴重なユニットである。とりわけ、防犯や子育てなどの分野において、その重要性はさらに高まっています。しかし、相互に助け合い支え合わなければならない地域コミュニティにおいて、住民意識の多様化などにより地域の情報を循環させる機能が著しく低下している。かつて存在した「世話好きおばさん」「ものしりおじさん」が激減し、いわゆる核家族化の進行や個人情報をも最大限に保護しようという考えから地域共同体内のコミュニケー



ション能力が失われつつあります。

地域社会は、本来、多角的な組織の多様な組み合わせと円滑な情報の循環によって成り立っています。かつて「世話好きおばさん」「ものしりおじさん」が活躍していた時代と比較して、今日の地域社会はさらに複雑化し、従来からの口コミ、チラシ等のメディアによる情報伝達のみで、活力ある地域社会を築き維持していくことは難しくなっています。

自治会を始めとして、PTA、青少年健全育成会、消防団、生涯学習サークル、ボランティア団体、福祉団体など、地域社会を構成する多角的な無数の組織において、活動への参加者を増やしより強固なコミュニティを構築するためにも、きめ細かな情報の共有と相互のコミュニケーションが必要となっています。

## 事業内容

### 1 団体事業者情報サービス

地域での社会的経済的活動を支えているのは、無数に存在している人のつながり（＝集団）や経済活動の主体である事業者・サービス提供者である。団体事業者情報サービスは、住民が日常生活で必要とする民間事業者（商業店舗、製造、サービス、医療機関等）、地域団体（自治会、PTA、消防団等）、生涯学習団体（スポーツクラブ、学習サークル）、ボランティア団体などの「地域に存在する《こまごまとした》情報」を分野横断的に表示するとともに、地域SNS・ブログサービスを組み合わせて地域課題の解決につながる住民相互のコミュニケーションツールとするものです。

団体事業者情報サービスでは、更新可能な固定ホームページのほか、地域SNSの「コミュニティ」やブログを開設し、住民同士や住民と事業者のコミュニケーションが可能である。書き込みは、マイタウンクラブ登録者のみとする設定を設けることで、セキュアなネットコミュニティが形成されます。

なお、生涯学習サークル等の情報提供は無料を前提とするが、民間事業者の情報は「サービスの費用は受益者が負担すべき」という視点から有料広告に位置付けて課金することにより、運営経費に充てて運営協議会の安定性・収益性を維持します。

ア 利用者（住民）は、地域全体の団体事業者の情報の中から最も必要とする情報を入手し、自分の社会的な活動や経済活動につなげることで需要や欲求を充足させることができる。

イ 民間事業者は、店舗、商品、サービスを宣伝して販売の増加につなげ、SNSやブログによる顧客とのコミュニケーションを通じて嗜好や反応を分析することができる。

ウ 地域団体は、これまで紙媒体や口コミが中心だった情報伝達にネットを活用することで、より多くの関係者の参画が得られるようになり、コミュニティ活動の活性化につながる。

エ 生涯学習団体は、情報が民間のサービスと同じプラットフォームで提供されることで、仲間の輪が拡がり活動の充実が見込まれる。

オ 行政（自治体）は、地域経済の活性化により街に活気とにぎわいをとりもどし税収増につなげることができる。さらに、地域コミュニティの活性化により住民の手による暮らしやすい地域社会の形成へとつながる。

## 2 講座イベント情報サービス

講座イベント情報サービスでは、インターネットを通じて、自治体、民間事業者、個人、地域団体、生涯学習サークルなどの講座・イベントの情報を公共・民間・住民の主催者の区分なく、ひとつのプラットフォームから情報提供することで、利用者は自分のニーズに一致するメニューを容易に探し出すことができるようになります。

このサービスは、地域に存在する生涯学習的な情報の提供にとどまらず、参加申し込みや質問・回答などのほか、SNSやブログを組み合わせて生涯学習分野の課題解決につながる双方向のコミュニケーションツールとなります。

民間事業者は大手カルチャーセンター、語学学校、スクールのほか、生涯学習的な講座・サービスを提供する金融機関、医療機関など地域の様々な団体を網羅します。

さらに、地域で個人が経営するニッチな「おけいこ」「教室」「塾」などの情報を幅広く提供する。この部分は、これまで個人宅の看板、チラシ、口コミでしか情報が伝わらなかったが、インターネットを活用することで、地域社会での生涯学習的な活動を活性化し、コミュニティ内の消費や人間関係を活発にすることができます。

ア 利用者（住民）は、地域全体の講座・イベント情報の中から、自分のニーズと一致する最も適しているものを容易に探し出し参加することで、生涯学習に関するニーズを充足させることができる。さらに、事業に参加することで技能習得、生きがいづくり、仲間づくりが進み、暮らしに対する満足度の向上が期待できる。

イ 行政（自治体）は、生涯学習講座の提供から民間事業者と利用者のニーズをマッチングさせる情報サービスを提供する役割に業務をシフトすることで、生涯学習事業のコスト圧縮につなげることができる。民間事業者の活力を生かすため、自治体の役割は地域での生涯学習情報を円滑に流通させることにポイントを置き、併せて市民同士が教え学びあう環境を整える。

ウ 民間事業者にとっては、広告宣伝費を抑制しつつ住民（受講者）の生涯学習ニーズを最大化・顕在化することで、地域での自社の認知度を高め受講者の増加による売り上げの向上につなげることができる。

## 3 地域SNSサービス

厚木市がサービスしているマイタウンクラブの会員が参加母体となる自治体最大規模の地域SNSを構築し、地域のコミュニケーションツールとして活用します。

本事業の地域SNSは、「団体事業者情報サービス」や「講座イベント情報サービス」と連携して、実際に活動しているグループ（仲間・友達）がインターネット上で情報を共有する場として活用することに重点を置くほか、バーチャルな空間で特定のテーマの下にネットコミュニティとして利用されることを想定しています。

既に会員登録している住民が具体的な「自治会、PTA、消防団、スポーツサークル、同じ講座の参加者といったリアル社会でのつながり」を接点に集まり、バーチャルなツールを利用して関係性を高め、ネット上のコミュニティを形成する方法を採用することで、より質の高いコミュニティが成立します。

また、地域では、複数の団体の活動の担い手が同一である場合も多く、地域の情報発信の方法が一元化され、同じ操作方法で情報の受発信ができることが普及促進につながります。したがって、システムに汎用性を持たせ、地域のあらゆる団体で同一のインターフェイスにより利用できるサービスを構築していきます。

さらに、年齢や情報リテラシーが異なる住民が地域SNSを利用することになるので、機能の絞り込み、デザイン、文字の規格、配色等に配慮し、だれでも使いやすいサービスとします。

#### 4 厚木市地域連携ポータルサイト運営協議会の設置

本事業の推進に当たっては、「厚木市地域連携ポータルサイト運営協議会」を設置し、厚木市、愛川町、清川村のほか、地域の多様な団体と連携した「まちづくり」事業として、本事業を推進する。事業の成否は、相当数の民間事業者が本事業による情報サービスに参加するかどうかにかかっています。地域の各分野で活躍するキーマンを集め、それぞれが持つアイデアと人脈を本事業に提供してもらい、顧客の拡大と事業の盛り上げを図ります。

#### 5 サポーターズクラブの設置

住民の協力を広範囲に得ながら利用者を拡大するため、いわゆるリタイアした「団塊の世代」や家庭の主婦などの地域パワーを結集して「サポーターズクラブ」を組織し、地域の隅々へと本事業のサービスを上げると同時に、参加者の社会参画への熱意やまちへの愛着を育んでいきます。

サポーターズクラブの役割として、本事業の広報・宣伝、民間事業者の参加勧誘・コンテンツ制作支援・操作説明、地域SNSの運営支援、住民レポートとしてのイベント報告や店舗紹介のコンテンツ制作等を検討しています。無償ボランティアではなく、一部のサービスは受益者から費用を徴収する有料サービス化とし、サポーターズクラブメンバーの意欲を喚起して地域でのビジネスモデル化を目指します。

#### 6 大学との協力体制

##### ア 大学の教員・学生が参画し「まちづくり」に協力

厚木市内に所在する東京工芸大学（芸術学部デザイン学科ほか）、神奈川工科大学（情報学部情報メディア学科ほか）、湘北短期大学（情報メディア学科ほか）に、大学の特性に応じて、企画・市場調査・Web技術・デザイン・コンテンツ制作・ビジネスモデル化・運営サポート等を委託し、専門的技術、機材、人材等の活用を図る。

市内では、湘北短期大学が厚木商工会議所と協力し、授業の一環として市内店舗のホームページを作成する活動を継続的に実施している。本事業の運営においても、市の内外を含め複数の大学の学生が店舗のコンテンツ作り等に参画することで、大学と地域の連携が深まるような体制作りを行っていききたい。

##### イ 顧客満足度調査を大学へ委託して客観性を向上

本事業の成果・効果の指標となる顧客（利用者・住民）満足度調査を、大学の研究室に委託して実施する。自治体にとっては、より客観性のある評価につながり、大学にとっても学術的立場からの研究活動・フィールドワークの一端となり、双方にとって大きなメリットがある。

#### 7 広告料収入等による収益性の確保

本事業においては、民間事業者が提供する情報を「インターネット広告」に位置付け、厚木市広告掲載要綱に基づきサービスの対価として課金するほか、同様にバナー広告を募集し収益を確保することで事業の安定性を図ります。なお、本事業において民間事業者が



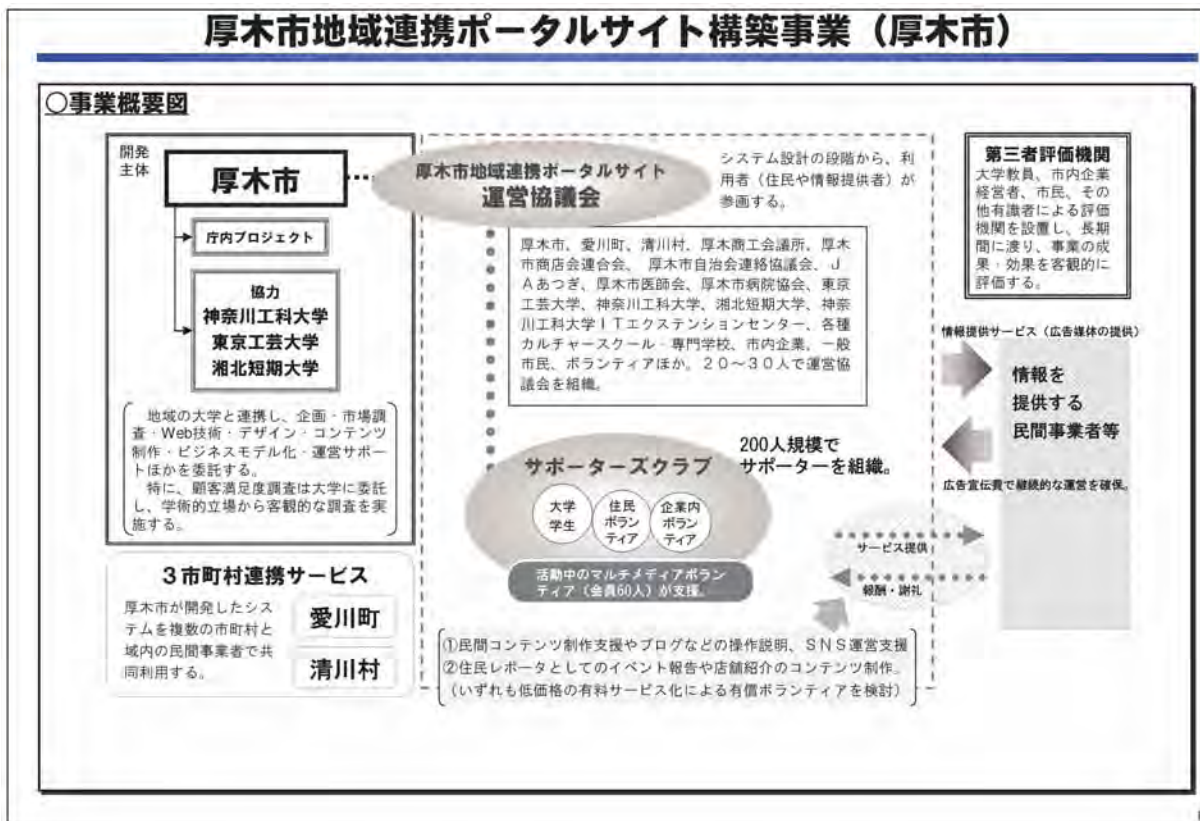
提供できる情報の範囲は、厚木市広告掲載要綱第4条（広告掲載の基準）第1項別表に準じるものとし、広告掲載の手続き、手順等については、同要綱に準じて取り扱います。

## 8 第三者評価機関の設置

大学教員、市内企業経営者、住民、その他有識者（3人）で構成する「第三者評価機関」を設置し、少なくとも平成24年度まで事業の成果・効果を客観的に評価する。この機関は、運営協議会とは別組織であり、開発や運営にタッチしない外部の委員で構成する。実施に当たっては、複数の目標・指標を定義し、本事業の参加者や住民にとって納得ができる評価を行います。

併せて、大学に委託する顧客満足度調査の調査方法や調査項目についての提案・助言をするとともに調査結果を評価の参考とします。

## 事業概要図



## 事業の先進性

### 1 市民向けサービスを民間事業者・市民・周辺自治体に開放

従来、別個のものとしてとらえられていた「行政の情報」と「民間の情報」を《利用者の利便性を最大化・最適化する》という視点に立って包括的に提供するサービスであり、かつ、住民ニーズ（利用可能性）が高いサービスを組み合わせています。併せて、周辺の自治体（愛川町・清川村）と連携し、複数の市町村で利用が可能なシステムとしています。

## 2 民間情報を広告として課金し収益性を確保

民間事業者の情報提供をインターネット上の「広告」として課金し、広告料収入を運営維持費に充てることにより事業の収益性・安定性を確保すること。

## 3 地域の価値ある情報を「見える化」

住民の生活圏にある価値ある情報を横断的かつ汎用的に集約したプラットフォームであり、住民にとって「役立つ」「楽しい」「必要な」情報を「可視化＝見える化」するサービスであること。

## 4 既存のデータベース・ポータルサイトの活用

厚木市がサービスを提供している既存システム「マイタウンクラブ」の利用者データベースを利用することで、住民が新しいサービスをスムーズに利用できると同時に、平成20年3月のサービス開始時から多数の利用者を見込むことができます。

特に、図書館情報システムや公共施設予約システムのサービスと同じポータルサイトからの利用となり、自治体や地域にとって最も集客力（利用者数）の多いサイトを中核として、相当の利用者が見込まれ、住民の潜在的なニーズ・ウォンツの発掘につながります。

## 5 自治体最大規模の地域SNSサービスを実現

マイタウンクラブ会員を対象として、自治体最大規模の地域SNSサービスを実現する。既存のデータベース「マイタウンクラブ」を新サービスに移行することで、大量の利用者とセキュアなネットコミュニティが利用可能です。

## 6 他の自治体における既存データベースの利活用

講座情報サービス及び地域SNSについては、他の自治体において、既存のインターネットサービス（図書館情報・公共施設予約）の利用者データベースを利用し、住民が新たな利用者登録をすることなく円滑にサービスを利用することができるようなモデルシステムです。

## 7 地域の幅広い団体・市民が連携した「まちづくり」

関係市町村、経済団体、地域団体、ボランティア等により構成される「運営協議会」「サポーターズクラブ」を設置し、民間情報の提供については住民が主体となった運営体制を整備し、《ICTを利活用して「元気なまちあつぎ」を創ろう》をキャッチフレーズに「まちづくり」事業を推進します。

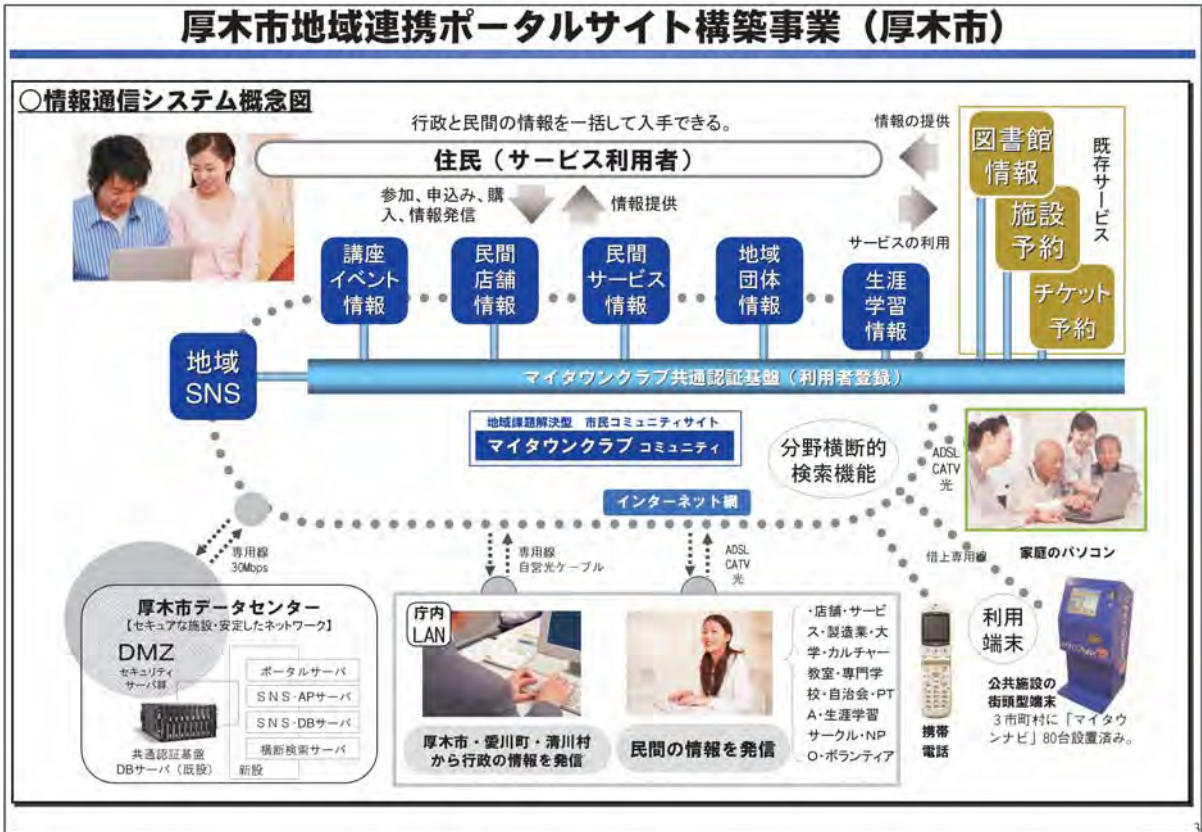
## 8 地域の大学との連携

情報系の学科がある厚木市内の3大学の教員・学生が、調査・企画、システム開発、Webデザイン等に参画し、地域の人的な資源を活用した産学公連携事業とします。特に、顧客（住民）満足度は、「インターネットと住民利活用」の視点から大学が中心となって学術的調査を平成19年度から経年で実施して成果指標とすることにより客観的な評価につながります。

9 第三者評価機関の設置

運営協議会とは別に、開発や運営にタッチしない大学教員、市内企業経営者、市民、その他有識者で構成する「第三者評価機関」を設置し、長期に渡って事業の成果・効果を客観的に評価します。併せて、大学に顧客満足度調査を委託し客観的な評価を実施しつつ、事業内容の見直しを図ります。

平成 20 年度以降の事業内容



1 本システムは、現在、サービスしている「マイタウンクラブ」の機能を大幅に拡充し、民間事業者及び住民に開放するものであり、既に厚木市の人口の 38.6%に当たる 85,000 件の個人登録がある利用者データベースと連携している。新たな利用者登録が不要であり、システム稼働当初から多数の利用者が想定されます。

今後は提供される情報の範囲が民間サービスに拡大されるため、「図書館の利用者」「公共施設の利用者」「生涯学習情報の利用者」などの「地域における固定客」をベースとして、サイトの利用者が大幅に増加するとともに、あるサービスを利用するために本サイトにアクセスした訪問者が新しいサービスにアクセスするという相乗効果を見込んでいます。

2 本市が、個別にサービスを実施している「産業データベース（市内の製造業の紹介）」及び「医療機関情報（携帯電話でのサービス）」は、発展的に解消して本システムに統合する方向で進めます。また、厚木商工会議所が運営する地域ポータルサイト「AtsuGIGA.com」についても、本システムに統合する方向で調整します。



これまで分散していた地域の情報をひとつのプラットフォームに統合することで利用者の使いやすさを最大限に高めることができるシステムとしたい。

## 照会連絡先

〒243 - 8511 神奈川県厚木市中町3 - 17 - 17  
厚木市市政企画部情報政策課  
TEL : (046) 225 - 2459  
E-mail : 1300@city.atsugi.kanagawa.jp

# 石川県金沢市：ICTを活用した図書館子ども育成推進モデル事業

## 地域の解決すべき課題

我が国全体で進行する少子化と人口減少は、大きな社会問題として懸念されています。本市においても、少子化対策や子どもの育成は喫緊の課題のひとつであり、本市は、子どもたちの健やかな成長のため「子どもの幸せと健やかな成長を図るための社会の役割に関する条例」（平成13年12月）を制定し、市全体で子どもの育成に取り組んでいます。また、「金沢子ども読書推進プラン21」（平成16年3月）を策定し、充実した読書環境の整備を図り、子どもの読書活動の推進に取り組んでいるところです。しかしながら、現在、子どもを取り巻く環境は十分とは言えず、次代を担う子どもの健やかな人間形成を図っていくためには、地域全体で連携して子どもを育てていく必要があります。このため、子どもが多様な知識や経験を習得し、社会性を獲得できるよう支援することが重要な地域課題となっています。

本市は、子どもの健やかな成長を図るためには、①子どもの読書環境の整備、②子どものための多種多様な学習体験機会の創出、③子どもの地域との交流促進の3つの取組が重要であると考え、この取組を進めるうえで以下の課題を認識したところです。

### ①子どもの読書環境の整備

読書は、子どもが言葉を学び、考える力や幅広い知識を獲得する能力を形成する基盤となり、子どもが豊かな人間性と社会性を身につけていくうえで欠かせないものですが、昨今は活字離れによる読解力や言語力の低下が指摘されており、こうした現状を踏まえ、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め本に親しむ気持ちと読書の習慣を身に付けることができるよう、子どものための読書環境の整備を図ることが、重要な課題となっています。

また、子どもの読書活動を推進するうえでは、すべての子どもが読書に親しみ、必要な知識・情報にアクセスできることが求められており、障害のある子どもにも充分配慮しながら読書環境の整備を行うことが、重要な課題となっています。

### ②子どものための多種多様な学習体験機会の創出

子どもが健やかに成長し、金沢の未来を担う優れた人材となるよう、子どもの好奇心や探究心を育み想像力や表現力を養うため、多種多様な学習体験を積んでいけるような機会の創出が、重要な課題となっています。

### ③子どもの地域との交流促進

核家族化、都市化等により子どもと地域の関わりが薄れてきている中、子どもが社会性を身に付け社会の一員として成長するよう、子どもが地域のことに関心を持ち、地域の住民及び町会その他地域関係団体と接する機会を持つ等、子どもと地域との交流を促進することが、重要な課題となっています。

## 事業内容

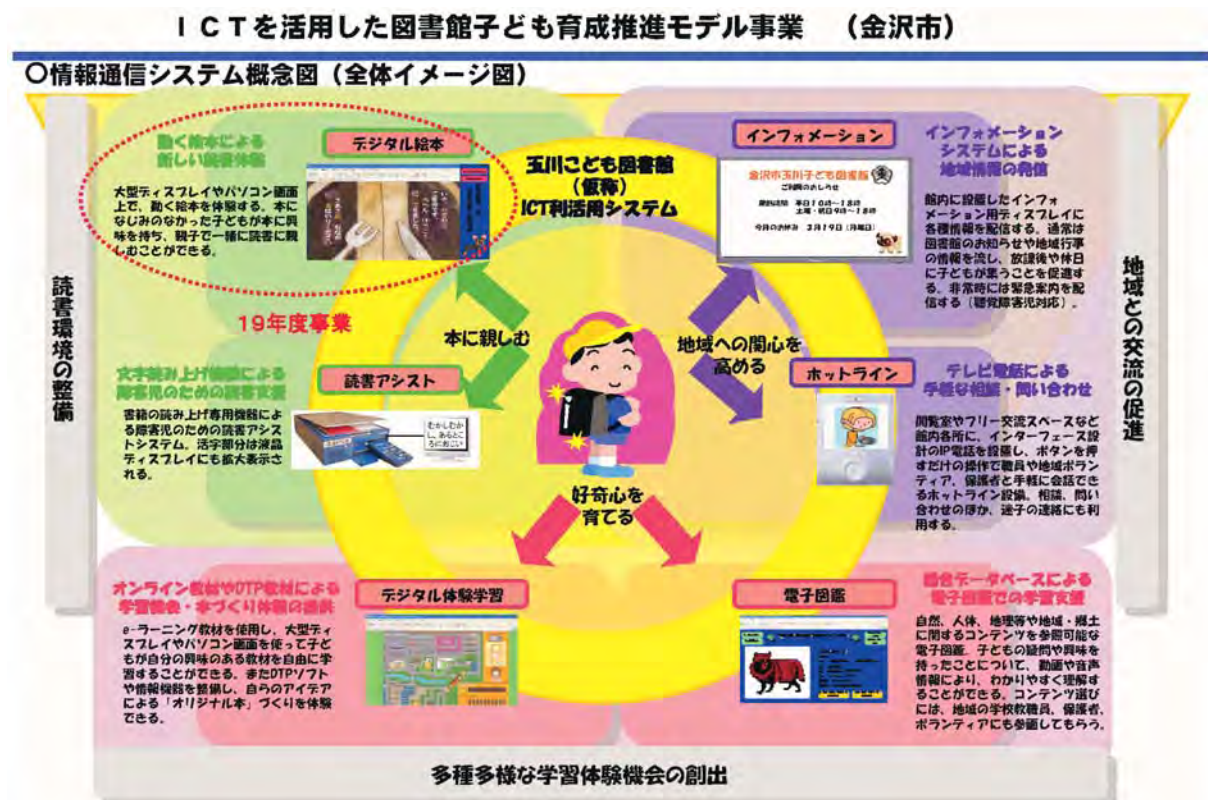
本市の地域課題である「次代を担う人材育成の推進」のため、ICTの利活用を通じて、その解決を促進するものです。平成19年度から平成21年度にかけての3ヶ年により、①子どもの読書環境の整備、②子どものための多種多様な学習体験機会の創出、③子どもの地域との交流促進、の3つの取組を実施します。

本市では、旧日本たばこ産業株式会社金沢支店の建物を利用し、平成20年秋に「玉川こども図書館」を開設する計画で、このこども図書館は、「たくさんの子どもが本に親しめる拠点」「親子で楽しく学んで、活動する拠点」等のコンセプトのもと、市全域からの子どもや親子の利用を対象とし、読書と様々な学習体験を提供する施設となるものです。

「玉川こども図書館」では、ICTの利活用により上記のコンセプトを実現し、図書館機能の充実と新しい図書館サービスの提供を図ることとしています。本事業は、運営主体の「玉川こども図書館」を中心に、地域課題解決のための取組を促進していくため住民から行政まで幅広い連携により取り組んでいます。また、住民に対しては、本事業の周知・広報を積極的に行うとともに、意見・要望等を吸い上げることや運営への参画等に配慮しています。

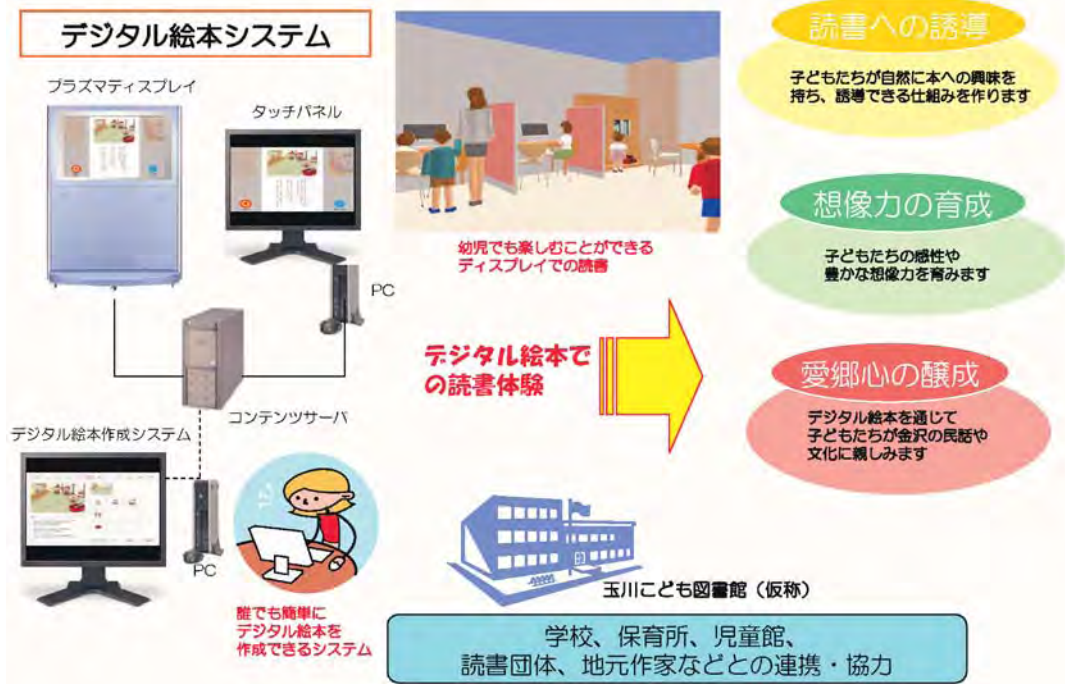
さらに、教育機関、生涯学習施設、関係団体等との間で情報交換や人的な協力体制の構築に努め、市の関係部局との連携のもとでシステムの改善や他施設等での有効な利活用の手法等の検討を進めています。

## 事業概要図





「地域ICT利活用モデル構築事業」システム概要図（金沢市）



**事業の先進性**

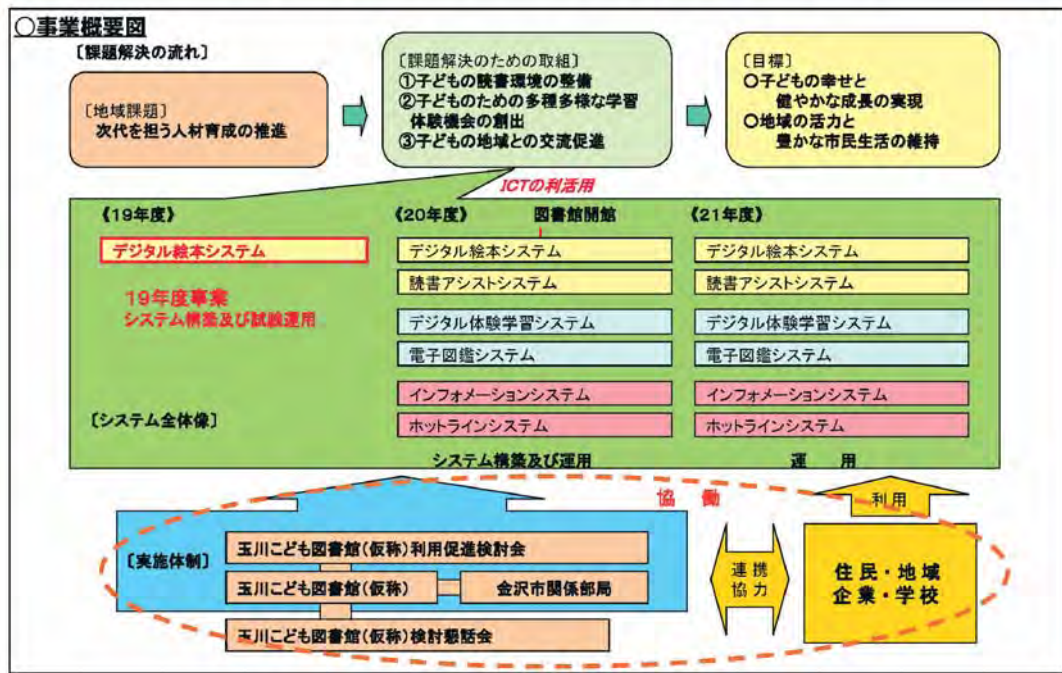
これからの図書館は、地域の課題解決を支援し地域の発展を支える情報拠点として、読書活動や学習活動の支援を通じて子どもの人格形成や社会性を培う役割を果たすことが求められています。これまで、図書館では蔵書の管理、検索及び貸出業務等の分野でのICT化は進んできていましたが、今回のモデル事業では、これまで進んでいなかった分野でのICT化を進め、図書館が提供する児童サービスの多様化と子どもたちの積極的な図書館の利用、読書への関心の深まり及び学習意欲の向上を目指すための支援システムがその内容となっており、今後の図書館が果たす役割と図書館サービスの提供のあり方を検証していくうえで、先進性のある内容となっています。

## 平成 20 年度以降の事業内容

- ①読書環境の整備……………「デジタル絵本システム（H 19 年度～）」及び「読書アシストシステム」の開発。
- ②多種多様な学習体験機会の創出…「デジタル体験学習システム」及び「電子図鑑システム」の開発。
- ③地域との交流促進……………インフォメーションシステム」及び「ホットラインシステム」の開発。

※平成 20 年秋の「玉川こども図書館」の開館にあわせて、上記システムが本格稼動します。

### ICTを活用した図書館子ども育成推進モデル事業（金沢市）



## 照会連絡先

〒 920 - 8577 石川県金沢市広坂 1 - 1 - 1  
 金沢市都市政策局企画調整課 玉川こども図書館開設準備室 黒瀬  
 TEL : (076) 220 - 2032  
 E-mail : kurose\_k@city.kanazawa.ishikawa.jp



# 広島県安芸太田町：行政のユニバーサルサービス提供に向けた地域情報分析システム

## 地域の解決すべき課題

安芸太田町では、人口減少の傾向が著しく、昭和 55 年から平成 17 年で人口が 3 分の 2 まで減少しています。また、高齢化率が約 42%と、高齢者の生活をサポートする仕組みづくりが急務です。また、過疎化・少子化の進行によって、小中学校の統廃合の動きが本格化しているとともに、町立総合病院の機能統合など町内の各種行政システムが大きく変わろうとしています。

さらに、本町は急峻な山地地形に位置しており、居住する集落は山あいの谷筋に点在しているため、交通手段の確保をはじめとした各種の行政効率は非常に低い状況になっています。

このような状況の中、例えば交通対策の状況をみると、免許証を持たない高齢者や移送支援が必要な障害者などでは、それぞれの状況に対応した公共交通サービスなどの施策がなされているが、高齢化による運動能力低下に伴って、バス乗降が厳しい高齢者なども増加しており、様々な属性を持つ住民に最低限の活動機会を提供する行政のユニバーサルサービス提供が求められています。さらに、従来の通院や買い物といった生活を確保するための交通手段の提供といった発想だけでなく、生活を維持するために各種サービスを自宅に配送するような取り組みによって、総合的なサービス向上と行政負担額の削減に向けた施策が不可欠です。

このように、今後の住民生活をサポートするための行政サービスに関しては、従来のような縦割りサービスではなく、分野横断的なサービス提供による総合的な施策を講じる必要があります。さらに、厳しい財政状況の中、行政だけでなく民間企業や NPO などと連携して地域の生活を維持していくことも不可欠です。このような総合的な施策導入に向けては、現在の町内の全ての集落における地理的な要因、住民の運動能力や障害の状況、免許証保有などの状況など、個々の住民の置かれた環境下における様々な生活の活動可能性を把握するとともに、それぞれの状況に見合ったサービス提供が必要となります。

## 事業内容

安芸太田町では、上述のように住民の生活を維持するためのサービス提供に向けて、分野横断的な総合的な施策を行政と民間が協働で実施する必要があります。また、個々の施策に対して、その効果を把握するとともに、改善していく PDCA サイクルの仕組みを構築する必要があります。このような課題に対して、以下の取り組みを実施します。

### 1 現況の住民の生活活動可能性に関するデータ整理

GIS を活用して、安芸太田町内の各集落における、詳細に分割した個人属性（主に活動可能性の観点からの分割）毎に様々な活動の可能性をデータとして整理する。データ整理に当たっては、事前にデータ整備システムを構築し、客観的なデータから自動的に入力可能なデータと役場内で整理可能なデータ、公民館や各集落で実際に判断するデータに分割して入力します。

整備した活動可能性データは、バス運行の路線設定を変更することによって、運行対象集落における免許証非保有者の移動可能性が向上することを自動的に更新するなど、施策



と連動して更新が可能となるように整理を行います。

また、この活動可能性データは、インターネットを通じて住民がアクセスすることを可能とし、行政施策の透明性とその効果を具体的に周知する道具として活用します。また、NPOや民間企業が当該データから、新たなビジネスやボランティア活動を考える基礎となります。

## 2 住民の属性別の生活活動可能性の分析システム・サービス提供支援システム

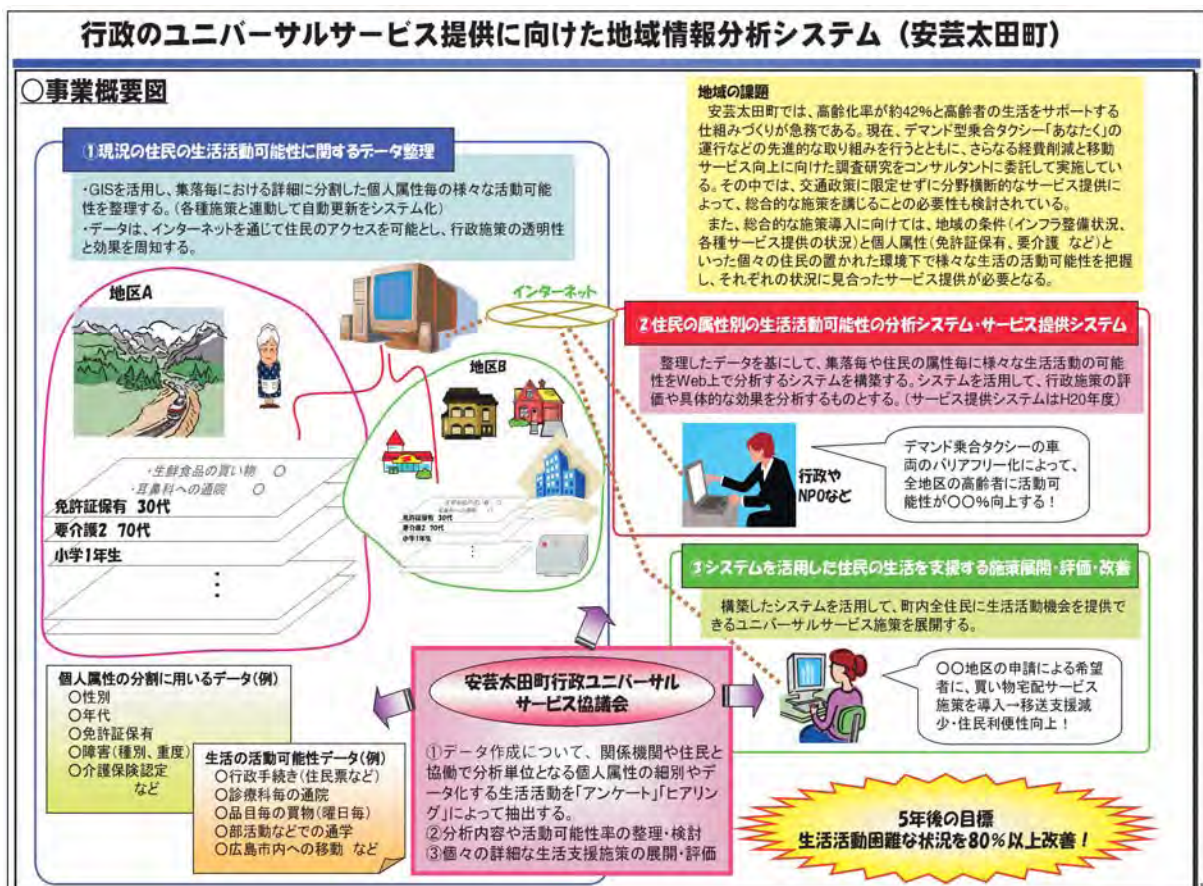
上記データを基にして、集落毎や住民の属性毎に様々な生活活動の可能性を分析するシステムを構築します。各種行政施策に基づいて、住民の活動可能性が向上することをシミュレーション可能とするとともに、行政施策の評価や具体的な効果を分析するものとし、具体的には、基本分析を分析用PCのGISシステムで行い、結果のデータベースを使って、細かな条件毎にその結果を地図上で表示するものとします。

行政職員は、全てのデータ分析を可能とし、ユニバーサルサービスの実現に向けたサービスの検討に活用します。民間企業・NPO等では、全データ分析にはアクセスできないが、地域において制約されているサービスを分析し、ビジネスやボランティアを通じて、住民生活の可能性を広げます。

### ◇GISの活用について

上述の各種データ整備は、GISのレイヤーで管理を行うものとします。また、各種活動可能性は、既存GISデータとして整理している集落単位で分析するものとします。各種分析は、GISの検索機能を活用してシステム化を図るものとします。

## 事業概要図



## 事業の先進性

従来、移動に関する属性に生活活動の可能性の分析を行う事例や、GIS を活用した地区別の各種活動の状況などを分析し、その結果を行政施策に反映した事例は数多く見られます。しかしながら、住民の移動に関する属性別に、詳細に分割した生活活動の可能性に関して詳細なデータ整理を行って、各種行政施策の分析を行った事例は見られない。さらに、システム化することによって、これらデータの更新を容易にして、行政施策の評価やPDCA サイクルによる毎年の見直しに活用することは他に例が見られず先進的取り組みであると考えています。

## 平成 20 年度以降の事業内容

本システムで構築するデータベースの一部は NPO、民間企業に対してインターネットを介して提供されます。また、システムで分析された結果はインターネットを通じて住民がアクセスすることを可能とし、行政施策の透明性とその効果を具体的に周知する道具として活用します。さらに、行政からの情報配信だけでなく住民からの情報をデータへ反映することも可能です。

例えば、住民の生活状態（免許保有、障害、介護）が変化した状況を取得し分析に反映させることも考えられます。その伝達手段として電話、FAX の他に、PC、携帯電話、PDA 等の端末を用いてインターネットを介して行うことも考えられます。

本システムは集落毎、住民属性毎に様々な生活活動の可能性を分析する機能を構築するが、その基礎データベースは共通のものを利用することとなります。このデータベースは本システム内での統一されたフォーマットであることはもちろん国際標準化団体によって標準化されている技術をベースに構築し、標準インターフェースを有したものとなります。

これにより内部での他システム構築の際にも本システムで構築したデータを利用していくことが容易に可能となります。更には他自治体のシステムとの連携を行うことも可能となり相互に分析を行うことも可能です。

また、セキュリティ、プライバシーを考慮した限定的ではあるが標準インターフェースフォーマットをもつことから外部民間システムでの利用の可能性もあります。

## 照会連絡先

〒 731 - 3810 広島県山県郡安芸太田町大字戸河内 784 - 1  
安芸太田町役場総務課  
TEL : (0826) 28 - 2111  
E-mail : soumu@akiota.jp



# 愛媛県松山市：ICT利活用による地域を担う人づくりと地域 コミュニティ活性化コミュニティ活性化事業

## 地域の解決すべき課題

### (1) 地域課題の内容

高度成長期以降我が国の経済は著しく発展を遂げてきましたが、その一方で「核家族化の進展」「集合住宅等の住居形態の多様化」、「晩婚化・未婚化による単身世帯の増加」、「過疎化、後継者難の進行」や「住民の価値観の質の変化と多様化」等の社会環境の変化が起因し、従来『地縁』という絆で結ばれていた「近所づきあい」が希薄になってきています。

その結果、住民個々においては地域活動への参加意識の低下を招き、共助という面で必要不可欠とされる「地域コミュニティ」が崩壊しつつあります。それにより、治安の悪化や子育てに対する不安を持つ親が増える等、犯罪につながる社会問題等へとつながり、安心安全な住民生活を脅かすとともに、一方で地域の共助機能の崩壊による行政負担は増大し行政の財源を圧迫し始めています。

### (2) 課題解決に向けた従来の取組

従来、公民館を地域拠点と位置付け、地域ごとに社会教育中心の子供会や青年学級、婦人学級等に細分（セグメント）化し、「地域コミュニティ」を創りあげていました。

しかし、「地域コミュニティ」を市場（マーケット）という観点に置き換えるならば、ライフサイクル的には既に成熟期から衰退期に進行しており、それに追い討ちをかけるように社会環境、住民のライフスタイルやニーズが急速に変化してきたため、従来の概念や手法では限界にきています。

また、従来の「地域コミュニティ」が閉ざされた概念の下、さまざまな取り組みがなされていましたが、開かれた地域活動に移行しなければ現状からの脱却は困難と思われ、平成19年度から本市では公民館改善計画「元気倍増計画」を平成18年度に策定し、取り組むこととしています。

### ■成果について

松山市では、公民館を学区単位に設置し、本館41館、分館330館を有しています。この公民館が今日の松山市の地域コミュニティ活動の根底を支えており、特に地域にきめ細かく密着した公民館活動は、事業費に地元の自主財源が投入されるなど、自主的な地域活動の色合いが濃く残っています。

こうした背景の下、「閉ざされた地域活動」をオープンな環境へと移行するべく、さまざまな手法を取り入れ積極的に取り組もうとしているところであり、それにより地域活動が活性化されれば、地域色が強く残っている地域での改善手法となり得ます。

### ■不十分な点

#### ①公民館活動を支える人材不足

公民館活動は地域の輪番制による役員により支えられており、地域活動に本気で参加している人たちが少ないということと、地域のプロデューサーやコーディネーターの能力を有する人材が少なすぎます。

#### ②モデル地区での取組み事例を、折に触れ紹介しているが普及していない。



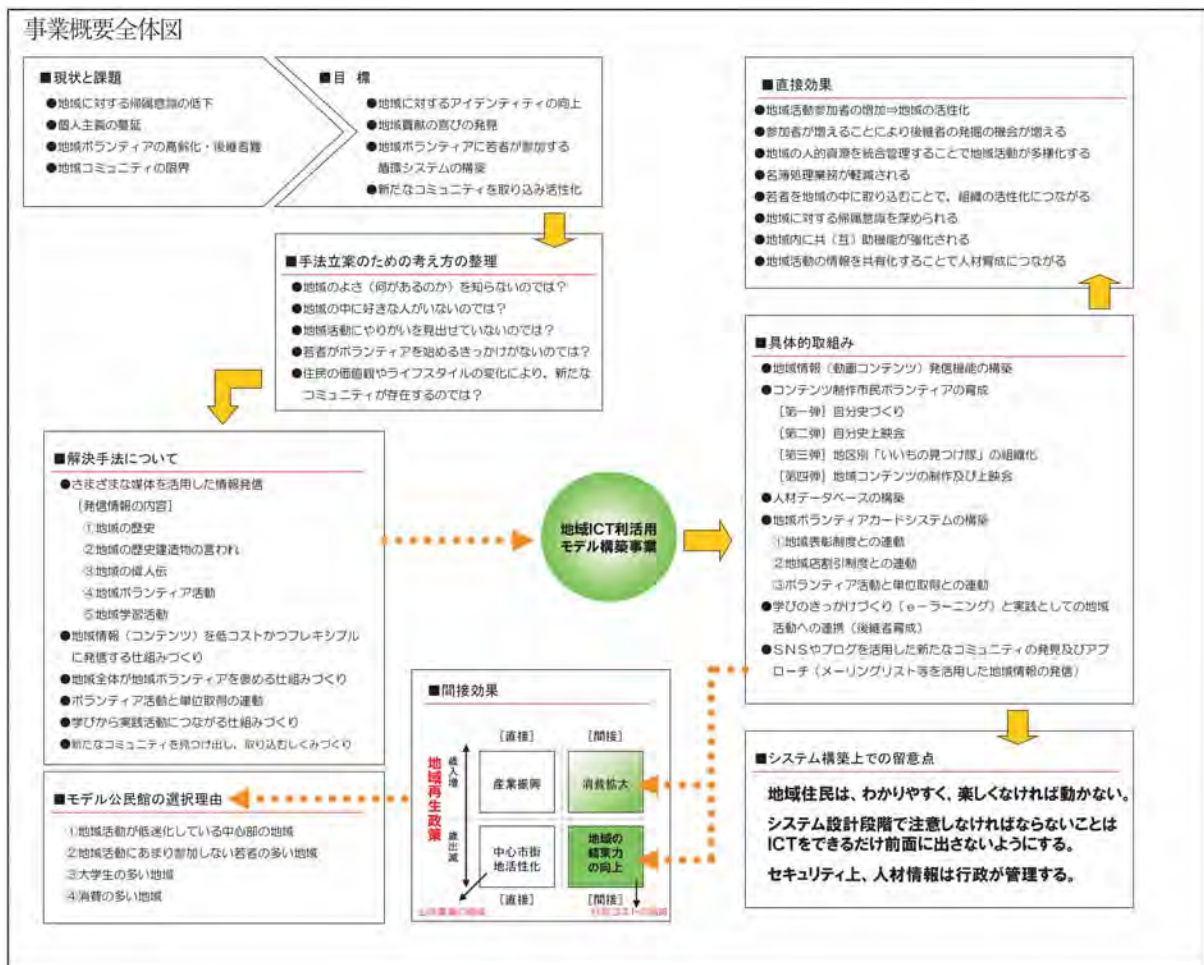
情報提供方法の見直しが必要。現時点では事例紹介に留まっており、適切な指導者の紹介など実活動に向けた土壌作りまで踏み込んだ行政支援が必要です。

## 事業内容

地域活動を担う人づくりと地域の枠を越えたコミュニティ形成が「地域コミュニティ」の復興、再形成につながるものと考えています。そこで、次の事業を行います。

- ①地域参加を促すボランティアポイントシステムの開発・管理 (地域活動参加者の増幅)
- ②同じ価値観を共有する人たちのコミュニティ創出育成のためのSNSの活用 (新たなコミュニティの取り込み)
- ③教える人と学びたい人が自由に出会える多様な講座のプラットフォームの構築 (「学び」から「実践」につながるしくみづくり)
- ④自然・歴史・文化・人物など地域の資源を動画で蓄積・発信するアーカイブセンターの構築 (地域アイデンティティの増幅)

## 事業概要図



## 事業の先進性

今回の事業の先進性については次のとおりです。

- ①地域コミュニティの活性化に情報発信の重要性を位置づけていること。
- ②情報発信を通して人材（プロデューサーやプランナー等）育成を行うこと。
- ③他地域よりも秀でた光ブロードバンド網の整備ができており、これから必要とされる地域  
住民主体の地域資源動画コンテンツ・製作ノウハウの蓄積並びにビジネスモデルの検証
- ④ボランティア通貨と電子通貨の連携ノウハウの検証が可能
- ⑤公益性の高い社会教育講座のプラットフォームの構築
- ⑥地域資源の動画コンテンツのアーカイブ化

## 平成 20 年度以降の事業内容

平成 20 年度においては、社会問題に対応しうる多様な学習機会の提供及び地域活動拠点のさらなる利便性の向上を図るため以下の取組を行います。

【社会問題に対応しうる多様な学習機会の提供】

- 学びの出会いの場創出整備モデル事業
  - ・コンテンツ（動画）蓄積・配信システムの整備
  - ・SNS・ブログシステムの整備
  - ・アンケート調査

【地域活動拠点のさらなる利便性の向上】

- 学びを深める拠点整備モデル地区事業
  - ・公民館図書管理システムの整備
  - ・アンケート調査

## 照会連絡先

〒790 - 0003 愛媛県松山市三番町 6 - 6 - 1  
 松山市教育委員会事務局 地域学習振興課  
 TEL：(089) 948 - 6601  
 E-mail：kychiiki@city.matsuyama.ehime.jp







「地域ICT利活用モデル」全国先進事業事例

「地域ICT利活用モデル構築事業」事例

## 【地場産業・市街地活性化】

- 富山県南砺市
- 京都府京丹後市
- 熊本県天草市
- 鹿児島県奄美市

# 富山県南砺市：地域産業の国際展開と定住促進に向けた対面型情報ネットワークによる高度連携基盤形成事業

## 地域の解決すべき課題

我が国経済の発展と経済のグローバル化により、経済活動の中で対面コミュニケーションの重要性が高くなっています。対面接触のための近接立地の必要性が大都市圏への産業の集中を生み、そこに生み出される多様な雇用を求めて地方からの若者の流入が続いています。この結果、若者が流出する地方では、人口の減少と高齢化によって産業や地域の活力が衰退し、また行政サービスの効率性も低下してきています。

### 1 事業所立地の集中と都市の成長

昭和40年代まで、製造事業所の立地は都市の成長や活力に重要な役割を果たしていました。しかし、国際競争の激化に伴って製造事業所の雇用吸収力が低下したことなどにより、工場等の都市成長における役割が低下し、商業・サービス業やオフィス事業所の役割が大きくなりました。

オフィス活動は、オフィス外の相手との対面コミュニケーションの必要性が高いことから、オフィス事業所は、交通条件がよく、他のオフィスや事業所と時間的に近い場所に立地することが求められます。このため、交通利便性の高い大都市圏、ブロックの中心都市等への本社、支店等のオフィス機能が集中し、これらオフィスを対象とする対事業所サービス事業所も都市に集積しています。さらに製造事業所もゆるやかにではありますが、このような傾向になっています。

### 2 地方における若い世代の流出

大都市圏では、オフィスや多様な対事業所サービス事業所や製造事業所等が集積した結果、多様な職業・職種が集中し、若者の職業選択の自由度が上昇しています。一方、地方圏では職業選択の余地が小さいため、若者の地方から大都市への流出を促進し、地方の過疎、高齢化の原因となっています。

富山県（推計）では、約1万人の高校卒業生のうち大学等への進学者は51%、専修学校等進学者が27%、就職者その他が22%であるが、大学卒業時点の年齢では、このうちの33%が県外に流出しています。中でも、高校卒業時就職者では県外への流出が6%に過ぎないのに対して、大学等進学者では46%に達するなど、学歴が高くなるほど流出率が高くなっています。

若者が職業生活上の自己実現を追求する場合には、都市において高地価、通勤負担、低自然の環境に耐える必要があります。一方、自然や生まれ育った環境や家族とのつながりを重視する場合には、地方において、職業生活上の自己実現をある程度あきらめるといった、二者択一の選択をせざるを得ないという状況にあります。

### 3 若い世代の流出によって引き起こされる地方の課題

過疎は、単なる人口の減少ではなく若い世代のみが流出し、高齢世代が地方に残ることによって生じており、急速な高齢化と密接に関係しています。そして、過疎と高齢化は様々な課題を地域に起こしています。本事業では、この中の産業の振興に関する課題に対応しようとするものです。

若い意欲のある人材の流出が地方産業の活力の衰退を引き起こし、それがさらに若者の流出を促すという循環的構造があります。また、人口が少ないために、魅力ある商業・サービス業が立地できず、消費生活の多様性も限られるため、さらに商業・サービス機能の衰退につながるという循環的な課題があります。

これは、わが国の産業が対面接触を重要とする構造であることに一つの原因があります。

このため、産業における対面接触に関する課題に取り組み、地域産業の活性化と若者の定住対策を進める必要があります。

## 事業内容

テレビ会議システム（対面型情報通信手段）等を活用し、海外や大都市圏等の遠隔地企業等との緊密な連携によって、企業の製品企画開発機能の強化やオフィス機能の誘致など産業の振興を図るとともに、テレワーク等の新たな就業環境の普及により定住人口の増加など地域の活性化を図るため、平成19年度から21年度にかけ地域ICT利活用モデル構築事業に取り組みます。

### ○事業概要

テレビ会議システム等の普及を促進するため、操作性の改善や複数の企業・事業所間等を安全で効率的に結び情報を共有できるシステムの構築と、ネットワークとして自立的に普及するよう、次の事業を展開します。

#### (1) 新たなテレビ会議システム等の構築

- ①既存のテレビ会議システム等の操作性の改善。
- ②低コストで使い易く、映像や音声情報と同時に電子ファイル等を安全に共有できる、各パソコン端末等を結ぶIPv6対応のシステムの構築。

#### (2) テレビ会議システム等の普及促進のための事業

海外や大都市圏等の企業・関係機関等を結ぶためのテレビ会議システム等を配置するほか、企業のサテライトオフィス機能等を持つ「テレワークセンター」を整備し、その活用と普及の促進を図ります。

##### ①大都市圏等の企業や大学等との連携による製品企画・開発機能等の強化

大都市圏等の企業や県内の大学・試験研究機関等との画像映像等を活用したリアル情報交換・協働作業等による効率的な製品企画・開発、製造体制の形成

##### (主な事業)

テレビ会議システム等の配置（県内企業と大都市圏等の企業間、複数の事業所を持つ企業内、県内大学・試験研究機関・インキュベーション施設等と企業間等）

##### ②海外企業等との連携による国際競争力の強化

海外企業等との画像映像等を活用したリアルな技術指導・協働作業等による、効率的で高品質・高付加価値、低コストな製品開発・製造体制の形成

##### (主な事業)

IPv6対応のオフショア開発等支援テレビ会議システム等の配置（県内・海外企業）

##### ③テレワーク等の推進による人材の確保・定住の促進



県内の自宅等で大都市圏等の企業での勤務や受注等を可能とする新たな就業(テレワーク)環境の形成  
 (主な事業)

テレビ会議システム等の配置(テレワーク等実施企業と就業者間)、テレワークセンターの整備(サテライトオフィス、SOHO 事業者のインキュベーション機能強化)

## 事業概要図



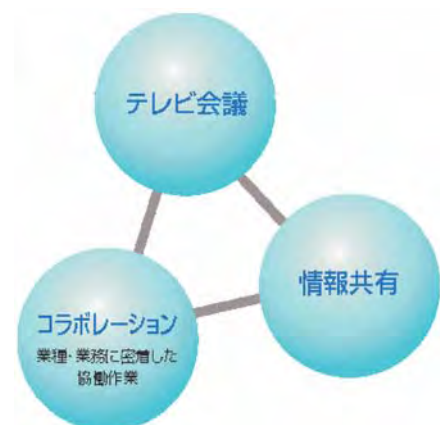
### テレビ会議システム 対面型オフィス間連携システム

地域経済の活性化や子育て・介護などの問題を解決するためのモデル事業として、新たに生まれたシステム。

電話感覚で高画質・高音質のテレビ会議が行え、安全な環境で情報を共有できます。

さらに、協同作業をサポートする「情報共有機能」や「コラボレーション機能」が融合しています。

既存のテレビ会議システムの常識を覆す、画期的な最新システムです。



## 周辺機器接続イメージ



● **カメラ**  
テレビ会議の際に、自画像や資料等を写すための装置です。

● **ヘッドセット**  
テレビ会議の際に、相手の声を聞いたり、話すための装置です。また、自分の声を送信します。

● **SIP-GW**  
このシステムに接続するための装置です。

○テレビ会議の様



## 事業の先進性

### ①対面型情報ネットワークによって多面的な地域課題の解決を図る取り組み

通信コストの劇的な低下を踏まえて、対面型情報通信手段による対面接触の代替性に着目し、これを活用して、若者の流出が対面接触の不利にあるという地方の本質的な問題にこたえ、若者の就業の場をはじめ、地域の多面的な課題に取り組みます。

### ②意識的に対面型情報通信手段の普及密度を上げる取り組み

対面型情報通信手段の効果的な利活用を図るために、一定地域内で意識的にこうした通信手段の普及密度を上げる先例がない取り組みです。

## 平成 20 年度の事業内容（目標・指標）

①テレビ会議システムの普及 … 150 システム(19年度) → 300 システムへ

②オフショア開発件数 … 1 プロジェクト(19年度) → 2 プロジェクトへ など

## 照会連絡先

〒 939 - 1596 富山県南砺市苗島 4880  
南砺市総務部情報政策課 片田  
TEL : (0763) 23 - 2032  
E-mail : info@city.nanto.lg.jp



# 京都府京丹後市：地域ビジネスSNSを活用した地域情報交流モデル構築事業

## 地域の解決すべき課題

京丹後市の解決すべき課題は、『産業の停滞』です。

京丹後市の4大産業のうち、機械金属を除く3産業は軒並み横ばいないし低迷傾向にあります。農業については年々農家数の減少が続いており、農業粗生産額も平成7年以降に大きな減少が見られます。工業については繊維工業が中心で、ちりめん業の構造的な不況などから、従業者数や製造品出荷額等の減少傾向が続いていましたが、平成14年には機械金属工業が好調で、出荷額等が増加に転じています。観光については年間約200万人の入込客があり、これまで順調に増加を続けてきましたが、近年は伸び率が鈍化し、観光消費額も減少に転じています。商業については、従業者数は横ばいですが商店数は微減しており、販売額は近年減少傾向にあります。

過疎化・少子高齢化は全国の多くの地域に共通する悩みですが、京丹後市では長引く産業の停滞により拍車がかかっています。

国勢調査ベースで見ますと、京丹後市の人口は昭和35年には80,106人でしたが、平成17年には62,723人にまで減っています。さらに平成42年には、48,691人にまで減少すると予測されています。このうち、高齢化率は昭和35年は9.1%でしたが、平成12年には25.3%となっています。さらに平成42年には35.5%まで上昇すると予測されています。一方年少人口比は昭和35年に30.3%でしたが、平成12年では16.2%となっています。

また、その背景には下記のような要因が考えられ、これらへの対応が迫られています。

### ①市町村合併によるシナジー効果の発揮

京丹後市は平成16年4月1日に旧6町（峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町）が合併して誕生した、新しい市です。市町村合併から3年以上が経ちますが、市民の間では依然として旧6町時の意識が残り牽制しあう部分があります。京丹後市の誕生を機に、旧6町を越えて市民や事業者が協働して新たな事業を始めるという機運を促し、強めていく必要があります。

### ②エンドユーザとのつながりの強化

京丹後市の4大産業は、農業、絹織物、機械金属、観光です。このうち観光を除く3産業については、B2B型産業であって、エンドユーザ（消費者＝最終マーケット）とのつながりが弱く、そのため、新規商品を企画したとしても、エンドユーザまでの販路を確保するのが非常に難しい状況になっています。また、エンドユーザの顔が見えていない、あるいは意識する必要がないため、外部に対して情報発信が不足していました。このようなことから、外部とのつながりを強め、情報発信力を身につけることが求められています。

### ③保守的な意識からの脱却

絹織物業は過去からの伝統を受け継ぎ京丹後市の主幹産業であり続け、昭和40年代には爆発的な「丹後ちりめん」ブームが起きました。しかし、日本人のライフ・スタイルから着物が遠ざかったことが要因となり、現在では従業者数や製造品出荷額等の減少が続



いています。こうした過去の繁栄体験を持っているがゆえに、新しいことへの挑戦に消極的で保守的な意識が強いという傾向があります。

こうした要因を克服するために ICT を利活用し、京丹後市の市民が地域事業者間や都市部在住者との交流を SNS 上で時間と距離に制約されることなく行い、新たな人の結びつきを育み、ビジネスチャンスの拡大や雇用の創出へつなげ、定住・交流人口の増加と地域の活力向上を目指していきます。

## 事業内容

### (a) 情報交流サイトのシステム構築・運用

1 年目（平成 19 年度）は協議会の場でシステム要件定義を確定した上で、システム開発を行います。システム開発と並行して広報誌や市ホームページなどを活用し市内外に PR 活動を行い、サイト開設と同時に会員を獲得します。また、システムの使い方を理解してもらうために、市民や地域事業者向けにシステム講習会なども開催します。

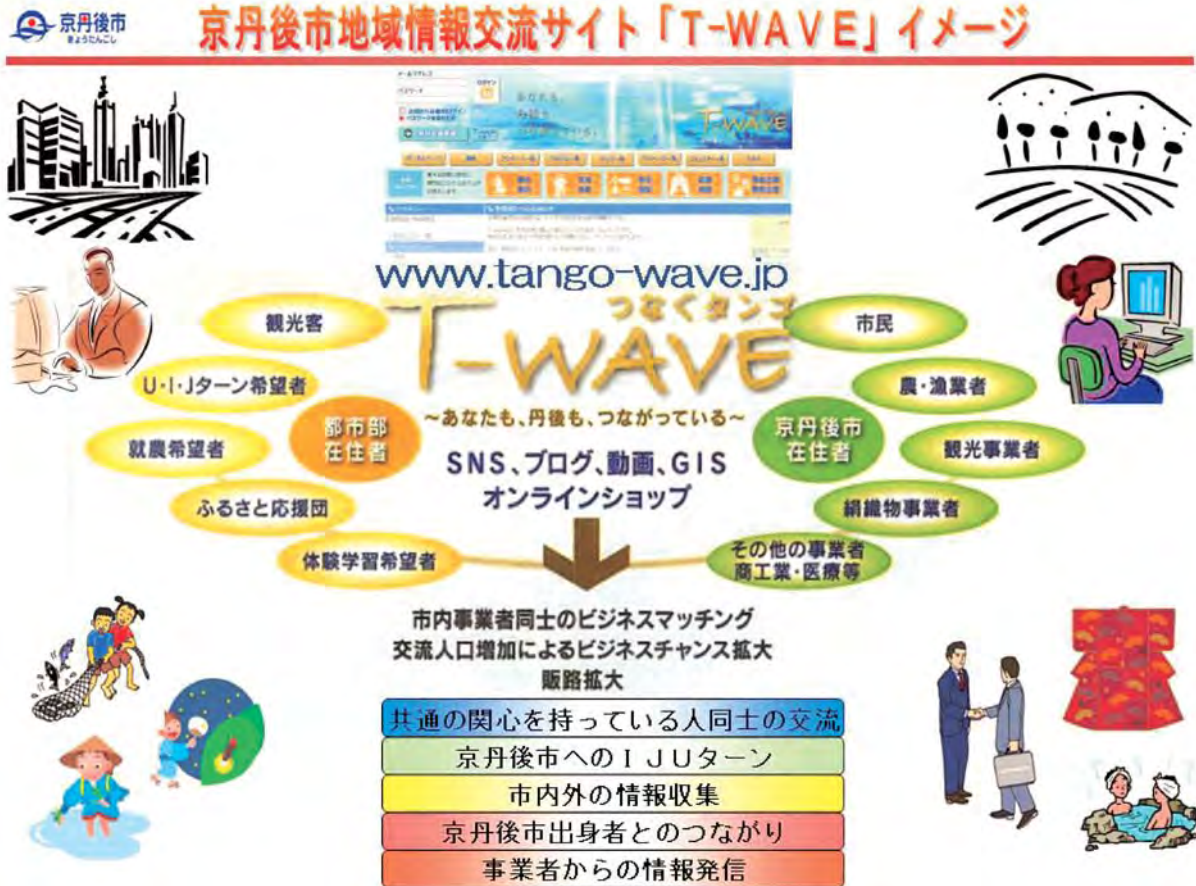
### (b) 地域 ICT 人材育成プログラムの作成と運用

事業者間の連携の重要性や ICT の利活用による可能性の大きさを市民や地域事業者に理解してもらうため、人材育成プログラムを実施します。すなわち、下記（ア）～（オ）のような人材を育成するための教材と教育方法の検討を行い、プログラムを作成した後、地域事業者を対象に実際に運用します。

なお、（ア）～（オ）の中から地域事業者の要望などを受け 3 つ程度のプログラムを作成し、教材の一部は Web で公開し、興味のある人が Web 上でも学べる仕組づくりを行います。

- （ア）地域 ICT 経営人材
- （イ）農業 ICT 人材
- （ウ）観光 ICT 人材
- （エ）流通小売 ICT 人材
- （オ）製造業 ICT 人材

## 事業概要図



## 事業の先進性

### (1) 従来の地域SNSとの違い

#### ①開設の目的

従来の地域SNSが地域住民同士の交流や、地域課題に対する市民と行政の協働が中心であるのに対し、京丹後市地域情報交流サイト「T-WAVE」はSNSによる人の結びつきを通じて、市民・事業者間でのビジネスマッチングや交流人口増加によるビジネスチャンスの拡大、これらによる京丹後市へのI・J・Uターン促進を目的としています。

#### ②参加者の範囲

従来の地域SNSが地域住民を中心に、次にその地域に関心のある域外の人も含む程度であるのに対し、京丹後市地域情報交流サイト「T-WAVE」は京丹後市在住者と都市部在住者（観光客、移住希望者、京丹後出身者など）の双方を対等な関係に位置づけて交流を図り、人の呼び込みや雇用を生み出すことを目的としています。

### (2) 特徴的な機能

#### ①公認コミュニティ機能

会員以外の誰でも問い合わせや相談を書き込むことができる4つのコミュニティ

（観光相談、移住相談、企業相談、商品企画）があり、情報を持っている会員が質問や相談に答えます。これにより、交流人口の増加やU・I・Jターンの促進、ビジネスマッチングや販路の拡大を目指します。

②アンケート機能

本サイトの会員は、京丹後市内在住者だけでなく、都市部在住者も含めた会員に対し、いつでもアンケートを実施できます。これにより、マーケティング調査やニーズ調査に役立ちます。

③地域SNSから地域ポータルへの連動

ブログの公開範囲を設定することが可能であるため、会員内だけでなく、インターネット上に広く公開できます。これにより、各種イベントの紹介や事業のアピールに役立ちます。

## 平成 20 年度以降の事業内容

平成 20 年度においては、ひき続きPR活動を行って会員数を増やすとともに、空き家情報バンクのコーナーを設けたり、オンラインショッピングサイトとの連携などの機能を追加していく予定です。さらに、現在整備を進めている超高速ブロードバンド網を利用した新規サービスの追加も検討していきます。

## 照会連絡先

〒 627 - 8567 京都府京丹後市峰山町杉谷 889 番地  
 京丹後市企画政策部情報政策課 吉岡  
 TEL : (0772) 69 - 0130  
 E-mail : johosys@city.kyotango.kyoto.jp



# 熊本県天草市：地域活性化課題解決モデル「Webの駅」 天草情報タワー

## 地域の解決すべき課題

本市における地域課題は、長期の経済停滞や広域合併による地域間格差の拡大、多様化の傾向にある住民の要望など、これまでそれぞれの地域で抱えていた課題を天草市として一つの課題としてその解決策を講じる必要があります。また、本市で平成18年10月に実施したアンケート結果から『最も心配なこと』の第1位は働く場の確保で全体の37%を占め、次に健康の不安、防犯・災害、子育て、教育、経済の活性化などの順となっており、今の日本の課題が凝縮された地域となっていることが分析できます。

- ① 活力が低下した農山漁村
- ② 歯止めのかからないアーケード街の閉鎖
- ③ 観光客数の伸び悩み
- ④ 少子高齢化に伴う人口問題
- ⑤ 健康づくりへの関心の高まり（医療・福祉にかかる経費の増大）
- ⑥ 行政に依存しきった地域コミュニティ
- ⑦ 児童生徒数の減少による学校間格差の拡大
- ⑧ 市街地と山間部の情報格差の拡大

### 【平成19年度実施事業に関する課題説明】

#### ① 商工業における課題

・天草市の商業は、島であるという地理的条件から、本渡地域を中心に広域な商業圏を形成しています。しかし、人口の減少や生活圏の拡大による地元商店街での消費低下、更には相次ぐ郊外型大型店の進出により、購買力の流出が顕著となっています。また、商工業のほとんどが零細企業であり、産業の国際化や長引く景気低迷により、その経営は今後厳しさを増すことが予想されます。「豊かな産業づくり」として商店街の再生に向けた取り組みが必要です。

#### ② 観光産業における課題

・天草地域には豊かな自然やキリシタンの歴史など他の地域にない観光資源があるにもかかわらず観光客数は伸び悩んでおり、観光客の滞在時間を増やすための市内の様々な観光資源を有効的にネットワーク化した観光ルートの開発や観光客の受け入れ体制を整備するなど、「魅力ある観光地づくり」を推進することが重要です。

#### ③ 地域社会における課題

・今回の合併で「まちづくり協議会」や「地区振興会」が創設され、コミュニティ推進組織はできたものの、各地域において、活動の自立に対する考え方や実際の活動自体にも温度差があり、市民が主体となって地域の資源を活かしながら特色のある地域づくりを展開できるかが課題となっています。

## ④ 地域情報化における課題

- ・天草地域は都市部から距離的に遠く、山間部に小さな集落が点在しており民間通信事業者による情報通信網の整備は採算面から困難であり、市街地と山間部では情報格差が拡大しつつあり、また、学校間における情報教育の格差も課題となっています。情報基盤の整備と地域ICTの利活用を早急に実施し格差を是正する必要があります。

## 事業内容

平成19年度においては、地域の団体や有識者そして利用者などで構成する「地域ICT利活用協議会」の設置と企画・仕様書の協議、システム構築が主な作業となることから、システム完成後の利用促進にかかる広報活動を実施し、平成19年度分のシステム構築が完了した直後から短期間で一定数の利用が見込めるように利用促進活動を実施します。

また、システム利用者に対しアンケート調査を実施し、操作性や改善点などシステムに関する意見を集約しその後の事業実施へ反映します。

## ① 実施内容

- ・地域ICT利用協議会の設置（仕様、利活用方法、管理・運営組織の検討）
- ・企画、設計業務の委託
- ・システム構築の開発業務の委託
- ・サーバ等の設備導入
- ・地域ICT利活用協議会への参加団体に関係する団体に対する広報活動の実施
- ・天草市の全世帯に配布される広報紙への事業内容の予告記事と開始記事の掲載
  - ・ふるさと交流会など地域出身者で構成される他県の天草応援団体への広報活動
  - ・リーフレットの作成
  - ・アンケート調査の実施

## ②平成19年度に構築するシステムと課題解決の関係および既存取り組みの状況

## ■「Webの駅構築システム」

WEBの駅構築システムでは、地域情報が集積されたコミュニティポータルサイトで会員になると個々のホームページ構築や、標準機能により、個人や団体独自のコミュニティを形成することができます。

また、このシステムは、全てのシステムにおいて活用される共通基盤機能を有するもので、平成19年度においては、地域活動の支援強化や各種産業の組織充実、「生きがいづくり」の促進など地域情報化支援と共に、道の駅の様に仮想上の地域入口として観光客などへの「やさしい道しるべ」となる「Webの駅」として全国へ普及するシステムとしたい。

## ■「観光ガイドシステム（一部機能）」

「観光ガイドシステム」では、平成19年度において地図情報を活用した情報発信を行い、次年度以降に、始発と終点を設定することで、その間のアクセス方法と観光スポットや宿などの案内を受けることができる機能や観光の活性化やブランド化を行うために必要な、情報提供と共に観光案内ボランティアの利用、食・宿泊の予約などができる機能を追加し、観光産業を支援します。



■ 「商店街活性化システム（一部機能）」

「商店街活性化システム」では、平成19年度に産業振興や地域企業の育成に関する課題解決を支援するためデジタルマップ上に仮想店舗を掲載します。  
 次年度以降に、これらを利用し各店舗のネットショップを可能にする機能を追加すると共に、高齢化が進む事業主の支援として、サポートボランティアへの技術教育を実施するなど、「人的つながりの再構築」とICTを融合します。

■ 地域情報化への地域情報化における取り組み

広域に点在する公共施設を高速のネットワークで接続することにより、住民サービスの向上や行政事務の効率化及び学校間における情報教育の格差是正を図ることを目的に平成19年度より2ヵ年で情報通信整備事業を行います。この事業の実施により地域のブロードバンド化とデジタルデバイドの解消が可能となります。

事業概要図

—天草市地域ICT利活用モデル構築事業Webの駅『天草情報タワー』—（天草市）



事業の先進性

1. 地域情報プラットフォーム天草モデル【名称：Webの駅「天草情報タワー」】

全てのシステムの根幹である「会員管理、インフォメーション、コミュニケーション、予約、一斉配信、地図、素材管理、マッチング、検索」などの基本機能を有する『Webの駅構築システム』、それを組み合わせ、人へのサービス展開を行う『活用システム』、更



に活用システムのサービスを繋げて新たなサービスを生み出す『発展的システム』の3段階のシステム構造となっており、利用者やコミュニティの拡大、サービスの種類やサービスエリアの拡大がツリー構造からリング構造となり、個々のサービスやコミュニケーション毎に持っていた地域情報が、一元化され膨大な情報量の提供や共有が可能となる様子を超高層ビルに見立てた「地域情報プラットフォーム」の天草モデルとしてWebの駅「天草情報タワー」は、次の様な先進性を持っています。

#### 《地域に貢献するシステム構成》

地域の各種団体やコミュニティ及び様々な分野のサービスシステムにおいて、共通して必要となる基本的な機能システムやデジタル素材を、『Webの駅構築システム（Webサービス）』により地域に公開し、様々な団体や分野で広く利活用できます。

- ・『Webの駅構築システム』の基本機能を活用することで費用をかけず多機能なホームページやコミュニティサイトの形成が可能となります。
- ・『Webの駅構築システム』はシステム連携方法を標準化した仕様とし、各種団体や企業などの既存ホームページに標準化された連携インターフェースに関する部分のみの改修を行うことで基本的なWebサービスの追加が実現され、コンテンツの充実やコミュニティサイト化が図れます。

#### 2. 地域の顧客を創出する『天草会員』

天草市民に加え市外に住む出身者等を対象に会員登録制とし、会員にはホームページやコミュニティサイトの提供、Webサービスの公開など様々な特典の提供と共に、管理者側では会員情報の収集が可能となります。また、実際に天草を訪れた人、天草に興味を持つ人あるいはインターネット上で『Webの駅』を訪れた人などゲストの天草会員化を促し、天草の顧客増加と天草から市外へのビジネス展開検討の基礎資料となる顧客情報の収集を図ります。

#### 3. インターネット界の各地域の玄関『Webの駅』

各地域において『Webの駅システム』が導入されると、根底には共通の『Webの駅構築システム』を持っていますが各地域特有の「顔」を持つ『Webの駅』がインターネット界に連立することとなります。レジャーやビジネス等で他の地域を訪れた人がその地域の道の駅に立ち寄るように、仮想世界では「目的地の情報を事前に調べるにはその『Webの駅』を見る」といった新たな常識が生まれると当システムは全国各地で貢献できるシステムであると思われれます。

## 情報タワーのイメージ



## 平成 20 年度以降の事業内容

各システムの利用率を高くするための市内施設・商店・P T Aなど関係する団体等への広報活動を実施すると共に、地域内のボランティア募集や既存ボランティアへの協力依頼を行い、システムサポーターとしての操作研修などを実施します。また、システム利用者に対しアンケート調査を実施し、操作性や改善点などシステムに関する意見を集約しその後の事業実施へ反映します。将来的には、「Webの駅構築システム」を各地域に導入することにより、その地域特有の「顔」を持つ「Webの駅」がネット上に連立し、ネット上の地域情報を検索する「道しるべ」的存在に発展できるよう取り組んでいく予定です。

## 照会連絡先

〒 863 - 8631 熊本県天草市東浜町 8 番 1 号  
天草市企画部情報政策課  
TEL : (0969) 23 - 1111

# 鹿児島県奄美市：奄美の健康な暮らしに根差したビジネスモデル構築事業

## 地域の解決すべき課題

奄美大島では、産業振興に繋がる地域の固有資産を多く有しながら、それらが地域の中に埋没している。このような状況は以下のような課題に起因しています。

課題1：地域固有資産の価値の科学的根拠となる定量評価ができていない。

癒しに効果的な森林や緑、心身の鍛錬に効果的な海洋性気候など、地域の気象や風土に根ざした資産はあるものの、他地域との比較優位性があり、かつ息の長い事業を構築するには、地域の風土や生活様式に基づく科学的根拠と定量的な評価を前提としたビジネスモデルが必要である。

課題2：事業化のアイデアを評価してくれる奄美内外の組織がない。

人々の起業や商品化へのアドバイスや奄美を応援したいというファンからの率直な評価をアイデアレベルの段階から取り込むことの出来る仕組みが必要である。

課題3：奄美や新たな事業の魅力を島外の人々に伝えるきっかけや手段が少ない。

地理的不利条件を踏まえると実際に奄美を来訪して、その魅力を体感してもらうには限界があり、人々の中にある共通の欲求や興味を入口として商品やサービスを紹介するPR方法が必要である。

## 事業内容

前述の課題解決に向けて、以下の次の3つの取組を行います。

取組1：奄美の気象特性に根ざした風土・生活様式と疾病・生体機能に関するデータをもとに、健康の秘訣を科学的に評価する分析システムを構築します。（課題1の解決）

### 【長寿という奄美の地域性に着目した科学的な分析】

本システムの特徴は、対象地域の食文化や生活様式等の地域資産が、生気象学に基づく特性上、いかに他地域と比較して優位性があるか、また疾病や生体機能の向上に効果があるかを科学的に分析できることにある。特に全国と比較して長寿人口の比率が高い奄美において、食文化や生活様式と健康との因果関係に着目した分析は、地域の独自性を最大限に活かした地域振興を行うためには欠かせない視点です。

### 【地域振興によるユーザー（事業者）のメリット】

この分析結果の活用により、これまで主に売り手と買い手の信頼関係により実施されてきた離島地域におけるB to Cビジネスにおいて、「地域独自の特性に基づく科学的な根拠」という付加価値が加えられることにより、消費者のニーズに沿った消費やサービスを他地域と比較して高い満足（あるいは高い価格）で提供することが可能です。



また本システムは、商品化に近い地域資産の分析のみならず、地域の人々がその価値に未だ気付いていないスローな生活スタイルを癒しや転地療養型のツーリズムとしてユーザーに提供するなど、新たな産業の創出と事業化の種を見つけ出すことにも利用できます。

このような科学的分析による客観性の確保と地域特性に根ざした優位性の高い商品・サービスの提供により、本来の地域ブランド化を推し進め、将来にわたって息の長いビジネスの継続が可能となります。

#### 【自治体・市民・事業者・専門家の横断的連携によるシステムの充実】

生気象という学問領域を地域資源の発掘や産業振興に繋げることを専門とする研究機関はなく、また実際に事業化する場合には、定量的分析を専門とする研究機関に加え、奄美において連綿と受け継いできた食文化や生活様式を体現している市民（特に生活の知恵を有する高齢者等）、地域の多様な主体との調整、継続的な情報提供、起業支援、地域の将来的なベンチマーク設定などを行う自治体やNPOなどの中間組織との連携が必要です。

本事業では、上記の各主体が参画する協議会・個別部会を設け、横断的な連携が可能な組織づくりとそこで検討された結果を用いたシステムの充実化を進めます。

取組2：奄美市民・事業者のアイデアの商品化に向けた評価やサポートを行う生産者ポータルサイトを構築します。（課題2の解決）

#### 【生産者と奄美ファンによる共同開発環境の構築】

市民・事業者からのアイデアの科学的な評価結果に基づくランキングや認定、事業化に向けた各種手続きや人材の手配、奄美を応援するファンによるモニター評価、ファンからのアイデアを共同開発により商品化する機能を有する生産者向けのポータルサイトや奄美のファンが意見交換を行うサイトを構築します。

取組3：健康生活の欲求や美味しい物への興味といった誰もが抱く価値観を開発商品群の購入に繋げる消費者ポータルサイトを構築します。（課題3の解決）

#### 【利用者の評価や商品開発過程などの商品に多くの物語を付加】

既に稼動している奄美地域 SNS 内のコミュニティ内の様々な意見や奄美への想いをトピックとして抽出し、奄美とは一見関係のない健康生活の欲求や美味しい物への興味を入口に、開発商品の効能や商品に纏わる物語（開発過程）、商品の評価コメント等を紹介する消費者向けのポータルサイトを構築します。

## 事業の先進性

#### 【科学との連携：事業開発に生気象学に根ざした科学的な分析を適用】

従来の地域振興や地域資源の分析は、地域の定性的な分析に頼っていたため、統一的な基準に基づく成果のアピールが難しく、生産者や消費者への信頼性が薄かった。本プロジェクトでは、生気象学に根ざした科学的な分析や定量的な相関性のアピールにより、信頼が向上するとともに、統一的な基準に基づく他地域との比較優位性や新たな発見が可能となる。

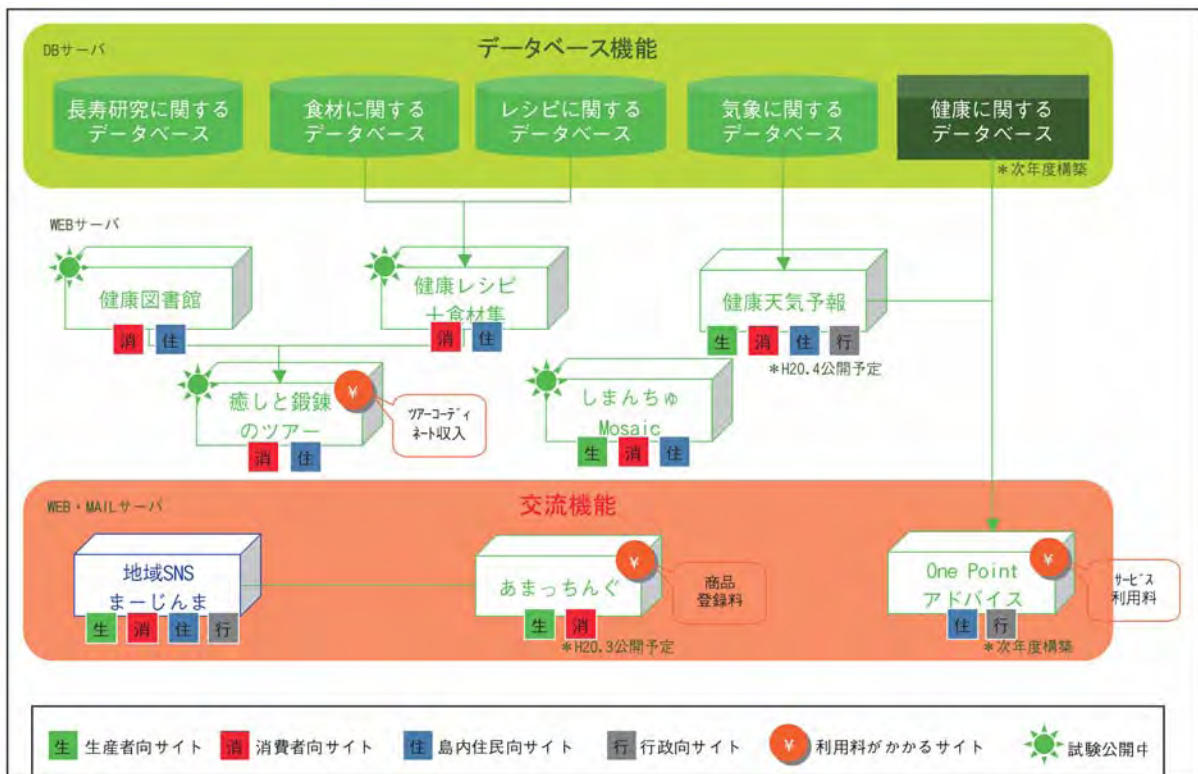
【奄美ファンとの連携：生産者と奄美ファンによるコラボの実現】

従来の生産者が商品需要の见えない中、一人で商品開発を行うスタイルから、科学的根拠に基づく明確な方向性を目標に、奄美ファンとのコラボレーションによって商品開発を行うスタイルに変えていくことで、事業の成功確率を高めて、より短時間で産業化・事業化を行うことができる。

【消費者ニーズとの連携：消費者の関心領域を入口とした柔軟かつ迅速な情報発信】

日々変動する消費者ニーズに対して、地域SNSなどの意見と消費者ポータルを連動させることで、消費者の関心領域を入口とした奄美地域や地域の風土から生まれた産品を柔軟かつ迅速に情報発信することができる。

事業概要図



平成 20 年度以降の事業内容

奄美ファンサイトについては、既存の奄美地域SNSのコミュニティに内包し、その中で取り上げられた意見の中で、事業化に結びつきそうなアイデアについては、「生産者とファンによる共同開発の場」に情報提供を行い、共同開発メンバーや商品モニターの募集等を行います。

氏名や住所等の個人を特定するデータを除く疾病データや健康診断結果については、当市健康増進課の健康サービスとのデータの共有を行うとともに、健康の秘訣分析システムによる分析結果の健康増進課への提供によりより充実した対住民サービスの展開が可能です。

また、当市企画調整課が進める1集落1ブランドの推進でリストアップされた地域資産や事

業化を進めている商品群と本事業の事業プランに関する情報をお互いに交換・共有することにより、効率的な奄美ブランドの確立が可能です。

## 照会連絡先

〒 894 - 8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町 25 番 8 号  
奄美市産業振興部商工水産課  
TEL : (0997) 52 - 1111  
E-mail : syosui@city.amami.lg.jp





「地域ICT利活用モデル」全国先進事業事例

## 「地域児童見守りシステムモデル事業」

---

- 山形県米沢市
- 東京都小平市

# 山形県米沢市：地域児童見守りシステムモデル事業

## 事業目的

米沢市西部交番所管内の刑法犯の発生件数は例年 100 件以上あり、不審者に関わる事案も毎年、数件の報告がなされ、当該地区の児童の安全確保が喫緊の課題でありました。米沢市の西部地区では、警察・地域・保護者の連携で対策を行っており、学校としては、集団登校、学年別一斉下校を実施するとともに、1 か月毎に更新される下校スケジュールを保護者に連絡し出迎えを行うなどの取組も行っております。PTAとしては児童見守り隊を組織し安全下校のサポートや安全マップ作りを実施しております。さらに、地域としては地域 20 以上の団体の代表が集まり「安全・安心の地域づくり西部の会」を発足させ、地域全体の安全を考えた活動を積極的に展開しております。今回、地域全体で登下校の児童の安全確保を図るため、ICTを活用した児童見守りシステムを構築することとしました。

## 事業内容

### (1) システム及び事業の概要

自宅から小学校校門まで及び小学校から学童保育所までの通学路を主な対象とし、地域全体で子供の安全を守るため以下のシステムを構築し運用します。

#### ア 登下校時における確認システム

登下校時における確認システム（ICタグシステム）は、児童がランドセルにICタグを装着することで、アクティブタグリーダ装置を設置した校門を通過した際に特別な操作を行うことなく、WEBサイトからメールアドレスを登録した保護者宛に登下校を確認した旨のメールを配信するシステムです。さらに、危険度が増す時間帯（夕方・夜間）に活用される学童保育所にもアクティブタグリーダ装置を設置し、学童保育所を利用する保護者にも到着メールが配信される仕組みもあわせて構築し、働く保護者でも安心できる登下校確認システムです。

#### イ 危険情報提供システム

危険情報提供システムは、登下校時における確認システムのデータベースを利用するとともに、WEB、メール配信システムを活用し、情報の提供を希望した保護者の携帯電話又はパソコンに対し、不審者情報や緊急情報を瞬時に配信及び周知するシステムです。

#### ウ 通学路放送システム

通学路放送システムは、児童の集団下校が始まる放送を、学区内を対象として広範囲に配信する。登下校の情報を地域の住民にリアルタイムに提供することで、集団下校にあわせた地域パトロール、買い物、犬の散歩等の行動を促し、効率的に児童の見守りを実現することを可能とするとともに、放送によって聴覚的に伝えることにより、児童への犯罪抑止の効果が期待できるものです。学区内約 100 カ所の電柱に約 180 個のスピーカを設置し放送を行います。



(2) システムの構成及び特徴

- ア ICタグ及びアクティブタグリーダ装置は、児童が機器の操作を意識することなく感知できることを考慮しICタグとアクティブタグリーダ装置間で長距離通信が可能なシステムとする。これは児童に日々操作を求めることが困難であることからICタグ付ランドセルを持たせリーダを通過することで情報発信をする仕組みです。
- イ 児童の集団下校時にも確実な認識ができるよう同時認識数の高いICタグシステムを採用しています。
- ウ 緊急時の対応として登下校確認システムのデータベース、WEB、メールシステムを活用し、登録した保護者のメールアドレスに対し、不審者情報や緊急情報をメールでリアルタイムに周知を行う機能を有します。
- エ 通学路放送システムはVoice Over IP技術を利用することで、児童の集団下校が始まる放送を学区内の広範囲に配信可能です。

事業概要図

米沢市地域児童見守りシステム全体概要



事業の先進性

学区内にスピーカを設置し構築する通学路放送システムでは、児童の集団下校が始まる放送を、学区内を対象として広範囲に配信し、登下校の情報を地域の住民にリアルタイムに提供す



ることで、集団下校にあわせた地域パトロール、買い物、犬の散歩等の行動を促し、効率的に児童の見守りを実現することを可能とするとともに、放送によって聴覚的に伝えることにより、児童への犯罪抑止の効果が期待できるものとなっております。

## 照会連絡先

〒 992 - 8501 山形県米沢市金池 5 - 2 - 25  
米沢市市民環境部環境生活課 石黒  
TEL : (0238) 22 - 5111 内線 (3303)  
E-mail : kansei-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

# 東京都小平市：こだいら児童見守りモデル事業

## 事業目的

児童を取り巻く地域の安心・安全の形成には、児童の防犯意識を高めつつも、地域社会における生活者同士の関わり方を深めていく必要があるものと考えます。これらを実現していくために、ITの技術を最大限活用しながら、以下の3つの仕組みを組み合わせたモデルシステムを平成19年度に整備し、実証してきたものです。

1. 児童を見守る仕組み
2. ボランティア活動を活性化させる仕組み
3. 安全意識を向上させる仕組み

この取組により、次のような目的達成を図りました。

1. 児童の安全（防犯）意識の向上
2. 学校・保護者の協力体制の整備
3. 地域（ボランティア）の協力体制の整備
4. 情報をすばやく伝達・共有するICT基盤の整備
5. 学校を取り巻く地域の危機管理能力の強化

## 事業内容

### ○システムの全体概要

本事業では、ICTを活用して児童の登下校の情報を保護者へ提供することはもちろんのこと、児童自身の安全意識の向上を図りつつ、同時に児童と地域の接点やコミュニケーションを増加・活性化させることで、地域全体で児童を見守る「目」を増やし「安全・安心なまちづくり」を目指していきます。

更に、ボランティア同士の活動情報の共有や、学校とボランティアの情報共有を密接にするツールとしてSNSを利用します。SNSの導入により若いボランティアの参加率向上を狙いつつ、従来の単なる情報提供から、より警戒を促すべき地域を限定したコミュニティへの不審者情報の提供など、有効な防犯情報の提供に活用していきます。

なお、利用者の個人情報保護の観点から、参加者が安全・安心に本事業に参加できるよう、「電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン」に準拠するとともに、参加者ごとに、Webサイトで確認できる情報の範囲を限定する等、適正な個人情報の取扱・管理を行います。

### ○各システムの主な特徴

#### 1. ICタグ登下校システム

パッシュ型ICタグ※（以下ICタグ）を利用し、児童が意識的にICタグをリーダーにかざすようにします。児童が意識して行うことにより、安全の意識が向上に有効と考えます。かざし忘れの多い児童には、保護者や教員が指導することで、児童自身の安全意識を醸成いたします。アクティブタグ※の場合は、自動的に読み取られることで、児童の意識も希薄に

なる恐れがあり、本事業ではパッシブ型 I C タグ方式を選定いたしました。システムの提供機能は次のとおりです。

※パッシブタグ：電池を内蔵しないタイプの無線 I C タグ (RFID)

(アクティブタグ：電池を内蔵しており、リーダ／ライタと数 10 m 程度の長距離での通信が可能なタイプ)



#### (1) 児童の登下校情報配信機能

- ・児童が I C タグをリーダにかざし、登下校情報を保護者や指定された人に自動メールで通知します。

#### (2) 一斉連絡機能 (情報共有・提供)

- ・学校から保護者へ一斉連絡をします。
- ・学校全体、クラス単位、個人単位での配信をすることができます。
- ・防犯情報 (不審者情報等) を共有することができます。

#### (3) 一元管理機能 (出欠管理機能)

- ・自動の出欠状況を一覧で閲覧することができます。
- ・出欠記録をダウンロードすることができます。

#### (4) 見守り機能

- ・公共施設 (図書館等) の児童が立ち寄る場所にリーダを設置し、児童の安全確認を行うことができます。
- ・通学路においては、ボランティアが移動式リーダをもち、児童の安全確認を行うことができます。

## 2. あいさつポイントプログラム

本システムは、児童にもたせた I C タグを最大限に活用し、児童と地域住民 (ボランティア等) の距離を物理的に近づけ、両方にインセンティブを与える仕組みです。公共施設やボランティアの持つリーダに児童自身が I C タグをかざしながら「あいさつを交わす」ことによって『あいさつポイント』を与えます。

児童の「やる気」を継続させ、ボランティアにも積極的に参加してもらうため、一定のポイントが貯まると表彰をしたり、地域の商店街などでポイントに応じて割引を行うなどの施策を行います。システムの提供機能は次のとおりです。

#### (1) 児童別位置情報確認機能

- ・保護者や教職員がそれぞれ専用の画面から、児童の立ち寄った場所と日時を確認することができます。
- ・このデータをもとに、児童への個別指導にも利用が可能です。

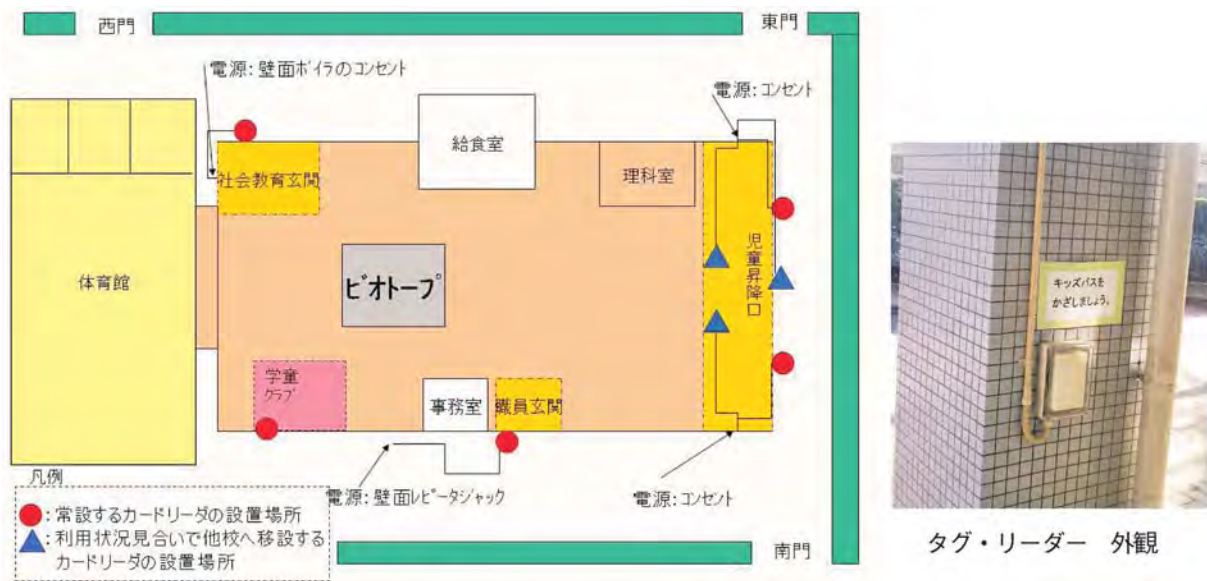
#### (2) ポイント付与機能

- ・児童の登下校時において通学路でリーダをもった保護者やボランティアに児童が I C タグをかざすことにより、ポイントが付与されます。

#### (3) ポイント集計機能

- ・教員が児童の「あいさつポイント」を集計し、クラス別に見ることが可能です。





### 3. ボランティア情報共有SNSシステム

本システムは、ボランティア、学校、保護者で様々な情報交換ができるSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）型のボランティア支援システムです。

従来は限られていた場所と時間で共有できていた情報を、ICT利用によって、ボランティア同士や学校～ボランティア間等の情報共有や、不審者情報の共有・提供がいつでも、どこでも可能となります。ボランティア活動スケジュール等で活動の効率性を高めるとともに、若いボランティアの参加を促していきます。システムの提供機能は次のとおりです。

#### (1) プロフィール機能

自己紹介、ボランティアでの役割等を登録することができます。

#### (2) スケジュール機能

学校やボランティアのスケジュールの閲覧が登録・閲覧することができます。

#### (3) 掲示板機能

該当するコミュニティ（クラス、通学エリア等）別に不審者情報等の情報を共有することができます。

#### (4) 関係者登録機能

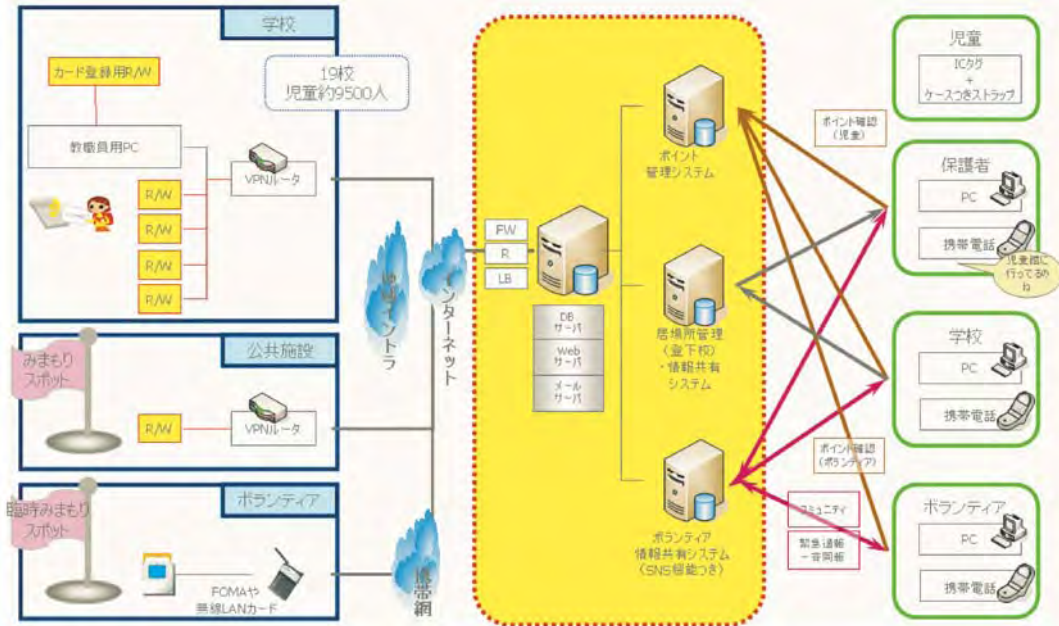
ボランティア、先生、保護者関係者登録し、関係者同士の情報交換をすることができます。

#### (5) コミュニティ機能

該当する通学路やクラスのコミュニティに登録することができます。（閲覧制限が可能です）

モニター児童は、市内小学校19校のうちモニター2校の全学童（1,085名）に募集した結果、約8割が応募し、11月12日から運用を開始しました。なお、両校とも1年生では9割近くが応募しており、高学年になるほど応募率が下がる傾向にあります。また、2月1日からは残る17校の1年生（約1,500名）に拡大して、各校7～8割の参加を得て本格運用しています。（他の学年の児童でも、相当の理由があって保護者が希望する場合は対応予定）

## 事業概要図



## 事業の先進性

- 「ICタグをかざす」という児童自らの行為、保護者・教員へ登校・下校の通知を行うことで、児童自身の「安全意識」を向上させます。
- 地域の児童への積極的関与が減少している中、学校・家庭・地域が積極的に情報交換をしようとする仕組みの導入により、本来あるべき学校を中心とした地域の普遍的な関係維持、そして強化が見込まれます。
- 少子化の中で地域の宝とされる児童に対する、地域が積極的に関与することで犯罪抑止効果が図れる本見守りシステムの導入により、「ICT利用による児童の安全確保」と「個人情報保護」のトレードオフの関係について、社会的コンセンサス得るための導入阻害要因を明らかにできます。
- モデル校、モデル学年の設定により、見守りシステム導入に対する地域ユーザー意見の反映が行えることと、継続利用意向の確認により、当該地方公共団体における事業継続性（フィジビリティスタディ）が行えます。
- 初期全校導入により、同規模エリアでかかるモデルコストの算定と、受益者（利用する家庭）負担モデルの事業可能性を検証できます。

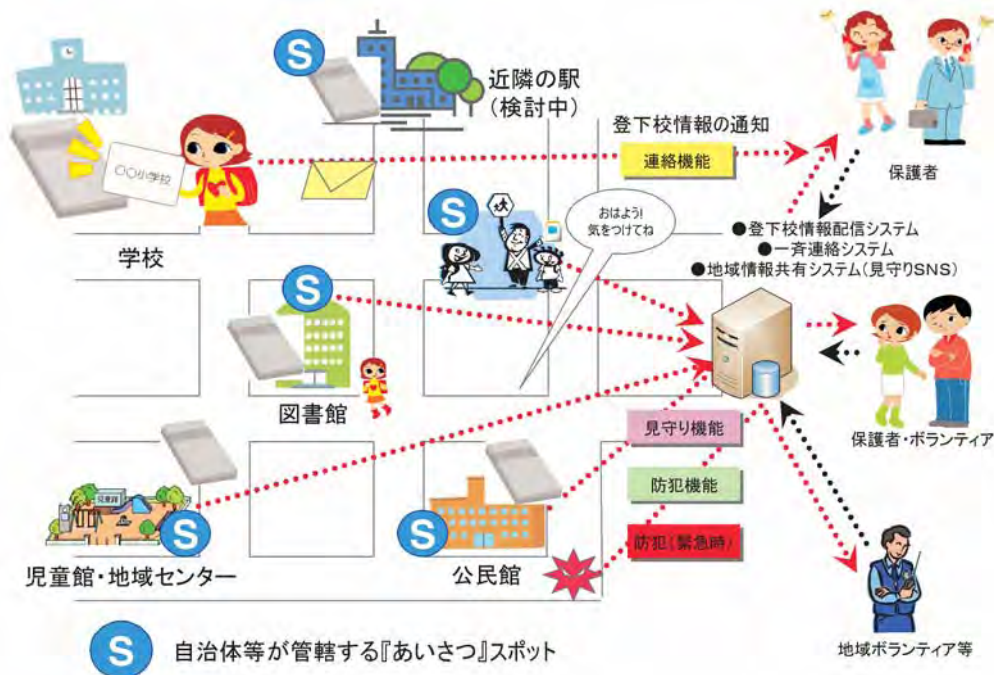
実際、先行した2校のモニター（保護者）に対するアンケートによれば、登下校メール配信機能及び一斉メール配信機能ともに役に立つとの回答が9割を超えている評価が得られています。

## 平成20年度以降の課題

モデル事業の段階を終えて、平成20年度からは利用者（児童への見守り機能を希望する保

護者) から料金徴収しての実運用に入ることとなり、その意向調査を実施して運用規模を把握することとしていますが、先行した2校のモニターに対するニーズ調査では、引き続き利用したいとの意向を示しているユーザーは8割弱となっており、この利用見込み数でもって現行システムの運営費を負担することが可能かを十分に協議する必要があります。

また、現在は校内のみに設置されているタグ・リーダーを、市内の公共施設・駅にも拡大して欲しいとの要望が最も多く出されており、一定数の利用者を維持するにはこれらの要望への対応も検討する必要がありますが、この場合はシステムの運営費の他に、これらの設備投資や新たに発生する回線経費(各小学校間のデータ伝送は市が整備した学校間ネットワークを利用)を手当てできるかが課題となります。(現時点では市側では補助・拠出等はない意向)




## 照会連絡先

〒187 - 8701 東京都小平市小川町2 - 1333  
 小平市教育委員会指導課  
 TEL : (042) 346 - 9572  
 E-mail : shido@city.kodaira.lg.jp







## 参考資料

- 「地域活性化統合本部会合」地方再生戦略
- 平成20年度 ICT政策大綱
- 平成20年度「地域ICT利活用モデル構築事業」  
実施要領







[参考資料]

# 「地域活性化 統合本部会合」 地方再生戦略

- 「地域活性化 統合本部会合」  
地方再生戦略 概要

# 地方再生戦略の概要

## 基本理念

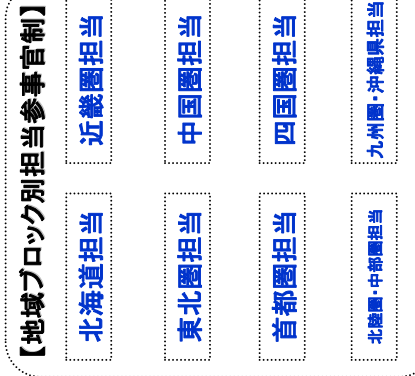
- 地域間の格差の問題が生じている中、地域が抱える課題も様々。地方の実情に応じ、生活者の暮らしの確保、交流人口の拡大、中小企業振興、農林水産業振興等に道筋をつける必要。
- 地方と都市がともに支え合う「共生」の考え方に立つことが重要。二地域居住、観光、体験交流など生き生きとした交流を実現しながら、国民全体がこの考え方を共有し、国の基本方針として明確化することが必要。
- 地方の活力の低下は、食料・水など国民生活の安全保障機能の低下、森林の荒廃など国土の防災・保全機能の劣化、自然環境に恵まれた暮らしの崩壊、地域コミュニティの衰退がもたらす安全・安心な生活の場、ひいては次世代の人材を涵養する場の縮小などにつながりかねない。
- 人口減少時代に突入した我が国において、この地方の衰退を食い止めるための道筋を明確に定め、地方再生に向けた取組を長期にわたって継続することにより、福田内閣が目指す「希望と安心の国づくり」を実現。

## I 地方再生の総合的な推進

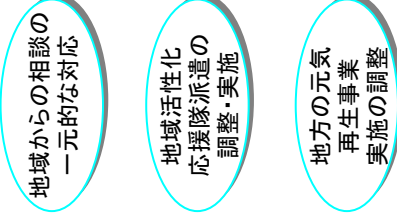
### 地域活性化関係4施策



### 窓口の一元化



### 地域の代弁者として省庁連携をリード

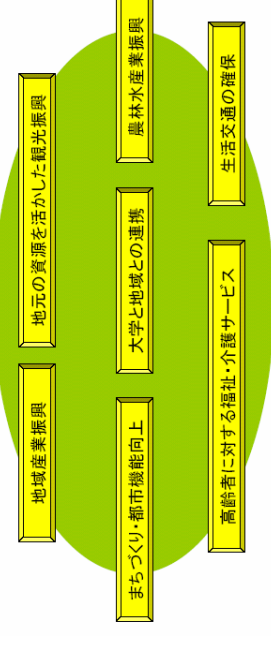


### あらかじめメニューを定めず、地域の自由な取組をそのまま受け止め国が直接支援する「地方の元気再生事業」

#### 省庁横断・施策横断による支援の例

- ・ 「農工商連携」による地域経済活性化支援
- ・ 子ども農山漁村交流プロジェクト等都市と農山漁村の共生・対流
- ・ 広域地方計画に即した地域の戦略的な取組への支援
- ・ 頑張る地方応援プログラム
- ・ ITによる地域活性化等緊急プログラム骨子
- ・ 観光圏整備促進事業（仮称）等観光立国推進
- ・ 科学技術による地域の活性化
- ・ 地域自立・活性化交付金、まちづくり交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、地域住宅交付金、地域再生基金強化交付金等施策横断的交付金プログラム
- ・ 道路、港湾、空港、プロードバンドネットワーク等基盤となる交通・情報通信基盤等の整備
- ・ 補助対象財産転用弾力化、補助金申請手続き簡素化

#### 地域からの幅広い取組の例



19年度においては、雇用情勢の厳しい8道県を対象に、「平成19年度地方再生モデルプロジェクト」を実施。

## 地方再生5原則

- 「補完性」の原則  
地域の実情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国は集中的に支援。
- 「自立」の原則  
地域の資源や知恵を生かして、経済的・社会的自立に向けて頑張る計画を集中的に支援。
- 「共生」の原則  
地方と都市がヒト・モノ・カネの交流・連携を通じて、ともに支え合い、共生を目指す取組を優先的に支援。
- 「総合性」の原則  
国の支援は、各省庁の縦割りを排し、地域の創意に基づき計画を総合的に支援。
- 「透明性」の原則  
支援の対象とする計画の策定、支援の継続及び計画終了時等の評価は、第三者の目を入れて客観的な基準に基づき実施。

## II 地方の課題に応じた地方再生の取組

### 地方都市～経済活性化により広域的な拠点として地域全体を牽引

- 企業立地、中小企業振興等による地域経済の牽引  
地域の強みを生かした企業立地の促進、地域資源の活用や地域と大学等の連携による新たな製品開発・市場開拓の促進、地域イノベーションの強化、コミュニティ・ビジネス振興、中小企業の生産性向上・企業再生、地域密着型金融の推進等
- 生活者にとって暮らしやすいまちづくり  
賑わい拠点創出等中心市街地の活性化、地域医療確保、子育て環境の整備・介護サービス確保、安全・安心なまちづくり、住宅長寿命化等住生活安定化、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化、地域公共交通の活性化等
- 持続可能な都市の活性化と成長発展を支える交流の推進  
幹線交通・物流ネットワーク強化、二地域居住、観光・体験交流、農山漁村との交流促進、広域的な基盤強化・観光振興等
- 多様な主体によるまちづくりの促進と地域コミュニティの再生
- その他、若者・高齢者・女性の雇用促進、中小企業の労働力確保、テレワークの普及促進、大学等が有する人的・知的資源の有効活用、地域コミュニティ再生等の有効活用等

### 農山漁村～農林水産業の再生と豊かな暮らしの実現

- 地域の基盤となる農林水産業等の再生 ～「新たなむらの再生」～  
人材への直接支援による「新たなむらの再生」、「地域の宝」である農林水産物を活用し地産地消の推進を図る直売所等の整備を通じた産地づくり、農地の有効利用の促進、集落営農への参加支援をはじめ高齢者や小規模農家も安心して農業に取り組める環境づくり、品目横断的経営安定対策について地域の実態に即した見直し、「農工商連携」を通じた新商品開発・販売の支援、計画的な企業立地促進、森林整備・保全や森林資源の利活用への支援、新しい漁業経営安定対策の推進等
- 医療、生活交通等生活者の暮らしの確保  
医療従事者・遠隔医療等地域医療確保、高齢者介護・育児支援対策、防災・国土保全機能維持、美しい森林づくり等自然環境保全、生活交通維持確保、携帯電話エリア整備等
- 地域の持続可能な発展を支える循環・交流・連携  
若年、団塊世代等農山漁村への定住・滞在、二地域居住、観光・体験交流、グリーン・ツーリズム、エコツーリズム等ニューツーリズム普及、果樹・野菜、棚田オーナー制、小学生宿泊体験等
- その他、新たな担い手、地域コミュニティの再生による次世代を担う人材の育成と新たなネットワークの形成、「祭り」「伝統文化」「景観」等保全・復活、廃校等の有効活用等

### 基礎的条件的厳しい集落～集落の生活機能の維持。国土保全、水源涵養等の面で最前線の機能

- 生活者の暮らしの維持確保  
広域医療・遠隔医療等地域医療確保、高齢者介護・福祉の確保、生活交通維持確保、防災・国土保全機能維持、総合的な間伐の実施等美しい森林づくり等自然環境保全、携帯電話エリア整備等
- 担い手による地域の産業の再生  
建設業等からの参入者や意欲のある地域のある地域の担い手を中心とした産業、暮らして、交流全般にわたる総合的なビジネス展開への支援、中山間地域直接支払制度による農業生産活動の継続の支援、林業就業意欲のある若者を育てる「緑の雇用」、鳥獣害防止等
- 域外との交流の維持・促進  
二地域居住、観光・体験交流、グリーン・ツーリズム、エコツーリズム等ニューツーリズム普及、棚田オーナー制、小学生宿泊体験等
- その他、廃校等の有効活用、地域コミュニティの維持・再生等
- 離島地域の再生  
離島航路・航空の維持確保、情報格差の是正等

# 地方再生戦略

平成 20 年 1 月 29 日改定

地域活性化統合本部会合



# 目 次

はじめに

## 第1 地方再生の基本的考え方

- 1 基本理念—地方と都市の「共生」
- 2 地方再生五原則
- 3 取組の進め方

## 第2 地方再生の総合的推進

- 1 地域の声に応える相談窓口の一元化
- 2 政府一体となった総合的な支援の推進
- 3 「地方の元気再生事業」の推進

## 第3 地方の課題に応じた地方再生の取組

- 1 地方再生の取組の考え方
- 2 地方都市
- 3 農山漁村
- 4 基礎的条件の厳しい集落
- 5 課題分野別の基本的施策

# 地方再生戦略

平成19年11月30日 地域活性化統合本部会合

平成20年1月29日 一部改定

## はじめに

我が国の地方は人口が減少し、その結果、学校、病院等、暮らしを支える施設の利用が不便になるなど、魅力が薄れ、さらに人口が減るといった悪循環に陥っている。この構造を断ち切るには、それぞれの地方の状況に応じ、生活の維持や産業の活性化のためには何が必要かを考え、道筋をつけていかなければならない。

福田内閣では、平成19年10月1日の内閣総理大臣の所信表明演説において、国民が日々、安全で安心して暮らせるよう、真に消費者や生活者の視点に立った行政に発想を転換し、「自立と共生」を基本に、「希望と安心の国」づくりに取り組むことを表明した。そして、構造改革を進める中で生じた地域間の格差の問題については、その実態から目をそらすことなく、政策に工夫を重ね、丁寧に対応する、地方再生への構造改革を進めていく考えを明らかにした。この地方再生の取組に当たっては、内閣に置かれた地域再生などの実施体制を統合し、地方の再生に向けた戦略を立案し実行する体制として、新たに全閣僚からなる地域活性化統合本部会合とその下での地域活性化統合事務局を設け、地域の課題に対する様々な相談等に対し、一元的かつ迅速に対応することとした。

この「地方再生戦略」は、総理の指示により、国の最重要課題である地方再生のための総合的な戦略を取りまとめたものである。今回の戦略の取りまとめに当たっては、地域活性化に実績のある首長や地域の民間有識者の方々に、「地方再生政策対話」等において参与としてご参画いただくなどにより、地方の声に真剣に耳を傾け、その真摯な意見を反映させた。この戦略により、地方の衰退を食い止めるための道筋を明確に定め、地方再生に向けた取組を長期にわたって継続していく。

## **第1 地方再生の基本的考え方**

### **1 基本理念—地方と都市の「共生」**

今構造改革を進める中で、地域間の格差といわれる問題が生じている。我が国に様々な地域があるように、それらが抱える課題も様々である。この地方再生戦略（以下「戦略」という。）は、地方の実情に応じ、生活の維持や魅力あるまちづくり、産業の活性化に道筋をつける必要があるとの認識の下、地方再生を総合的かつ効果的に推進することをねらいとするものである。

地方再生の取組に当たっては、生活者の暮らしの確保、中小企業振興、農林水産業振興、交流人口の拡大等それぞれについて進めていく中で、「地方」と「都市」が、ともに支え合う「共生」の考え方に立つことが重要である。二地域居住、観光、体験交流など生き生きとした交流を実現しながら、国民全体がこの考え方を共有し、国の基本方針として明確化することが必要である。

地方の活力の低下は、食料・水の確保など国民生活の安全保障機能の低下、森林の荒廃など国土の防災・保全機能の劣化、自然環境に恵まれた暮らしの崩壊、地域コミュニティの衰退がもたらす安心・安全な生活の場、ひいては次世代の人材を涵養する場の縮小などにつながりかねない。

人口減少時代に突入した我が国においては、この地方の衰退を食い止めるための道筋を明確に定め、豊かで持続的に発展する地域社会の実現に向けた取組を長期にわたって継続することにより、内閣が目指す「希望と安心の国づくり」を実現することが必要である。

### **2 地方再生五原則**

上記の基本理念を実現するに当たり、この戦略では、これまで以上に地方の声に丁寧に耳を傾け、省庁横断的・施策横断的な観点から、地域のそれぞれの課題に応じた対応ができるよう、地域の創意工夫や発想を起点にし、それを地方公共団体や国が的確に後押しするという考え方に立つ。具体的には、以下に掲げる地方再生五原則により、関係主体の密接な連携の下、総合的な施策の推進を図ることとする。

#### **①「補完性」の原則**

地域の実情に最も精通した住民、NPO、企業等が中心となり、地方公共団体との連携の下で立案された実現性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援する。



## ②「自立」の原則

地域の資源や知恵を生かして、経済的に、また、社会的に自立に向けて頑張る計画を集中的に支援する。

## ③「共生」の原則

地方と都市とがヒト・モノ・カネの交流・連携を通じて、ともに支え合い、共生を目指す取組を優先的に支援する。

## ④「総合性」の原則

国の支援は、各省庁の縦割りを排し、地域の創意に基づく計画を総合的に支援する。

## ⑤「透明性」の原則

支援の対象とする計画の策定、支援の継続及び計画終了時の評価については、第三者の目を入れて客観的な基準に基づき実施する。

## 3 取組の進め方

上記の地方再生五原則の下で、政府一体で地方再生の総合的推進を図るとともに、地方都市、農山漁村及び基礎的条件の厳しい集落における地方の課題に応じた地方再生の取組を進める。

この戦略と連携して、地方分権改革を推進し、国と地方の役割分担や国の関与の在り方の見直しを行い、地方が自ら考え、実行できる体制の整備に向け、地方公共団体に対する一層の権限移譲を推進する。また、財政面からも、地方が自立できるよう、分権型社会にふさわしい地方税財政制度の整備を目指し、地方税財政改革に取り組む。

## **第2 地方再生の総合的推進**

地方再生の推進に当たっては、これまでのように国が施策分野ごとにあらかじめ基準を示すやり方ではなく、地域の創意工夫や発想を起点とした自主的な取組を政府として省庁横断的・施策横断的な視点からの的確に後押ししていくという大きな発想の転換を図る必要がある。このような考え方に立って、地方再生の総合的な取組の進め方を具体的に明らかにする。

### **1 地域の声に応える相談窓口の一元化**

#### **(ブロック別担当参事官制の導入と地方連絡室の設置)**

地方再生の取組の推進に当たっては、これまで以上に地域の声に耳を傾けるため、地域活性化に関する国の相談体制のワンストップ化を進める。具体的には、地域活性化統合事務局において地域ブロックごとに担当参事官を設けるとともに、地域ブロック別担当参事官と各省庁の地方支分部局との連絡協議を密にするために、地域ブロックごとに地方連絡室を設置することにより、その体制の下で一元的に相談に応じ、地方再生の取組を総合的な支援の実施に至るまで一貫してフォローする。

また、地域づくり活性化総合情報サイトにより、地方再生の施策や取組事例等の情報を使いやすい形で提供する。

#### **(地域活性化応援隊の全国展開)**

この一元化された相談体制の下で、各省庁が連携し、地方の実情を熟知した民間の地域活性化伝道師とともに地方に出向く地域活性化応援隊を全国に派遣する。また、地域の個別相談に即応し、地域の声を直接集めて地方再生の取組に即時に反映していく。

### **2 政府一体となった総合的な支援の推進**

政府としては、内閣官房を中心に従来から都市再生、構造改革特別区域、地域再生及び中心市街地活性化の取組をこれまでも進めてきており、今年度においても、民間の発意を起点とする取組を後押しする方向への転換の第一歩として、雇用情勢の厳しい道県を対象に追加支援を緊急かつ総合的に実施する「地方再生モデルプロジェクト」を推進している。

しかしながら、地域の創意工夫や発想を「起点」にする考え方を実践していくためには、地域活性化統合事務局が中心となった一元的な相談窓口体制の下で、地方の声を十分に反映させる道筋をより明確化していくための取組を強化する必要がある。

このため、平成20年度には、地域の住民や民間団体の創意工夫や発想を起点にしたプロジェクトを立ち上がり段階において支援する新たな取組として「地方の元気再生事業」を創設する。この事業は、省庁横断・施策横断の視点に立って、地域の自由な取組に対しての包括的な支援を実施するものであり、国が基準をあらかじめ設定するのではなく、地域の声にまず真摯に耳を傾けることを出発点とする方向へ、政府として大きく舵を切ることを基本とするものである。

また、各省庁においても、以下に例示するように省庁横断的・施策横断的な取組を進めてきているが、今般新たに導入する「地方の元気再生事業」は、各省庁による地方再生の取組の方向性を定めていく上で「触先<sup>へさき</sup>」としての機能を果たすものである。

ブロック別担当参事官が、この事業の推進と各省庁における地方再生の取組相互の有機的な連携に向けて、地方の声を受け止めながら役割を発揮する中で、政府を挙げての総合的な支援を推進する体制を整えていくこととする。

なお、構造改革特別区域計画、地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画の認定については、上記体制の下で一体的に取り組むものとする。

#### **(省庁横断・施策横断の主な取組事例)**

- ・農林水産業、商業、工業が連携し、新商品開発や販路拡大等について、人材や知恵などの経営資源を結集する「農商工連携」の取組を進める。
- ・小学生を農村に受け入れる「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進することとし、小学生の宿泊体験施設等の整備や受入れ体制の整備を促進するなど、都市と農山漁村の共生・対流を進める。
- ・企業立地を呼び込む広域的な連携基盤への投資、歴史・文化等を活かしたまちづくりなど、広域地方計画に即した地域の戦略的な取組への支援を行う。
- ・地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の財政支援措置を講ずる「頑張る地方応援プログラム」の展開を図る。平成20年度以降は、財政支援等に加えて、人材の紹介・派遣や研修など、地域を支える人材の育成・活性化の支援を行う。
- ・政府一体としてのITの利活用に係る支援をより強力かつ迅速に実施するため、IT戦略本部が決定した「ITによる地域活性化等緊急プログラム骨子」に基づく取組を進める。
- ・総合科学技術会議における検討を踏まえ、科学技術による地域の活性化を図る取組を



進める。

- ・観光圏の形成による滞在日数の増加を図る観光圏整備促進事業の推進、外国人旅行者や国際会議の誘致など、観光立国実現の取組を進める。
- ・地域自立・活性化交付金、まちづくり交付金、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、地域住宅交付金、地域再生基盤強化交付金等施策横断的交付金プログラムの戦略的な活用を推進する。
- ・道路、港湾、空港、ブロードバンドネットワーク等交通・情報通信基盤等の整備を推進する。
- ・補助対象財産の転用等の更なる弾力化や補助金等の申請手続きの一層の簡素化を政府一体となって推進する。

### 3 「地方の元気再生事業」の推進

平成20年度において創設する「地方の元気再生事業」は、上記のとおり地方再生の総合的な支援の一環として行われるものである。この事業は、地方再生の取組を進める上で最大の隘路となるプロジェクトの立ち上がり段階を対象として、これまで包括的・総合的な支援が必ずしも十分になされてこなかった、専門的な人材の派遣、社会実験の実施などのソフト分野を中心に、国が集中的に支援を行う。この事業の特色は、以下のとおりである。

- ・予め国がメニューを示すことは止め、民間主体を中心とする地域からの提案に柔軟に対応する。
- ・プロジェクトの熟度を高めるためのいわば立ち上がり段階において、地域の合意形成やプロジェクト検討のための民間を中心とする活動（地域づくりの専門家派遣や社会実験等を中心に、その他シンポジウム、説明会等の実施など）について、国は包括的かつ集中的に支援する。
- ・立ち上がり段階での支援を行うためのプロジェクトを選定する段階において、地域の実情を熟知した第三者の目を入れる。
- ・立ち上がり支援期間終了時には、改めて第三者の目を入れてその実績を評価し、支援の継続及び計画の成果を判断・公表する。

### **第3 地方の課題に応じた地方再生の取組**

#### **1 地方再生の取組の考え方**

地方再生については、地方の実情は多岐にわたり、一様ではないことから、生活者や担い手の視点に立って、よりきめの細かい地方再生の取組を具体的に提示する必要がある。

このため、地方の課題をコンパクトシティ（集約型都市構造）の推進等による経済活動の活発化が求められる「地方都市」、農林水産業等の持続的な発展等が求められる「農山漁村」、国土保全の最前線の役割を担いながらも高齢化に直面する中で生活機能の維持等が必要な「基礎的条件の厳しい集落」（人口規模・世帯規模が小さく高齢者割合が高い集落をいう。以下同じ。）の3つの類型に分けて捉えることとした。基礎的条件の厳しい集落については、農山漁村に属するが、国土保全等の面で最前線にあると同時に厳しい状況にあることも踏まえ特記する。

また、地域における生活者や担い手の営みに着目し、第一に、生活者の暮らしの確保、第二に、地域が持続的に経済・社会活動を営む力の源泉となる産業の振興、第三に、地域内外にわたる交流を通じた地域の発展という3分野を柱に、省庁横断的に一体的な施策展開の考え方をまとめることとした。その際、雇用、教育、都市機能、地域コミュニティ等の分野についても、地域の実情に応じて一体的に対応できるよう施策展開することとした。

なお、生活者の暮らしの確保に関しては、例えば、生活者にとっての生活の質の確保に直結する地域医療や福祉の充実確保について、交通・情報通信等の基盤の確保と連携しながら一体的・総合的に展開する取組を想定している。また、地域の産業の振興に関しては、例えば、農商工の連携による取組をはじめとする中小企業や農林水産業の振興に加え、建設業等の地域の他産業への参入促進、NPO等による地域密着型コミュニティ・ビジネスへの展開等への支援の取組を想定している。さらに、交流に関しては、二地域居住、観光等の側面から新たな取組を想定している。

## 2 地方都市

### (1) 現状と課題

地方都市は、人々が稠密に居住し、商業、工業等の産業活動を行い、交流するなど様々な経済・社会活動を営む場であり、地域経済の中心として、また、周辺農山漁村等を含めた地域住民の様々な生活上のニーズに応え得る広域的な拠点として、地域全体を牽引する力を発揮し続けなければならない。しかし、地方都市は、人口が減少に転じ、高齢化が急速に進行する中で、店舗等の利便施設や市役所等の公共公益施設の郊外移転による暮らしの利便性の低下や、地元経済活動の低迷等による地域産業の弱体化、中心市街地の居住人口・小売販売額の減少に代表される都市機能の衰退や市街地の空洞化が進行している。

こうした地方都市の現状は、当該都市機能の低下のみならず、周辺農山漁村等を含めた広域的な交流の拡大を阻害するなど地方の活力の低下をもたらすものである。

### (2) 施策展開の方向

地方都市は、商業や公共サービス等多様な都市機能がコンパクトに集積し、子どもや高齢者を含めた多くの人にとって暮らしやすい、賑わいと活力のあるコンパクトシティ（集約型都市構造）へと都市構造を転換すること等を通じて、地域経済の中心として、地域住民や事業者等による経済活動、社会活動、文化活動が活発に営まれる地域の牽引車の役割を果たすことが期待されている。

地方都市における豊かで持続的に発展する地域社会の実現を図るため、まちなかへの都市機能の集積等により、中心市街地における小売販売額の増加等の経済活動の活性化、企業立地の増加、様々な新規サービス分野の産業の創出、交流人口の増加等を目指す。

#### (企業立地促進、中小企業振興等による地域経済の牽引)

このため、施策展開の方向として、第一に、地域経済を牽引し、地方都市の再生の鍵を握る産業の分野では、地域の強みを生かした産業集積づくりを促進するため、企業立地促進法に基づき企業誘致等に計画的に取り組む地方公共団体を支援する。加えて、広域地方計画に即した地域の戦略的な取組として、新たな企業立地を呼び込む空港、港湾、道路等の広域的な連携基盤への集中投資を行う。このほか、臨海部の産業物流を効率化することにより、地域産業の活性化・立地促進を図る地区を形成する。

また、地域資源の活用や地域と大学等の連携による新たな製品の開発及び市場の開拓の促進、地域の企業を育成する地域イノベーションの強化、コミュニティ・ビジネスの



振興等の取組を進めるとともに、地域力再生機構を創設する。

さらに、中小企業の生産性の向上に向けて、付加価値の創造、経営力の向上、公正かつ効率的・合理的な事業環境の整備とあわせ、サービス産業の生産性向上のための基盤整備等を目指す。また、中小企業の再生を図るため、中小企業再生支援協議会における専門家による相談対応・助言、再生計画策定や金融機関との調整の支援を行う。あわせて、技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長できる環境を整備し、地域づくりの担い手である建設業の活力の再生を図る。

加えて、金融面からも地域産業の再生と活性化に資するため、政策金融の活用、政策金融機関等による地域の情報へのアクセスの向上や地域の知恵の有効活用、地域金融機関における地域密着型金融・中小企業金融の円滑化の一層の推進を図る。

### **(生活者にとって暮らしやすいまちづくり)**

第二に、高齢者を含めた多くの生活者にとって暮らしやすいまちづくりを中心市街地などの既存ストックや地域資源を活かしつつ進めていくこととする。具体的には、暮らしを支える商業機能の確保はもとより、賑わい拠点の創出、街なか居住の推進、空き家の活用等による中心市街地の活性化を図る。

そうした中で、地域医療を支える医療従事者の確保、地域において安心して子育てができる環境の整備、介護サービスの確保、安全・安心なまちづくりの推進、住宅の長寿命化による住生活の安定の確保を図る。また、建築物・交通機関・歩行空間等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を図るとともに、バス、地方の鉄軌道等の地域公共交通の活性化・再生、次世代型路面電車システム（LRT）等の活用による総合的な交通施策を戦略的に推進する。

### **(持続可能な都市の活性化と成長発展を支える交流の推進)**

第三に、持続可能な都市の活性化と成長発展を支える交流の分野では、幹線交通・物流ネットワークの強化を図るほか、二地域居住やUJIターン等の「暮らしの複線化」、観光・体験交流、農山漁村との交流等による交流人口の増加等を目指す。

また、広域地方計画に即した地域の戦略的な取組として、歴史的な遺産の活用等による魅力あるまちづくりと一体となった広域的な基盤を整備するとともに、観光モデルルートの開発や広報活動を広域的に連携して行う観光振興の取組を促進する。

### **(多様な主体によるまちづくりの推進と地域コミュニティの再生)**

これらの施策展開を図る上で担い手の果たす役割は極めて大きい。そこで、各地方都

市の実情に応じて、都市機能の向上を図るため、多様な主体によるまちづくりを促進するための制度運用の改善・活用マニュアルの作成整備に加え、人材派遣等まちづくりの人材・ノウハウ・金融支援の充実等を目指す。

また、雇用の確保を図る観点から、若者・高齢者・女性の雇用の促進、中小企業の労働力確保の助成、働き手の事情に応じた働き方が選択できるテレワークの普及促進に取り組む。

さらに、地域活性化の担い手となる幅広い人材育成に資するため、戦略的な大学間連携及び産学官連携を進め、大学等有する人的・知的資源の有効活用を図るほか、地域コミュニティの再生等を目指した地域の担い手ネットワーク（ソーシャル・キャピタル）の充実等に取り組む。

### 3 農山漁村

#### (1) 現状と課題

農山漁村は、国民の食料の安定供給の確保を担うだけでなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化防止、文化の伝承の機能といった多面的機能の発揮に重要な役割を果たす農林水産業を中心に持続可能な国民の暮らしを支えている。また、健全な地域コミュニティを形作り、人材を育て、供給する大切な場となってきた。しかし、農山漁村においては、農林水産業をはじめとする地域の産業の低迷やそれに伴う雇用機会の減少、医療・地域公共交通等の生活機能の利用利便の低下、人口減少・高齢化さらには後継者不足によるコミュニティ機能の低下が進行している。

以上のような状況に直面する中で、今後も農山漁村の活力の低下が懸念される。このことは、食料・水の確保など国民生活の安全保障機能の低下、森林の荒廃など国土の防災・保全機能の劣化、自然環境に恵まれた暮らしの崩壊、地域コミュニティの衰退がもたらす安心・安全な生活の場、ひいては次世代の人材を涵養する場の縮小などにつながりかねない。

#### (2) 施策展開の方向

農山漁村は、引き続き国民の食料の安定供給の確保や様々な多面的機能を果たすことが期待されている。農山漁村における豊かで持続的に発展する地域社会の実現を図るため、農林水産業やその他の地場産業の生産の確保、雇用の確保、定住・交流人口の維持・拡大等を目指す。また、農林水産業の有する食料等の供給の機能はもとより、農業や森林などが有する多面的機能が適切かつ十分に発揮されるようにすることを目指す。

##### (地域の基盤となる農林水産業等の再生)

このための施策展開としては、農山漁村の場合は、人材への直接支援等を通じた地域経済の活性化と農山漁村集落の再生による「新たなむらの再生」を後押しする観点から、第一に、地域の基盤となる農林水産業等の地域産業の再生が必要である。このため、「地域の宝」である農林水産物を活用した新たな産地づくりを地域一体となって展開できるよう、生産・加工・流通施設や地産地消の推進を図る直売所の整備等への支援を行う。また、農地の有効利用を促進するとともに、集落営農への参加支援、地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等への支援をはじめ、農業に従事する高齢者や小規模農家が安心して農業に取り組める環境づくりを促進する。さらに、水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）については、制度の基本を維持



しつつ、地域の実態に即した見直しを行うことなどにより、制度の定着を図る。

農山漁村においては、産地競争力の強化に加え、雇用を生み出す新たな地域産業の創出等を図り、地域を維持していけるようにすることが、ひいては、農林水産業を守っていくことにもつながる。地域産業の再生の総合的な取組としては、地域の雇用情勢にも対応しながら、農商工連携の促進を通じた新商品開発・販売の支援、地域イノベーションの促進、農林水産品・地域産品の販売や輸出の促進、有機農業の推進等を図る。また、新規企業の計画的な立地を進めるとともに、建設業等からの地域の他産業への参入による取組の促進を図る。

このほか、耕作放棄地の解消・発生防止に取り組むとともに、鳥獣害対策や有害生物への対応等を進める。また、地域の雇用増加に結びつく間伐等の森林整備・保全や森林資源の利活用への支援、林業の担い手の確保を目指す「緑の雇用」の推進を図る。さらに、収入の変動の緩和等を図る新しい漁業経営安定対策、燃油高騰も踏まえた操業経費の減少や省エネルギーを目指す漁船漁業構造改革に取り組むとともに、魚介類の生息産卵場となる「海の森づくり」や干潟の造成・保全等の漁場整備を目指す。

#### **(医療、生活交通等の生活者の暮らしの確保)**

第二に、生活者の暮らしを支える施策の展開が重要である。具体的には、まず地域医療を支える医療従事者の緊急な確保、地域の救急医療体制の充実、遠隔医療を推進するためのITの活用を目指す。また、少子高齢化に対応し、高齢者の介護サービスの充実、子どもや高齢者の見守り等の取組を推進する。

さらに、農山漁村地域の防災・国土保全機能の維持に関する取組、地球温暖化の防止と森林資源の次世代への継承を図る美しい森林づくりの推進等の豊かな自然環境の保全に関する取組のほか、漂流・漂着ゴミ対策を進める。

これらの取組に加え、生活交通の維持確保のため、地方バスの再生、コミュニティバスの導入等を図るとともに、ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けた取組や携帯電話のエリア整備を進める。

#### **(地域の持続可能な発展を支える循環・交流・連携)**

第三に、持続可能な地域の発展を支えるためには、農山漁村と都市の循環・交流・連携の取組が不可欠である。交流の分野では、まず若年世代や団塊の世代の方々を巻き込みつつ、農山漁村活性化法等による農山漁村への定住・滞在や農山漁村と都市の交流の加速化を図る。また、二地域居住やUJIターン等の「暮らしの複線化」の推進、地域

資源を生かした観光・体験交流の推進、グリーン・ツーリズム、エコツーリズム等のニューツーリズムの普及や、果樹・野菜、棚田オーナー制を通じた交流の推進等の取組を進める。さらに、小学生を農村に受け入れる「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進することとし、小学生の宿泊体験施設等の整備や受入れ体制の整備等を促進する。

### **(次世代の人材の育成を担う地域コミュニティの再生)**

以上の取組の展開にあわせ、地域の雇用に関する取組として、雇用改善の動きが弱い地域の地域雇用対策等に取り組む。また、団塊の世代が定年後再び田舎で活躍する「人生二毛作」や田舎で新たな価値観とスタイルを確立しようという「スローライフ&ジョブ」等の新たな担い手確保の取組を進める。地域の教育に関しては、過疎地域等における学校の統合時に、児童生徒の遠距離通学に対して、通学の手段を配慮する。

農山漁村集落の地域コミュニティの再生等を図り、地域の活性化を進めるには、何といても人が重要であり、地域の農業者だけでなく、一般住民や外部の専門家等も含む「新たなネットワークの形成」が重要である。このことを踏まえ、地域の担い手ネットワーク（ソーシャル・キャピタル）の充実やコミュニティ・リーダーの育成に取り組む中で、高齢者を見守るネットワークづくりや次世代を担う人材を地域が育成していける環境づくりを進める。また、農林漁業に関連した「祭り」、「伝統文化」、「景観」等の保全・復活を目指す。さらに、学校の統合に伴う廃校等の地域ストックの有効活用等の取組を進める。

## 4 基礎的条件の厳しい集落

### (1) 現状と課題

基礎的条件の厳しい集落は、地域住民の生活の場であるだけでなく、その地理的条件から見て、耕地や森林を維持することを通じ、国土や環境の保全等の面で最前線の役割を担っている。例えば、河川の源流地域等の集落が管理する棚田や森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、地球温暖化の防止、林産物の供給等の機能を果たしているし、集落の地域コミュニティは、郷土文化の継承の面でも機能を果たしている。しかし、我が国の基礎的条件の厳しい集落の多くは、病院・診療所の統廃合に伴う医療の確保の困難性、路線バスの再編等に伴う生活交通の確保の困難性、離島航路・航空路維持の困難性、農林業等の地域産業の衰退、耕作放棄や間伐の遅れ等による土地の荒廃、生活店舗の撤退、人口減少・高齢化によるコミュニティ機能の崩壊（共同作業の支障、郷土文化の維持の困難性等）など、その存続が危ぶまれる現実に直面している。

こうした中で、その集落に住み続けたいという思いで努力を続けられている住民の方々も多く、そうした努力を支えるNPOの活動も見られる。これらの基礎的条件の厳しい集落を放置しておくことは、食料・水の確保など国民生活の安全保障機能の低下、森林の荒廃など国土の防災・保全機能の劣化といった国全体にとっての様々な弊害をもたらすことにつながりかねない。

### (2) 施策展開の方向

基礎的条件の厳しい集落については、国土の保全、水源の涵養、貴重な郷土文化の伝承等の様々な多面的機能を有しているなど、国民生活の面から見ても高い価値を有していることを踏まえ、集落の状況や住民の不安・要望について十分な目配りを行いつつ、集落を活性化し、住民の生活の維持を図ることを目指す。

#### (生活者の暮らしの維持確保)

このための施策展開としては、第一に、生活者としての暮らしに必要な医療・福祉のサービスが受けられ、生活交通が維持確保され、必要な情報通信のサービスも受けられなければならない。まず地域医療の確保を図るため、ドクターヘリの導入等による広域救急医療体制の整備、遠隔医療を推進するためのITの活用を目指す。

また、少子高齢化に対応し、高齢者の介護・福祉サービスの確保、高齢者の集合住宅の整備と地域による高齢者の見守りシステムの普及等の取組を進める。



さらに、防災・国土保全機能の維持や、美しい森林づくりの推進など自然環境の保全に取り組む。これらの取組に加え、生活交通の確保を図るため、地方バスの再生、乗合タクシーの導入等の取組を進めるほか、ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けた取組や携帯電話のエリア整備を進める。

### **（担い手による地域の産業の再生）**

第二に、生活者の暮らしの維持確保と密接に結びつきながら地域の産業の再生が図られなければならない。具体的には、建設業等からの参入者や意欲のある地域の担い手を中心となって、地域の産業を再生しながら、その特産品を活用して、地産地消の推進、域内外への販路拡大、観光交流の拡大、さらには生活交通の維持、高齢者福祉サービスなどにも結びつける地域一体的なビジネスモデルの展開等を図る。また、地域食材等の地域資源を生かした地域産業の活性化や新たな産業の創出等を図る。

このほか、中山間地域直接支払制度を活用した農業生産活動の継続の支援、放牧の推進を図る。また、間伐等による森林の適切な整備・保全や、森林施業の集約化を推進するとともに、林業就業意欲のある若者等を育てる「緑の雇用」の取組を進めるほか、森林資源の利活用を促進する。さらに、鳥獣害等の防止を図るため、捕獲体制の強化、侵入防止等の鳥獣害対策を進める。

### **（域外との交流の維持・促進）**

第三に、このような取組の展開の中で集落の活性化を図るには、域外との交流の維持・促進も重要である。このため、都市との間などで、二地域居住やU J I ターン等の「暮らしの複線化」、観光・体験交流、グリーン・ツーリズムやエコツーリズム等のニューツーリズムの普及、棚田オーナー制を通じた交流等を進める。その際、集落における小学生の宿泊体験施設等の整備や受入れ体制の整備等を促進する。

### **（地域コミュニティの維持・再生）**

以上の取組を通じ、集落機能の担い手の雇用の場の確保を図るとともに、テレワークの普及の取組を進める。また、へき地の学校の教育条件の確保を図る。さらに、地域コミュニティの機能の再生を図るため、複数集落単位の協力体制の構築、NPOとの協働による支援のほか、官民の多様な主体が連携した「新たな公」の創生を支援する。加えて、郷土文化を後世に残すデータベース化等を目指すほか、廃校等の地域ストックの有効活用を進める。

### **（離島地域の再生）**

離島地域については、人口の減少や高齢化が進む中、海を隔てた輸送コストを負担するため、企業立地等による産業振興を図ったり、観光交流等の交流の促進を図ったりしていく上で本土と比べて不利な条件が存在している。特に、昨今の燃油費高騰はこの傾向に拍車をかける状況になっている。

このため、以上の取組に加え、離島航路・離島航空の維持確保や情報格差の是正に向けた情報通信基盤の整備を促進する。

## 5 課題分野別の基本的施策

ここでは、生活者の暮らし（医療、福祉、交通、通信等）、産業（中小企業、農林水産業、コミュニティ・ビジネス等）、交流（二地域居住、観光等）を通じた地域の発展という3分野を柱に基本的施策を例示する。その際、雇用、教育、都市機能、地域コミュニティ等の分野についても、地域の実情に応じて一体的に対応できるよう基本的施策を例示する。これらの施策は、平成20年度の実現を目指して取組を進めるものである。

\*各施策については、主に地方都市の課題への対応に役立つと想定されるものを「都市」と、主に農山漁村一般の課題への対応に役立つと想定されるものを「農村」と、主に基礎的条件的に厳しい集落の課題への対応に役立つと想定されるものを「集落」と、すべてに共通するものを「共通」という印で示す。

### (1) 生活者の暮らしに関する基本的施策

#### ア 地域における医療供給体制の整備充実

##### (ア) 地域の医療従事者の確保

平成19年5月に政府・与党で取りまとめた「緊急医師確保対策について」に基づき、医師不足地域に対する緊急臨時的医師派遣システムの構築、病院勤務医の過重労働の改善策の実施、研修医の都市への集中の是正のための臨床研修病院の定員の見直し、医師不足地域や診療科で勤務する医師の養成の推進など、医師確保の緊急対策に取り組む。また、看護師、助産師等の確保対策を推進する。 共通

今後、産婦人科や小児科に多い女性医師の就労を支援するための「女性医師バンク」の充実、病院勤務医の負担軽減に資する医療補助者等の配置の推進、地域の実情により分娩数が少なく採算がとれない産科医療機関への支援を行うなど、更に実効性のある形で具体化を図る。 共通

また、遠隔医療を推進するためにITを活用できるようにする環境整備を行う。

農村・集落

##### (イ) 救急医療体制等の整備充実

小児医療・周産期医療の提供体制の充実、初期・二次・三次等の救急医療体制の整備を進めるとともに、円滑な妊産婦の救急搬送・受入体制の構築ができるよう、救急搬送における医療機関と消防機関の一層の連携を図る。また、ドクターヘリの配備を推進する。 共通

##### (ウ) 公立病院改革の推進

公立病院改革を推進する中で、公立病院の経営健全化と医師確保のため、病院事



業を実施する地方公共団体が策定する公立病院改革プランの実施の支援を行う。

共通

## イ 安心できる暮らしの実現

### (ア) 少子化への対応

少子化に対応した安心できる暮らしの実現を図るため、仕事と生活の調和の推進と保育サービスなどの充実を車の両輪として、次世代育成対策の推進を図る。共通

また、少子化に対応するための情報システムの整備を進めることとし、地域の子育てに関する官民の情報が一括して利用可能となるシステム連携に取り組む。共通

### (イ) 高齢化への対応

持続可能な社会保障制度の構築に向けた改革を着実に進める中で、地域において高齢化に対応した安心できる暮らしを実現する取組を推進する。共通

今後は、独居高齢者のケアの体制の整備を促進することとし、高齢者の集合住宅の整備と地域による見守りの仕組みづくりを進める。集落

また、スロープの設置、歩道の段差解消、ノンステップバスの導入など、建築物や公共交通機関、歩行空間等の一層の移動円滑化や地域のニーズに応じたバス車両の開発・普及など、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化の促進を図る。共通

さらに、地域の拠点的な1日当たり平均利用者数五千人未満の鉄道駅のバリアフリー化を推進する。このほか、福祉タクシーとNPO等による地域における福祉輸送の在り方等についての検討を進める。共通

高齢化に対応するための情報システムの整備、特に高齢者の生活支援を図るためのITの活用を推進する。また、地域の医療・介護等のニーズに対応できる郷土（ふるさと）に根ざした携帯電話事業（「ふるさとケータイ事業」）の創出や地域の健康増進に関する官民の情報が一括して利用可能となるシステム連携に取り組む。このほか、遠隔医療を推進するためにITを活用できるようにする環境整備や高齢者の見守りシステムの普及を図る。共通

## ウ 安全な暮らしの実現

### (ア) 災害からの安全の確保

防災拠点の機能強化、住宅・建築物の耐震化の促進、学校の耐震化の推進、災害発生時における避難者や緊急物資等の輸送を確保するための緊急輸送道路等における耐震・防災対策の推進、耐震強化岸壁の整備、豪雪に備えた克雪施設や雪処理体

制の整備、流域一体となった水害・土砂災害対策の推進、海岸保全施設の整備、消防・水防等地域の災害応急対応力の充実、ハザードマップの普及促進、地震・気象等の災害に関する速報や観測・予報の改善など、ハード・ソフトが連携した取組を進める。 共通

今後は、災害から安全な居住環境を構築するためのITの活用を推進する。また、GISを活用した防災システムの普及など、地域の安全確保に向けた取組を支援するITシステムの普及の促進を図る。さらに、災害時にも確実な通信を確保できる地上・衛星共用携帯電話システムの研究開発等を進める。 共通

### **(イ) 犯罪等からの安全の確保**

安全・安心なまちづくり・地域づくりを進めるとともに、ITを活用した通学路等における子ども見守りシステムの普及の促進を図る。 共通

## **エ 環境に配慮した持続可能な暮らしの実現**

### **(ア) 地域の地球温暖化防止に向けた森林づくりの推進**

地球温暖化防止と森林資源の次世代への継承に向け、間伐等の森林整備・保全の着実な推進、美しい森林づくり推進国民運動の充実等を図るとともに、国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生を進め、地域の活性化・雇用の場の確保を図る。 農村・集落

### **(イ) 地域の省資源・省エネルギーの推進**

持続可能社会の実現に向けて、住宅、社会資本等の既存ストックの活用を進める。住宅については、その長寿命化を促進することとし、質の高い住宅の長期利用を促進する「200年住宅」を推進する。 共通

### **(ウ) 環境負荷の少ない都市生活の実現**

次世代型路面電車システム(LRT)・専用レーン等を活用した高速輸送バスシステム(BRT)の整備、公共交通機関の利用促進、自転車利用環境の整備、低公害車の普及促進等を図る。また、環境負荷の少ない集約型都市構造の実現を図る。さらに、拠点市街地における地区・街区レベルの先導的な環境負荷削減対策を進める。 都市

廃棄物の適正処理と不法投棄対策を前提に、バイオマスの利活用等による「地域循環圏」の形成、広域的な資源循環を促進する。また、関連する技術の開発・導入や、静脈物流システムの検討等を推進する。さらに、生活環境整備の一環として、

効率的な污水处理施設の普及促進を図る。

共通

### (エ) 漂流・漂着ゴミ対策の推進

漂流・漂着ゴミの発生源対策や被害が著しい地域への対策を推進する。また、大規模な海岸漂着ゴミや流木等の処理の対策の充実や、関係者間の連携の強化等を図る。

都市・農村

## オ 地域の公共交通の活性化

### (ア) 公共交通の活性化の総合的な支援の強化

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を活用し、鉄道、バス、旅客船等地域公共交通の活性化・再生に主体的に創意工夫して頑張る地域の取組を支援する。また、同法により、異なるモード間での調整、交通事業者と地域住民、商業者等との連携など、多様な地域の関係者による合意形成・合意に基づく取組実施の環境整備を進める。

共通

さらに、新たな制度に基づく公有民営方式等による地方鉄道の活性化を促進し、地方のバス路線の維持に対して支援するとともに、地域における鉄道・バス等の公共交通活性化・再生のための様々な取組に対する総合的な支援の強化等を図る。

共通

### (イ) 基礎的条件の厳しい集落の生活交通の維持確保

基礎的条件の厳しい集落における生活交通については、その維持継続に向けた取組を進めることとし、様々な取組に対する総合的な支援の充実を図る。また、市町村、NPO等による自家用有償運送の活用を進める。具体的には、集落の住民が様々な生活サービスを利用できるワンストップ・サービスの提供拠点を整備し、そこまでの交通手段を確保するデマンド型交通の導入等を促進する。

集落

さらに、離島における生活交通の維持確保を図るための離島航路・離島航空の維持に対して支援する。また、離島定期船等の船舶航行の安全性・効率性の向上及び就業環境の改善のため、離島における港湾整備を推進する。

共通

## カ 情報通信基盤の整備充実

### (ア) 地域イントラネットの整備

地域イントラネット、すなわち、地域の学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備を支援する。また、離島における地域イントラネットの整備の促進を図る。

農村・集落



さらに、集会、回覧板、生活交通、高齢者安否確認等の様々な日常生活サービスを提供できるようなIT技術の活用を進める。 [集落]

### (イ) ブロードバンドの整備

2010年度のブロードバンド・ゼロ地域の解消の実現に向け、地域の事情や特性に応じ、光ファイバ、ADSL等のブロードバンドに係る情報通信基盤整備の支援に取り組むこととし、特に条件の不利な地域についてはブロードバンド基盤整備を促進するための支援策を講じる。また、地域の抱える課題解決のため、情報通信の利活用の新たなモデルの確立とその普及促進を図る。 [共通]

### (ウ) 携帯電話のエリア整備

携帯電話のエリア整備を推進するため、過疎地域等における基地局や伝送路の整備の支援を図るとともに、具体的な整備目標の設定も含め今後のエリア整備に取り組む。 [農村]・[集落]

### (エ) 地上デジタルテレビ放送への完全移行

地上デジタルテレビ放送への完全移行を図るため、デジタルテレビ中継局の整備の支援、辺地共聴施設等の環境整備を進める。 [農村]・[集落]

## (2) 産業に関する基本的施策

### ア 地域産業の再生

#### (ア) 地域資源を生かした地域産業の活性化

中小企業による地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、伝統文化等）を活用した新商品・新サービスの開発・市場化を促進するため、中小企業地域資源活用促進法を柱に、「中小企業地域資源活用プログラム」により総合的に支援する。具体的には、マーケットに精通した専門家による助言や試作品開発に対する支援等を行う。 [共通]

また、自ら考え行動する農山漁村の活性化を図るため、地域の創意工夫と協働により、農山漁村の有形無形の資源を活用した取組、全国のモデルとなるような「立ち上がる農山漁村」の取組を進める。 [農村]

#### (イ) コミュニティ・ビジネスの振興

地域の抱える社会的課題を、地域住民とともに協力し、事業性を確保しつつ解決するコミュニティ・ビジネスの振興に取り組む。具体的には、コミュニティ・ビジネスの起業や経営に対し、質の高いサポートを行うことができる中間支援機関を担

う人材を育成するとともに、コミュニティ・サービス事業者に対して資金面での支援を行うために、コミュニティ・ファンドを形成する事業等を支援する。 共通

#### **(ウ) ITを活用した地域産業の活性化**

地域産業の活性化を図るためのITの活用を推進することとし、IT利用産業の生産性向上のためのIT共通基盤整備の実証研究、ITを活用した地場産品情報の全国発信や地域商店街のポイントシステムの構築を図る。 共通

また、地域の産業振興を通じた活性化に向けて「ユビキタス特区」を推進する。さらに、地場の中小企業のITの利活用促進のため、インターネットを通じて安価で使い勝手の良いソフトを提供するASP・SaaS（財務会計等のアプリケーション・ソフトを、ネットワークを介して提供するサービス）利用促進のための環境整備を進める。 都市

#### **イ 地域力再生機構**

地域の中規模企業や第三セクターの事業再生の支援と面的再生に向けた取組を地域金融機関や地方公共団体等の理解・協力を得つつ行う地域力再生機構を創設し、日本経済の重要課題である地域経済の建て直しを図る。 都市・農村

#### **ウ 新産業創出（地域イノベーション）・新規企業立地の促進**

##### **(ア) 企業立地促進等による産業集積づくり**

「企業立地促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき、地域の強みを生かした産業集積づくりを目指す地方公共団体の計画的取組に対し、設備投資促進税制や工場立地法の特例措置、ワンストップ・サービス体制の整備や人材育成・施設整備に対する支援を行う。 都市・農村

また、新たな企業立地と連動した空港、港湾、幹線道路ネットワーク、アクセス道路の整備により、企業投資の誘発や雇用の創出を図る。さらに、効率的な産業物流が実現する地区（臨海部産業エリア）を形成し、地域産業の活性化・立地を促進する。 都市・農村

##### **(イ) 地域イノベーションの強化**

地域の潜在能力を引き出す環境を整備するため、地域活性化に資する地域発のイノベーションが次々と創出される環境を形成する。具体的には、地域の研究機関等が連携・共同して、各機関が有する研究開発資源の相互利用の促進と企業等への利用開放を図る地域イノベーション創出共同研究体の形成を図る。また、産学官が地

域イノベーション創出のために行う実用化研究開発や新技術シーズを生み出すための共同研究を支援する。 都市・農村

さらに、地域の資源を生かし、新たな需要や雇用の創出につながる新食品・新素材をはじめとする新製品・新サービスの開発や新生産システムの確立など、地域イノベーションを先導する研究開発を、産学官連携を図りつつ推進する。あわせて、地域の実情に応じた研究成果の活用・普及を図る。 共通

加えて、各地域に立地する独立行政法人、大学等の先端研究施設を企業等に開放し利用を促進することにより、我が国全体の研究開発能力の向上を図るとともに、当該地域を中心としたイノベーションの創出と地域活性化に貢献する。都市・農村

#### **(ウ) 地域クラスターの形成**

「産業クラスター計画」で重点化した対象分野及び対象地域並びに「食品クラスター」を形成する地域において新事業創出支援を加速する。 都市

また、地域における大学等研究機関、地方公共団体、企業等による国際的な競争力のある技術革新のための集積である「知的クラスター」の形成を促進する。都市

さらに、知的クラスターと産業クラスターの更なる連携を図りつつ、政府一体となって地域クラスターの形成を促進し、地域による自立的な取組へとつなげる。

都市

#### **(エ) ICTを活用した新産業創出**

地域発・国際展開可能なICTサービス等を確立するため、電波の利用に係る環境の整備等を行う「ユビキタス特区」を推進することにより、地域における総合的なプロジェクトを進める。 都市

#### **(オ) 知的資産の活用による新産業創出**

大学等におけるシーズ（研究成果）等の知的財産の創出・管理・活用の基盤整備を進めるとともに、産学官の連携活動の高度化の促進を図る。また、知的財産戦略が持続的に展開されるよう、多様な特色ある取組を国公立大学を通じて支援する。

都市

#### **(カ) 農村地域への工業等の導入**

農村地域工業等導入促進法に基づき農村地域への計画的な工業等の導入を図る。

農村

### **エ 農商工連携による地域産業の活性化**



地域経済活性化のための「農商工連携」の促進の取組を進める。具体的には、地域産品に関する販売促進・新商品開発の支援、地域産業におけるイノベーションの促進、地域における知的財産の「創造・保護・活用」の更なる促進、農業関連施策と中小企業関連施策の連携の推進、地域産品の輸出促進等を図る。 都市・農村

## オ 地域の農業の再生

### (ア) 地域の農業の経営基盤の強化

「地域の宝」である農林水産物を活用した新たな産地づくりを地域一体となって展開できるよう、生産・加工・販売等への支援を行う。具体的には、食料産業クラスターの形成による新商品の開発・販路開拓、農林水産物直売所、加工施設等による地産地消の推進、徹底した品質管理手法（HACCP（危害分析重要管理点）等）の導入、地域ブランド化、輸出促進、有機農業の推進、国産バイオ燃料の生産拡大やバイオマスタウンの構築の支援等のバイオマス利活用の推進など新たな農林業の展開や産業の創出等に取り組む。 農村・集落

農業経営に意欲ある者等による農地の有効利用を促進するため、現場の実態を踏まえつつ、農地政策の改革を具体化していく。あわせて、集落営農への参加支援、地域ぐるみで効果の高い共同活動と先進的な営農活動を実施する地域等への支援をはじめ、農業に従事する高齢者や小規模農家が安心して農業に取り組める環境づくりを促進する。 農村・集落

農業生産の維持を通じて多面的機能の確保を図る中山間地域等直接支払制度を実施するとともに、農林業等の基盤整備を進める。 農村・集落

米の消費減少に対応するための生産調整の全都道府県・全地域における確実な実行、水田において自給率向上が必要な麦、大豆、飼料作物、非主食用米等の生産の着実な定着に取り組む。特に、飼料米・バイオエタノール米等については、低コストの生産技術の確立・定着等を促進する。 農村・集落

今年度から導入された水田・畑作経営所得安定対策（品目横断的経営安定対策）については、制度の基本を維持しつつ、地域の実態に即した見直しを行うことなどにより、制度の定着を図る。 農村・集落

### (イ) 耕作放棄地の解消・発生防止

5年程度を目途に、農業上重要な地域を中心に耕作放棄地ゼロを目指す。具体的には、耕作放棄地の実態調査とそれに基づく耕作放棄地解消の指針づくり、耕作放

棄地の解消・発生防止に向けた取組を支援するための基盤整備と関連施策の一体的推進、地域の既存組織及び農地・水・環境保全向上対策を実施する対象活動組織による耕作放棄地の利活用の共同実施の取組に対する支援を行う。また、飼料作物・バイオマス作物等の省力作物の作付けの促進、放牧等の推進を図る。[農村]・[集落]

#### (ウ) 鳥獣害等の防止

鳥獣害対策として、捕獲体制の強化、捕獲方法の改善、侵入防止、効果的な被害防除技術の開発、野生鳥獣を活用した地域特産品の開発及び観光への活用の促進を図る。[農村]・[集落]

#### (エ) 企業等の農業への参入促進

企業等の農業参入の促進のための研修会・個別相談会等の実施、農地のリース、農業用機械・施設のリースの支援、農業参入法人への融資の実施を図る。

[農村]・[集落]

### カ 地域の森林・林業の再生

地球温暖化防止と森林資源の次世代への継承に向け、間伐等の森林整備・保全の着実な推進、美しい森林づくり推進国民運動の充実等を図るとともに、国産材の利用拡大を軸とした林業・木材産業の再生を進め、地域の活性化・雇用の場の確保を図る。

[再掲]

[農村]・[集落]

森林の保全・整備に意欲を有する若者等の就業と地域への定着を進めるため、「緑の雇用」による担い手対策を活用し、安全で効率的な林業の実施に必要な技術・技能を付与する取組を進める。また、低コスト施業等の実施に必要な技術・技能の付与に取り組む。

[農村]・[集落]

### キ 地域の水産業の再生

漁船漁業に関し収益性重視の操業・生産体制の導入等を図る漁船漁業構造改革対策を推進する。また、積極的かつ計画的に経営改善に取り組む経営体を対象とする新しい漁業経営安定対策の導入に加え、魚介類の生息産卵場となる「海の森づくり」や干潟の造成・保全等の漁場整備について推進する。さらに、国際競争力のある漁業の経営体の育成・確保のため、漁業の担い手確保・育成対策を推進する。[農村]

### ク 中小企業の生産性向上と再生

中小企業の再生・再起業の推進を図るため、各都道府県の商工会議所等に措置されている中小企業再生支援協議会において常駐専門家が相談対応・助言を行う。また、

中小企業再生支援協議会における外部専門家による再生計画策定や金融機関との調整を支援する。 都市

さらに、中小企業の生産性の向上に向けて、地域資源の利用等の付加価値の創造、IT・企業OB人材の活用等による小規模事業者等の経営力の向上、公正かつ効率的・合理的な事業環境の整備に関する取組を進める。あわせて、中小企業の相当部分を占めるサービス産業の生産性向上のため、消費者の視点からのサービス革新、サービスプロセス改革と人材育成、個別サービス分野の成長のための基盤整備等を進める。 都市

### ケ 建設業の活力の再生

技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長できる環境を整備し、地域づくりの担い手である建設業の活力の再生を図るため、建設業者の防災への貢献等を積極的に評価するなど、総合評価方式の導入等の入札契約制度改革を推進するとともに、建設業の新分野進出等の経営革新や人材育成等の取組を支援する。 共通

### コ 中心市街地の商業機能の再生

中心市街地活性化法に基づき、商店街・商業者等が行う商業活性化事業等に対して支援する。また、商店街の空き店舗活用事業等の各種の賑わい創出事業を支援する。さらに、人材やノウハウの不足に対し、診断の実施、勉強会・セミナー等の開催、専門家派遣等により支援する。 共通

### サ 金融面からの地域産業の再生等

金融面からも地域産業の再生に資するため、政策金融の活用、政府系金融機関の仲介による新規取引先の開拓・自社商品のPR等に役立つ地域の情報へのアクセスの向上や大学の研究成果等の地域の知恵の有効活用、地域金融機関における地域密着型金融の一層の推進を図る。 共通

また、郵便局ネットワークを用いることにより、過疎地域における金融サービスへのアクセスや過疎地域の特産品を全国に配送するアクセス等の確保を図る。 農村・集落

さらに、地域の活性化に資する観点から、47都道府県ごとの図柄による地方自治法施行60周年記念貨幣を順次発行するほか、これと連携して郵便事業株式会社においても記念の切手を順次発行する。 共通

## (3) 交流に関する基本的施策



## ア 地域資源を生かした観光資源開発・観光交流の促進

訪日外国人旅行者数の増加を図る「ビジット・ジャパン・キャンペーン」を着実に推進するとともに、国際会議の開催・誘致を支援する。また、我が国の魅力の一層の理解や外国人観光客の利便性の向上を図るとともに、観光地・観光産業の国際競争力を更に高めていく施策を推進する。 都市・農村

さらに、滞在日数の増加を図る観光圏の形成を目指し、官民一体となった取組への一層の支援を行う。加えて、多様な主体による協働のもと、地域資源や個性を生かした美しい国土景観の形成を図る取組を推進する。 都市・農村

## イ 二地域居住等の地域間交流の促進

### (ア)「暮らしの複線化」等の推進

二地域居住やU J I ターン等の「暮らしの複線化」を推進する。このため、社会的気運の醸成、民間ビジネスとしての展開、地域における活動の場の提供、地域の受入れや交流促進の仕組みの整備等の取組を強化する。 共通

また、グリーン・ツーリズム、エコツーリズム、滞在型・体験型観光等のニューツーリズムを通じた交流や、果樹・野菜、棚田オーナー制を通じた交流を促進する。 共通

さらに、地域住宅交付金、過疎地域集落等整備事業等による空き家を活用したU J I ターン対策の推進、就業あっせん等の総合的な定住対策の取組への支援、中長期間地方に滞在する都市から地方への移住・交流促進のためのビジネスモデルの確立を図る。 農村・集落

### (イ) 農山漁村への定住・滞在、農山漁村と都市との交流等の推進

農山漁村活性化法等により、農山漁村への定住・滞在、農山漁村と都市との交流等共生・対流の取組を推進する。具体的には、「オーライ！ニッポン会議」の下での農山漁村体験旅行商品の開発・提供に関する支援の在り方や民間企業が行う社会貢献活動との連携など、都市と農山漁村の共生・対流の国民的な運動の一層の推進を図る取組を進める。また、空き家・廃校等を活用した小学生の宿泊体験施設等の整備や受入れ体制の整備、農林漁家民宿の質・量両面での拡大を図る。さらに、都市住民に対する農山漁村への定住のきっかけづくりのため、体験農園の整備等を促進する。 農村・集落

## ウ 幹線交通・物流ネットワークの強化

新幹線、都市鉄道、高速道路、空港、港湾等の着実な整備やアクセス時間の短縮等のサービス改善を図るなど、幹線交通・物流ネットワークを強化する。港湾については、スーパー中枢港湾やこれらと結節する地方の港湾を整備し、効率的な物流体系の形成を推進するとともに、静脈物流拠点（リサイクルポート）の整備を推進する。空港については、既存ストックを活用した空港等の機能の高質化を通じ後背圏地域の競争力強化、利用者利便の増進を図る。道路については、高規格幹線道路や地域高規格道路等の地域の基幹ネットワークの形成や生活幹線道路の整備を重点的・効率的に推進するとともに、高速道路料金の引き下げなどによる既存高速ネットワークの効率的活用・機能強化について検討し、必要な措置を講ずる。また、鉄道貨物の輸送力増強を推進する。 共通

また、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」に基づき、地域の発意の下、都道府県が実施する道路、港湾、空港等のハードの整備や、ハード整備と一体となって地域ストックの充実に資するソフト事業を交付金により支援する。 都市・農村

#### （４）地域的課題に対応する基本的施策

##### ア 雇用に関する基本的施策

###### （ア）雇用機会の拡大

###### a 地域の雇用の再生

人づくり・雇用創出を図る地域再生計画の実現を省庁連携により一体的・重点的に支援する「地域の雇用再生プログラム」を推進する。その際、都道府県・市町村や事業主団体など地域の関係者が一体となって取り組む雇用創出プランの検討・実施に対する支援を強化する。また、地域雇用の創出に対する民間のノウハウ、資金等の活用促進のため、地域再生計画に合致する事業への融資に対する支援を行う。 共通

###### b 雇用改善の動きが弱い地域への対応

地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域等の雇用改善の動きが弱い地域に対しては、人材確保、能力開発に対する助成措置の充実や民間委託訓練の重点化を図るなど、雇用創出等への支援の充実を図る。 共通

また、雇用改善の動きが弱い地域については、地域の特性を踏まえ、地域で取り組む重点分野の活性化を図るため、雇用施策と産業施策との連携強化、創業のための経費や労働者の雇い入れに対する助成の充実を図る。 共通

### c テレワークの普及

テレワークの普及を推進するため、「テレワーク人口倍増アクションプラン」の着実・迅速な実施に取り組むとともに、テレワークを活用して地方再生に資するプロジェクトを関係省庁連携により実施する。 共通

## (イ) 産業の担い手の確保

### a 農林水産業の担い手の育成

競争力のある農業の担い手の育成、新たに林業に就業した若者等に実施研修を行う「緑の雇用」による担い手の確保・育成対策、漁業の担い手確保・育成対策に取り組む。[再掲] 農村・集落

### b 中小企業の労働力の確保

中小企業労働力確保法に基づき、新分野進出等に伴う雇用機会の創出や、人材の確保・育成に向けた取組を行う中小企業事業主への助成を行う。 共通

### c 地域における若者・高齢者の雇用の促進

地域において支援を必要とする若者の雇用の促進を図る。具体的には、支援拠点としての「地域若者サポートステーション」による訪問支援等の取組を進める。

都市・農村

また、技能継承を図るための若年者のトライアル雇用を実施する事業主を支援する奨励金の支給、トライアル雇用後に常用雇用に移行した事業主を支援する奨励金の支給等の施策を推進する。 共通

このほか、地域における団塊の世代をはじめとする高齢者の雇用対策を推進する。 共通

### d 新たな担い手の確保

農山漁村地域に新たな活力をもたらすため、二地域居住やU J I ターン等の「暮らしの複線化」を、情報発信の強化や農林水産業への就業支援等を通じて促進する。また、団塊の世代が培った能力等を生かしながら、定年後、田舎で再び活躍する「人生二毛作」や、田舎で新たな価値観とスタイルを確立して農林水産業に取り組もうという「スローライフ&ジョブ」の実現に向けた支援策の充実を図る。 農村・集落

## イ 教育に関する基本的施策

### (ア) 地域を担う人材育成の推進



地域活性化の担い手となる幅広い人材育成に資するため、戦略的な大学間連携及び産学官連携を進め、大学等有する人的・知的資源の有効活用を図る。 都市

また、国立大学法人への地方公共団体の寄附に関する制度の運用の改善を図る。

共通

さらに、子どもたちの豊かな人間性・社会性・郷土愛を育むため、地域における実りある体験活動の推進等を通じて、地域の教育力の再生を図るとともに、地域産業を担う人材を育成するため、地域社会と連携した取組を進める。 共通

### **(イ) へき地等の学校への対応**

へき地にある公立小中学校の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づき教育条件を確保する。 農村・集落

また、過疎地域等における学校の統合時に、児童生徒の遠距離通学に対して、通学的手段を配慮する。 農村・集落

## **ウ 都市機能に関する基本的施策**

### **(ア) 都市機能の更新・市街地空洞化への対応**

#### **a 中心市街地の活性化**

地方の創意と工夫を生かしたまちづくりの推進を図るため、まちづくり交付金により支援する。 共通

また、都市交通システムの整備と交通結節点の改善等による総合的な都市交通の戦略や、街なか居住の促進のための住宅市街地の総合的な整備を推進するとともに、暮らし・賑わい再生のための都市機能の街なか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等支援策の充実等を図る。 都市

#### **b 集約型都市構造への転換等の推進**

集約型都市構造への転換と既成市街地の再編を推進する。また、都市再生区画整理事業の重点化、拠点的市街地における先導的な環境負荷削減対策への支援制度の創設、街なか居住再生ファンドによる支援策の充実を図る。 都市

### **(イ) 多様な主体によるまちづくりの促進**

多様な主体によるまちづくりの活動を推進する。具体的には、まちづくりの担い手による各種ソフト・ハードの円滑な整備・管理運営に必要となる関連諸制度の運用改善と制度の一体的・総合的活用を実現するマニュアルの作成、人材派遣等まちづくりに係る人材・ノウハウの支援の充実、優良な民間都市開発事業を支援する

ための金融支援制度の充実、まちづくりへの投資拡大のための不動産投資市場の情報基盤の構築、官民協働事業へのまちづくり交付金による支援の充実、地域の住民等による地区の再生等を図るエリアマネジメントの推進等を図る。 都市

#### **(ウ) 地域固有の歴史的資源を活用したまちづくりの促進**

地域固有の歴史的資源を活用したまちづくりを推進することとし、城跡・古墳、歴史的建造物等を生かしたまちなみ形成の支援、都市公園事業等の既存制度の充実による支援を行う。 都市

また、河川や湖沼・内湾等の水質改善や多自然川づくりによる良好な水辺環境の再生を推進するとともに、河川空間において地域の賑わいの場を創出するための「かわまちづくり」により水辺を生かしたまちづくりの整備・支援を行う。 共通

#### **(エ) 住み替え等の促進**

住み替えの積極的支援、地方定住、二地域居住等を支援することとし、空き家活用等の事業について地域活性化・中心市街地活性化等の観点からの取組を進めるための制度の充実を図る。 共通

また、経済的社会的に一つのまとまりを持つ広域的な地域を単位として地域の活性化を図ることとし、複数市町村の連携事業へのまちづくり交付金による支援の充実を図る。 共通

### **エ 地域コミュニティ等に関する基本的施策**

#### **(ア) コミュニティ機能の再生**

地域コミュニティの担い手となるコミュニティ・リーダー等の育成に努めるとともに、女性の地域おこし等への参画の推進を図る。 共通

また、多様な主体の協働による地域コミュニティの再生及び地域の担い手ネットワーク（ソーシャル・キャピタル）の充実を促進することとし、これに係る枠組み整備を進めるとともに、NPO等と地方公共団体との協働事業への支援を行う。このほか、高齢者等を見守るネットワークの形成、子育て支援の拠点整備等を促進する。 共通

さらに、二地域居住、U J I ターンを含む農山漁村と都市の交流、農山漁村への移住・定住を促進するとともに、農村の空き家を活用した滞在型の農業体験から援農や期間就農までの地域システムのモデル構築に取り組む。 共通

なお、廃校等の地域ストックを有効利用し、地域の活性化に役立てるため、転用

等の円滑化を図る。このため、国庫補助対象財産の迅速な転用を可能にする地域再生法に基づく補助金等適正化法の手続の特例についての周知を図る。 共通

基礎的條件の厳しい集落については、集落への交流・移住・定住を促進するため、集落のコミュニティの再生・活性化に対する支援を行う。また、住民やNPO等の多様な主体の協働による「新たな公」を基軸とする地域づくりのモデル的な取組を推進する。さらに、従来の集落の単位では対応しきれなくなった生活サービスの維持が図れるよう、複数集落やNPO等の各種団体が構成される新たな地域コミュニティ組織の在り方や、予防重視の保健指導、移動診療、介護、買物代行等の日常生活サービスをワンストップで提供する拠点の整備に対する協力の在り方について検討する。 集落

### **(イ) 地域の文化の振興**

地域の文化財・伝統・歴史・景観・芸術・郷土料理等の文化資源を活用し、住民主体の特色あるまちづくりの一環として、例えば、地方公共団体が地域の文化財と周辺環境を総合的に把握し、活用するための基本的な構想づくりへの支援を行う。 共通

また、農林漁業に関連した「祭り」、「伝統文化」、「景観」等の保全・復活に向けた活動への支援を行う。 農村・集落

さらに、地域に暮らす人々に対し、質の高い舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに、次世代を担う子どもたちに対し、学校・文化施設等を拠点とし、舞台芸術や伝統文化等を体験または習得する機会の充実を図る。 共通

加えて、郷土文化の保全を図るためのITの活用の推進を図ることとし、郷土の歴史、風土等を記録した「郷土データベース」の構築により、集落における郷土文化の保全・継承を図る。 集落

### **オ 新たな過疎対策の検討**

過疎地域自立促進特別措置法の期限切れ（平成22年3月）を控え、時代に対応した新たな過疎対策について検討する。

### **カ 基礎的條件の厳しい集落の在り方の検討**

基礎的條件の厳しい集落に関する施策を推進するに当たっては、その集落を今後とも維持するかどうかの判断が求められる場合がある。このため、集落の点検・診断を実施しつつ、集落の在り方について住民による話し合いの場を開催し、今後の方向を



決定すべく、その具体的な進め方について検討する。

防災面等の理由から集落の移転が必要な場合や、話し合いの結果、集落の住民の方々の自主的な判断で移転を選択した場合には、移転先での住民の生活の円滑な再建、移転跡地の国土の保全を目指す。このため、以下に例示するような取組を視野に入れながら生活再建対策や国土保全対策を推進する。

- ・災害が発生した地域または災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住民の集団的移転を促進するため、地方公共団体が行う集団移転促進事業を支援する。
- ・話し合いの結果、住民が移転を選択した場合についても、より積極的な支援策を講ずることについて検討する。
- ・移転の準備段階においては、土砂崩壊を防ぐため、例えば、高地にある耕作放棄地から植林する等の段階的措置への配慮について検討する。
- ・実際の移転の段階においては、集団移転や移住先での生活の再建に必要な支援策について検討する。例えば、移転先の街中にある空き家を改修し、移住者に対して賃貸借する等の措置について検討する。
- ・移転後の段階においては、集落の跡地については、植林等の保全策を講じる。このため、例えば、当該跡地や廃屋の所有権の扱い等について検討する。





[参考資料]

---

# 平成20年度 I C T政策大綱

○平成20年度 I C T政策大綱 概要

# 平成20年度ICT政策大綱の概要 ～ICT分野の国際競争力強化に向けて～

## 【平成20年度の重点課題】

- ICT産業の国際競争力強化・ICTを通じた生産性向上により、人口減少社会下の我が国経済を新たな成長トレンドへ移行
- 2011年完全デジタル元年に向け、ICT分野の構造改革を加速し、多様なサービスの展開を通じて利用者利便を向上
- 地域活性化に向けたネットワーク整備や、社会のあらゆる場面でICT利活用の促進等により、「ユビキタスネット社会」を実現

## 【主要政策パッケージ】

### I. 国際競争力の強化

#### ICT国際競争力強化 プログラムの推進

- ジャパン・イニシアティブ・プロジェクトの推進
  - ・新世代ネットワーク技術
  - ・ユビキタス・ブラットフォーム技術の開発等
- 標準化活動の強化
- ICT人材育成等の推進、国際展開支援

#### ユビキタス特区の 創設・推進

- 世界最先端のICTサービスの開発・実証に向けて、「ユビキタス特区」を創設

#### 生産性向上のための ICT共通基盤整備

- 総合的なコード体系の整備
- ASP・SaaSの普及促進のための環境整備

#### ソフトパワーの強化

- 映像国際放送の充実
- デジタルコンテンツの流通促進

### III. 情報通信に係る国際戦略体制の 抜本的強化

### II. ICT分野の構造改革

#### 通信・放送の融合・連携

- 通信・放送の総合的な法体系の骨子の提示、具体的制度設計の検討

#### 通信市場における競争の促進

- 公正競争ルールの整備
- モバイルビジネスの活性化

#### NHK改革の推進

- 公共放送として視聴者に信頼される体制の確立

#### コンテンツ流通の促進

- 「コンテンツ競争力強化促進法(仮称)」を次期通常国会に向けて検討

#### 電波利用料の見直し

- 20年度以降の電波利用料について検討

### IV. u-Japan政策による地域活性化

#### 地域活性化に向けたユビキタスネットワークの整備

- ブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けた各種支援策の充実
- デジタル放送への移行完了のための送受信環境整備
- ユビキタス・コミュニティ構想による地域再生

#### ICT利活用の高度化

- テレワーク、医療などICTによる社会システム改革
- ICT高度利活用等による環境立国への貢献
- 迷惑メール対策
- 教育改革に向けたICT利活用促進

#### 利用環境整備

- 情報セキュリティ対策の推進
- 災害情報通信システム
- 迷惑メール対策

#### 技術戦略の推進

- 競争力強化重点研究開発
- 社会還元加速プロジェクト



# 平成20年度 ICT政策大綱

～ICT分野の国際競争力強化に向けて～

平成19年8月

総務省

平成20年度ICT政策大綱  
～ ICT分野の国際競争力強化に向けて～

目 次

はじめに

平成20年度のICT重点施策

1. 国際競争力強化

- (1) ユビキタス特区の創設・推進 .....3
- (2) ジャパン・イニシアティブ・プロジェクトの推進 .....4
- (3) 標準化活動の強化 .....4
- (4) ICT人材育成等の推進 .....4
- (5) ソフトパワーの強化 .....5
- (6) 生産性向上のためのICT共通基盤整備 .....6
- (7) 国際展開支援 .....7

2. ICT分野の構造改革の推進

- (1) NHK改革の推進 .....8
- (2) 通信市場における競争の促進 .....8
- (3) 通信・放送の融合・連携 .....8
- (4) コンテンツ流通の促進 .....9
- (5) 電波利用料の見直し .....9

3. 情報通信に係る国際戦略体制の抜本的強化 .....10

4. u-Japan政策による地域活性化

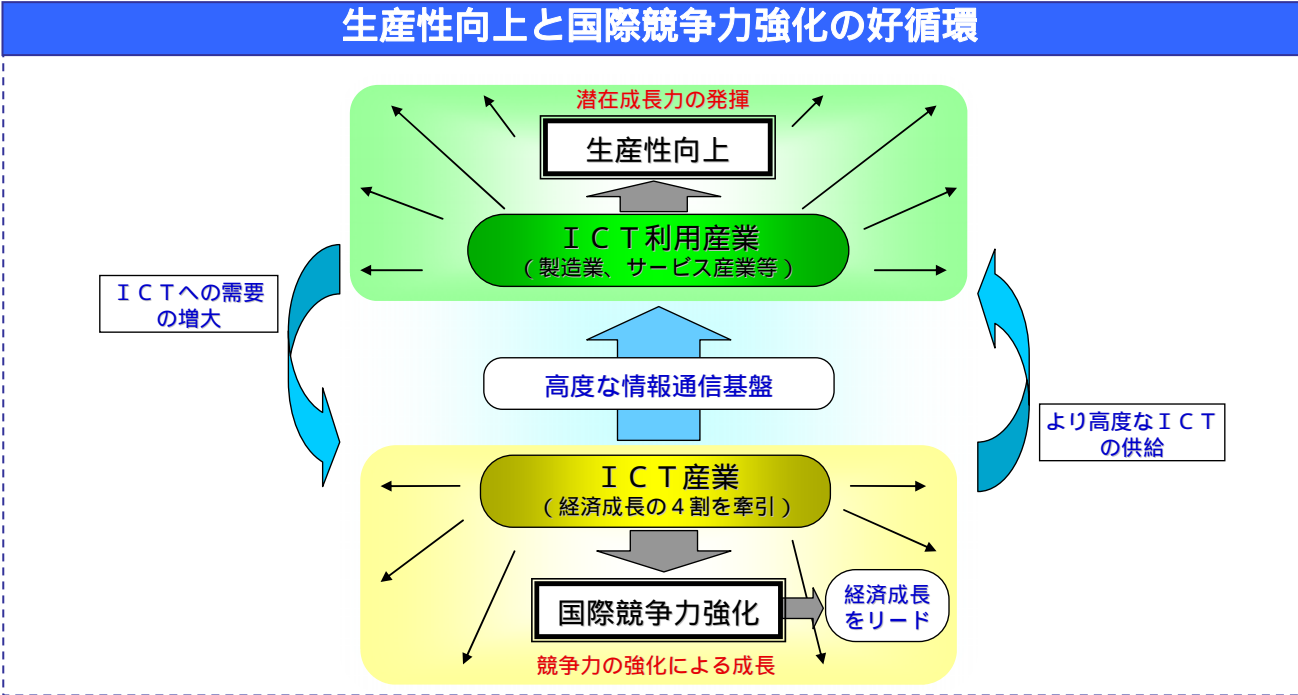
- (1) 地域活性化に向けたユビキタスネットワーク整備 .....11
- (2) ICT利活用の高度化 .....13
- (3) 利用環境整備 .....14
- (4) 技術戦略の推進 .....15

参考資料

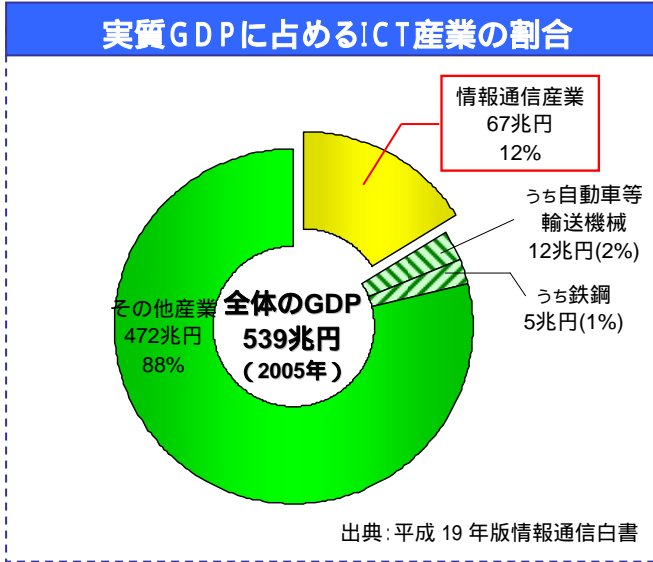
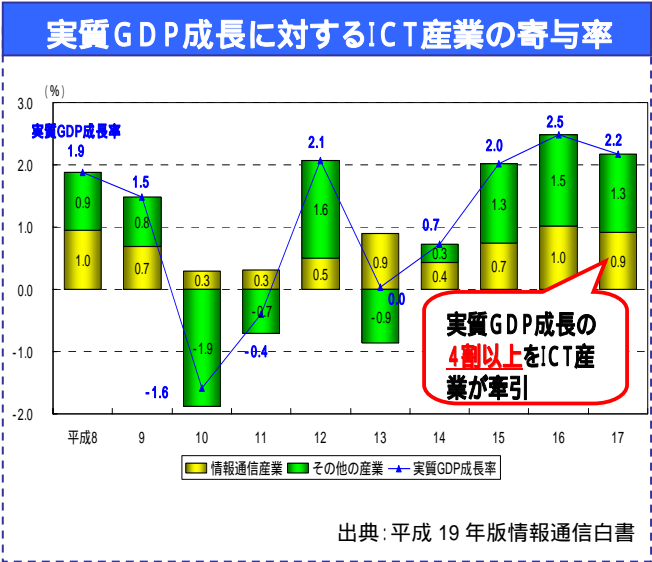
- ・ ICT改革促進プログラムの概要(2007年4月20日)
- ・ ICT国際競争力強化プログラムの概要(2007年5月22日)
- ・ ICT生産性加速プログラムの概要(2007年6月20日)

はじめに

ICTは、豊かな国民生活の実現に不可欠な社会経済活動の基盤であるとともに、我が国産業が厳しい国際競争に勝ち抜き、持続的な経済成長を図る上で原動力である。このような観点から、本年4月に総合的な政策パッケージとして「ICT改革促進プログラム」を策定した。本プログラムに基づき、平成20年度（2008年度）においては以下の施策を進める。

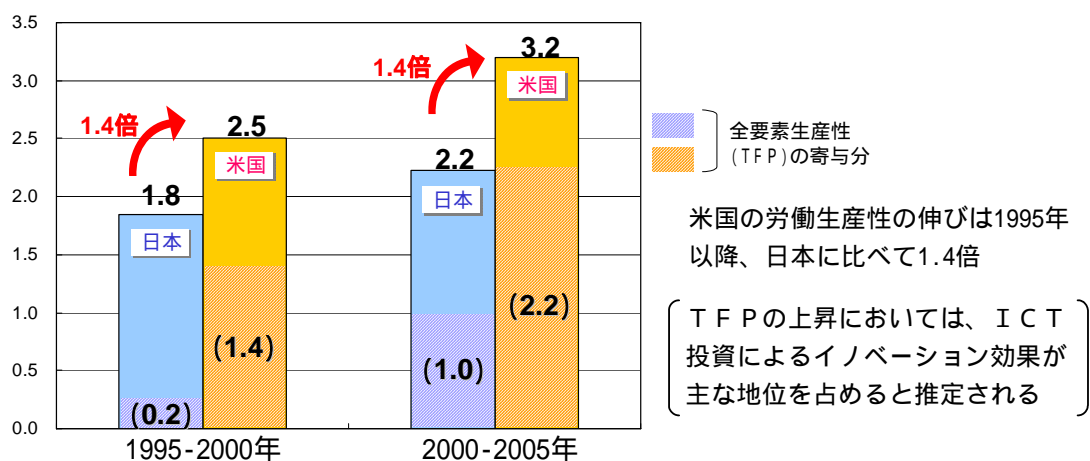


我が国は、人口減少社会が現実のものとなり、国内市場が成熟化に向かいつつある中、従来の経済成長モデルは限界を迎えつつある。このような状況において、我が国経済を新たな成長のトレンドに乗せるためには、我が国GDPの大黒柱であるICT産業の国際競争力の強化が不可欠である。このため、「ICT国際競争力強化プログラム」(2007年5月)に基づき、産学官の連携によりICT産業の国際競争力強化に取り組む。



また、ICT産業の国際競争力強化は、我が国の経済成長を牽引すると同時に、より高度なICTの利用を可能にし、様々な産業の効率化や生産性の向上にも資する。米国では1990年代以降、ICTによるイノベーション効果のため大幅な労働生産性の伸びを達成している。総務省では、本年6月に策定した「ICT生産性加速プログラム」を着実に実施し、我が国産業の生産性向上を通じて経済成長に取り組む。

### 労働生産性成長率の日米比較



出典:平成19年版情報通信白書

さらに、このようなICTが持つ可能性を最大限に発揮させるため、2011年の完全デジタル元年に向けたICT分野の構造改革を加速し、多様なサービスの展開を通じた利用者利便の向上を図る。平成20年度(2008年度)においては、NHK改革の推進、通信市場における競争の促進、通信・放送の融合・連携に対応した法制度の検討、コンテンツ流通の促進に向けた法制度の検討、電波利用料の見直し及び特定電子メール法の見直しに取り組む。

経済面以外でも、地域の再生や、少子高齢化、環境問題、教育改革等、我が国は様々な社会的課題を抱えている。このため、引き続きu-Japan政策を推進し、地域の活性化に向けたデジタルインフラの均衡ある整備やICT利活用の促進を図り、ICTの恩恵を全ての国民が受けられるユビキタスネット社会の実現を目指す。

これらの施策を総合的・戦略的に進めるため、総務省における組織を見直し、情報通信に係る総合戦略及び国際競争力強化を積極的に推進する局を新設する。



## 1. 国際競争力強化

「ICT国際競争力懇談会」(座長：齊藤忠夫東京大学名誉教授)における最終とりまとめを踏まえて策定された「ICT国際競争力強化プログラム」(2007年5月)を着実に推進し、政策資源の集中と選択、産学官の連携強化などにより、我が国が完全デジタル元年を迎える2011年までに、ICT産業の国際競争力強化を実現する。

このため、「ICT国際競争力会議」(2007年6月設置、議長：総務大臣)を中核として産学官が継続的にICT産業の国際競争力強化を推進する。

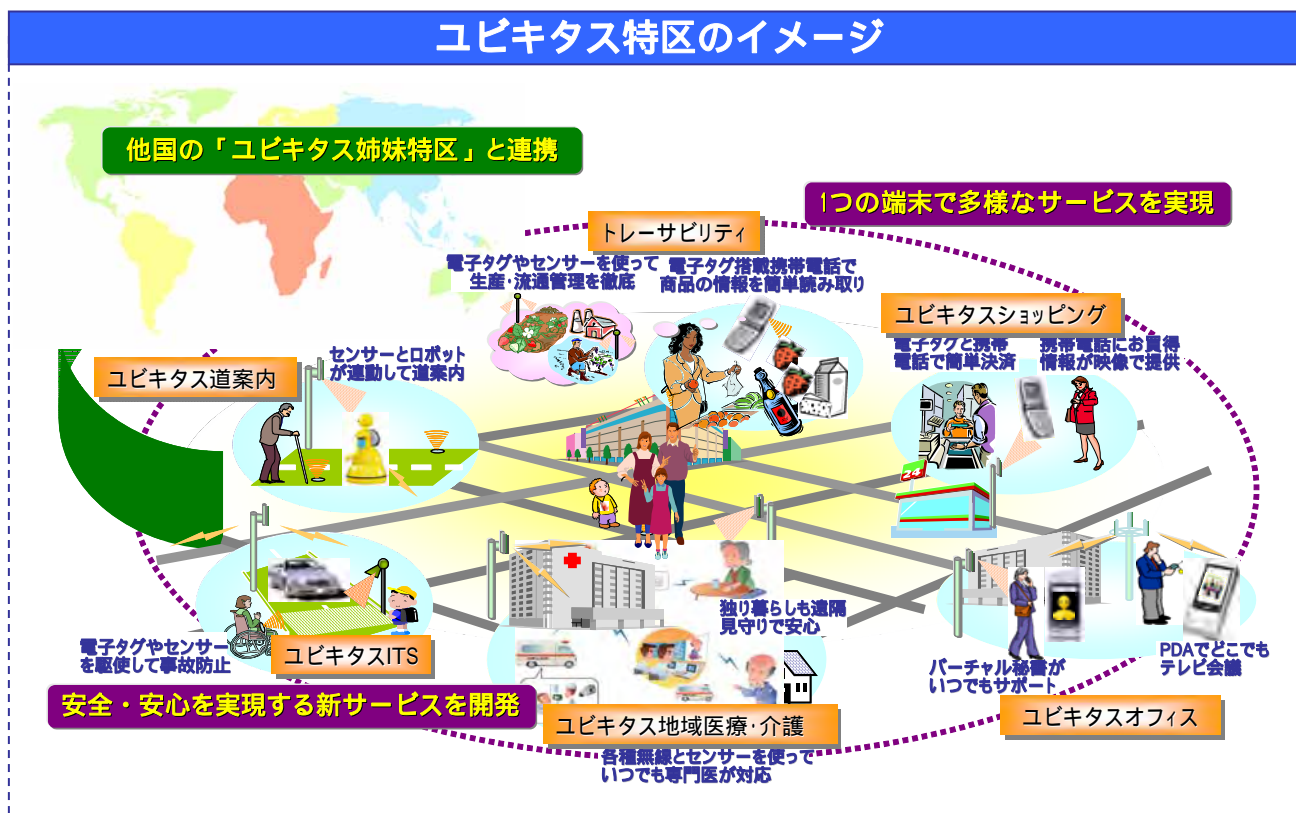
### (1) ユビキタス特区の創設・推進

世界最先端のICTサービスを開発・実証できる環境を整備するとともに、他国との連携などにより日本のイニシアティブによる国際展開を図るため、平成20年(2008年)1月を目途に「ユビキタス特区」を創設  
電波の二次取引制度の携帯電話等への拡大などを検討するとともに、利用可能な周波数帯の調査を行い、特区に関する要望を募集

(想定されるプロジェクト例)

- ・固定通信、移動通信、放送の融合・連携サービス、各種アプリケーションの開発
- ・携帯、自動車、家電、ロボット等日本の強みをいかした組合せプロジェクト
- ・次世代ネットワーク等最先端のICTを活用したサービスの開発・実証
- ・少子高齢化、環境問題等の社会的課題の解決に資するソリューションの実証

### ユビキタス特区のイメージ



## (2) ジャパン・イニシアティブ・プロジェクトの推進

### 新世代ネットワーク基盤技術に関する研究開発

平成 27 年（2015 年）頃のネットワークの姿を見据え、ユーザーからの多種多様な要求に応え、自由自在に最適な品質やセキュリティ等を確保することができる、新しい世代のネットワークアーキテクチャ創出のための基盤技術の研究開発を推進

### 次世代移動通信システムの研究開発

第 3.9 世代、第 4 世代といった次世代移動通信システムを始め、従来の携帯電話、広帯域無線アクセス（BWA）等も含め、多様な移動通信方式を制御して柔軟に電波の利用を可能とする端末 - 基地局間協調技術等について、試験・実験のための共通基盤を構築していくとともに当該研究開発を推進

### ユビキタス・プラットフォーム技術の研究開発

電子タグリーダと携帯電話等の機能融合、様々な生活課題の解決等に役立つユビキタスネットワークサービス等を実現するため、電子タグやセンサーでユーザーの状況を的確に認識し、状況に応じた最適なサービスを提供するための共通基盤技術の研究開発等を推進

### 超高臨場感映像システムの研究開発

超高精細映像放送（スーパーハイビジョン）を実現するための符号化技術、立体映像技術等についての研究開発を推進

## (3) 標準化活動の強化

我が国発の技術をグローバルに活用するための国際戦略の一環として国際標準化活動を強化するために、戦略的な国際標準提案の強化、国際標準化をリードする人材の育成・活用及び国際標準化活動の普及・啓発等を実施

## (4) ICT人材育成等の推進

### トップレベルの高度ICT人材育成支援の検討・推進

トップレベルの高度ICT人材の年間3,000人育成を目指して、拠点大学院構想を支援するとともに、それらを統合するナショナルセンター的機能を有する高度ICT人材育成機関の在り方などを含む抜本的な高度ICT人材育成策について、平成19年度（2007年度）中に産学官で検討し結論

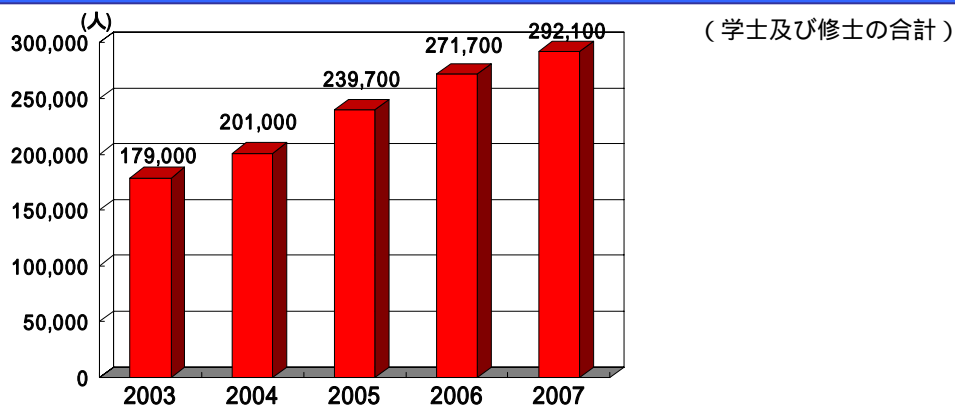
## ICT教育の充実支援

- 高度ICT人材育成のための実践的教材等の開発・普及の促進及び高度ICT人材育成支援プラットフォームの開発を実施
- 情報通信分野の専門的な知識及び技能を有する人材を育成する情報通信人材研修事業に対する支援等を実施

## 研究開発プロジェクトを通じたICT人材育成

外国人研究者の招聘や産学官連携による研究開発プロジェクトの実施を通じICTイノベーションリーダーの育成を推進

## ICT人材の育成の進むインドにおける高等教育機関ICT関連学科の卒業



出典： Strategic Review 2007 (NASSCOM)

## (5) ソフトパワーの強化

### 映像国際放送の充実等

- 平成20年度(2008年度)後半中の新たな外国人向け映像国際放送の実施を確保するとともに、映像国際放送の一層の発展に資する調査研究を実施
- 新国際放送実施会社の設立等に係る税制支援措置を要望

## 外国人向けの映像国際放送

世界が一段とボーダレス化する中、我が国のプレゼンスの維持・向上、経済力以外の面での国際貢献の充実の観点から、ソフトパワー、対外情報発信力の強化が必要。

NHKテレビ国際放送を再編、外国人向け部分を強化した新たな放送を2008年度後半に開始

『日本の対外イメージの向上、親日感の醸成』『欧米によるアジア理解の向上』が直接の狙い

オピニオンリーダー及び次世代をターゲット。等身大の生活・文化等の発信、多角的なアジア情報の発信を基本に魅力ある番組を提供。

外国人向け番組制作体制、インターネットも活用した効果的配信体制を抜本的に整備。

究極的に産業振興、観光・対内投資誘致等、幅広い国益を実現

円滑な立ち上げには、政府一体となった積極的な支援が必要

## コンテンツ流通の促進

放送番組などコンテンツの取引市場形成に必要な情報の集約、公開を集中的に行うための仕組みやルール作りに関する実証研究を進めるとともに、IPTV<sup>1)</sup>など、コンテンツを視聴するメディアに係る選択肢を拡大するため、DRM<sup>2)</sup>など新たなプラットフォームの開発を推進

## (6) 生産性向上のためのICT共通基盤整備

「ICT生産性加速プログラム」(2007年6月)を着実に推進し、我が国産業の生産性向上のため、次世代IPネットワーク、ASP・SaaS<sup>3)</sup>等の新たなネットワーク・サービスによるICT共通基盤整備のための実証研究等を実施

### ASP・SaaSの普及促進のための環境整備

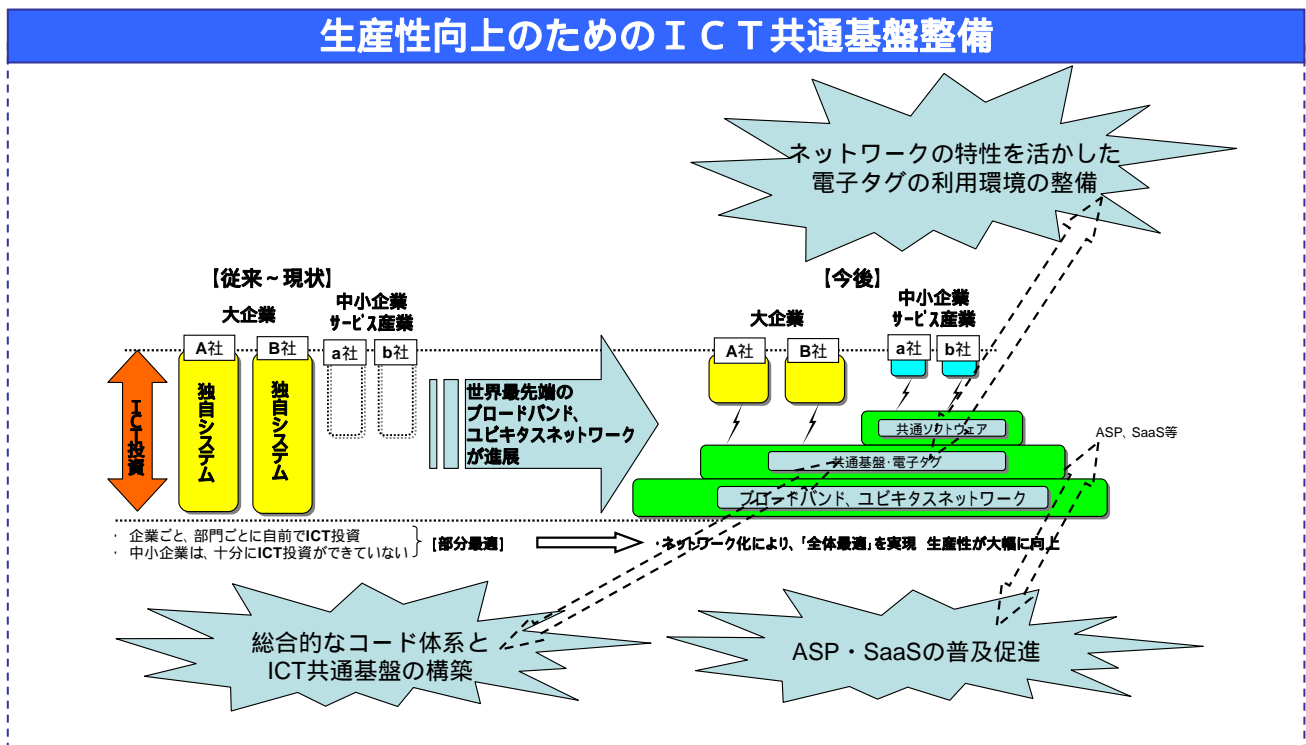
ASP・SaaSの安全・信頼性を確保するための指針や多様なASP・SaaSの連携についての検討結果を踏まえ、実証実験等を実施

### 総合的なコード体系<sup>4)</sup>の整備

現存する企業コード(番号)等や将来的に普及が見込まれるコード等について、中小企業、サービス産業等ICT利用産業の生産性向上に資する総合的なコード体系整備のため、技術実証等を実施

### ネットワークの特性を活かした電子タグの利用環境整備

電子タグの利用シーンを飛躍的に拡大させるための技術開発や国際標準化など電子タグを利用する際の環境整備等についての取組を推進



- 1) IP ネットワークを使って、リアルタイム放送や映画などのコンテンツを配信するサービス。
- 2) Digital Rights Management の略。デジタル著作権管理。
- 3) 財務会計等のアプリケーション・ソフトを、ネットワークを介してサービスとして提供する形態。
- 4) 企業・商品・場所等に統一的な番号を割り振り、ネットワーク上での管理を行うシステム。



## (7) 国際展開支援

### ICT国際展開支援のための連携・協力の推進

- ) APT<sup>5)</sup>等国際機関の活動への貢献、これらを通じた標準化連携を推進
- ) ICT国際展開に資するべく、重点分野について諸外国からの要人・技術者の招聘やワークショップを開催するとともに、我が国のICTを利活用した国際共同実験の実施、地上デジタル放送方式の国際普及を推進
- ) 諸外国の実情やニーズを踏まえつつ、我が国のICT国際展開の一環として、ブロードバンドやIPネットワーク導入のマスタープランを策定

### 海外に対する情報発信

- ) 我が国の政策・技術・サービスに関する諸外国の理解を深めるため、内外におけるセミナー、展示会、デモンストレーション等の実施、英文ニュースレターの発行、インターネットによる広報を推進
- ) ICT国際展開支援のためのミッション団等の派遣を拡充

### ICT国際展開支援のための情報収集・分析

技術革新の激しいICT分野における国際競争力を強化するため、諸外国の政策・技術・市場の動向を調査・分析するとともに、諸外国の最新情報に産学官がアクセスできる環境を整備し、ICT産業の国際展開を支援

### ICT国際展開支援のための市場環境整備の推進

日米、日EU及び日中間の規制改革対話や、インド、豪州、スイス、ベトナム等との経済連携協定(EPA)交渉等を通じて、ICT国際展開支援のための市場環境の整備を推進

---

5) Asia-Pacific Telecommunity の略。アジア・太平洋電気通信共同体。

## 2. ICT分野の構造改革の推進

2011年の完全デジタル元年に向け、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(2006年6月)を踏まえ、「ICT改革促進プログラム」(2007年4月)に沿って、利用者の視点に立ったICT分野の構造改革を加速し、その利便性の向上を図る。

### (1) NHK改革の推進

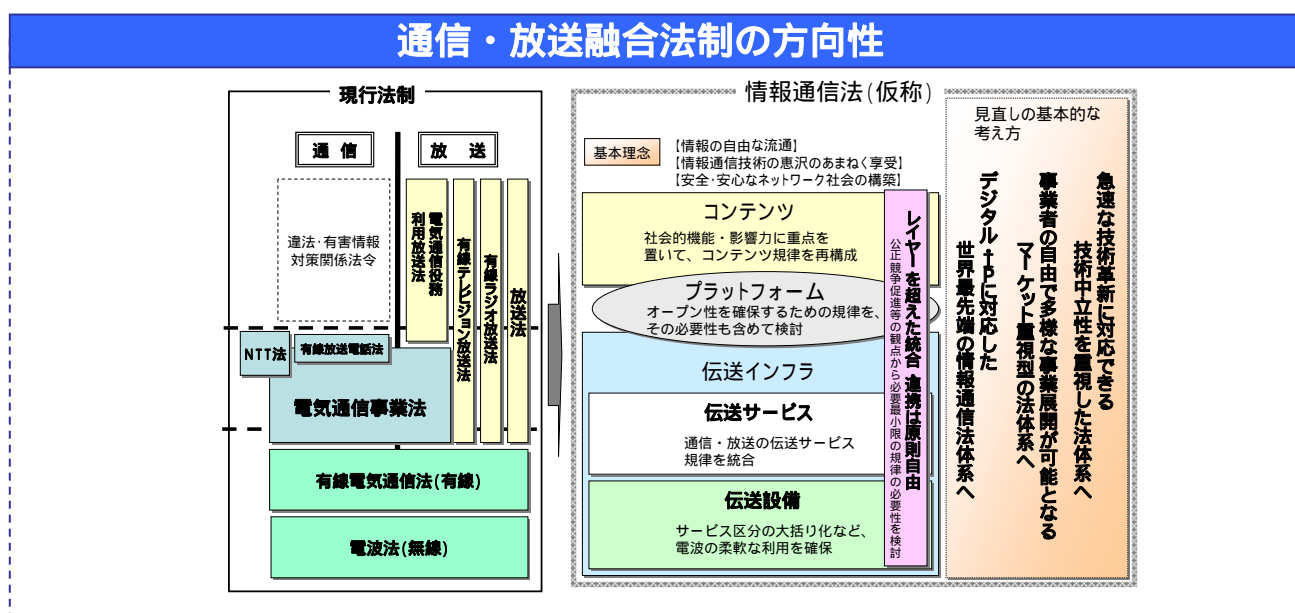
NHK改革については、経営委員会の改革によるガバナンスの強化やグループ全体の経営の効率化を進め、公共放送として国民視聴者に信頼される体制を確立する必要がある。そのため、NHKに対して、現在国会に提出されている放送法の改正案も視野に入れ、可能な限り早期に自らの経営改革プランを作成するなど徹底した取組を求める。

### (2) 通信市場における競争の促進

「新競争促進プログラム2010」(2006年9月)を引き続き着実に推進する。NTT東西の次世代ネットワークに係る接続ルールの整備を含む公正競争ルールの整備、販売奨励金の在り方を含む現行販売モデルの包括的見直し、MVNO<sup>6)</sup>の新規参入の促進などを含むモバイルビジネスの活性化策の展開等を図る。

### (3) 通信・放送の融合・連携

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」において、「中間取りまとめ」(2007年6月)に対する意見を基にさらに審議を行い、2007年12月を目途に最終報告書を作成し、通信・放送の総合的な法体系の基本的枠組みの骨子を提示する。その後、具体的制度設計について、速やかに情報通信審議会に諮問し、検討を進める。



6) Mobile Virtual Network Operator の略。携帯電話などの無線通信インフラを他社から借り受けてサービスを提供している事業者。

## (4) コンテンツ流通の促進

「コンテンツ競争力強化促進法(仮称)」を次期通常国会に向けて検討する。グローバルな市場で競争力を持つ放送番組などのコンテンツ制作とそのマルチユースを促進し、透明でオープンなコンテンツ取引市場を形成するとともに、その成果をクリエイターや利用者に適切に還元していく。

## (5) 電波利用料の見直し

国民がどこに暮らしていてもユビキタスネット社会の効用を享受できるような多様な形態での電波利用の環境を今後更に整備していくため、電波の適正な利用の確保のために行われる電波利用共益事務の内容を再検討する。電波利用共益事務に充てる電波利用料の負担の一層の公平性を確保するため、次期(2008年度~2010年度)の電波利用料の料額の在り方等について検討を行った上で、必要な見直しを行う。

### 電波利用料制度に関する研究会 報告書(2007年7月)の骨子

#### 1 用途

新用途として、携帯電話等のエリア整備の充実、地上デジタル放送のデジタル化への完全移行、国際競争力の強化に資する施策、を追加

#### 2 料額

##### (1) 負担の原則

全ての周波数に渡り、電波の利用はコストが発生するものであり、電波を利用する無線局は利用者、免許形態に関係なく、負担することを基本

これに加え、逼迫した周波数帯域を使用する無線局は、逼迫解消事業に係る費用を、使用する帯域に応じて負担(再開発事業により土地の価値が上がることと同義)

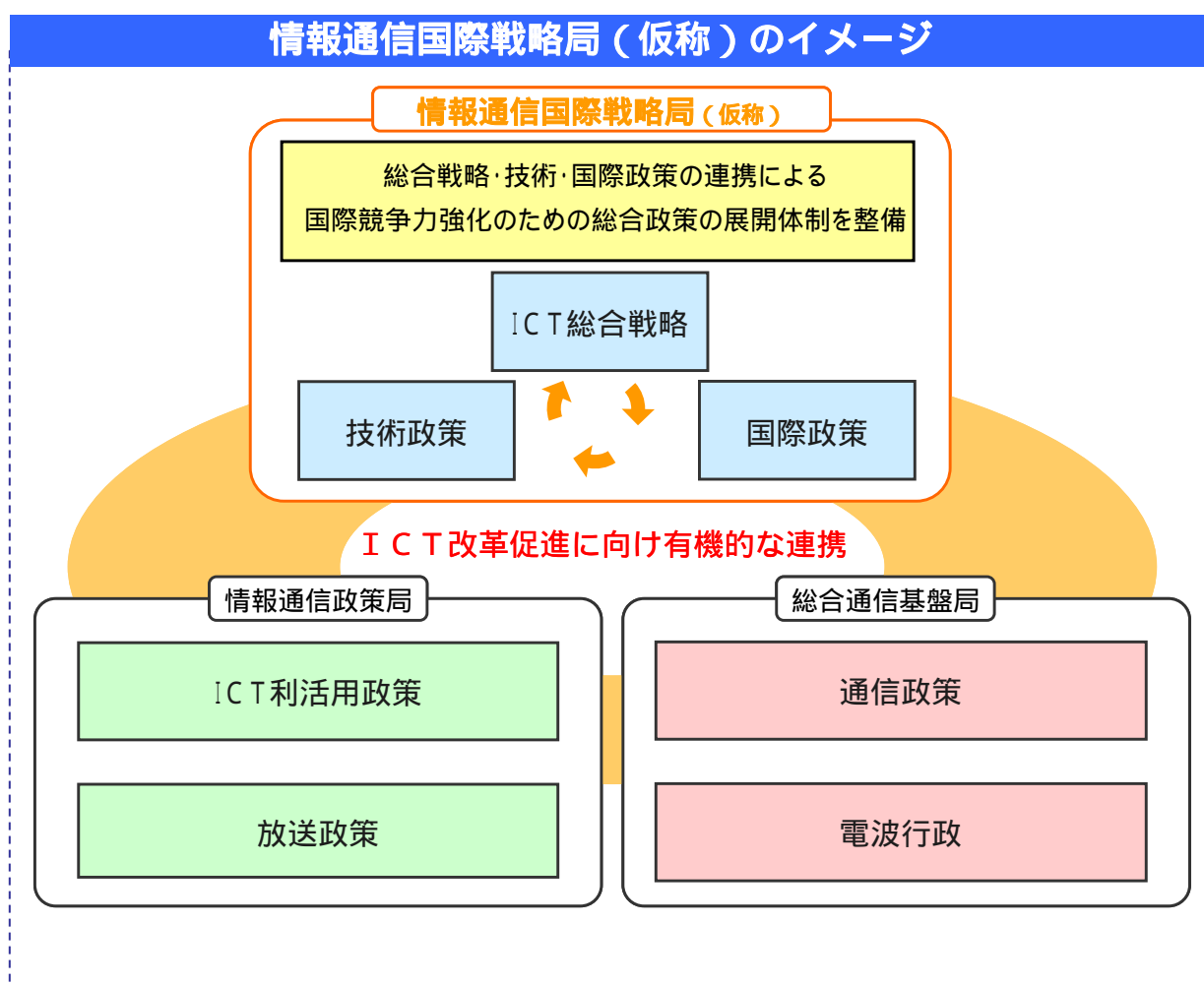
##### (2) 具体的な見直し

テレビジョン放送の電波利用料の見直し  
テレビジョン放送の電波利用料については、使用周波数帯域幅を基本とした料額とするが、これに公共性等を勘案しつつ、時間的な事情も勘案し中期的な視野で設定

国等の無線局における電波利用料負担  
非常事態対応を目的とした無線局等真に高い公共性を有する無線局については、引き続き免除の対象とするが、これ以外については、額を減免した利用料を徴収。独立行政法人、国立大学法人については民間と同等の利用料を徴収

### 3 . 情報通信に係る国際戦略体制の抜本的強化

ICT産業の国際競争力強化や通信・放送の融合・連携への対応を総合的・戦略的に進めるため、平成20年度（2008年度）に、スクラップ・アンド・ビルドの原則に基づき、総合戦略及び国際競争力強化を積極的に推進する局を新設し、情報通信に係る国際戦略体制を抜本的に強化する。





## 4 . u - J a p a n 政策による地域活性化

引き続き u - J a p a n 政策を推進し、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながるユビキタスネットワーク社会を 2010 年までに実現する。特に、デジタルインフラの均衡ある整備や I C T 利活用により活力ある地域産業・社会の確立を図る「ユビキタス・コミュニティ構想」を推進し、地域活性化に重点的に取り組む。また、少子高齢化や環境問題、教育改革等、今後、我が国が直面する様々な社会的課題の克服に I C T を役立て、世界最先端の I C T 国家として先導することを目指す。

### ( 1 ) 地域活性化に向けたユビキタスネットワーク整備

#### デジタル・ディバイドの解消

##### ア) 地域情報通信基盤整備の推進

ケーブルテレビ網、光ファイバ網、無線アクセスシステム等、地域の特性に応じた情報通信基盤の整備に取り組む地方公共団体等に対する支援を拡充

##### イ) 地域公共ネットワーク等の整備

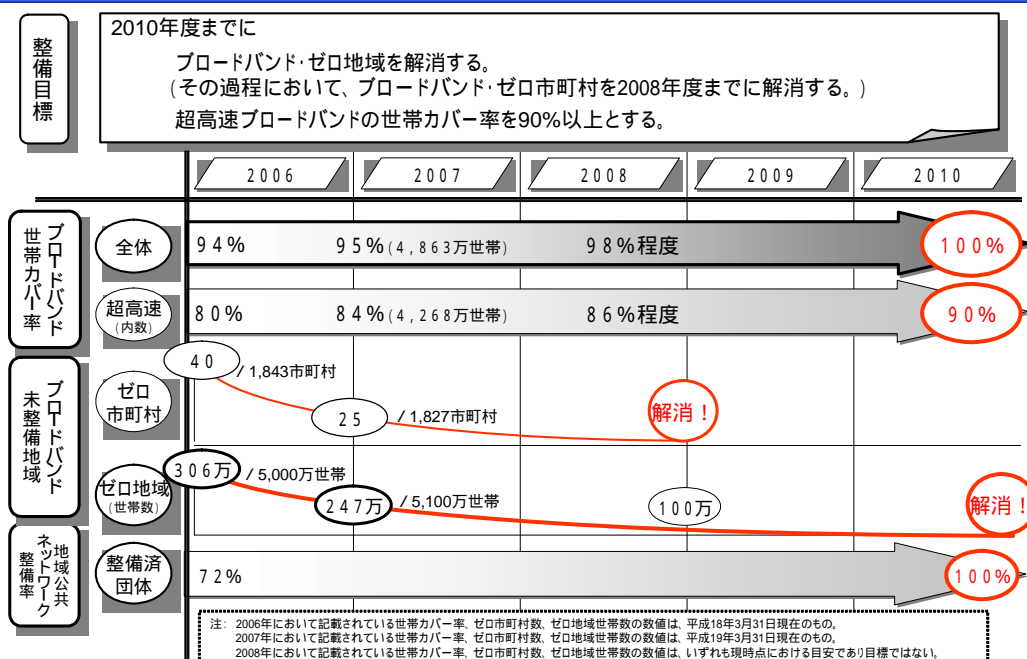
ア) 地域公共ネットワークの整備等に取り組む地方公共団体等に対する支援を実施

イ) 携帯電話等のエリアの整備に対する支援を拡充

##### エ) 有線・無線の利活用による総合的な取組の推進

2010 年度までにブロードバンド・ゼロ地域を解消するため、事業者に対する金融・税制面等での支援を拡充する等、有線ブロードバンド技術に加え、広帯域移動無線アクセスなどの無線ブロードバンド技術の利用環境整備を推進

### 次世代ブロードバンド戦略2010(整備目標)

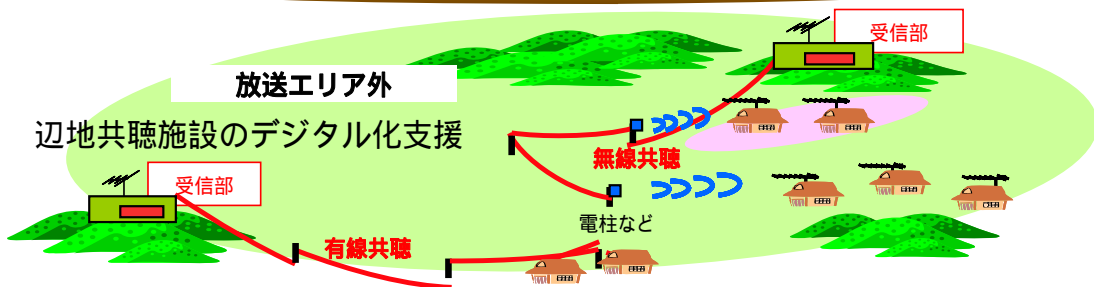
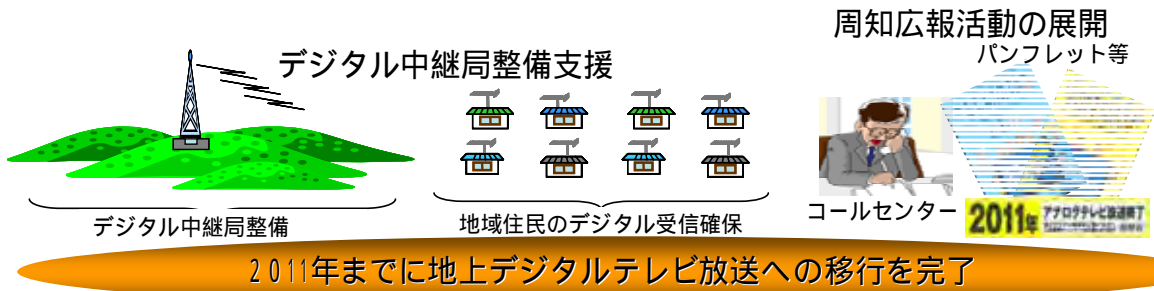


この整備目標は、2006年8月に公表した「次世代ブロードバンド戦略2010」に2006年度末の現状を加えたもの

## 地上デジタル放送への全面的な移行

- ）デジタル放送への移行完了のための送受信環境整備等  
地上放送のデジタル移行に向け、デジタル中継局及び辺地共聴施設の整備に対する補助等を推進
- ）アナログ放送終了に向けた実証研究  
アナログ放送波を円滑に停止するため、受信状況や工事能力の実態把握、アナログ停波の効果的な事前周知の在り方について実証研究を実施

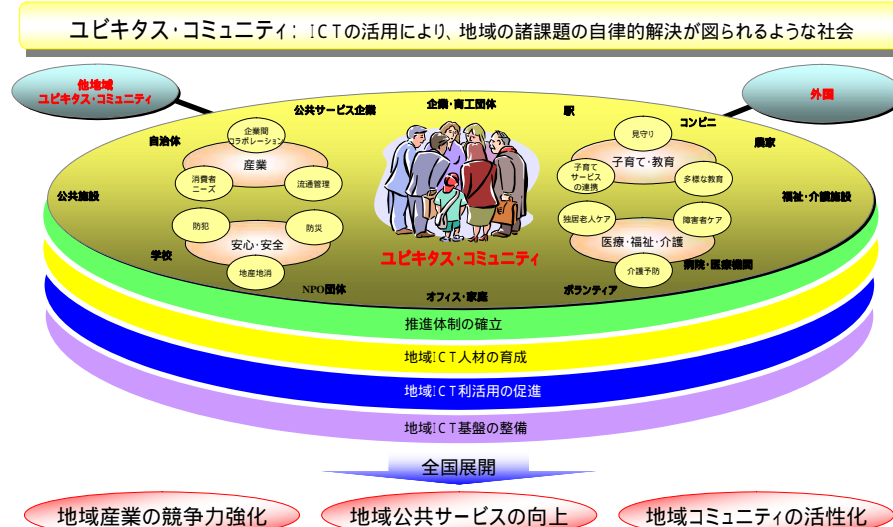
## デジタル放送への移行完了のための環境整備のイメージ



## ユビキタス・コミュニティ構想による地域再生

- ）ICTの利活用による地域の諸課題の自律的解決を通じて活力ある地域産業・社会の確立を目指す「ユビキタス・コミュニティ構想」推進のため、先進性・汎用性の高いICT利活用モデルの構築を自治体等に委託する地域ICT利活用モデル構築事業を拡充
- ）地域ICTの利活用基盤を形成し、地域の様々な公共サービスの統合・連携等により地域の活力を高める地域情報プラットフォーム推進事業を実施

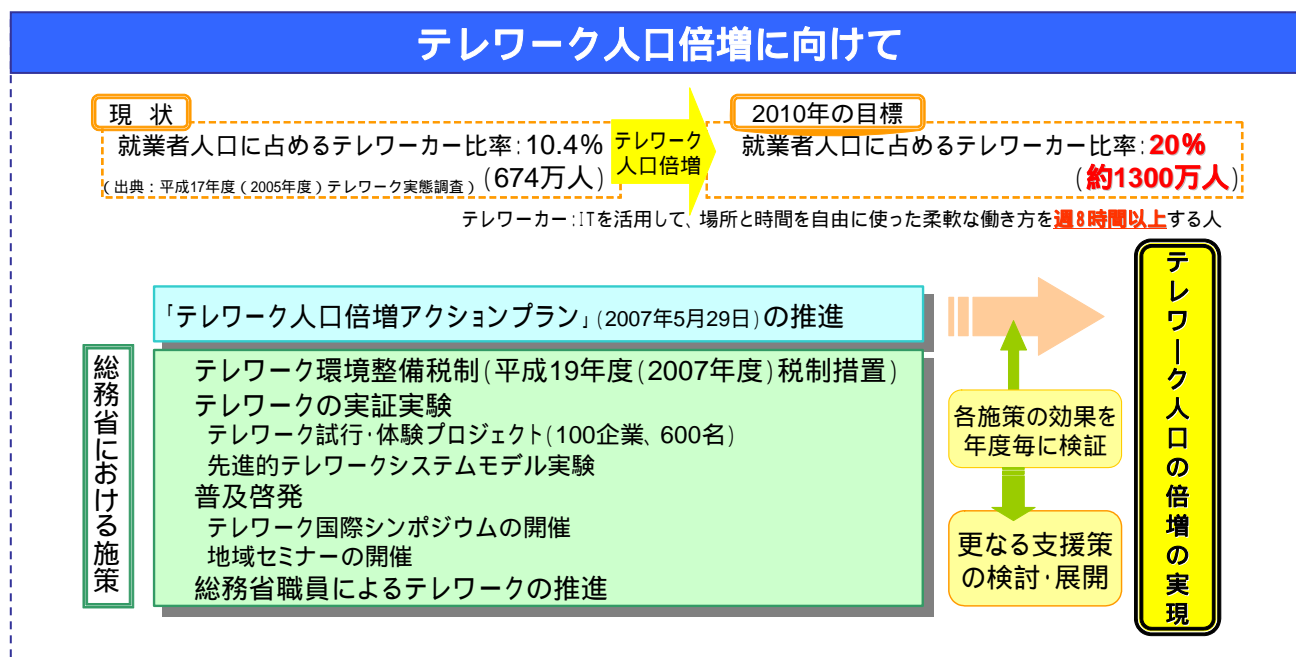
## ユビキタス・コミュニティ構想による地域再生



## (2) ICT利活用の高度化

### ICTによる社会システム改革

就業や医療の分野において、ICTの高度利活用による課題解決を図るため、テレワーク共同利用型システムの実証実験、健康情報活用基盤実証事業等を推進



### 先進的なICT利活用の推進

#### 高度道路交通システム(ITS)の推進等

路車間通信・車車間通信の実現に向けて、安全運転を支援する技術について大規模な実証実験を行い、効果的なサービス・システムの在り方について検証・評価するとともに周波数高度利用技術の研究開発を推進

#### 電子政府・電子自治体の推進

- ア) 電気通信行政情報システムの最適化及び電気通信に関する苦情・相談受付システムの高度化
- イ) 効率的で質の高い電子自治体を支えるシステム連携基盤「地域情報プラットフォーム標準仕様」の普及を推進

### ICT高度利活用等による環境立国への貢献

環境情報の効率的収集や幅広い情報提供が可能となる環境センシングネットワークに関する調査研究やテレワーク関連施策、様々なICT利活用による環境負荷低減効果に関する調査研究等を推進

### (3) 利用環境整備

#### ICTの安心・安全の確保

）ネットワークのセキュリティの高度化等

ア) IPネットワークにおける事故分析・対策、IPネットワーク時代に相応しい資格の在り方、重要通信の運用技術の高度化等について調査研究を実施するほか、ICT利用に対する不安感解消のための調査、普及・啓発活動等を推進

イ) 電気通信事業者等の緊急対応体制強化のためのサイバー攻撃対応演習等の実施

ウ) 情報セキュリティの向上やサービスの多様化等の観点から、IPv6<sup>7)</sup>対応機器やセキュリティ関連設備に対する税制支援措置を要望

）ネットワークに対するセキュリティ脅威への対処等

ア) ファイル共有ソフトを通じた情報漏えい等、情報の流出が社会問題となっていることにかんがみ、情報の適切な管理技術、漏えい情報の流通停止の容易化を図る技術など、情報漏えいの被害を最小化する技術を開発

イ) 悪意の第三者からの遠隔操作により多くのコンピュータを悪用しサイバー攻撃を行うプログラム(ボットプログラム)への感染防止対策技術等を開発

）災害情報通信システムの研究開発等

「災害情報通信システム」の構築を推進するため、電波の有効利用を図りつつ、公共・公益分野における移動無線システムのブロードバンド化や、災害時にも確実な通信を確保できる地上/衛星共用携帯電話システムの研究開発、都市上空等の風向・風速を精密かつ立体的に観測する技術の研究開発等を推進

#### 消費者政策の推進

）迷惑メール対策の推進

巧妙化・悪質化する迷惑メールへの対策について、特定電子メール法の見直しも含め、全般的に検討を行い、次期通常国会への法案提出を含め、平成20年(2008年)10月までに必要な措置を講ずる。

）消費者保護に資する調査研究、情報提供等の実施

電気通信の消費者保護のため、電気通信モニター制度を推進し、電気通信サービスの消費者問題・不適正利用に関する調査研究を実施するとともに、消費者等への電気通信サービスのトラブル防止のための情報提供等を実施

#### 教育改革に向けたICT利活用のための環境整備

教育のICT化の基盤となる地域公共ネットワークの整備等への支援、フィルタリング(有害サイトアクセス制限)の普及促進やインターネットの安心・安全利用に向けた啓発を行う講座(e-ネットキャラバン)等を推進

7) Internet Protocol Version 6の略。現在広く使用されているインターネットプロトコル(IPv4)の次期規格であり、管理できるアドレス数の大幅な増加、セキュリティ強化等が可能。



## (4) 技術戦略の推進

### 競争力強化のための研究開発の推進

- ) 次世代移動通信システムの研究開発 [ 再掲 ]
- ) ユビキタス・プラットフォーム技術の研究開発 [ 再掲 ]
- ) 超高臨場感映像システムの研究開発 [ 再掲 ]
- ) 新世代ネットワーク技術の研究開発  
ポストインターネットの国際的主導権獲得を目指し、新しい世代のネットワークアーキテクチャ創出のための研究開発に着手するとともに、我が国が世界に誇る「光」技術を駆使して、将来のネットワークインフラ基盤となる超高速・低消費電力のオール光ネットワークを作り上げていくための研究開発を推進
- ) ワイヤレスブロードバンドの推進  
世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境を整備するため、電波資源の拡大に資する未利用周波数帯の開拓、周波数有効利用技術の高度化等の研究開発等を実施

### イノベーションの創出に向けた社会還元加速プロジェクトの推進

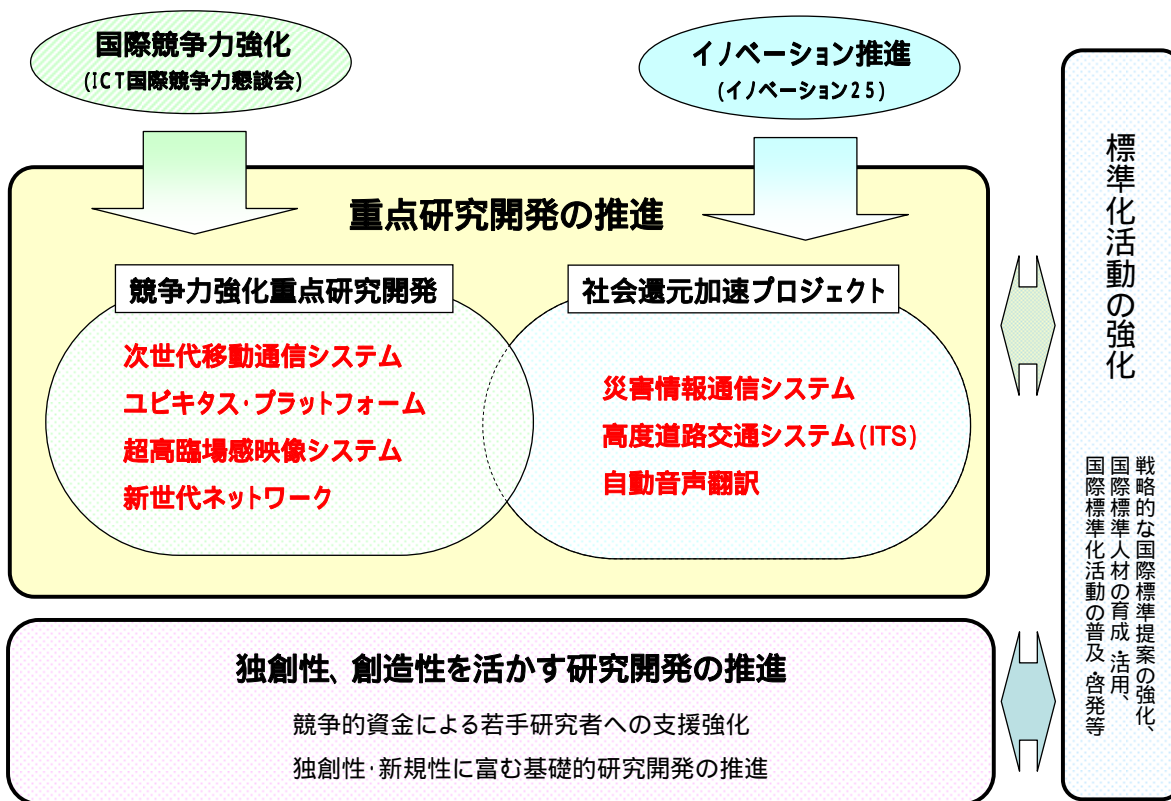
- ) 高度道路交通システム（ITS）の推進等 [ 再掲 ]
- ) 自動音声翻訳技術の研究開発  
どのような会話の内容でも、正確でリアルタイム性の高い音声翻訳を可能とする基本技術を確認し、言葉の壁を超えた自由で円滑なユニバーサル・コミュニケーション環境の実現を促進
- ) 災害情報通信システムの研究開発等 [ 再掲 ]

### 独創性、創造性を活かす研究開発の推進

- ) 競争的資金による若手研究者への支援強化、独創性、新規性に富む基礎的研究開発等の推進
- ) 国内外を結ぶ研究開発テストベッドネットワークの構築により、先端技術の開発環境を整備

### 標準化活動の強化 [ 再掲 ]

## 技術戦略の推進



# 参 考 资 料





# ICT改革促進プログラムの概要(2007年4月20日)

経済成長寄与度の高いICT産業の国際競争力強化、ICT分野の構造改革の加速化により、人口減少社会下の我が国経済を新たな成長のトレンドに乗せる。

我が国経済の  
新たな成長  
トレンドへの移行

## 第1 国際競争力の強化

「ユビキタス特区」の創設

「ICT国際競争力強化プログラム」の策定・実施

映像国際放送の充実

生産性向上のためのICT共通基盤の整備

## 第2 通信・放送分野の改革の推進

NHK改革の推進

通信の競争促進

通信・放送の融合・連携

コンテンツ流通の促進

## 第3 国際戦略を専担する局の新設

(スクラップ・アンド・ビルドの原則)

# ICT国際競争力強化プログラムの概要(2007年5月22日)

## 【基本プログラム】

### 「ICT国際競争力会議」の設置

・産学官の連携強化を図り、ICT国際競争力強化戦略を推進する中核的組織

### 「ユビキタス特区」の創設

・世界初のICTサービスが開発・利用できる環境を整備

### 「ジャパン・イニシアティブ・プロジェクト」の推進

・我が国の強みをいかしたプロジェクト

(例)次世代IPネットワーク、次世代携帯電話、

コピキタス端末・プラットフォーム

### プラットフォームの開発・整備

・要素技術の強みをいかした「低廉でグローバル市場で受け入れられやすく使いやすい統合プラットフォーム」の構築

### 重点分野における基本戦略の推進

・重点分野(次世代IPネットワーク、ワイヤレス、デジタル放送)の基本戦略を推進

### 「技術外交」の戦略的展開

・国際的な研究開発連携、国際標準化、知財戦略、経済協力等を一貫性・一体性を持って総合的・組織的に展開

### 通信・放送分野の改革の推進

・「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」の着実な実施

## 【個別プログラム】

### 【ICT研究開発強化プログラム】

ICT国際競争力強化施策への重点配分  
 「ICT国際競争力強化重点技術戦略」の策定  
 世界的研究開発拠点(集合知センター)の整備・充実  
 研究開発・標準化活動・知的財産戦略の一体的強化  
 基礎的研究開発の戦略的推進  
 情報通信ソフトウェア開発力の強化

### 【ICT標準化強化プログラム】

「ICT標準化・知財センター(仮称)」の設置  
 「ICT国際標準化戦略マップ」の整備  
 「ICT標準化エキスパート」の選定  
 「ICT国際標準化推進ガイドライン」の策定  
 標準化団体の活動強化・相互連携等  
 企業の標準化活動への支援  
 アジア・太平洋地域における連携強化

### 【ICT知的財産強化プログラム】

「ICT知的財産強化戦略」の策定  
 「ICTパテントマップ」の整備  
 民間相談窓口の活用促進

### 【ICT人材育成プログラム】

ナショナルセンター的機能を有する高度ICT人材  
 育成機関の在り方などを含む抜本的な高度ICT人材  
 育成策の検討  
 カリキュラム・教材等によるICT教育の充実支援  
 研究開発プロジェクトを通じたICT人材の育成

### 【税制・財政金融等支援】

(1) ICT国際競争力支援制度 (2) 政府調達 (3) 公的ファイナンス (4) ODA

高度ICT人材育成支援プラットフォームの開発  
 高等教育機関等における国際交流・海外人材育成の支援  
 初等中等教育における教育の情報化の推進

### 【ソフトパワー強化プログラム】

映像国際放送の充実  
 コンテンツ流通の促進  
 海外へのコンテンツ流通ネットワーク開拓に向けた体制整備  
 デジタルコンテンツの流通に関する新たなルール形成等  
 コンテンツの多メディア展開を促進するプラットフォームの形成

### 【ICTブランド向上プログラム】

「ブランド構築」の推進  
 「ICTジャパン・キャンペーン」の実施  
 「ICTブランド発信モデル」の選定

### 【国際展開支援プログラム】

「ICT国際展開対策本部」による支援  
 「ICT国際競争力強化指標(仮称)」の策定  
 国際機関の活動への貢献  
 現地の産学官との交流強化等  
 グローバル・ベンチャー企業創出の支援  
 マスタープランの策定  
 在外公館との連携強化  
 アジア諸国を中心としたEPA等の推進  
 アジア・ブロードバンド計画の推進等

などの支援措置を開関係府省と検討

# ICT生産性加速プログラムの概要(2007年6月20日)

生産性の抜本的な向上(ブレークスルー)をもたらすICT利活用の促進やICT投資負担の軽減を図る [ ICT国際競争力懇談会 2007.4.23 ]

## 【総合的なコード体系とICT共通基盤の構築】

ネットワークの活用を前提としたオープンで総合的なコード体系  
各コードの属性情報を含む情報の同期化の仕組み  
受発注から決済までの企業間取引、通常業務を自動化できる広範囲のEDI標準の実装  
業種横断的なグローバル標準を目指した技術標準の開発・普及体制の整備

## 【ネットワークの特性を活かした電子タグの利用環境整備】

業種・業界横断での費用対効果の実証  
電子タグの利用環境整備  
個人情報保護

## 【ASP・SaaSの普及・促進】

安全・信頼性指針の策定、事業者認定制度  
インターネットの公開の促進、役割分担等の明確化  
ネットワーク利用に係る企業データベースの構築  
国際的連携の推進







[参考資料]

---

# 平成20年度 「地域ICT利活用 モデル構築事業」 実施要領

○平成20年度

「地域ICT利活用モデル構築事業」

# 地域 ICT 利活用モデル構築事業

地域経済の活性化や少子高齢化への対応、地域コミュニティの再生や安心・安全の確保等、地域の具体的提案に基づき設定された課題について、ICTの利活用を通じてその解決を促進するための取組を委託事業として実施することにより、地域のユビキタスネット化とその成果を踏まえたICT利活用の普及促進を図る。

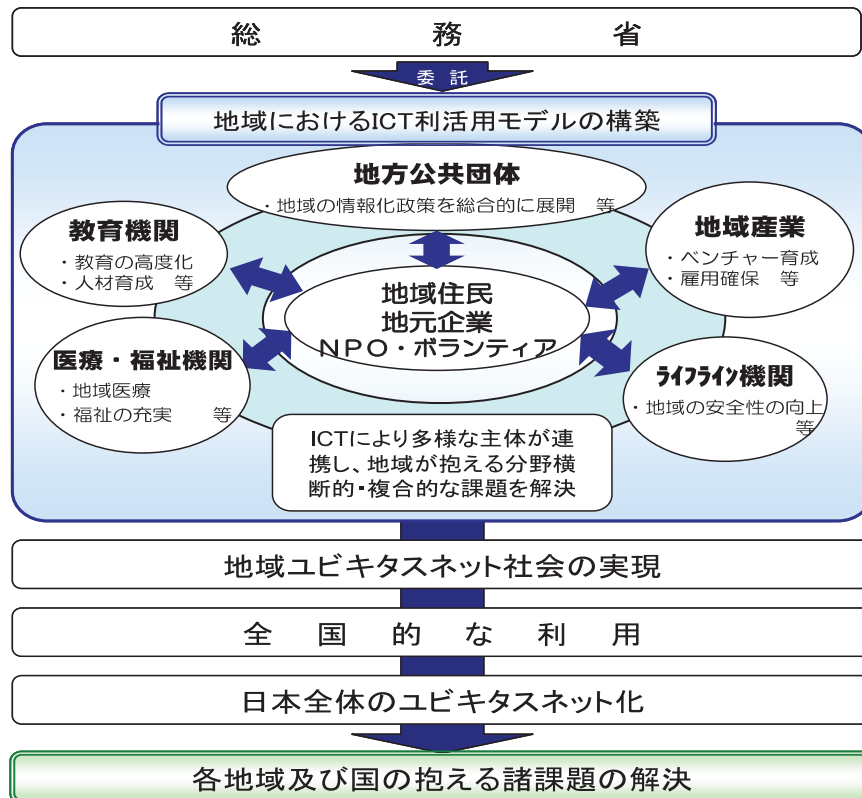
## 1 施策の概要

地域が抱える諸課題に対処するため、「地域ICT利活用モデル」（情報通信システムの企画・設計・開発、継続的運用及びそれに必要な体制づくり等ICTを活用した課題解決のための一連の取組）の構築・運用を地方公共団体に委託する。

委託先は、成果物として①成果報告書、②システム設計書、③成果検証データ等を総務省に提出し、総務省はその成果物を広く他の団体に周知・提供することにより、「地域ICT利活用モデル」の全国展開を促進する。

平成20年度においては、平成19年度からの継続案件の実施に加えて、遠隔医療の普及促進等の地方再生に資するテーマにつき、新たな「地域ICT利活用モデル」の構築を市町村、都道府県等に委託する。併せて、「地域ICT利活用モデル」の全国展開のため、データベースの構築、セミナー・シンポジウムの開催等を実施する。

## 2 イメージ図



## 3 所要経費

	平成20年度予定額	平成19年度予算額
一般会計	1,800百万円	1,800百万円

# 平成20年度「地域ICT利活用モデル構築事業」

## 実施要領

### 1. 目的

我が国においては、「e-Japan戦略」の5年間に、ブロードバンドインフラの整備と利用の広がり、高機能の携帯電話の普及、電子商取引の環境整備とその飛躍的拡大等世界最先端の情報通信インフラを実現した。その一方で、行政サービスや、医療、教育分野等でのICT利用・活用における国民満足度の向上、地域や世代間等における情報活用における格差の是正等依然として課題が存在している。

平成16年12月に総務省が策定した「u-Japan政策」においては、政策の基本思想として、「21世紀の社会課題を解決するためにICTを積極的に利活用する段階に歩を進め、社会に役立つ具体的なツールとしてICTをより深く実感できるようになる」ことが掲げられている。また、「u-Japan推進計画2006」においては、ICT利活用の高度化を推進し、「2010年までに国民の80%がICTは課題解決に役立つと評価する社会」の実現を目標に掲げている。

さらに、平成18年1月に策定された「IT新改革戦略」においては、上記の課題に対応する今後のIT政策の重点として、「先進的なモデル地域における利用・活用の具体化を通じ、ITの恩恵・利便を実感できるようにしていくこと」が重要であるとされ、また、平成19年11月に地域活性化統合本部会合で決定された「地方再生戦略」においては、「地域の創意工夫や発想を起点とした自主的な取組を政府として省庁横断的・施策横断的な視点からの確に後押ししていくという大きな発想の転換を図る必要がある」とされている。

これらを踏まえ、地域の具体的提案に基づき設定された地域課題について、ICTの利活用を通じてその解決を促進するための取組のうち、全国的課題の解決に資するもの、あるいは多くの地域に共通する課題の解決に資するものについて、国の委託事業として実施する。これにより、地域のユビキタス化を促進するとともに、その成果の活用や成果を踏まえたICT利活用の普及促進等を図ることを本事業の目的とする。

### 2. 委託事業の概要

#### (1) 委託先

市町村、特別区、都道府県及びこれらの連携主体（広域連合、一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）

#### (2) 事業概要

「地域ICT利活用モデル構築事業」（以下「委託事業」という。）は、総務省が市町村等に対し、「地域ICT利活用モデル」（情報通信システムの企画・設計・開

発、継続的運用及びこれらに必要な体制づくり等 I C T を利活用した課題解決のための一連の取組) の構築を委託するものである。委託先の候補となる市町村等(以下「委託先候補」という。)は、総務省において、本要領に基づき提出された提案書を審査の上、選定することとなる。採択された提案については、総務省と市町村等の間で委託契約を締結する。

総務省と委託契約を締結した市町村等(以下「委託先」という。)は、提案書に記載した計画に基づき事業を実施し、その成果物として、①成果報告書、②情報通信システム設計書、③成果検証データ等を総務省に提出する。総務省はその成果物を広く他の団体に周知・提供等することにより、「地域 I C T 利活用モデル」の全国展開を促進する。

### (3) 委託金額

1 事業につき 1, 0 0 0 万円以上 6, 0 0 0 万円以下とする。

## 3. 提案手続

### (1) 応募資格

以下の要件を満たす市町村等

- ① 地域の多様な主体との連携・協力を確保するため、後述する実施体制を構築すること。
- ② 事業内容の公開及び他団体への周知・提供に積極的な貢献が可能であること。
- ③ 複数の市区町村が連携して実施する場合、各市区町村の役割と責任が明確に示されていること。また、代表団体が定められていること。

### (2) 提案書様式

別添様式 1 ～ 7 に従い作成し、提出するものとする。

### (3) その他の補足資料

提案を補足する資料があれば、A 4 (様式自由) で添付することができる。

### (4) 提出期間

委託を希望する市町村等は、公募開始の日から、平成 2 0 年 5 月 8 日 (木) までに提案書を提出すること。



#### (5) 提出部数等

提案書類（提案書及び補足資料）は次の部数を提出すること。

正本 1部

副本 10部

提出に当たっては、CD-R（1枚）等の電子媒体も併せて提出すること。

#### (6) 提出先・問合せ先

所管する総合通信局等（別紙1参照）に持参又は郵送等（〆切日の17時必着）により提出すること。なお、提案書の返却は行わない。

## 4. 委託先候補の選定及び採択

### (1) 実施地域

実施地域に制限は設けない。ただし、選定に当たっては、個々の提案の優劣に加え、実施地域の人口規模、産業構造、地理的条件、地域性等の点において、多様性の確保を考慮する。

### (2) 実施テーマ

ICTを利活用して地域の問題解決を図る取組である限り、実施テーマに制限は設けない。ただし、既採択案件（平成18年度「地域児童見守りシステムモデル事業」、平成19年度「地域ICT利活用モデル構築事業」及び平成20年度「ユビキタス特区事業」の採択案件等）と内容が重複又は類似する案件については、委託の対象とならない。また、遠隔医療に係る取組については、別途公募を予定していることから、今回の募集の対象外である。

### (3) 選定方法

外部の有識者等を構成員とした評価会を開催し、その結果を参考にして採択を決定する。

なお、評価に際しては、提案者ヒアリング等を実施する場合がある。

### (4) 選定基準

選定に当たっては、次に挙げる「基本評価要素」及び「全体調整要素」を基準として、総合的に評価を行う。

なお、既採択案件と重複・類似している提案や自律的・継続的運営が見込まれない提案、事業の効果に照らして費用を過大に設定している提案については、原則として採択しない。

#### <基本評価要素>

##### ① モデル性

（ICT利活用による問題解決）

ICTを利活用して地域の問題解決を図るものであること

(既採択案件との相違)

既採択案件(※)と重複・類似していないこと

※平成18年度「地域児童見守りシステムモデル事業」採択案件、平成19年度「地域ICT利活用モデル構築事業」採択案件及び平成20年度「ユビキタス特区事業」採択案件等

(先進性・汎用性)

全国展開にふさわしい先進性・汎用性を備えていること

## ② 計画の熟度

(資金計画)

委託期間終了後の自律的・継続的運営を可能とするような資金計画となっていること

(実施体制)

多様な地域主体の参画が見込めること

委託期間終了後の自律的・継続的運営を可能とするような実施体制となっていること

(達成指標)

事業の定量的な達成指標が明示されていること

例) 企業誘致数、雇用増加数、出生率の向上、医療費の節減、住民満足度向上 等

(地方公共団体等の政策体系との整合性)

事業内容が市町村等の政策体系と整合したものであること

特に、当該計画が「頑張る地方応援プログラム」のプロジェクトとして登録されていること、あるいは当該計画が地域再生法に基づく「地域再生計画」の認定を受けていることを重視

## ③ 費用対効果

既存の施設を有効に活用し、費用対効果の高い計画が設定されていること

## <全体調整要素>

### ① 実施地域の多様性

事業の実施地域が人口等の点で多様となるよう配慮する。

### ② 解決課題の多様性

事業の実施によって解決しようとする課題が特定分野に偏らないよう配慮する。

### ③ 利用技術の多様性

活用するICTが特定のものに偏らないよう配慮する。

#### (5) 追加資料の提出等

委託先候補の選定は、提出された提案書に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を要請する。

#### (6) 提案内容の確認・採択・修正

総務省は、委託先候補を選定した後、当該市町村等に提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、最終的な採択の決定を行う。採否の結果は、総務省から総合通信局等を経由して、提案書を提出した市町村等あてに通知する。

採択された提案内容については、必要に応じて契約時までに総務省と委託先候補との間で調整の上、修正等を行うことがある。

## 5. 委託契約

#### (1) 委託契約の締結

採択された事業について、総務省と委託先候補との間で、契約条件の協議を行った上で委託契約を締結する。

なお、契約上の委託経費の額は、必ずしも提案書に記載した希望金額と一致するものではない。また、総務省と委託先候補との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

#### (2) 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から総務省が別に定める日とし、契約は単年度契約とする。

#### (3) 契約の形態

総務省の支出負担行為担当官と市町村等の首長が委託契約を締結する。委託先が連携主体の場合には、代表市町村等の首長が契約主体となる。

#### (4) 契約書について

契約は総務省の委託契約書による。

## 6. 委託費

### (1) 委託費の扱い

委託費は、委託契約に係る契約書及び提案書に定められた用途以外への使用は認めない。また、委託費は、原則として、事業終了後速やかに成果報告書の提出を受け、委託金額を確定した後、精算払いにより支払う（特別な事情がある場合には、財務大臣協議等の所定の手続、承認を得た上で、年度途中で概算払いが認められることもある。）。

### (2) 委託費の内容

委託先は、事業に必要な経費として、別紙2の費目について支出することができる。ネットワークインフラ等の基盤整備に該当する経費については、原則として支出できないものとする。ただし、情報通信システムを稼働するために必要最低限の機器類については支出を認める。この場合、機器類については、原則リース又はレンタルによるものとする。

なお、本事業で調達した機器類等については、事業終了後、委託先においてリース契約を継続する等モデルの継続的な運営に必要な措置を講じること。

また、情報通信システム開発等、その内容が第三者に委託し、又は請け負わせることが合理的であると認められる業務については、事業の一部を外部機関に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。

事業の一部を外部機関に委託し、又は請け負わせる場合は、当該事業者名等について事前に総務省に通知し承認を受けることとし、また、当該事業者等の選定に用いた仕様書を併せて総務省に提出することとする。

## 7. 事業の実施

### (1) 実施体制

上記1の目的を達成するためには、本事業の実施に際し、地域の多様な主体との連携・協力体制を構築することが必要となる。このため、委託先においては、以下の体制を整備することとし、総務省に対する中間報告及び成果報告において、これらの体制を整備し、これを円滑に運営したことが明らかになるような資料（例えば協議会の議事録等）を提出しなければならない。

#### ① プロジェクト・リーダーの決定

委託先は、事業の実施に際し、事業の全体を統括するプロジェクト・リーダーを決定し、総務省に報告することとする。プロジェクト・リーダーは、事業の進捗管理等全体を統括し、総務省の求めに応じて随時説明を行うとともに、



総務省及び総務省を通じてなされる他の地方公共団体等の求めに応じて、モデル構築の成果の全国展開に必要な措置に協力する。

なお、上記の役割を適正に担える者であれば、市区町村の職員や当該地域の住民である必要はなく、また、必ずしも組織の責任者であることを要しない。

## ② 協議会等の開催

委託事業の内容に地域住民等の意向を反映し、また、構築したモデルの継続的な運営方策を検討するため、協議会等を設置して事業を実施することを原則とする。協議会等は地方公共団体を中心として、事業の実施等に必要な主体を幅広く含むことを要する。

協議会等は、情報通信システムの仕様の決定のほか、構築したモデルを継続的に運用するための体制、費用負担の在り方、モデル運営による課題解決のための具体的な行動計画、役割分担等について検討する。

なお、既存の組織を活用することも可能であり、また、事業の円滑な開始に支障がないよう、速やかな設置、協議開始等が行われることが必要であるが、提案書の作成時点においては、設置予定とすることも可能である。

## (2) 委託事業終了後の残存資産の扱い

事業終了後、残存資産が存在する場合には、総務省と委託先が別途協議してその扱いを決定することとする。

# 8. 報告

## (1) 中間報告

委託先は、委託年度の11月末日までに、別に定める様式に基づき、総務省に進捗状況等を中間報告しなければならない。次年度への継続については、中間報告の評価結果に基づき行う。

## (2) 成果報告

委託先は、委託を受けた期間の属する年度の3月末日までに、別に定める様式に基づき、以下の成果物を総務省に提出しなければならない。提出した成果物に係る知的財産権等の権利は全て総務省に帰属するものとする。

### ① 成果報告書

事業内容、目標の達成状況、情報通信システムの機能及び改修の必要性、収支報告、運営体制の整備状況等を含むもの

### ② 情報通信システム設計書

情報通信システムの基本設計書及び詳細設計書

### ③ 成果検証データ

情報通信システム運用データ等

### (3) 事後報告

委託先においては、本事業の目的を達成するため、成果報告を行った後も、構築された「地域ICT利活用モデル」の運用を行うことが求められる。委託事業終了後5年間は、この運用によって得られた成果について、提案書に記載された目標等に照らした事後評価を実施し、その評価結果を別に定める様式により総務省に報告するものとする。

## 9. 事業の継続

本事業については、中間報告の評価結果を受けて、委託を継続することが本事業の目的達成に必要と認められる場合には、平成21年度以降、継続して事業を委託することがあり得る。

## 10. スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成20年5月中旬頃	外部有識者による評価会を開催し、その結果を参考にして委託先候補となる市町村等を選定
5月下旬頃	採択決定通知の送付
6月～7月	契約条件の協議を行い、委託契約を締結
10月～11月頃	中間報告
平成21年3月頃	成果報告

## 11. その他

本事業の実施については、本実施要領に定めるところによるほか、新たに取決めを行うべき事項が生じた場合には、総務省が速やかにこれを定め、必要に応じて総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp/>）で公開するものとする。

## 12. 実施要領に関する問い合わせ先

総務省 情報通信政策局 地域通信振興課 推進係

〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2

中央合同庁舎第2号館

電話：03-5253-5756

ファックス：03-5253-5759

e-mail：ict-model-project@ml.soumu.go.jp

## 委託対象経費の範囲

※ 地方公共団体の職員の人件費、旅費は委託経費の対象とはならない。

大項目	中項目	説明	具体例
Ⅰ．設備備品費	1. 情報通信システム関係経費	委託業務で用いるシステムの調達に係る経費	・委託事業の遂行に直接必要なシステム・ソフトウェアの企画、設計、開発に係る外注請負費
	2. 機器類リース・レンタル費	委託事業の遂行に必要な機械装置、その他備品を必要とする場合におけるそのリース・レンタルに要する経費	・カーノ類 ・計測機器
	3. 機器類購入費	委託事業の遂行に必要不可欠であって、リース・レンタルが不可能な機械装置、その他備品の製作又は購入を必要とする場合におけるその製造原価又は購入に要する経費	・リース・レンタルが不可能な機械装置の購入費 ・購入した機械装置と一体、あるいは付属として組み込まれているソフトウェア
	4. 保守費	機械装置等の保守（機能の維持管理等）を必要とする場合における労務費、旅費、交通費、滞在費、消耗品費及びその他の必要な経費（ただし、Ⅰの1及び2並びにⅢの1～3に含まれるものを除く）	
	5. 設置工事費	機械装置等の設置にかかる労務費等必要な経費（ただし、Ⅲの1～4に含まれるものを除く）	
Ⅱ．協議会等運営経費	1. 委員等謝金	委託業務の遂行に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための協議会等の開催に要する委員等謝金（ただし、Ⅲの3に含まれるものを除く。）	・実施計画書に記載された、協議会等の開催に係る謝金
	2. 委員等旅費	協議会等の開催に要する委員等旅費（ただし、Ⅲの3に含まれるものを除く。）。	・実施計画書に記載された、協議会等の開催に係る旅費・交通費
	3. 会議室借上費	協議会等の開催に要する会場費（ただし、Ⅲの3に含まれるものを除く。）。	
	4. 会議費	協議会等の開催に要する茶菓代等（ただし、Ⅲの3に含まれるものを除く。）。	・会議の茶菓及び弁当等（アルコール類は除く）に係る経費
	5. 資料作成費	協議会等の資料の作成に係る印刷・製本費等の経費（ただし、Ⅲの4に含まれるものを除く。）	
Ⅲ．消耗品、その他経費	1. 消耗品費	委託事業の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の購入又は製作に要する経費	・事務用品（委託事業にのみ特化して使用するもの） ・電子タグなど
	2. 通信運搬費	委託事業に直接要する通信回線の月々の使用料および資料等の郵便発送等	・回線費 ・切手代、郵送料
	3. 調査費	委託事業に必要な住民ニーズの調査や効果測定に必要な経費	・アンケート調査費
	4. 報告書作成費	成果報告書の印刷・製本に要する経費	・契約に基づいて総務省に提出する、成果報告書等の作成のための経費
	5. ソフトウェア使用料	委託業務に必要なソフトウェアに係る月々の使用料等	・委託事業の遂行に直接必要なソフトウェアに関しライセンス契約を締結して限定使用する使用料
	6. その他特別費	以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費。	・図書資料費等



# **「地域ICT利活用モデル」 全国先進事業事例集**

平成 20 年 3 月発行

発行

総務省東北総合通信局

情報通信部情報通信振興課

〒 980 - 8795 仙台市青葉区本町 3 - 2 - 23

TEL : 022 (221) 7432

FAX : 022 (221) 0613

E-Mail : [sinkokikaku-toh@rbt.soumu.go.jp](mailto:sinkokikaku-toh@rbt.soumu.go.jp)

URL <http://www.ttb.go.jp>

※禁無断転載・複写





